

平成 27 年

小樽市議会会議録

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成27年
 第2回定例会 会期及び会議日程
 小樽市議会

会期 6月18日～7月7日(20日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
6月18日(木)	提案説明	
19日(金)	休会	
20日(土)	〃	
21日(日)	〃	
22日(月)	会派代表質問	
23日(火)	会派代表質問	
24日(水)	一般質問	
25日(木)	一般質問	
26日(金)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
27日(土)	〃	
28日(日)	〃	
29日(月)	討論・採決(議案第1号)	予算特別委員会(総括質疑)
30日(火)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
7月1日(水)	〃	予算特別委員会(総括質疑)
2日(木)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
3日(金)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
4日(土)	〃	
5日(日)	〃	
6日(月)	会期延長	
7日(火)	討論・採決等	

平成27年
第2回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6月18日（木曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第15号	3
	○市長提案説明（議1～14）	3
	○教育行政執行方針 教育長	10
	○提案説明（議15 新谷議員）	13
1	日程第3 休会の決定	14
1	散 会	14

○ 6月22日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	17
1	欠席議員	17
1	出席説明員	17
1	議事参与事務局職員	18
1	開 議	19
1	会議録署名議員の指名	19
1	日程第1 議案第1号ないし第15号	19
	○会派代表質問 山田議員	19
	○会派代表質問 川畑議員	37
1	散 会	55

○ 6月23日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	57
1	欠席議員	57
1	出席説明員	57
1	議事参与事務局職員	58
1	開 議	59
1	会議録署名議員の指名	59
1	市長から発言の申出	59
1	理事者から発言の申出	59
1	日程第1 議案第1号ないし第15号	59
○	会派代表質問 千葉議員	59
○	会派代表質問 林下議員	85
○	会派代表質問 安齋議員	99
○	議事進行について 安齋議員	121
○	議事進行について 安齋議員	122
1	散 会	123

○ 6月24日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	125
1	欠席議員	125
1	出席説明員	125
1	議事参与事務局職員	126
1	開 議	127
1	会議録署名議員の指名	127
1	市長から発言の申出	127
1	日程第1 議案第1号ないし第15号	127
○	一般質問 中村（岩雄）議員	127
○	一般質問 高橋（龍）議員	130
○	一般質問 酒井（隆裕）議員	132
○	議事進行について 秋元議員	142
	議長からの発言（一般質問の継続が不可能と判断するに至った経過の説明について）	142
1	散 会	142

○ 6月25日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	145
1	欠席議員	145
1	出席説明員	145
1	議事参与事務局職員	146
1	開 議	147
1	会議録署名議員の指名	147
1	市長から発言の申出	147
	議長からの発言（今後の議会運営について）	147
1	日程第1 議案第1号ないし第15号	147
○	一般質問 高野議員	147
○	一般質問 酒井（隆行）議員	153
○	一般質問 中村（誠吾）議員	162
○	一般質問 秋元議員	169
○	議事進行について 小貫議員	173
	予算特別委員会設置・付託	180
	常任委員会付託	180
1	日程第2 請願及び陳情	180
	常任委員会付託	180
1	日程第3 休会の決定	180
1	散 会	180

○ 6月29日（月曜日） 第6日目

1	出席議員	181
1	欠席議員	181
1	出席説明員	181
1	議事参与事務局職員	182
1	開 議	183
1	会議録署名議員の指名	183
1	日程第1 議案第1号	183
	予算特別委員長報告	183
	議案第1号修正案の趣旨説明（高橋（龍）議員）	185
○	討 論 山田議員	186
○	討 論 安斎議員	187

○討 論	小貫議員	187
○討 論	石田議員	189
○討 論	千葉議員	191
○討 論	林下議員	192
採 決		193
1 日程第2	休会の決定	193
1 散 会		193

○ 7月6日（月曜日） 第7日目

1 出席議員	195	
1 欠席議員	195	
1 出席説明員	195	
1 議事参与事務局職員	196	
1 開 議	197	
1 会議録署名議員の指名	197	
1 日程第1	会期の延長	197
1 散 会	197	

○ 7月7日（火曜日） 第8日目

1 出席議員	199	
1 欠席議員	199	
1 出席説明員	199	
1 議事参与事務局職員	200	
1 開 議	201	
1 会議録署名議員の指名	201	
1 日程第1	議案第2号ないし第15号並びに請願及び陳情並びに調査	201
	予算特別委員長報告	201
○討 論	小貫議員	205
採 決		206
	総務常任委員長報告	206
○討 論	酒井（隆裕）議員	207
○討 論	佐々木議員	208
○討 論	石田議員	209

○討 論	安齋議員	210
採 決		210
経済常任委員長報告		211
○討 論	小貫議員	212
○討 論	中村（吉宏）議員	213
○討 論	面野議員	213
○討 論	秋元議員	214
○討 論	石田議員	214
○議事進行について	秋元議員	215
議長から石田議員に対する注意等		215
○石田議員から発言の申出		215
○討 論	安齋議員	216
採 決		217
厚生常任委員長報告		217
○討 論	高野議員	218
○討 論	鈴木議員	219
○討 論	中村（誠吾）議員	220
採 決		220
建設常任委員長報告		221
○討 論	前田議員	222
○討 論	川畑議員	222
○討 論	高橋（克幸）議員	223
○討 論	林下議員	224
○討 論	安齋議員	224
採 決		225
1 日程第2	議案第16号ないし第18号	225
○市長提案説明（議16、17）		225
○討 論	山田議員	226
採 決		226
1 日程第3	意見書案第1号ないし第11号	226
○提案説明	（意1～3 高野議員）	226
○討 論	酒井（隆行）議員	227
○討 論	小貫議員	228
○討 論	斉藤議員	229
○討 論	林下議員	229
採 決		230
1 閉 会		230

議事事件一覧表

議案

議案	第1号	号	平成27年度小樽市一般会計補正予算
<議案第1号修正案>	修正案		平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案
議案	第2号	号	平成27年度小樽市一般会計補正予算
議案	第3号	号	平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	第4号	号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	第5号	号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	第6号	号	新たに生じた土地の確認について
議案	第7号	号	町の区域の変更について
議案	第8号	号	動産の取得について〔小樽市指定ごみ袋その1〕
議案	第9号	号	動産の取得について〔小樽市指定ごみ袋その2〕
議案	第10号	号	動産の取得について〔ロータリ除雪車〕
議案	第11号	号	工事請負契約について〔手宮中央小学校屋内運動場新築工事〕
議案	第12号	号	工事請負契約について〔奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事〕
議案	第13号	号	工事請負契約について〔山手地区統合小学校新築造成工事〕
議案	第14号	号	動産の取得について〔救助工作車〕
議案	第15号	号	小樽市非核港湾条例案
議案	第16号	号	小樽市固定資産評価員の選任について
議案	第17号	号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	第18号	号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

意見書案

意見書案	第1号	号	マイナンバー制度の施行中止を求める意見書（案）
意見書案	第2号	号	介護報酬の再改定を求める意見書（案）
意見書案	第3号	号	オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求める意見書（案）
意見書案	第4号	号	小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書（案）
意見書案	第5号	号	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
意見書案	第6号	号	2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書（案）
意見書案	第7号	号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）
意見書案	第8号	号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案	第9号	号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）
意見書案	第10号	号	認知症への取組の充実強化に関する意見書（案）
意見書案	第11号	号	農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書（案）

請願

請願	第1号	号	小樽市への賭博場・カジノ誘致反對方について
----	-----	---	-----------------------

陳情

陳情	第1号	号	市道「幸2丁目12番付近」の横断歩道設置方について
陳情	第2号	号	赤岩1丁目道路の安全対策方について（砂箱の設置）
陳情	第3号	号	赤岩1丁目道路の安全対策方について（信号機の設置）
陳情	第4号	号	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について
陳情	第5号	号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
陳情	第6号	号	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

山田議員（6月22日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 市長の五つの公約について
 - (1) 安全で安心なまちづくり
 - (2) 人口減少に歯止めをかけるための子育て支援と高齢者対策の充実
 - (3) 中心市街地の整備再開発と空き家対策について
 - (4) 知育、徳育、体育などの教育の取組
 - (5) まちが元気になる経済対策について
- 3 財政・財務について
 - (1) 地方公会計の整備促進について
 - (2) 平成26年度行政評価（事業評価）について
 - (3) 人口減少対策について
- 4 経済に関連して
 - (1) 地方創生関連予算について
 - (2) 観光基本計画（ショートフィルムセッション）について
 - (3) おたるドリームビーチについて
- 5 厚生に関連して
 - (1) 病院に関連して調剤薬局について
 - (2) 在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについて
- 6 教育に関連して
 - (1) 教育行政執行方針について
- 7 その他

川畑議員（6月22日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 戦争法案について
- 2 市長公約にかかわって
 - (1) カジノ誘致に反対する市長の姿勢について
 - (2) 原発再稼動に反対する市長の見解について
 - (3) 子育て支援について
 - (4) 除雪について
 - (5) 銭函駅、南小樽駅のエレベーターの設置、バリアフリー化について
- 3 国保料の引下げについて
- 4 住宅エコリフォーム助成事業の取扱いについて
- 5 おたるドリームビーチに市営海水浴場を開設することについて
- 6 その他

千葉議員（6月23日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 市長が批判した「しがらみ」について
 - (2) 職員人事について
 - (3) 参与の任用について
- 2 市長の「公約」に関連して
 - (1) 人口減少対策について
 - (2) 経済対策について
 - (3) 除排雪体制の整備について
 - (4) 小学生までの医療費と第3子以降の保育料を無料化する公約について
 - (5) 周産期医療について
 - (6) 北電泊原発再稼動について
- 3 財政について
 - (1) 平成26年度一般会計の決算見込みについて
 - (2) 今後の財政運営について
- 4 おたるドリームビーチの問題について
- 5 障がい者の虐待防止について
- 6 住宅に関連して
 - (1) 空き家対策について
 - (2) 小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例について
- 7 その他

林下議員（６月２３日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 議案第1号平成27年度一般会計補正予算（おたるドリームビーチ）について
 - （1）違法建築物の撤去と安全対策や秩序を維持するための条例化
- 3 公契約条例について
 - （1）人口減少に歯止めをかけ若年層の流出を防止する
- 4 北海道新幹線開業に向けた2次交通の確立について
 - （1）経済効果を最大限に引き出す
- 5 除排雪体制の整備について
 - （1）市民目線での整備
- 6 その他

安斎議員（６月２３日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案第1号にかかわって
 - （1）市営開設理由と非開設の場合の対応について
 - （2）道路閉鎖の対応は可能か
 - （3）おたるドリームビーチは観光対策では、他の海水浴場との整合性は
- 2 除排雪体制について
 - （1）年間の除雪費はどの程度まで確保可能か
 - （2）雪堆積場の増設の視点について
 - （3）岩見沢市の全庁的組織体制で市民サービス向上は
- 3 人口減対策にかかわって
 - （1）小学生までの医療費無料化について
 - （2）第3子以降の保育料無料化について
- 4 市政のオープンについて
 - （1）市政のオープンとは何か
 - （2）予算編成過程の公開をしないのか
 - （3）オープンデータの取組と森井市長自身のFacebook利用は
- 5 参与の設置について
 - （1）非常勤嘱託員の任用について
 - ア 非常勤嘱託員任用までの人選と手続の流れは
 - イ 参与任用で公募しなかった理由と人選した理由は
 - ウ 決裁の過程でなぜ市長の判こが先だったのか
 - （2）報酬月額30万円の根拠は
 - ア フルタイム勤務と短時間の再任用の月額給料は
 - イ 規則を定め条例改正の手続をしなかったのはなぜか
 - （3）予算措置について

- ア 予算の流用を行えるのはどのような場合か
- イ 規則を設け報酬額を条例で規定し補正予算を措置する正規の手続を
- 6 市長公約の教育改革について
 - (1) 「ここ数十年間で低下した学力」の根拠は何か
 - (2) 新・市民プールの整備が、後退しているのでは
- 7 その他

○一般質問

中村（岩雄）議員（6月24日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 周産期医療体制について
- 2 その他

高橋（龍）議員（6月24日2番目）

答弁を求める理事者 教育長及び関係理事者

- 1 小樽の体育行政について
 - (1) 総合体育館使用料の減免について
- 2 その他

酒井（隆裕）議員（6月24日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市営室内水泳プールについて
- 2 市内職業高等学校の再編について
- 3 その他

高野議員（6月25日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 周産期医療について
- 2 小樽市の公園について
- 3 その他

酒井（隆行）議員（6月25日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の公約について
 - (1) いいこと・悪いことの認識について
 - (2) 防災無線の整備について
 - (3) A E Dの計画的な設置について
 - (4) 空き家対策と中心市街地について
- 2 市内経済とエネルギーなどについて
 - (1) 市内経済の状況について
 - (2) ふるさと納税について
 - (3) クルーズ客船と小樽港の物流について
 - (4) 港湾に関連して
 - (5) エネルギーに関連して
 - (6) 銭函工業協同組合の助成金について
- 3 人口減少対策と子育て支援などについて
 - (1) J R 駅のバリアフリー化などについて
 - (2) 銭函市民センターの設備の充実について
- 4 森井市長の教育に関する認識について
- 5 市長の政治姿勢について
- 6 その他

中村（誠吾）議員（6月25日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市内における周産期医療体制の確立に向けて
- 2 新市立病院開院後の経営状況等について
- 3 保育所待機児童の解消に向けて
- 4 市内の防災体制について
- 5 その他

秋元議員（6月25日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 今後の市政運営について
 - （1）議会への説明について
 - （2）公約実現への決意
 - （3）財政の硬直化についての8年間の分析は
 - （4）財政オープン化での方法、目的、予算について
 - （5）行政評価の認識
- 2 経済施策について
 - （1）観光客誘致の施策は
 - （2）輸出物品販売場制度について
 - （3）無料公衆無線LAN環境整備とセキュリティについて
 - （4）プレミアム商品券について
- 3 若者支援と連絡会議の継続について
- 4 その他

平成27年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成27年6月18日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛												
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	小	鷹	孝	一								
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章						
産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生			
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	三	浦	波	人						
保	健	所	長	秋	野	惠	美	子	建	設	部	長	相	庭	孝	昭							
消	防	長	明	井	隆	生	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	迫	俊	哉	総	務	部	長	日	栄	聡										
総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公			

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成27年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋龍議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期を、本日から7月6日までの19日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第14号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 本日、平成27年第2回定例会が開会されるに当たり、今後4年間の市政運営、まちづくりについての考え方の一端を述べさせていただきますので、議員の皆様、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

御承知のとおり、本市を取り巻く環境は、歯止めのかからない人口減少や少子高齢化の進行、人口減少に伴う市内経済の低迷、多くの公共施設の老朽化、厳しい財政状況など、さまざまな課題に直面しております。中でも、人口減少への対策は最重要課題であることから、周産期医療の安定化に向けた取組のほか、子育て支援の充実や除排雪の改善など、市民の皆様の身近な行政サービスの向上に向け、財政状況を検証した上で、一つ一つの政策を着実に進めてまいりたいと考えております。

私は、市民の皆様が住んでいてよかったと思えるまちづくりを進めることが何より重要であると考えております。まちづくりの主役である市民の皆様にも市政運営に携わっていただきながら、このまちの元気を取り戻し、住みよいまち小樽、人にやさしいまち小樽の実現に向けて、小樽の再生とまちづくりに取り組む覚悟でございます。

自治基本条例では、本市が目指す自治の姿やまちづくりを進める上での基本原則として情報の共有と市民参加及び協働が規定されております。

今後、町会の皆様や地域の方々とお話をする機会をつくっていきたいと考えておりますが、開かれた市政運営を念頭に置き、市民の皆様に市政の現状をできる限りオープンにできるよう、その内容や手法の検討を進めていくとともに、市民目線で取り組める市政を築き上げてまいります。

その上で、私は、これからの4年間、本市の抱えるさまざまな課題を解決しながら、元気なまち小樽を取り戻すため、五つの公約を掲げました。小樽のまちの将来を見据え、市民の皆様、議員の皆様との協働の下、小樽の再生に向けて最善を尽くす決意であります。

まず一つ目は、安全で安心なまちづくりであります。

このまちで生活している人たちを大切にする政策を第一に進めてまいります。

市民生活と最もかわり合いが深く、市民満足の基本となるのが生活の安全と安心の確保であります。子供からお年寄りまで、誰もが健康で、心豊かに、安全で安心に暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

まず、冬の快適な生活のための除排雪の体制の整備であります。

市民の雪堆積場と除雪拠点の見直しを行い、それぞれ増設したいと考えておりますので、その確保に向けて早急な検討を進めてまいります。

また、除雪の出動態勢を15センチから10センチにすることや、がたがたの道路を解消するため路面整正を行うなど、よりきめ細やかな除排雪に取り組みたいと考えておりますので、除雪機械やオペレーターの確保など、除排雪体制の見直しに向けた検討を進め、可能な取組から一つ一つ実施をしてまいります。

防災・減災対策では、本市は比較的災害の少ないまちではありますが、近年、豪雨による土砂崩れや火山の噴火などの自然災害が全国各地で発生しており、いつどこで災害が起こるかわからない状況にあります。市民の皆様の安全・安心を守るため、防災や減災に向けた備えをできるだけ速やかに進めていく必要があることから、防災無線の設備や避難所の環境整備、避難訓練支援など、先を見据えたしっかりとした防災対策を行うほか、福島第一原発事故を踏まえ、小樽市地域防災計画に原子力防災対策を盛り込みます。

なお、泊発電所の再稼働については、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を見ましても事故は起こり得るものと考えており、再稼働には反対の立場ではありますが、具体的な対応については、今後、検討してまいりたいと考えております。

公共建築物や上下水道、道路、橋梁などの耐震化や老朽化対策につきましては、長期にわたる取組が必要であり、小・中学校をはじめとした耐震化などを計画的に進めるとともに、道路ストック修繕更新計画や橋梁長寿命化修繕計画などに基づく更新や維持・管理を進めてまいります。

今後の公共施設全体のあり方については、速やかに検討していく必要がありますので、公共施設等の状況を把握し、将来的な人口規模や財政状況に見合うよう更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うとともに、財政負担を平準化していく必要があることから、新たな体制の下で公共施設等総合管理計画の策定作業を進めてまいります。

また、コミュニティの中核として地域活動を支える町会の自主的な活動を支援し、地域の方々がそれぞれの課題解決に取り組み、また、まちづくりに参画していただけるよう、しっかりとした協力関係が必要であります。既存の街路防犯灯の老朽化や電気料金の値上がりに伴う町会等の負担を軽減するとともに、子供や高齢者も安心して歩けるよう、3か年でLED化を進めるほか、町会等が新たにLED街灯を設置する場合については、既存の助成制度の見直しを検討してまいります。

また、消防署長橋出張所と塩谷出張所を統合するオタモイ出張所につきましては、平成29年4月の供用開始に向けて取組を進めるほか、AEDにつきましては、未設置となっている公共施設へ設置をしてまいります。

二つ目としましては、人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援と高齢者対策の充実を図ります。住んでいる方々を大切にする政策に、より重点を置いて進めてまいります。

本市の人口は、昭和39年をピークに減少が続いており、まちの活力を維持していくため、人口減少への対策は最重要課題であると考えております。

市内経済の活性化による雇用の場の創出・拡大や子育て・教育環境の充実、身近な暮らしに直結する生活環境の整備、そのどれもが重要であり、総合的な取組が必要であると認識しておりますが、限られた財源の中、中・長期的な観点を持ちながら、優先的に取り組む事業を組み立てていく必要があると考えております。

本市では、若い世代の市外への転出が続き、相対的に少子高齢化が速い速度で進行している中で、当面は子供たちへの取組や住みよい環境づくりが重要であると考えており、庁内検討会議や小樽市人口対

策会議の中で、各方面からの御意見をいただきながら、効果的な人口対策を検討してまいりたいと考えております。

そのための施策として、まず子育て支援では、小学生までの医療費と第3子以降の保育料を無料化し、子育て世代の負担を軽減してまいります。実施に当たっては、制度設計や関係機関への説明・周知方法などのほか、財政状況を検証した上で、着実に取組を進めてまいります。

また、全ての子供が健やかに育ち、安心して子供を産み育てることができる子育て環境を創出するため、生まれた全ての子供を保健師や助産師が訪問するこにちは赤ちゃん事業や育児の援助を行うファミリーサポートセンター事業を引き続き実施していくほか、子育てに不安を持つ保護者のサポートを目的とした相談事業や親子の交流事業などを実施する地域子育て支援センターの活動なども推進してまいります。

さらに、入会対象が小学校6年生まで拡充された放課後児童クラブの安定的な運営を図るなど、本年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度に基づく取組や、子育て世代の皆様のニーズに応じた総合的な子育て支援を進めてまいります。

安定した周産期医療の実現に向けては、医師の確保が何よりも重要であることから、地域周産期母子医療センターとして認定されている小樽協会病院や、周産期医療に携わられている方々などから情報収集を行うほか、北海道をはじめとした関係機関との対話を進め、現状をしっかりと把握した上で、産婦人科医の働きやすい環境を整え、支援を強化できるよう、できることから一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

市民の命と健康を守るための取組につきましては、小樽市健康増進計画第2次健康おたる21等の計画に基づき、高齢者等が生きがいを持って毎日楽しく過ごすための礎である健康の維持・増進を進めてまいります。計画の推進に当たっては、町会や関係団体などとも協働しながら、生活習慣病予防のための健康教育などに取り組んでまいります。

小児健診の充実や高齢者の病気予防と健康増進に向けては、医療機関等との連携の下、取組を検討するほか、高齢者の予防接種の接種率向上や、がん検診や特定健診、後期高齢者健診などの受診率向上に努めるなど、健康増進に向けた取組を推進してまいります。

高齢者への支援としては、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅サービスの拡充を図るとともに、地域支援事業の充実に向けた準備を進めてまいります。

昨年12月に開院した小樽市立病院は、後志2次医療圏の基幹病院として高度・急性期医療を担い、他の医療機関とのネットワーク化を推進し、この地域で完結できる医療体制の拠点となることを目指しておりますので、市民や後志地域の住民が安全・安心な生活を送ることができるよう、最良の医療を提供するとともに、災害拠点病院として救命医療等を行うための高度な診療機能を確保してまいります。そのためにも、効率的な運営を行い、健全な病院経営に努めてまいります。

また、住みよい環境づくりでは、市民の皆様から多くの要望があるJR銭函駅、南小樽駅のエレベーターの設置など、バリアフリー化に向けてJR北海道等との協議を行い、できる限り早期の実現を目指してまいります。特に、銭函地域は札幌市とのかかわりが強く、人口対策を検討する上でも重要な地域と考えていることから、JR快速の停車を含めた交通網の再構築について検討や協議を進めるほか、銭函市民センターの設備の充実など、生活環境に即した政策を行ってまいります。

三つ目は、中心市街地の整備再開発と空き家対策についてであります。

まちなかのにぎわいを創出するためには、中心市街地の活性化が重要であります。

まず、駅前広場など小樽駅周辺地区のあり方の検討については、官民が参画する協議会等において、現状分析と将来を見据えた再整備の必要性について話し合うこととしております。

空き家対策につきましては、去る5月26日に全部施行された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、新たな体制の下、危険な空き家に対する対策や対応を進めてまいりますが、今年度実施する空き家の実態調査などの情報を活用しながら、空き家・空き地バンクの活用はもとより、市内にある空き家解消に向けての情報提供のあり方について検討を進め、利用可能な空き家の活用を図ってまいります。また、小樽市住宅マスタープランに位置づけられた、空き家を借り上げる既存借上公営住宅制度の検討を進めてまいります。

四つ目は、知育、徳育、体育など教育の取組についてであります。

詳しくは、教育行政執行方針において、後ほど教育長から述べさせていただきますが、子供たちは、これからの小樽のまちづくりを担う大切な宝でございます。したがって、学力の向上はもちろんのこと、自然や歴史体験の機会を通じた情操豊かな人間形成や生活習慣の改善、そして命の大切さなど、心身の健やかな成長を目指した豊かな教育環境をつくり上げていく必要があります。

また、国外から多くの観光客が訪れているように、人や物が国境を越えて自由に移動するボーダレス化が進む中で、早くに世界に関心を持ち、外へと視野を広げることは大切なことと考えており、姉妹都市提携との関係などを意識した語学学習の機会を創出し、国際社会に対応できる人材育成を目指してまいります。

社会教育の分野においては、本市ではさまざまな団体や組織が文化・芸術活動を営んでおり、これら団体と連携を図りながら、文化や芸術に触れる機会の拡大に取り組むとともに、子供たちの体力向上や市民の健康増進に向けて、一流の指導者やプロの選手と触れ合う機会を設け、子供たちにやる気や憧れを抱かせる環境を整えてまいります。

新・市民プールの整備も含めた体育施設の整備につきましては、学校適正配置の進捗状況や公共施設の今後のあり方などを踏まえ、建設できる用地を検討するとともに、財政状況も見極めながら実現に向けた取組を進めてまいります。

このまちで育つ子供たちが、夢を持って、目標を持って、みずから進んで学んでいただけるように、子供たちの教育環境をしっかりと整えてまいりたいと考えております。そのためにも、幼少期の教育から力を注いでまいります。

小樽の教育環境は素晴らしいと皆様に思っただけですが、人口の減少が続く本市にとっても大きなアピールポイントになるものと考えておりますので、教育委員会と連携を図りながら、公約の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

五つ目は、まちが元気になる経済対策についてであります。

本市には、数多くの貴重な歴史的文化的文化遺産や豊かな自然環境など、素晴らしい地域特性や資源があり、情緒あふれるまち並みは、多くの人々を魅了しています。地域経済の活性化に向けて、この小樽特有の地域資源や知名度など強みを最大限に活用するため、その可能性をしっかりと掘り起こし、磨き上げ、ポテンシャルを顕在化させることで、その効果の波及に努めてまいります。また、小樽の素晴らしさを国内のみならず海外へ向けて幅広く情報発信するとともに、私自身が小樽の営業マンとして積極的なトップセールスを行うなど、地域経済の活性化を図ることにより雇用の場の拡大に努め、若い世代の地元への定着を目指してまいります。

まず、小樽産品を活用したふるさと納税の推進についてですが、自治体や地場産品のPRによって地域経済への波及効果が見込まれることから、全国各地でさまざまな取組が行われているふるさと納税制

度を導入することが必要ではないかと考えております。市が買い上げた地場産品をふるさと納税をしていただいた方に進呈することで、小樽の魅力を発信してまいります。

また、本市をはじめ後志地域は、北海道の縮図と言われるほどの魅力ある食の宝庫でありますので、その強みを本市の加工技術による新たな商品開発の推進や商品力アップによるブランド化の取組、国内外への販路の拡大に向けて、引き続き取組を進めてまいります。

次に、地場産業の振興につきましては、本市の経済を支えている中小零細企業の振興なくして経済の活性化を考えることはできないため、これらの企業への助成支援の検討を進めるほか、商店街や市場の集客強化に向けた取組に対する支援や、市内の各経済団体との連携によって中心市街地のにぎわいづくりを図るなど、経済波及効果を高める政策を展開してまいります。

また、新たな創業環境を創出することは、市内経済の活性化や雇用創出効果のほか、市外からの転入者の増加が期待できることから、創業に向けた支援に取り組んでまいります。

企業誘致につきましては、今年度、食品や物流関連を中心に、三大都市圏の大手・中堅企業を対象とし設備投資動向を調査するほか、首都圏で開催される産業展でのPRなどを実施しながら積極的な企業誘致を進めるほか、石狩湾新港LNG火力発電所の建設が順調に進むよう、可能な限り協力を行ってまいります。

また、イベント誘致につきましても、小樽をPRする観点からも、スポーツや文化など関係する団体などと連携をしながら、全国・全道規模の大会や合宿の誘致を進めてまいります。

国内外の観光客誘致推進につきましては、特に、経済成長が続く東アジア及び東南アジア各国からの観光客が増加傾向にあることから、継続してお越しいただけるよう、観光基盤や、国内はもとより海外からの観光客の皆様を温かく迎え入れる体制の整備を図り、まちの活性化へとつなげてまいります。また、小樽・後志地域の体験観光では、職人体験や歴史体験、自然体験などさまざまな体験が用意をされておりますので、しっかりコーディネートしながら情報発信することにより、滞在時間の長期化に結びつき、宿泊増へと発展していくと考えております。

また、来年の北海道新幹線開業に向けて、開業効果をより一層小樽や後志全体に波及させるため、北海道新幹線しりべし協働会議や後志地域二次交通検討会議の下、オール後志で連携を図りながら、道南と小樽―後志地域間の二次交通の充実や観光客の誘致に向けた方策を検討してまいります。

なお、カジノについては、小樽が持つ環境や風土に適さない施設であると考えておりますので、その誘致に向けた取組などは考えておりません。

小樽港の整備につきましては、港湾施設の老朽化が顕在化していることから、港湾活動に支障を来さぬよう、必要性、緊急性の高いものから老朽化対策を順次進めてまいります。

小樽港の物流促進につきましては、ここ数年貨物の取扱量が減少していることから、ロシア沿海地方の企業訪問や市場調査を行うなど、貿易拡大に向けた取組を強化するほか、取扱貨物の大宗を占めるフェリー航路をはじめ、中国コンテナ航路などの定期航路の利用促進に向けて官民連携による取組を進めてまいります。

また、環日本海クルーズ推進協議会などでの活動を通じて、観光消費が期待できる国内外のクルーズ客船の寄港増に向け、誘致活動と受入れ体制の強化に努めてまいります。

さて、重要課題である財政健全化についてであります。

本市の財政状況は、歳入では、人口減少や地価の下落などから市税収入が減少傾向にある一方で、一般財源として大きく依存している地方交付税についても、国において制度改革が検討されており、その動向は不透明なものとなっております。

また、歳出では他会計等から借入れを行った約42億円の返済のほか、老朽化が進む公共施設の耐震化対策、さらには道路や橋梁をはじめとする社会インフラの整備など、多額な費用を要する事業も控えているところでございます。

そうしたことから、市としての自立性を高めるため、自主財源、特に市税の確保、強化につながる事業の推進を図る一方、限られた財源の中で多様なニーズに対応するためには、事業の取捨選択を行い、効果的・効率的な行財政運営の推進が必要であり、真の財政再建に向けての取組を進めてまいりたいと考えております。

就任してから1か月半ほどたちましたが、この財政問題も含めて、たくさんの課題を抱えていると感じてはおりますが、この間、市職員の皆様からさまざまなお話を聞き、そして、一步外へ出てさまざまなものを見て、さらに、たくさんの市民の皆様と触れ合う中で、本当にこのまちのすばらしさ、そして市民の皆様のまちへの愛着を改めて感じております。決して悪いことばかりでなく、むしろこの期間に、このまちの大きな可能性に改めて気づかされました。

このたびの統一地方選挙において、小樽市民の皆様は変えることを選択されました。何かを変えていくことは、大きな勇気と大変な苦勞が伴うことであります。しかしながら、市民の皆様の思いへの期待に応えていく以上、恐れることなく、迷うことなく、しっかりと先を見据えて取り組んでまいります。議員の皆様、市民の皆様には、御指導、御鞭撻とともに、その変えていくための勇気を与えていただきますよう、お願いを申し上げます。

小樽の再生に向けて、私も力強いリーダーシップを発揮し、その役割を果たせるよう、精進をさせていただきます。

繰り返しになりますが、市民の皆様を大切にす市政運営を目指して、住みよいまち小樽、人にやさしいまち小樽の実現に向けて、皆様とともに歩んでまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。どうぞこれからよろしく願い申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの平成27年度各会計補正予算について説明を申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、銭函の海水浴場ドリームビーチにおいて海水浴場組合が建築基準法違反となっている既存建物を全件除却することができず、今年の海水浴場開設を断念したところですが、多数の海水浴客が訪れることが想定され、安全対策などを講じる必要があることから、緊急避難的な措置として市営で海水浴場を開設することとし、所要の経費を計上いたしました。これにつきましては、海水浴場開設に向け、早期に着手しなければならないことから、先議をお願いしたいと考えております。

次に、議案第2号及び第3号につきましては、一般会計及び住宅事業特別会計の通常分の補正予算であります。本年度は改選期であることから、第2回定例会において、事業実施時期等の理由により当初予算で計上を留保していた各種補助金をはじめとした予算を計上し、実質的な年間予算とするところですが、除雪費につきましては、引き続き、きめ細かな除排雪体制の実現に向けた検討に時間を要することから、当面必要となる経費のみを計上し、本格的な除雪費予算につきましては、改めて第3回定例会で提案させていただきたいと考えております。

補正内容の主なものといたしましては、まず、一般会計におきまして、国の緊急経済対策の一つとして創設された新しい交付金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に対応するため、26年度補正

予算への前倒しにより計上していた事業のうち、交付金採択とならなかった子育て支援と教育の充実に関する2事業につきまして、交付金の趣旨を踏まえ事業内容の組替えを行い、改めて所要の経費を計上いたしました。

小学校のデジタル機器整備事業費につきましては、デジタル機器とそれらを活用した教材の整備と教員に対する研修を含めたICT教育促進事業費に改めるとともに、保育環境改善事業費についても、幼稚園や保育所の絵本整備に加え、絵本の読み聞かせや伝承遊びの巡回などを含めた事業に組み替えて、保育環境の充実を図る取組を進めてまいります。

そのほか、災害時の災害広報や緊急非常放送を行う地域FM放送局が難聴地域解消のために行うインターネット配信に係る経費に対し交付する緊急放送難聴地域解消対策交付金、災害現場での隊員間の通信強化を図るために署活動用無線機を導入する消防通信体制充実強化事業費、消防団員の活動時の安全確保を図るための装備品を計画的に整備する消防団員安全装備品等整備事業費を計上するとともに、市道やJR函館線に隣接する市有地ののり面からの落石や土砂崩壊を防ぐための朝里1丁目小規模治山事業費など、所要の経費を計上いたしました。

また、老朽化が進んでいる桜ヶ丘球場と潮見台シャンツェについて、利用者が安全に競技するための施設整備に係る経費を計上いたしました。

このほか、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、本年10月から通知される個人番号の通知等に係る経費や、これから本市で創業しようとする方に対する支援制度の創設など、所要の経費を計上いたしました。

これらの歳出に対する財源といたしましては、市税、使用料、国庫支出金、道支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上し、なお不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れることで対応することといたしました。

これらの結果、議案第1号及び第2号を合わせて、一般会計の補正額は歳入歳出ともに5億3,387万1,000円の増となり、財政規模は556億2,548万円となりました。

次に、特別会計につきましては、住宅事業特別会計において若竹住宅3号棟の建替え工事の実施に向けて、区分所有者等の移転補償費の調査に要する経費を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から第14号までについて説明を申し上げます。

議案第4号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイD住宅及びオタモイG住宅並びに塩谷C住宅の一部を用途廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第5号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、塩谷中学校を廃止するものであります。

議案第6号新たに生じた土地の確認につきましては、北海道が施工した忍路漁港の公有水面埋立ての竣工により、市の区域内に新たに生じた土地を確認するものであります。

議案第7号町の区域の変更につきましては、議案第6号の土地を忍路1丁目に編入するものであります。

議案第8号から第10号までの動産の取得につきましては、市指定ごみ袋及びロータリ除雪車を取得するものであります。

議案第11号から第13号までの工事請負契約につきましては、手宮中央小学校屋内運動場新築工事、奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事及び山手地区統合小学校新築造成工事の請負契約を締結するものであります。

議案第14号動産の取得につきましては、救助工作車を取得するものであります。

以上、概括的に説明を申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、平成27年度小樽市教育行政執行方針について説明するため、教育長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

（上林 猛教育長登壇）

○教育長（上林 猛） 平成27年度小樽市教育行政執行方針を申し上げます。

初めに、全国的な少子化の傾向は、本市においても顕著であり、平成26年の出生数は623人と平成21年と比較して100人の減少、また、12月末の高齢化率は30.74パーセントから35.88パーセントと5.14ポイント上がっております。加えて、この間の人口は13万4,770人から12万5,028人と9,742人減少しており、特に子育て世代の人口流失が深刻な状況となっております。

昨年、小樽市では、庁内に人口対策庁内検討会議を立ち上げたほか、官民挙げた人口減対策の議論を進めており、教育委員会としても、まちづくりは人づくりの観点から、その一員として参画し、積極的な提案や施策の展開を行ってまいります。

教育委員会としては、子育て世代の方々から小樽の教育に関して、学力や教育環境などについて懸念があるとの御意見も伺っており、人口減少対策の一環として、これらの改善に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

また、子供たちが自分が生まれ育った小樽に自信と誇りを持って成長し、将来の小樽を支える人材となるよう、小樽の歴史、産業、そして伝統文化をこれまで以上に学校教育に取り入れるとともに、地域の清掃活動やお祭りなどの行事に積極的に参加するなどの社会貢献活動を一層促進してまいります。

以下、教育委員会として、平成27年度の重点施策について御説明申し上げます。

まず、学校教育の分野ですが、重点施策の第1点目は、確かな学力の育成であります。

昨年の全国学力・学習状況調査では、小・中学校ともに全道平均を下回り、基礎的・基本的な学習内容が十分に定着していないことが浮き彫りとなりました。また、家庭での学習習慣においては、読書量の増加や家庭学習を全くしないと回答した児童・生徒の減少など改善は見られる一方、携帯電話・スマートフォンの使用時間やテレビを見る時間、ゲームをする時間が全国と比べて長いことなど、家庭での生活習慣に大きな課題が見られます。

このような状況を受けて、次のような取組を進めてまいります。

一つ目は、児童・生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上に向けた取組であります。

教育委員会では、今定例会に小学校4年生から6年生の全ての学級に実物投影機と50インチの大型液晶テレビを配備するとともに、小学校全学年に対応した国語の漢字や算数の習熟度別の例題を数多く集積したプリントシステムと各教科のさまざまな教材を瞬時に取り出せるフラッシュ型教材を導入したICT教育促進事業について所要の経費を提案しております。

また、ICT機器の使い方やシステムの効果的な活用について、専門家が全小学校を訪問し、授業支援や校内研修のサポートなどを行うこととしており、ハード面とソフト面を組み合わせた取組を通じ、児童の基礎学力の定着及び学習意欲の向上を図ってまいります。

次に、樽っ子学校サポート事業の取組についてであります。

本事業は各学校からの要望が多く、商大生だけでは対応できないため、本年度は市内の高校生にもサポートを呼びかけるなど、事業の拡大を図ってまいります。

次に、小樽こどもの詩（ポエム）コンクールの実施についてであります。

昨年度、初めて行った本事業は、応募が1,034通と大変好評であったことから、今年度も行うこととし、児童・生徒の言葉に対する興味・関心を高めることで、国語力の育成を図ってまいります。

次に、基礎学力の定着に向けた学校の取組についてであります。

本年度から全小・中学校において、各学年の定着目標を設定し、学期末や学年末に確認テストを行い、基礎学力の定着状況を把握して、その結果を指導に生かす取組を行います。

二つ目は、教員の指導力の向上についてであります。

今年度は、授業力向上研修講座など27講座に加え、新たに小学校における英語の教科化を見据え、英会話スキルアップ講習会を年3回実施することとしています。

次に、一昨年から進めている秋田大学教授との共同研究についてであります。本年度は、向陽中学校と望洋台中学校の授業改善をテーマとした研究を行うとともに、公開授業などを通して、市内中学校教員の授業力向上を図ってまいります。

三つ目は、家庭・保護者への取組であります。

まず、音読運動についてであります。

本市の教育の特色として、この取組を進め、第3回音読カップへの参加を促進し、音読の質の向上と読書の量の増加を目指します。

次に、商大・能開大・高等学校等進路説明会の開催についてであります。

児童・生徒が進路について早い段階から家庭の中で話し合うきっかけとすることを目的として実施しており、今年度は北海道職業能力開発大学校と小樽看護専門学校を新たに加え、6月20日に開催いたします。

四つ目は、地域と連携した取組についてであります。

地域の人材を活用する教育支援活動推進事業の一環として、本年度新たに家庭教育支援事業として、市内の子育て支援活動団体、幼稚園や学校の関係者、PTAや女性学級などの方々に御協力をいただき、わくわく共育支援チームを立ち上げ、家庭教育をサポートするネットワークづくりを行います。拠点となる生涯学習プラザを保護者の方々が気軽に集える場として、家庭教育の悩みなどの相談、子育て情報の発信、親子向けイベントの開催などを行い、家庭での教育力の向上を図ってまいります。

次に、「小樽イングリッシュキャンプ」の実施であります。

1泊2日の英語漬けの時間を過ごし、生きた英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、外国人観光客を英語で観光案内するなど、児童・生徒の国際感覚を養うため、今年度も実施いたします。

次に、ラジオ放送を活用した学校の情報発信についてであります。

市民の方々から、学校で何をやっているのか、よくわからないなどの御意見もお聞きしますことから、教育委員会では、FMおたると連携して、毎週水曜日に15分間の番組として、市内全小・中学校の特色ある取組や子供たちの元気な声をラジオを通じて広く市民に伝える取組を行います。

続いて、学校教育の分野の重点施策の第2点目は、豊かな心の育成であります。

まず一つ目は、いじめ防止に向けた取組についてであります。

本年4月1日に小樽市いじめ防止対策推進条例及び小樽市いじめ防止基本方針を施行しており、児童・生徒が安心して学習活動などに取り組むことができるよう、今定例会に啓発用チラシの配布など、所要の経費を提案しておりますが、これらを通して、児童・生徒や保護者はもとより市民に対し、いじめ防止に向けた意識の高揚を図ってまいります。

二つ目は、児童・生徒の郷土愛を育む取組についてであります。

教育委員会では、児童・生徒が潮音頭の歴史的背景や振りつけを学ぶ機会を通して、郷土を愛する心を育みます。また、多くの児童・生徒の潮ねりこみへの参加を促進し、保護者や地域の方々とともに活動することで、地域社会に貢献する実践的な力を育成するふるさと教育推進事業に取り組みます。

次に、道立高校の適正配置に向けた取組についてであります。

このたび、道教委から小樽商業高校と小樽工業高校との統合再編案が示されましたが、再編に当たっては、小樽にふさわしい魅力ある新しい高校を設置するよう、今後とも道教委に働きかけてまいります。

学校教育分野の重点施策の第3点目は、教育環境の整備であります。

まず一つ目は、市内小・中学校の再編についてであります。

平成27年度は、手宮地区小学校、色内小学校・稲穂小学校、長橋小学校・色内小学校及び塩谷中学校・長橋中学校各統合協議会において、平成28年4月1日の統合に向けて、新しい学校づくりに向けた検討を行うとともに、児童・生徒の事前交流の実施や通学路の安全確保等について協議を進めてまいります。

また、平成29年度に予定している北山中学校と末広中学校の統合に向けて北山中学校・末広中学校統合協議会において、校名や制服など新しい学校づくりに向けた検討を行ってまいります。

さらに、中央・山手地区の緑小学校、最上小学校、花園小学校及び入船小学校、南小樽地区の天神小学校及び奥沢小学校については、保護者や地域住民の理解を得ながら、平成30年度の統合に向けて、それぞれ統合協議会の設立を目指します。

二つ目は、学校の改築や耐震化などの施設整備についてであります。

平成27年度は、手宮中央小学校の屋内運動場新築工事を行うほか、山手地区統合小学校の敷地造成工事や高島・手宮地区統合中学校の校舎となる現手宮西小学校校舎の改修工事実施設計を行います。

次に、耐震化関係としては、耐震診断は桂岡小学校、耐震補強工事は奥沢小学校の校舎及び屋内運動場と銭函中学校屋内運動場で行い、朝里中学校のコンクリートブロックづくりの校舎は、改築に向け実施設計を行います。

学校教育分野の第4点目は、特別支援教育の充実についてであります。

本年4月、教育委員会に特別支援教育担当の指導主事を配置し、専門的な指導・助言を通し、市内の特別支援教育の充実を図ります。また、小樽市特別支援連携協議会を開催し、個別の教育支援計画の定着を図り、乳幼児期から就労時期まで一貫した支援を進めます。

次に、社会教育の分野の重点施策についてであります。

第1点目は、社会教育施設の取組についてであります。

まず、市立美術館では、特別展「小樽運河・いまむかし」を開催しておりますが、これにあわせて梁川商店街との連携や舞踊とのコラボレーションなどを行っております。また、特別展「花ひらく近代洋画の世界」を開催し、日本近代洋画界を牽引した著名な画家の作品を展覧します。

次に、市立文学館では、伊藤整文学賞の功績を継承し、特別展「生誕110年伊藤整展」を5月まで開催いたしました。さらに、8月には企画展「小樽・坂道物語展」を開催し、詩や小説、映画などに描かれてきた数々の坂道の物語を作品の一部や写真、絵画などで紹介いたします。

次に、総合博物館では、企画展「飛び出せ博物館！！手宮線を写真と歩く」を開催します。これは、小樽の繁栄をもたらした鉄道と石炭の写真などを展示室だけではなく、手宮線跡の遊歩道に展示し、小樽の歴史を歩きながら体感してもらうものです。

次に、市立図書館では、小・中学校からの要望に応じて、1校につき100冊を貸し出すスクール・ライブラリー便事業を継続実施いたします。また、小樽市立病院と連携し、病院内の図書コーナーに図書を提供して、患者の皆さんへの読書機会の充実に努めます。

第2点目は、文化財の保存・保護についてであります。

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理に向けた調査工事を終了し、その結果を踏まえ、今後、保存修理の工法などについて検討を行ってまいります。

第3点目は、市民スポーツの振興についてであります。

年々、道内外から参加者が増えているおたる運河ロードレース大会を今年も開催し、夏の観光イベントの一つとして定着化を目指します。

また、高齢化や子供の体力の低下といった状況を踏まえ、教育委員会として今後の生涯スポーツのあり方などについてスポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会、小樽体育協会などの協力をいただきながら、引き続き検討を行ってまいります。

次に、体育施設の設備につきましては、今定例会に桜ヶ丘球場のグラウンド、フェンス等の整備、潮見台シャンツェのアプローチ及びランディングパーンの設備などについて所要の経費を提案しております。

第4点目は、生涯学習関係事業についてであります。

生涯学習プラザにおいてはつらつ講座を開設するとともに、小樽市民大学講座を開設し、市民への学習機会の提供に努めます。

また、次代を担う子供たちが親子で邦楽、日舞、華道などを体験し、その成果を発表する伝統文化こどもフェスティバルの開催を支援し、郷土の伝統文化の継承に努めてまいります。

以上、平成27年度の教育行政を執行するに当たっての重点施策と狙いについて御説明いたしました。

市民の皆様並びに議員各位の一層の御支援と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） 次に、議案第15号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、議案第15号小樽市非核港湾条例案を提案いたします。

新しい議会になり初めての提案ですが、通算59回目の提案となります。

今年は、戦後70年、そして被爆70年です。

1945年8月6日、広島に投下された一発の原子爆弾で、まちは破壊し尽くされ、35万人の市民のうち、14万人が殺傷されました。8月9日は、長崎に原爆が投下され、広島同様、まちは壊滅し、15万人が殺傷されました。そのほとんどが非戦闘員でした。

両市の被爆者は、今なお放射線による後遺症や心身の傷に苦しんでいます。被爆者の平均年齢は80歳と言われますが、核兵器による残酷な被害をなくすため、世界に向けて被爆の体験と原爆の残虐性から核兵器廃絶を懸命に訴え続けています。当時の凄惨な状況を聞くほどに核兵器の非人道性が世界に広がっています。

今年4月27日から国連本部で開かれた核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議で、日本原水爆被害者団体協議会は、核兵器国宛てに、2010年に再確認した「保有核兵器の完全破棄を達成するとの核兵器国による明確な約束の履行」を速やかに実行すること、核抑止力による安全保障ではなく、相互信頼に基づく安全保障政策に転換し、核兵器廃絶へ大きく踏み出すこと、法的枠組みについての交渉開始を検討し、速やかな核兵器の廃絶に向けて勇気ある大きな第一歩を踏み出すことなどを要請いたしました。世界160か国、地域6,600を超える都市が加盟する平和首長会議会長の広島市長、副会長の長崎市長も

核兵器廃絶に向けた前進を訴え、1,000人を超える日本原水協代表団とともに630万人を超える「核兵器全面禁止のアピール」署名を国連代表とNPT再検討会議議長に提出しました。

これらのことが力となり、会議では、非同盟諸国が核兵器を禁止、廃絶するための包括的な条約の交渉開始を提案、多くの国が核兵器禁止条約を支持し、核兵器廃絶のための法的措置や期限を切って行動する提案も行われました。

NPT再検討会議は、NPT非加盟国であるイスラエルの意を受けて米英などが中東の非核地帯化を目指す会議の開催に反対したため、最終文書を採択できませんでしたが、核軍縮を担当する第1委員会議長の最終文書草案が核保有国の反対で削除されたものの、核兵器禁止条約などによる期限を切った核兵器の廃絶に初めて言及したのは重要な前進でした。

また、2012年に始まった、核兵器の非人道性を告発し、その使用禁止と廃絶を訴える声明が159か国の賛同で発表され、オーストリア政府が主導した核兵器を禁止する法的措置を求める人道の誓いへの賛同は107か国にまで広がりました。今会議で最終文書という成果を残せませんでしたが、その議論は前回会議からも大きく発展し、核兵器廃絶に向けた流れを切り開きました。

今、国会では、安全保障関連法案、戦争法案が審議されています。戦争法案は戦闘地域にまで行って軍事支援をする、戦乱が続く地域で治安活動をする、集団的自衛権で武力行使をする、しかもベトナムやイラク戦争のようなアメリカの無法な先制攻撃であっても個別具体的、総合的に政府が判断し、集団的自衛権を発動することにもなるという重大な憲法違反のものです。

アメリカは湾岸戦争、イラク戦争で劣化ウラン弾を投下し、白血病、リンパ腫、呼吸器系疾患などの放射線被害で多くの子供たちが亡くなっています。湾岸戦争に参加した米軍兵士も劣化ウラン弾の放射線被害を受け、後遺症に苦しんでいます。劣化ウラン弾は核兵器ではないという説もありますが、弾丸に利用しているウランから出る放射性物質により白血病などの発症率が非常に高いのです。このような非人道兵器は一刻も早く廃絶しなければなりません。

日本では、現在1,500の自治体が核兵器廃絶や非核三原則を求める非核宣言を行っています。

小樽市は、1982年、全道に先駆け核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。しかし、小樽港にはこれまで核兵器搭載可能なミサイル駆逐艦などの米艦船が75隻も入港し、全道で一番多い入港数です。

1997年9月23日に日米政府間で自治体に協力義務を定めた新ガイドラインが合意されましたが、これを先取りして同年9月7日に米空母インディペンデンスが全国の民間港で初めて小樽港に入港しました。インディペンデンス入港に当たって小樽市議会は臨時会を開いて、小樽港は「商業流通港としての平和的發展を希求する」との決議文を全会一致で可決しています。

戦後70年、被爆70年を転機に、世界の核兵器廃絶の流れに合流し、1997年の議会決議を履行するためにも、神戸方式の非核港湾条例を制定し、核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものにしていこうではありませんか。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月19日から6月21日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時08分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 高橋 龍

議員 中村吉宏

平成27年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成27年6月22日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長																				

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠 一
庶務係 長 伝里 純 也
調査係 長 大崎 公 義
書 記 深田 友 和
書 記 伊沢 有 里

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳谷 昌 和
書 記 佐々木 昌 之
書 記 眞屋 文 枝

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して質問を行います。

市長とは12年前に同じ市議会議員を経験し、同じ議場で議論をさせていただきました。本日は、市長公約を含め、市政運営、まちづくりについてお聞きしてまいります。

今回、市長は、公約を含め、市政運営、まちづくりの考え方について表明されました。小樽の再生のために尽力する覚悟と発言、近々の課題は人口減少、少子高齢化、人口減少による経済の低迷、公共施設の老朽化や厳しい財政状況等と述べています。この現状打破のため、自治基本条例を取り上げ、情報の共有と市民参加及び協働の基本原則を例に挙げ、町会、地域との懇談会や政策の策定段階からの情報開示を通じ、市民目線の政策を築き上げるとお聞きいたしました。4年前や今回の市長選のビラに、記載がなかった自治基本条例を使い、まちづくり推進の基本原則として述べられていましたが、最初に、市長の自治基本条例の認識をお聞かせの上、今後どのような形で市民に自治基本条例を理解、共有していくのかお聞かせください。

また、広報おたる6月号の誌面の中で「市職員が誇りとやりがいを持って働くといった公務の原点に立ち返ることで、市民に信頼される市役所に」と述べられています。

そこで、お聞きいたします。

市長は初登庁のときに、職員の前で御自身の職員に対する思いを述べられたと聞きます。どのような発言をしたのか、お答えください。

6月1日付けで部長職12人を一新する人事異動を発表いたしました。そして、難航している副市長のかわりに、本年4月まで民間の会社に就労していた、また、本市職員を経験したことのある方の参与の人事を6月10日付けで発表されましたが、この参与の任用について前例はあるのでしょうか。

また、法的根拠や条例、内容、役目についてお聞かせください。

あわせて、就労基準、給与、予算措置について明解な御答弁をお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市長の政治姿勢について御質問がありました。

まず、私の自治基本条例に対する認識と今後どのように市民の皆様へ理解と共有を図っていくのかに

つきましては、自治基本条例は、まちづくりの基本的な考えや市政運営の基本的なルールを定めたものであり、市民主体のまちづくりを進めていくための根本となるものと認識をしております。

また、どのように理解と共有を図っていくのかにつきましては、今後、市民の皆様と話をする機会をつくっていききたいと考えておりますので、この中で条例の考え方や意義についても伝え、まちづくりに対する意識の醸成を促してまいりたいと考えております。

次に、市長就任挨拶のうち、職員に語りかけた内容を一部紹介させていただきます。

地方公務員とは何か、市役所とは何か、そして市職員の存在意義とは何なのか、公務の原点に立ち返って、市民の皆様信頼かつ感謝される市役所になるよう、ともに取り組んでいただきたいと思っております。何かを変えていくことは大きな勇気と大変な苦労が伴うことではありますが、職員の皆様には、その変えていく勇気と努力、そして新たな発想を期待しますという内容でございます。

次に、参与の任用につきましては、まず、参与の任用例は本市においてはありません。法的根拠につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であり、その職務の内容及び役目につきましては、政策アドバイザーであります。採用理由は、行政と民間両方の経験と知識を有していることであります。

また、就労基準については、小樽市嘱託員就業規則に基づくものであり、報酬は月額30万円、予算については、今後、補正予算を計上する予定であります。当面の予算措置については、既定予算からの流用にて対応したものであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、市長の五つの公約についてお聞きしてまいります。

最初に、おおよそ理解できることは、除雪対策に重点が置かれ、子育て支援の医療費の負担の軽減、JR駅にエレベーター設置であります。全般を通じて政策の内容が抽象的かつ前市長がレールを敷いた上に乗った内容が多く、予算の見通しを示さず、市長が行う執務に今さらながら副市長不在の深刻な影響があったことがうかがわれ、議会人として同情申し上げます。

では、質問です。

安全で安心なまちづくりの中から、市民の雪堆積場と除雪拠点の見直しと増設では何か所必要と考えているのか、また、15センチメートルから10センチメートルへ除雪の出動態勢を見直した場合の費用や除雪拠点を増設する場合の課題についてお聞かせください。

市長選挙のビラにはなかった平成29年4月供用開始の（仮称）消防署オタモイ出張所設置について、所信表明の中に取り上げられた経緯と供用開始までのスケジュール、塩谷出張所の跡地利用や消防団第8分団の活動拠点について整備方針をお示しください。

次に、AEDの計画的な設置では未設置の公共施設と述べた市長が考える公共施設の範囲についてお答えください。

次に、人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援と高齢者対策の充実の中からお聞きしてまいります。

1、小学生までの医療費と第3子以降の保育料を無料化し、子育て世代の負担を軽減、2、安定した周産期医療の実現に向けて産婦人科医の労働環境の整備と支援、3、小児健診の充実や高齢者の病氣予防と健康増進に向けて、4、最良の医療の提供と効率的で健全な市立病院の経営、5、銭函駅、南小樽

駅のエレベーターの設置等やJR快速の停車を含めた交通網の再構築、銭函市民センターの設備充実を挙げています。

最初に、1では、小学生までの医療費無料などについて述べられていましたが、予算措置や今後導入に向けたスケジュールと財政負担、金額などお示しの上、全国的な流れや状況、問題点について市長の認識をお聞かせください。

次に、2では、産婦人科医の働きやすい環境の整備とは何か、支援とは何か、具体的にお答えください。

4では、市立病院の経営について認識をお聞かせの上、健全な経営方法をお聞かせください。

次に、中心市街地の整備再開発と空き家対策についてお伺いいたします。

空き家対策なども取り上げ、条例の施行とともに対策に乗り出すことと思いますが、個人の財産の処分に市の予算投入など課題も多いと思います。

そこで、お聞きいたします。

最初に、中心市街地の市営住宅建築と小樽駅前広場の再開発で、危険な駅前広場とは何か、どういうものを指すのかお示しください。

次に、自然環境を生かした老健施設の充実、これについて自然環境を生かした老健施設の充実とは一体何なのか、具体的にお示しください。

次に、知育、徳育、体育など教育の取組からお聞きいたします。

最初に、改革から取組へとトーンダウンした理由とは何か、市長、よろしく答弁をお願いいたします。

次に、新・市民プールは財政状況を見ながら実現へと、リーフレットでは「小樽公園へプールの建設」と載っていました。市長の公約のリーフレットでは、この知育、徳育、体育については、児童・生徒の学力アップ、情操教育と芸術・文化の推進、自然・歴史体験の充実、午後学習図書館の活用などなど、姉妹都市の語学を学ぶなど、5項目に関して記載されております。本当に小樽公園へプールの建設が明記されておりました。私的には、なかなかよい案だと思います。ぜひ実現していただきたいと思っておりますが、今回の所信表明にありませんでした。これについては公約の撤回なのか、あるいは後退なのか、お聞かせください。

この項最後に、5、まちが元気になる経済対策についてお聞きいたします。

最初に、公約リーフレットでは、多くの人が訪れるように情報発信、小樽の営業マンになると明記されておりました。今回の市長提案説明では、1、小樽特有の地域資源や知名度の波及・活用、2、雇用の拡大と若者の定住、3、ふるさと納税の返礼品として小樽産品の活用、4、小樽産品のブランド化と国内外販路の拡大、5、イベント誘致や企業誘致、6、中小零細企業の振興と助成や支援の充実、7、小樽港の老朽化対策や貿易拡大による物流促進、8、国内外のクルーズ客船の寄港増に向けた誘致活動の強化ということであり、8項目の提案は抽象的であります。

そこで、お聞きいたします。

この8項目の具体的な目標、計画と予算措置についてお聞かせください。

以上、2項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、公約について御質問がありました。

初めに、安全で安心なまちづくりについてですが、まず、雪堆積場の見直しにつきましては、排雪作業の効率化とコストの低減効果、また、除雪拠点の見直しにつきましては、機動力の向上を図るため、必要となる事業者や機械が確保できるかなどを勘案し、検討を進めてまいりたいと考えております。

除雪出動体制を15センチメートルから10センチメートルにする場合の費用についても、見直しに必要な除排雪態勢とあわせて検討を進めているところであります。

また、除雪拠点を増設する場合には、事業者や除排雪機械の確保が特に重要な課題であると考えております。

次に、(仮称)消防署オタモイ出張所設置につきましては、長橋出張所と塩谷出張所を統合することによって、消防車の2台運用や救急車の専従化を行うなど、出動態勢の充実が図られることは安全で安心なまちづくりの実現に向けた施策につながることから、所信表明に取り上げたものです。

今後のスケジュールにつきましては、今年度を実施設計、来年度に建設工事を行い、平成29年4月の供用開始を目指しております。

また、塩谷出張所の跡利用につきましては、塩谷サービスセンターと併設していることから、地元住民の意見をお聞きしながら、検討してまいりたいと考えております。

長橋出張所に併設をされている消防団第8分団の活動拠点につきましては、(仮称)オタモイ出張所の敷地内に移転を予定しておりますが、今年度行う実施設計の中で規模も含めて精査をしてまいります。

次に、AEDの計画的な設置に係る未設置の公共施設の範囲につきましては、設置の必要性や管理方法を検討した上で、設置が必要と判断される市の施設と考えております。

次に、人口減少に歯止めをかけるため、子育て支援と高齢者対策の充実についてですが、まず、小学生までの医療費の無料化につきましては、現行の助成制度における受給者の一部負担金を全て無料化いたしますと約4,000万円の予算措置が必要となります。なお、現行では助成の対象外となっている小学生の入院外も全て無料化いたしますと、他都市の例による推計では、さらに年間1億円程度の財政負担が必要となり、将来にわたってその負担に耐え得るかが最も大きな課題と考えております。

今後は小樽市人口対策会議等での議論を踏まえ、財政状況を勘案した制度設計や関係機関との協議を進めながら、平成28年度には現行より一定程度拡充できるよう取り組んでまいります。なお、この問題に関しては、全国市長会が本年6月10日付けで採択をしている「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」の中で、「子育てにかかる医療費は、国が全国一律で負担すること」として、「子ども医療費の無償化については、国の責任で実施すべきである」と提言をしており、私といたしましても、今後は市長会とも連携をして、強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、産婦人科医の働きやすい環境の整備と支援策につきましては、例えば子育て世代の医師も多いと聞いておりますので、子育てしながら働ける環境を整えることなどが挙げられますが、あらゆる方面からの情報収集に努める中で、可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

支援を進めるに当たりましては、今後とも北しりべし定住自立圏のみならず、管内の町村とも連携し、北海道などの関係機関に対して要望、要請を行うなど、安定した周産期医療の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立病院の経営についての認識につきましては、小樽市立病院経営改革評価委員会からは、医師不足により収入が確保できていない、ほかの自治体病院に比べ人件費比率が高い、高費用体質であると指摘を受けており、これらが病院経営上の課題であると認識をしております。健全な経営を行うためにも、医師確保は最重要課題であります。その他高度な設備、高機能な医療機器を有効に活用するとともに、ほかの医療機関とのネットワーク化を推進し、医業収益の根幹である患者数の増加を図り、人

件費や管理経費などの圧縮に努めることが必要であると考えております。

次に、中心市街地の整備再開発と空き家対策についてですが、まず、公約にある危険な駅前広場につきましては、昭和51年度に完成した小樽駅前広場のことであり、その後の車両交通量の増大等により、広場から国道へ出る際の車両の滞留スペースの狭さなども相まって、歩行者と車両のふくそう、広場内の歩行者の乱横断など、さまざまな課題が生じていると認識しております。

次に、自然環境を生かした老健施設の充実につきましては、当面は介護を必要とする高齢者の増加が見込まれるため、介護老人保健施設を含む施設の整備が必要であると考えております。しかし、施設を整備することにより65歳以上の方の介護保険料が増加することもあり、給付と負担のバランスを考慮し、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画期間中には、施設の整備は行わないこととしておりますので、30年度からの次期計画において必要な施設の充実について検討してまいりたいと考えております。

次に、教育の取組についてですが、まず、所信表明において「教育の取組」という表現を用いたことにつきましては、教育委員会におきましては、これまでもさまざまな取組を通じて教育環境の改善や学力の向上に努められていると認識をしており、私といたしましても、子供たちが将来の夢や目標を持つことができるよう環境を整え、学ぶことの大切さや学ぼうとする意欲を抱かせることが大切であると考えておりますので、教育委員会と連携を図りながら取組を進めてまいります。

次に、小樽公園でのプールの建設につきましては、新・市民プールの建設はこれまで多くの市民の皆様から要望が寄せられていると認識をしており、私としてもスポーツ環境の充実や健康増進のために必要な施設であると考えております。現在のところ建設適地が見つからない状況にありますので、学校適正配置の進捗状況や耐震補強が必要である総合体育館など、小樽公園周辺を含め、公共施設の今後のあり方などを踏まえるとともに、本市の財政状況を考えると難しいとは思いますが、民間が所有する用地についても注視をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

建設に当たっては、財政状況のほか、建設コストやランニングコストなども見極めながら実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えており、所信表明ではそのような考え方の下、お示ししたものであります。

次に、まちが元気になる経済対策についてですが、現在、既に予算措置されているものと今定例会において予算計上するものの中から何点か申し上げますと、まず、地域資源の知名度の波及・活用につきましては、国内外の観光客に小樽の魅力をPRすることを目的に、新聞や雑誌等へ広告を掲載する観光広告プロモーション事業を展開いたします。予算額は200万円となります。

次に、雇用の拡大と若者の定住につきましては、本市では新規学卒就職者の過半数が市外に就職をしていることから、地元定着を目標に学校及び就職希望者に対し企業見学会や企業説明会、若年労働者就職ガイダンスなどを行う労働者地元定着事業を実施するほか、より実践的な就活実践サポートを行う高校生就職スキルアップ支援事業や、正規雇用を目指す女性や若年者等の失業者を対象にした実務研修や就職支援等を行う女性・若年者の地元定着を目指した人材育成事業を実施いたします。予算額は2,876万6,000円となります。

次に、ふるさと納税につきましては、地場産品販売額の増加やその宣伝効果、さらには観光客として本市訪問への動機づけにつなげていくことを目標に、寄附された方に対し、市が買い上げた地場産品等を進呈したいと考えておりますが、予算につきましては、地場産品等の選定や進呈基準等が決定をした後に計上してまいりたいと考えております。

次に、小樽産品のブランド化や国内外への販路拡大につきましては、主な取組としましては、魅力あ

る小樽産品の道外や海外への販路拡大を目標に、スーパーマーケット・トレードショーへの出展や海外商談会参加への補助を行います。予算額は450万円となります。

また、売上げ向上による雇用増加を目標に人材育成、商品づくり、取引拡大に取り組むため、小樽産品商品力・販売力向上事業を実施いたします。予算額は850万円となります。

このほか、漁家及び水産加工業の経営向上を目標に、水産加工品の知名度アップや販路拡大などの取組として、イベントへの参加やご当地トドックによる小樽特集などを行います。予算要求額は135万円となります。

次に、イベント誘致や企業誘致についてですが、まずイベント誘致につきましては、2020年東京オリンピックに向け、陸上競技、サッカー、セーリングの合宿誘致について北海道のホームページなどに掲載をしているほか、全国・全道規模の大会や大学、実業団等の合宿について競技団体等と連携し、情報の収集に努めてまいります。これらに関する現時点での予算措置はありません。

また、企業誘致につきましては、誘致可能性のある企業の掘り起こし、拡大を目標に、三大都市圏の大手・中堅企業1,500社を対象とし、設備投資動向調査を実施いたします。予算額は357万円となります。

次に、中小零細企業の振興と助成や支援の充実につきましては、新規創業者の支援を目標に事務所等の家賃や内外装工事費を助成するとともに、創業資金融資返済額の利子を補給する創業支援事業を実施するものであります。予算要求額は2,150万円となります。

また、商業を起業しようとする方への支援を目標に、商店街や市場へ出店する際の店舗家賃等を助成する商業起業家定住促進事業を実施するものであります。予算額は300万円となります。

次に、小樽港の老朽化対策につきましては、港湾利用の効率性、安全性の確保を目標に国の直轄事業として第3号ふ頭岸壁改良などを実施いたします。予算額は小樽市の負担金として3億500万円となります。

また、貿易拡大による物流促進につきましては、現状を上回る貨物量の実現を目標に、ロシア沿海地方の企業訪問や市場調査をはじめ、官民連携によるポートセールスを実施いたします。予算額は250万円となります。

次に、クルーズ客船の寄港増に向けた誘致活動の強化につきましては、国内外のクルーズ客船の寄港増を目標に、小樽・後志地域や日本海側港湾などさまざまな連携を通じて、クルーズ客船の誘致活動と受入れ態勢の充実強化を図ってまいります。予算額は1,132万円となります。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 次に、市長の財政問題の認識についてお聞きいたします。

市の歳入は、人口減少問題や地価の下落による市税収入の減少傾向があり、地方交付税についても不透明な状況のため、多額の計上は見込めず、また、歳出では他会計からの借入れや公共施設の耐震化、インフラ整備に多額の費用を見込んでおり、事業の取捨選択をしながら、財政再建を行うと所信表明をされました。

財政について何点かお聞きしてまいります。

私は、平成19年10月、決算特別委員会で自治体会計制度の施行について質問いたしました。この中で明治から始まった自治体会計制度が見直され、企業会計方式を基本としてお役所体質のよい点、悪い点を明らかにし、よりコストを意識した財政運営を目指し、債務管理や資産の管理、有効活用などメリッ

トが数多く、市長や議会が市民に対して説明ツールとして活用できると検討をお願いしてまいりました。昨年4月、地方公共団体における財務処理等の作成にかかわる統一的な基準が公表され、本年1月に統一的な基準による地方公会計の整備促進について各地方公共団体に要請が出されました。

初めに、今、改めて自治体会計制度が注目されております。今回示された統一的な基準は、現制度とどのような点が違うのか、お聞かせください。

次に、財務書類についてお聞きいたします。

作成される財務書類の体系はどのようになるのか、お聞かせください。

また、統一的な基準による地方公会計の報告は、どの範囲までの団体が対象となるのか、お聞かせください。

次に、固定資産台帳の整備についてお聞きいたします。

今まで議会の中で市の固定資産については、管理や修繕、台帳の整備など、議論のあるところであります。固定資産台帳については、各部署で管理している資産の取りまとめや事前の準備作業、さらにはICTの活用や職員の研修、各部門間の調整や連携について想定されます。委員会やワーキンググループなど、全庁的な体制を整備して取り組んでいくことが重要と考えます。庁内ではどのような体制を整備して、どのような手順で取り組んでいくのか、お聞かせください。

また、現在、本市の公有財産台帳である財産内訳書との違いや新たに固定資産台帳が整備されることによるメリットをお聞かせください。

同時に、固定資産台帳整備を含めた地方公会計の整備促進に向けた導入スケジュールについてお聞かせください。

固定資産台帳の整備後の管理についてもお聞きいたします。

資産の増加、減少は、毎年度、通常に生じるものと考えます。整備後の台帳の管理や資産異動の手順、管理方法の実務についてお聞かせください。

行政評価についてお聞きいたします。

市の施策の重要度や進捗状況を理解する上で、妥当性や優先度、緊急性、また、事業の有効性や効率性など、さまざまな視点で点検を行い、結果を公表しております。

そこで、お聞きいたします。

現在、行っている行政評価についてどのような感想をお持ちなのか、今後、参考としていくのか、市長のお考えをお聞かせください。

次に、人口減少対策についてお聞きいたします。

高橋はるみ知事は、5月1日、北海道の機構改革に着手、新しく人口減少問題対策局に関連する2部署を統合して39名を配置し、10月までの策定を目指す国の地方創生の地方版総合戦略、北海道創生総合戦略などの総合的な企画調整を担うとお聞きます。また、小樽商工会議所が昨年10月に発足させた人口減少対策特別委員会が7回目の会合を開き、具体的な議論を行ったと聞きます。この議論の進め方では論点を決めた後に先進事例を参考にする意見が出され、今年11月をめどに具体策をまとめ、提言するとお聞きます。

そこで、お聞きいたします。

人口減少問題対策に対する庁内の体制や道や商工会議所などとの連携について取組状況をお聞かせください。

道では、これまで出生率の向上が重要として平成31年までに合計特殊出生率を全国水準に引き上げる目標を掲げていますが、本市の問題点をどのように考えているのか、対策などお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政・財務について御質問がありました。

初めに、地方公会計の整備促進についてですが、まず、財務書類の作成に係る統一的な会計基準につきましては、複式簿記による発生主義会計の導入と固定資産台帳の整備を前提として統一的な基準で財務書類を作成しようとするもので、現行の単式簿記による現金主義会計という点で異なっております。

なお、この統一的な基準による地方公会計の整備については現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行の予算、決算制度については引き続き現金主義に基づいてなされることとなります。

次に、財務書類の体系につきましては、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表としておりますが、行政コスト計算書と純資産変動計算書は各地方自治体の実情も踏まえて、統合した計算書としても差し支えないものとされております。

また、統一的な基準による地方公会計の報告の対象となる団体につきましては、都道府県、市町村及び地方自治法第284条第1項の一部事務組合及び広域連合となっております。

次に、固定資産台帳整備に向けた庁内の体制の構築につきましては、昨年10月に財政課と契約管財課が中心となって固定資産台帳整備推進委員会を立ち上げ、全庁的な取組として台帳の整備を進めているところであります。

現在、固定資産の把握作業を行っている段階であります。今後、資産の評価方法の検討や庁内での研修会、マニュアルの作成などを行うとともに、データシステムの導入なども検討し、財務書類の作成が円滑に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、固定資産台帳と財産内訳書との違いにつきましては、財産内訳書は、建物、土地、備品などの財産目録であり、道路などのインフラ資産などは記載されておられません。一方、固定資産台帳は、インフラ資産を含めた市の保有をしている全ての固定資産を記載するとともに、財産内訳書にはない勘定科目や耐用年数などのデータを網羅し、地方公会計の基礎資料として活用するものであります。

また、台帳整備によるメリットにつきましては、データが精緻化されることで公共施設の維持・管理や修繕、更新などに係る中・長期的な経費の推計といった活用が期待されているところであります。

次に、地方公会計の整備促進に向けたスケジュールにつきましては、国からは平成29年度までに導入するよう要請されているところですが、今年度から固定資産台帳の整備に着手し、28年度は新規取得、異動のあった資産データの更新とともに、複式簿記の導入を行い、29年度に28年度決算分の財務書類の作成を行うという計画になっております。

次に、固定資産台帳の整備後の管理につきましては、資産を所管している各課において毎年度の増減を台帳に反映させていくこととなります。今後、統一的な基準による財務書類等を作成するため、国からICTを活用したソフトウェアの提供が予定されておりますが、それらの活用を含め、管理の方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度行政評価についてですが、行政評価に対する感想とこの取組の今後につきましては、限られた行財政資源を効率的、効果的に活用するため、行政みずからが事業の必要性や有効性などを点検し、何らかの見直しが必要なのか否かを判断するとともに、その判断内容を市民の皆様にお知らせしていくことはなくてはならないものであると感じております。しかしながら、現在の市内部による自

己評価での判断だけでは限界がありますので、市民目線を取り入れた評価手法も必要であると考えております。当面は、現在行っている行政評価を引き続き行いながら、できるだけ早く外部評価の導入を含め、市民参加による事業や施策の点検・評価を行うための仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策についてですが、まず庁内の体制につきましては、本年6月1日付け人事異動の際に新たに人口問題対策専任の主幹1名を総務部企画政策室に配置し、体制の強化を図ったところであります。

また、人口の将来推計やアンケート調査と分析、評価指標の設定など技術的な部分につきましては、業務委託を行う予定でおりますので、この体制で対応できるものと考えております。

次に、北海道や小樽商工会議所などとの連携につきましては、昨年11月に設置した小樽市人口対策会議の委員として、後志総合振興局の地域政策部長や小樽商工会議所の人口減少対策特別委員長が就任しているところであります。また、アドバイザーとして後志総合振興局の地域政策部戦略策定支援担当部長が近く就任予定であり、北海道や小樽商工会議所における検討状況なども踏まえ、適宜御意見をいただきながら、連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、本市の人口減少に対する問題点とその対策につきましては、本市におきましては、人口の自然減対策を最も重要視しておりますが、平成25年の合計特殊出生率は1.12ポイントであり、全国平均1.43ポイントを大きく下回っている現状であります。私といたしましては、周産期医療の安定化や子育てに対する支援策の充実などを図ることで出生数を増やし、合計特殊出生率を改善したいと考えており、あわせて高齢者の病氣予防と生きがい対策などにより、死亡数を減らす取組を組み合わせることで、自然増減の均衡を図ることが必要であると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）

○23番（山田雅敏議員） 経済対策についてお聞きいたします。

北海道財務局からの聞き取りでは、平成26年度補正予算で「現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援」「地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化」「災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応」、これらで3兆5,289億円、地方交付税交付金の増、その他追加財政需要が、それぞれ9,538億円、4,463億円と、財源は税込、税外収入、前年度余剰金等で確保されたと聞いております。

また、政府の新年度予算は、経済再生と財政再建の両立を実現する予算と聞きました。本市にかかわる地方創生関連の予算措置では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」1,744億円、「地方への新しいひとの流れをつくる」644億円、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」1,096億円、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」3,741億円などが措置され、この計画実行のための経費も計上されていると聞きます。

そこで、お聞きします。

市民生活の向上のため、これら予算を獲得し、施策の実現に向け、実行されるよう期待するものです。今後予定される経済関連の施策について、市長のお考えをお聞かせください。

次に、観光振興についてお聞きいたします。

市長の所信の中で、観光客誘致促進については、おもてなしの体制整備と体験観光の情報発信など、施策を吟味する時間がなく、参与からの御助言もなかったのかと御心配申し上げます。

そこで、お聞きいたします。

本市は、平成18年度に小樽市観光基本計画を策定、平成20年10月2日に観光都市宣言を行いました。その間、観光入り込み客数は1,000万人に迫る勢いでしたが、次第に減少に転じ、最近では700万人で推移していると聞きます。本年3月に本市や小樽商工会議所を交えた観光戦略会議が「小樽観光戦略構想」を策定、この中で小樽観光の課題や方向性など、五者懇談会事務局会議で協議し、本市の役割についても考えを示したとお聞きします。

最初に、この五者懇談会事務局の構成メンバーや設立経緯をお聞かせの上、小樽観光戦略構想が示された後、この構想を本市ではどのような位置づけと捉えているのか、また、平成27年度で終わる観光基本計画や総合計画とのかかわり、方向性をお聞かせください。

次に、観光基本計画の中で、積極的な情報発信についてお聞きいたします。

今回、2年に1回の4回目となる小樽ショートフィルムセッションは、賞品は少額ながら、企業の協賛もあり、数多くの作品が寄せられていると聞きます。内・外国人への小樽観光推進の最も有効なツールとして認識しております。私も開催を楽しみにしている一人です。

そこで、お聞きいたします。

ますます注目されている小樽フィルムコミッションとジャパン・フィルムコミッションとの連携事業やホームページの利用状況及び会員の増減をお聞かせください。

あわせて、本年度のショートフィルムセッションの計画や目標、賞品の総額などお聞かせください。

行く行くは国際観光プロモーションの展開や充実が考えられます。小樽に対する郷土愛の向上とともに、歴史や文化、良好な景観の維持を行うべきと考えます。市長の見解をお聞かせください。

平成27年度一般会計補正予算、海水浴場開設経費についてお聞きいたします。

今回、この議案を先議とした理由についてお聞かせください。

時間的な理由で議案を早く通し、開設に向け行動を起こしたいと焦ってはいませんか。根拠など市長の認識をお聞かせください。

また、先議を用いるときの議会とのかかわりについての認識もお聞かせください。

昨年12月、有識者でつくる小樽市コンプライアンス委員会は、市街化調整区域にある海水浴場おたるドリームビーチの海の家と関連施設37棟が、建築基準法上必要な1年ごとの撤去を11年間も行っていないことが判明し、違法状態の是正を求めました。本年2月17日、前市長は、建築基準法に違反して長年建ったままになっている問題では、3月末までの撤去を求め、期限が過ぎた場合、今年の海水浴シーズンで新たに海の家の仮設建築物の許可申請が出されても許可はしない。また、撤去期限の延長要請があっても応じない考えを表明いたしました。さらに、6月、この海の家の経営者が無許可で国有地にプレハブを建てていたと聞きます。

最初に、海の家の設置基準について、石狩浜海水浴場など道内の海水浴場では毎年海の家を解体しており、神奈川県逗子市においては、海の家は毎年撤去を行い、費用や手間暇がかかるのは当然のことと聞いています。これまで11年間の許可の状況をお聞かせの上、建築基準法の位置づけや許可期間をお答えください。

次に、議案を提出した経緯について緊急避難的措置とお聞きいたしました。ですが、小樽市民が多く利用しているとは認識できませんでした。

そこで、お聞きいたします。

おたるドリームビーチの小樽市民の利用状況について、利用者や利用時間など、市の認識をお聞かせの上、庁内で協議を重ね、今夏は市が海水浴場を開設するに至った経緯をお聞かせください。

また、市で海水浴場を開設する必要性について、組合で開設できないから市で開設する根拠として、1、海水浴客が見込まれる、2、安全の確保、3、海岸の環境保全を挙げられております。この海水浴場では、近年、多くの若者が集まり、騒音や飲酒、深夜までの営業による風紀の乱れがあり、近隣住民に迷惑をかけていたと聞きます。ひいてはあのような悲惨な事故が起きてしまいました。このような状況について、市長の認識や見解をお聞かせください。

次に、予算についてお伺いいたします。

1、現場運営管理費276万2,000円、2、救護監視業務管理費491万4,000円、3、施設設置費408万6,000円、4、その他113万8,000円、それぞれ1、人員配置や組織配置、2、監視員の選任方法、3、施設設置について入札委託方法などとなっております。6月8日は趣旨とおおよその予算が示され、6月10日には経費の内訳が示されました。設置する海水浴場にかかわる本市の人員やごみ収集など、行政コストや追加予算など予想し、心配しています。その懸念はないのか、お答えください。

この項最後に、前市長はこの問題では、違法状態が是正されないなら許可しないという毅然とした態度で臨んでいました。5月20日、森井市長は、北海道新聞の取材の中で、おたるドリームビーチの海の家について、違法状態にあることを是正することが第一だと述べられています。百歩譲ったとしても、市営の海水浴場運営は断念することが市長としての責務と考えます。お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、経済対策について御質問がありました。

初めに、地方創生関連の予算の獲得と今後予定される経済関連の施策についてですが、平成26年度補正予算の繰越明許事業であるプレミアム商品券事業や小樽産品商品力・販売力向上事業などを着実に実施をしながら、予算の活用について、民間事業者向けのものについては小樽商工会議所など関係機関に周知をするとともに、自治体向けのものについては庁内においても活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、観光基本計画についてですが、まず五者懇談会につきましては、小樽市内の観光にかかわる組織が情報の共有と意見交換を目的に設立されたと承知しております。構成メンバーは、商工会議所、観光協会、物産協会、事務局としてOBM、そして小樽市と認識しております。

また、小樽観光戦略構想は、観光に係る既存の計画を検証し、官民が連携して議論を重ねた結果であると捉えており、新しい観光基本計画や総合計画の策定に当たり、参考としてまいりたいと考えております。

次に、小樽ショートフィルムセッションとジャパン・フィルムコミッションとの連携事業につきましては、今年度、同コミッションが主催し、全国から映像制作会社やフィルムコミッションが集まるロケ地フェアに参加し、今後のショートフィルムセッションの運営に生かしていくことを検討しております。ホームページへの訪問数は平成26年度で約8万6,000回、会員数は個人、法人合わせて約200名前後で推移しております。本年度の事業としては、新たな映像制作者の育成を目的としたワークショップの実施や第4回ショートフィルムセッション上映会に向け、小樽の魅力を生かした作品を募集しており、賞品については映像制作に役立つものを検討してまいります。

次に、おたるショートフィルムセッションの今後の展開や充実につきましては、小樽のまちを題材にした作品により、知られざるまち並みや景色が発掘され、国内外の観光客や映像関係者に新たな小樽の魅力が発信されるとともに、優秀な作品に小樽の文化や景観が記録されることにより、市民の郷土愛の醸成にもつながっていくものと感じております。

次に、小樽ドリームビーチについてですが、まず、先議について私が議員のときの理解とその根拠につきましては、先議には法的な根拠はございませんが、緊急を要する重要な案件で最終日の議決では遅く、その事業が成立しない場合などには、これまで会期の途中での先議をお願いしてきたものと理解をしております。提出議案の議決は十分な審議をいただき、最終日の本会議に議決されることが原則であると承知しておりますが、このたびのドリームビーチの海水浴場開設経費につきましては、最終日の議決では予定している海水浴場の開設日に間に合わないことから、先議をお願いしているところであります。

次に、おたるドリームビーチ海水浴場の海の家これまで11年間の許可の状況につきましては、平成16年度から26年度まで毎年ドリームビーチ協同組合から仮設建築物の許可申請がなされ、許可をしておりました。また、建築基準法の位置づけと許可期間につきましては、当該敷地が市街化調整区域になっていることから、建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物の許可が必要であり、許可期間については同項で定める1年間としておりました。

次に、おたるドリームビーチの利用状況の認識につきましては、利用者数は組合からの報告によりますと平成26年度は7万人と聞いており、利用時間は午前9時から午後5時までであります。海の家の一部には夜間営業しているものがあると認識をしております。

また、海水浴場の開設の経緯につきましては、仮に開設されなかったとしても相当数の海水浴客の来場が見込まれ、無秩序な状態になることが想定されるため、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的とし、緊急避難的な措置として市で海水浴場を開設することとしたものであります。

次に、おたるドリームビーチの風紀の乱れにつきましては、週末や音楽イベントの開催時などには深夜まで多くの若者が集まっていることは認識をしております。市としても、未成年者の飲酒や飲酒運転の防止などに努めていかなければならないものと考えており、警察や海岸管理者である北海道など関係機関と連携を図りながら、風紀の乱れの改善に取り組んでいるところでありますが、今夏、市として海水浴場を開設しない場合には、このような関係機関との連携も困難になるものと考えており、より風紀が乱れるおそれがあると考えております。

次に、予算内容につきましては、組織配置は海水浴場の現場運営管理として管理責任者、海岸管理者、清掃員、救護監視のために監視員の配置を行い、監視員の選定方法は道が定める海水浴場の管理・運営に関する指導要綱に基づいたものを選定するものであります。

施設設置業務の入札、委託方法につきましては、指名競争入札により事業者を選定して、委託契約を締結したいと考えております。

次に、追加予算などがかかる懸念につきましては、議案提出しております補正予算案の範囲内で海水浴場開設は可能であると考えております。

次に、市営の海水浴場運営につきましては、海の家違法状態の是正と海水浴場開設は異なる問題として捉えており、仮に海水浴場が開設されない場合には、より無秩序な状態になることが想定され、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的とし、緊急避難的な措置として市で海水浴場を開設する必要があると考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇)

○23番(山田雅敏議員) 厚生、市立病院にかかわる問題や理美容政策についてお聞きいたします。

今年6月16日に、政府の規制改革会議が第3次の規制改革案をまとめ、首相に答申いたしました。内容は、特定保健用食品の審査期間の短縮や、病院敷地内の調剤薬局規制について患者の利便性を担保し、理容・美容室の同じ敷地内の混在勤務など5分野182項目に及んでいると聞きます。

最初に、調剤薬局の規制では、現在、病院の敷地内に調剤薬局を設ける場合、間にフェンスなどを置き、いったん公道に出ないと行き来できないように指定されていると認識しています。病院の医師が出した処方箋を薬局の薬剤師がチェックして安全性を高める医薬分業のために病院から薬局が独立していなければならないという厚生労働省の考えや方針からです。今回、出された答申では、車椅子の患者や高齢者の患者には不便をかけているとして、区切らなくてもよくするように要請しております。

そこで、お聞きします。

このような患者が市立病院に大勢来院しておりますが、病院敷地内に調剤薬局を設けるスペースはありますか。例えば、病院前の駐車場を2段式に整備し、あいたスペースに患者の利便性を担保するため、調剤薬局の設置が可能と考えます。まだまだ、知恵を出せば、いろいろな方法があると思います。御所見をお聞かせください。

次に、厚生労働省所管の問題として、理容師と美容師が同じ敷地で働くとして理容師しか資格がないひげそりを美容師が行うなど安全上の問題が生じるなど、混在勤務を認めていません。答申では、理容師と美容師の資格が両方あれば同一施設での理容室と美容室の開業ができるように改められる見込みとお聞きします。まちなかでよく見かけるのは、隣同士で理容室と美容室がある風景であります。改めてこの業界も規制されていたと感じております。市内にある理容室・美容室の数と、実施された後の保健所の通知や指導、スケジュールなど予想される業務をお聞かせください。

また、利用に当たり何かしら混乱が生じないのか、本市の在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについて影響や変更がないのかも、お聞かせください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、厚生に関連して御質問がありました。

在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについてですが、まず、市内の理容室、美容室の数につきましては、6月1日現在で理容室が160施設、美容室が275施設となっております。また、規制改革後に保健所が行う通知や指導、スケジュールにつきましては、規制改革の詳細が決まり、改正法令が公布され次第、理美容室に内容を周知すること、同一の施設で理容室と美容室の開業を予定している営業者を早期に把握をし、改正法令に沿った指導を行うなどの業務があると考えております。

次に、規制改革後、利用者に混乱が生じることがないかとのことですが、今回の第3次答申に対する厚生労働省の見解はまだ示されておられません。平成20年の当該規制改革案に対しては、理容師、美容師それぞれが資格の範囲を超えて施術を行うことは、衛生的な危害の発生や不適切な施術が行われ、利用者に混乱を来すため、有資格者であることを示す証明書などが必要になると慎重な姿勢をとっていました。したがって、今後、国において何らかの見解が示されるものと考えております。

また、本市の在宅寝たきり高齢者等理美容サービスについては、利用者の要望を確認した後、理容師又は美容師のいずれかの資格を有する者が訪問しますので、規制改革による影響や変更はないものと考えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 山田議員の調剤薬局についての御質問にお答えいたします。

病院前の駐車場への調剤薬局の設置についてのお尋ねがありました。当該駐車場は、オープン病棟の医師や出張医等の利用を想定しており、また、救急車の搬入経路になっております。薬局を設置した場合は、患者の動線と交差することになり、安全を確保することができなくなることから、調剤薬局を設置することはできないものと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第6項目めの質問に入ります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇)

○23番(山田雅敏議員) 最後の項目であります。

平成27年度小樽市教育行政執行方針からお聞きしてまいります。

最初に、市長公約のリーフレットの中では「知育、徳育、体育の改革」、所信表明では取組と発言していましたが、教育委員会では知育、徳育、体育について、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

次に、教育行政執行方針の重点施策である確かな学力の育成を図るためには、子供たちの家庭での生活状況を把握し、家庭での学習時間を確保する取組を推進する必要があると考えます。教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、まちづくりは人づくりの観点から、その一員として参画し積極的な提案や施策の展開を行うとのことですが、この観点について学校の立場でどのような取組を行うのか、お聞かせください。

次に、子育て世代の方々から小樽の教育に関して学力や教育環境などについて懸念があるという御意見についてどのような意見が寄せられているのか、お聞かせください。

次に、子供たちの基礎学力の定着及び学習意欲の向上に向けた取組として、ICT教育促進事業を行うとあります。ICT機器やプリントシステムなどを活用して、どのような方法で授業を行うのか、具体的にお聞かせください。

また、専門家が全小学校を訪問し、このICT機器の使い方やシステムの効果的な活用についてサポートするとのことですが、どのようなスキルを持った専門家が授業支援や校内研修のサポートを行う予定なのか、わかる範囲でお示してください。

最後に、樽っ子学校サポート事業についてお聞きいたします。

この事業は学校からの要望が多く、事業の拡大をするとのことですが、どのように本事業を拡大するのか、道との関連などもお聞かせください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 山田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育について御質問がありました。

初めに、教育行政執行方針についてですが、まず知育、徳育、体育についての教育委員会の考え方につきましては、教育委員会では小樽市学校教育推進計画において、知育を確かな学力の育成として子供たちの学ぶ意欲を高め、基礎的、基本的な知識、技能の習得を図るとともに、思考力、判断力、表現力などを育成し、主体的に学び、みずから考え行動する力を育むこととしております。徳育については、豊かな心の育成として、子供たちがともに生きる喜びを実感しながら、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心など、豊かな人間性を育むこととしております。体育については、健やかな体の育成として、子供たちが生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、基本的な生活習慣の確立、体力、運動能力の向上、健康管理能力を育むこととしており、教育委員会としては、子供たちが変化の激しいこれからの社会を生き抜くためには、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の知徳体をバランスよく育てることが大切であると考えております。

次に、子供たちの生活状況を把握し、家庭での学習時間を確保する取組についてですが、教育委員会では全国学力・学習状況調査の結果の分析やインターネット利用にかかわるアンケート調査を通して、子供たちの家庭生活の状況の把握を行っております。

これらの状況を踏まえ、教育委員会においては、家庭での学習習慣の確立に向けてPTAと連携した携10運動や生活リズムチェック表の活用を指導しており、各学校においてはノーゲームデーや週末読書タイムの設定、生活記録手帳を活用したスケジュール管理などの取組を行っております。

次に、まちづくりは人づくりの観点における学校の具体的な取組についてでございますが、私とすればこのまちの発展のためには、市民一人一人がまちづくりに参加する意識を高めることが必要であると考えており、そのため、子供のころから社会貢献活動に参画し、社会の役に立つ人間としての自己肯定感を醸成していくことが大切であると考えております。

教育委員会としては、今年度からふるさと教育推進事業として、子供たちに潮音頭の歴史的背景や振りつけを学ぶ機会を設定することや、潮ねりこみへの積極的な参加を促すことで、郷土を愛する心や地域社会に貢献する実践的な力を育ててまいります。

また、学校には地域の清掃活動などのボランティア活動や地域行事への参加などの社会貢献活動を積極的に行うよう指導しており、学校が地域コミュニティの中心となることで地域社会の一層の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、小樽の学力や教育環境などについて子育て世代の方々から寄せられている御意見などについてでございますが、これまで保護者の方々からは、教育委員会や学校に対して小樽の学力が低いことに対する懸念や市内の学校の規模が小さく、人間関係の固定化によるコミュニケーション能力への懸念、さらには施設設備の老朽化への不安などの御意見が寄せられております。

次に、子供たちの基礎学力の定着及び学習意欲の向上に向けたICT教育促進事業についてですが、まず、プリントシステムについては、これまでプリントやドリルを事前に印刷をして、授業の中で使っておりましたが、このたびプリントシステムを導入することで、国語の漢字や算数の計算問題を子供たちの習熟の程度に応じてパソコンから瞬時に取り出し、大型液晶テレビや実物投影機で写し出して活用することで、個々に応じた指導が可能となるだけでなく、事前準備や板書の時間などが大幅に短縮され、効率的な授業展開が可能となります。

次に、フラッシュ型教材については、地図やグラフ、言葉の学習など、各教科の補助教材として作成しなければならないものがソフトウェアの中に集積されており、子供たちの学習意欲や集中力、理解力を高める効果的な教材であります。また、教員がソフトウェアの使い方や授業の展開の仕方などについて

てICT機器の効果的な活用をされている実践者から学ぶための校内研修のサポートや質疑応答など電話や訪問などによるサポートを受けられるようになっております。

次に、樽っ子学校サポート事業の拡大についてですが、これまでの小樽商科大学の学生によるサポーターに加え、今年度から市内に在住し、札幌など近郊の大学に通学する学生にも枠を拡大するほか、新たに樽っ子学校サポートジュニアとして小樽潮陵高校と小樽桜陽高校の生徒にもサポーターを要請し、主に出身の小・中学校の支援をお願いしたいと考えております。

なお、北海道教育委員会が全道を対象としたサポート事業を行っており、本市の樽っ子学校サポーターの方々にも同事業への参画をお願いするなど、北海道と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) 再質問させていただきます。

最初に、今回、参与の任用について前例はないということでお伺いいたしました。

それでは、どのような選定の基準で採用したのか、まずそこをお聞きいたしまして、市長からは、その準用については法的なものがあるということでお伺いをしましたが、実際、公約実現のためのアドバイスや市民団体との連携、調整であれば私的には顧問でもよいのではないかと思います。これは顧問の任用規程があり、また、顧問については給与規定もついていると聞いております。この点についてお聞かせください。

また、就業基準についてお伺いいたします。

この非常勤嘱託員、本来であればこの参与の設置基準をつくり、報酬についても条例で定め、議会の議決を得るのが正規の手続と考えますが、その3点お聞かせください。

次に、公約から何点かお聞きいたします。

今回、除雪関連、出動態勢を15センチメートルから10センチメートルにするということでお伺いいたしました。この除雪拠点については増設する場所、課題等をお聞きしましたが、何箇所増設するのか、たぶん市長の頭の中では相当この増設する場合の拠点についてはお考えがあると思うので、お聞かせください。

病院の評価について、お聞きいたしました。評価報告書についてはさまざまな観点があり、その経営方法、健全な方法でやるということ、それについてもいろいろ行政改革していかなければならない分、給与削減についてどうお考えか、病院関係の給与は基準より高いとお考えなのか、それをどういう形で削減していくのか、そのあたりをお聞かせ願います。

それから、施策の中の3番目、中心市街地の整備再開発、空き家対策について1点お伺いします。

この老健施設の充実についてはいろいろと規制があって2年後に規制が解けて、そのときにいろいろ検討していくということでありましたが、あと2年もあれば今の高齢者は相当数減ってくるのかなと思っております。その2年の猶予がある分、それでよいのか、迅速に行動を起こさなければこの点については公約違反になると私は思っておりますので、その点についてあと2年、そういう部分で、本当にそれでいいのか、お聞かせください。

それから、経済対策の部分でお伺いしますが、雇用の拡大と若者の定住について、これについてやはりある程度の数値目標、また、どのような産業にアプローチしていくのか、これぐらいは、市長の頭の中にあるのではないかと考えておりますので、その点をお聞かせください。

あと、今回の海水浴対策については、あらあら市長のお考えをお聞きしました。海水浴場を開設しな

ければ風紀はより一層乱れるという最後の御認識については、本当にかっかりしました。この市長のお考えの中には、前市長も許可しない、森井市長も5月20日の北海道新聞の取材の中では違法状態にあることを是正することが第一だと述べられております。市長の選択肢の中には、開設はしないという選択肢はないのか、その点についてお答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 山田議員の再質問にお答えいたします。

全部お答えできるようにと思っておりますが、もし私のほうで答弁が漏れた場合は各部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目、参与の任用についての御質問だったかと思っております。選定方法は、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、行政と民間両方の経験を有している方ということで、私の判断で採用をさせていただきます。

それと、既にある制度の顧問でよかったのではないかとということですが、顧問については、改めて確認しましたが、常駐ではなく個別案件に対してアドバイスするというふうに制度化されております。私としては、市民の皆様と約束をさせていただいた公約を実現していくためにも、やはり常駐させていただいて政策過程の中で日常的にアドバイスをしていただきたいと思いますと考えておりましたので、現制度における顧問とは異なると私自身は考えております。

それと、こちらも答弁の繰り返しになってしまうかもしれませんが、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する嘱託員としてこのたび私が採用させていただきました。全国的な参与という位置づけについて、私なりにさまざま調べておりましたけれども、実はかなりばらばらでして、このように今、私のほうで対応させていただいた嘱託員として採用されているところもあれば、設置規則をつくられているところもありますし、また、内容がかなりばらばらですけれども、おっしゃるような条例化されているようなところもあると聞いております。このたび私としては地方公務員法第3条第3項第3号の規定する嘱託員として採用させていただきたいという思いもありまして、一日も早く採用したいという気持ちもあったものですから、この制度にのっとり取り組ませていただいたということになります。

それから、雪堆積場の拠点は、今いろいろ調べているところはありますけれども、現在そこが本当に使用できるかどうか検討中です。また同じく除雪の拠点についても今そのような状態なので、今まだ答弁できるような状態には至っておりませんので、もう少しお時間をいただければと思います。

病院の給与については、病院管理者である病院局長とお話をさせていただきながら、外部評価委員会からそのような御指摘をいただいている、個人の給与が高い低いの問題もあるかもしれませんし、採用している人数の問題等も出てくるかもしれませんので、それは今後、病院経営の状況を鑑みながら、病院局長をはじめとした病院関係者の方々と相談させていただきながら改善に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

老健施設については、第6期小樽市介護保険事業計画において、平成29年度まで新たにつくらないという形で現在進んでいるものですから、この期間を逆に利用させていただきながら、平成30年度からどのような計画にするのかを皆様にお示しをさせていただけたらというふうに思っております。

経済対策で、より多くの若年者層の方々にこのまちで働いていただきたいというその思いを持ってしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、数値目標については、この経済対策に限らず、私からお話しさせていただいている人口減少対策、その他さまざまな対策と複合的な視点が必要だというふ

うに思っておりますので、現在、経済対策としての数値目標は私は持ち得ておりません。

それと、ドリームビーチの件でしょうか。私も山田議員から今御指摘をいただいたように、記者会見でも述べさせていただきましたが、違法状態は是正が第一であると考えております。是正は一日も早く、期限の3月31日を過ぎておりますから、それに対しては今も変わらず取り組ませていただいております。ただ、答弁でもお話しさせていただきましたが、その状態に限らず、さまざまな方々があのエリアを訪れるということまでブレーキをかけられるわけではありませんので、例年から考えますと相当数の方々が、昨年は交通事故等があつて7万人というお話でしたが、一昨年は14万人、その前の年はたしか23万人ほど、これはあくまで組合側からの報告での人数ですけれども、それほど来ていたという話を聞いております。ですので、やはり、先ほどの答弁の中で風紀の乱れの点についてもお話ししましたが、何も対応しないという状態は、より風紀の乱れも含め、また、安全管理や環境保全も含めて悪化の一途をたどりかねないのではないかという、その懸念を感じているところですので、是正は是正としてしっかりとやっていく、また、そのような風紀の乱れも含めた問題改善があれば、その改善に対しては手だてを打っていくべきという判断の下でこのような形で予算要求をさせていただいている、議案を提出させていただいているということになります。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) それでは、再々質問をさせていただきます。

3点お聞きいたします。

1点目に参与の例ですが、採用については全国各地ばらばらであり、議会の承認を得ているところもありますが、あえて地方公務員法第3条第3項第3号にのっとって議会を通さずに任用されたということでもよしいということでもよしいのですね。まず、その点が1点。

2点目であります。除雪の問題であります。

これはもう11月から待たなしの状況です。今ある程度お考えがないと、たぶん業者の選定だとか、場所、それに対して実際市民の除雪に関してできないと私は思っております。

また、参与は、あえてそのような業者にいた方です。これについては、個人的には何点かそういうような予想がされていると思っております。その点、お聞きいたします。

担当部局に対して何らかの指示は出していないということでもよしいのですか。それが2点目です。

それから、3点目です。

おたるドリームビーチ、本当に開設されなければ、かえって風紀が乱れると。市長の公約を実現するためには、どうしても改善して開設しなければならないと、そういうことで市長の再答弁をお聞きしました。先ほども言いましたが、閉鎖するということは考えないのか。市民は閉鎖した場合、ほかの海水浴場に行きます。私もそういう1人です。まして、小樽市内は、あと六つ海水浴場があります。札幌周辺にも厚田などいろいろな良好な海水浴場があります。そういうことで、このおたるドリームビーチに多くの来場者が押し寄せてくるから絶対開設しなければならない、そういうふうにお思いになっているのか、その点を最後にお聞きします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 山田議員の再々質問にお答えをいたします。

1点目の参与についてですけれども、再質問の答弁でお話しさせていただいたとおり、その設置に向

けての法的な根拠も含めて、手順を追って取り組ませていただいたというふうに私自身は認識をしております。

また、嘱託員における採用ですので、議会に伴う議案という形にはならなかったのですが、私としても皆様にはそのことを事前に御報告等をしなければならないという思いもありまして、6月8日、9日の2日間にかけて議会の代表者の方々にはお伝えさせていただいたところでございます。それを終えて、10日に採用させていただいたという流れですので、この議会そのものは通したわけではありませんが、皆様には御報告をさせていただいたという経緯はございます。

(「違うよ」と呼ぶ者あり)

また、除雪における先ほどの御質問ですが、私は指示というのは何一つしておりませんので、それについては、していないということだけの答弁になるかと思えます。

それから、3点目の海水浴場閉鎖も手だてとしてあるのではないかというお話ですが、海水浴場というそのものを閉鎖しても、その海岸線に行き来することを全部抑えることができないものですから、たとえ海水浴場として開かなくても人が訪れる、そういう懸念を感じているということから、このような緊急避難的ですが、市営での開設の判断に至ったというところでございます。実際に閉鎖して誰一人来なくなるということが予測されるのであれば、私もそういう考え方をもち得た可能性はありますけれども、実際に、山田議員からもおっしゃられたように、海水浴場の開設していない時間帯、夜であったりとか、それ以外の海水浴場周辺のエリアであったりとか、さまざまのような時間帯でも実際に来られているのが事実でございますので、実際に海水浴場を開設せずとも、そのように利用する方々は相当数いらっしゃるのかなど。ですので、それに目が行き届かなくなるような状態は避けなければならない。その観点から何とか市で緊急避難的に開設し、そのような風紀の乱れも含めて起きないように手だてを打って、責任を持って対応したいという思いから、このような形で議案提出をさせていただいたというところでございます。

○議長(横田久俊) 山田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時15分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して質問します。

最初に、戦争法案についてです。

第1回臨時会において、国民多数の反対の声を無視した集団的自衛権の行使容認などを盛り込んだ安全保障関連法案の徹底審議を求める意見書が日本共産党、民主党、新風小樽、無所属議員の賛成で可決されました。

法案が成立すれば、第1に、アメリカが世界のどこであれ、戦争に乗り出した際に自衛隊が従来の戦闘地域まで行って軍事支援することになり、第2に、形式上停戦合意がつけられているものの、なお戦闘が続いているような地域に自衛隊を派遣し、治安維持活動などに取り組めるようになり、3,500人もの戦死者を出したアフガニスタンの国際治安支援部隊などへの参加への道が開かれること、第3に、日本がどこからも攻撃されなくても、集団的自衛権を発動しアメリカの海外での戦争に自衛隊が参戦し武力

行使に乗り出すことになると指摘されています。

我が党は、この意見書が市議会で可決されたことは、平和を願う市民感情に応えたものと高く評価しています。市長の見解をまずお聞かせください。

日本共産党の志位委員長は、安倍晋三首相との党首討論で、日本の過去の戦争を間違った戦争と認識を規定しているポツダム宣言をどのように認識しているかとたどりました。安倍首相はポツダム宣言について、つまびらかに読んでいないので論評は差し控えたいと発言し、国の内外に大きな衝撃を与えました。ポツダム宣言は過去の戦争を間違った戦争と規定していますが、市長は過去の戦争に対してどのような認識をしていますか、お聞かせください。

衆議院憲法審査会では、立憲主義をテーマに招致された参考人は各党が協議して与党も含めて合意した人たちでしたが、参考人の憲法学者3氏は、そろって集団的自衛権行使を可能にする戦争法案について憲法に違反するとの認識を示し、戦争法案の違憲性が明らかにされました。

日本共産党は、集団的自衛権行使を可能にする戦争法案については、憲法第9条を根底から破壊する大問題と捉えています。しかし、安倍晋三首相は、自衛隊が1954年の創設以来、1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出さなってきた歴史を覆し、憲法を壊し、殺し殺される日本をつくろうとしています。

小樽市が発行している広報おたるでは、タウン情報として自衛官の募集記事を毎月載せています。市内の高校を卒業する生徒のうち、学校や年度によって違いがありますが、就職先として自衛隊を選択する生徒が毎年のように10人前後おります。戦争法案の成立によって、自衛隊を就職先として選択した青年を死に追いやることになります。

また、我が党の志位委員長の質問で、憲法第9条の下で殺し殺されることがない下でアフガニスタン、イラクの戦争への派兵任務を経験し、帰国後に自殺した自衛官が54人いることが明らかになりました。この自殺者は、国民平均や自衛官全体と比較しても異常に高い実態であります。戦地への派兵では、これをはるかに超える負担と犠牲を強いられることになるのは避けがたいと思います。自衛隊に就職された皆さんの安全と送り出す親の心情を考えた場合、市長は安全保障関連法案をどのように受け止められますか、お聞かせください。

過去の戦争では、軍人だけでなく、民間人も含め多大なとうとい命が奪われています。私たちに身近なところでは太平洋戦争の終わるころ、日本各地の沿岸はアメリカ軍の攻撃を受け、1945年には北海道各地も空襲されました。青函連絡船も標的にされ、10隻が沈没、429人の死者を数えたと報告されています。過去の戦争における犠牲者は沖縄本土とは比較にはなりません。小樽市でも戦争での犠牲者がありました。1945年7月14日、15日、16日の3日間に来襲を受けて、小樽駅付近より海岸地帯を掃射、停泊中の海防艦を爆沈、汽船にも損害を与え、一方、銭函方面では新宮商行ベニヤ工場が目標となり、民家も被害を受けたと小樽市史に記載されておりました。戦争を語り継ぐ小樽市民の会の詳細な調査では、小樽空襲において日本側33名、米軍4名の計37名の死亡者を確認しています。内訳は、海防艦などの軍人20名のほかに、信濃丸の労務員をはじめとする民間人17名、米軍ではパイロット4名が死亡していると報告されています。本市での過去の戦争の惨禍についての認識をお聞かせください。

戦争法案を成立させることになれば、小樽においても過去の悲惨な戦争への道に進むことになりかねません。道内には国際拠点港湾と重要港湾を合わせて12港あります。中でも外国艦船の寄港が多いのは小樽港で85隻とトップです。次いで函館港の78隻、釧路港の50隻です。核兵器搭載可能な米軍艦船が恒常的に寄港する小樽港は、戦渦に巻き込まれる可能性が高い港です。戦争法案を阻止するとともに、小樽港に核搭載の米艦船を寄港させない取組が必要です。

神戸市会では核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議を行っています。入港を希望する艦船に

対しては、非核証明書の提出を求めています。米艦船は非核証明書の提出を拒み、現在も入港しておりません。小樽市には小樽市港湾施設管理使用条例があります。この条例には、港湾施設を使用する場合、港湾管理者である市の許可が必要とあります。非人道的な兵器である核兵器には施設の使用を禁止することができます。平和な商業港として活用し、市民の安全を守るためにも小樽市港湾施設管理使用条例を活用し、神戸港のように非核証明書を提出させる方法を求めます。市長の見解をお示してください。

質問の第1項目めを終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 川畑議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、安全保障関連法案について御質問がありました。

初めに、第1回臨時会で可決された安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書につきましては、安全保障は国の専管事項である中で、議会意思として大変重い判断をされたものと思っております。私としましても、事案の性格上、国民に対し、オープンで、そしてわかりやすい説明が不可欠であると考えており、そのためにも、国会において時間をかけて慎重かつ十分に審議をしていただくことが必要と考えております。

次に、過去の戦争に対する認識につきましては、私としましても、ポツダム宣言とは日本に対する降伏勧告の宣言であり、これを日本が受諾したことにより第2次世界大戦が終結したものと認識をしておりますが、正しい戦争あるいは間違った戦争という言い方はそれぞれの立場からの解釈であり、そもそも戦争というものは必ずお互いを傷つけ合うことになることを考えたとき、戦争自体起こしてはいけないものと考えております。

次に、自衛隊員の方の安全と送り出す親の心情を考えた場合の安全保障関連法案に対する受止めにつきましては、私といたしましては、戦後の日本を振り返って考えてみましても、市民、もっと言わせていただければ、国民から戦死者が出るようなことがあってはならないことと考えているところです。先ほども答えさせていただきましたが、安全保障関連法案の是非は重要なことでありますので、国政の場において慎重かつ十分な審議をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、本市での過去の戦争の惨禍についての認識につきましては、さきの大戦でこの小樽においても多くのとうい命が失われました。そのことは大変痛ましく、そして大変残念なことであると思っております。

次に、米国艦船の小樽港への入港につきましては、従前から外務省及び在札幌米国総領事館に対し、その都度、核兵器搭載のありなしについての照会を行い、その回答を受けているほか、入出港時及び接岸時の安全性と商業港としての港湾機能への影響についても勘案をした上で、岸壁手配の可否を判断しており、今後ともこれまでと同様の対応をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 2項目めの質問をいたします。

市長の公約にかかわって、5項目を質問します。

最初に、カジノ誘致に反対する市長の姿勢についてです。

日本共産党小樽地区委員会と菊地よう子道政相談室事務所は、昨年10月に市民生活に関するアンケートを実施し、1,441人から返信をいただきました。カジノ誘致に対して反対が82.2パーセントに達し、圧倒的多数の市民が反対の意思表示をしています。日本共産党は、カジノ賭博誘致は断固反対であります。

森井氏は、市長選挙を迎える今年2月にカジノ誘致に反対する表明をしており、この点では我が党の政策と一致しています。市長選挙では、選挙戦間近になって、国の動きを見ると現実的に無理であり2期目の任期中には誘致に動くことはないとした現職候補に、1万5,000票の大差をつけて圧勝しました。これによって小樽市は、カジノを含む統合型リゾート施設誘致から撤退することが確実となったと報じられています。これは多くの市民の意向と受け止めていますが、市長のカジノ誘致に反対する姿勢を明確にお示してください。

パチンコ業にあっては、全国に1万2,000店舗以上あり、パチンコ機器は約458万台と言われ、世界で営業しているギャンブル機器の約65パーセントを占めているとの報告があります。パチンコや競馬などをやめられないギャンブル依存症は、厚生労働省の2009年の調査では、日本全国で推計559万人が苦しんでいるとされています。本市においても例外ではないと思います。本市の状況は把握されていますか。把握されている内容をお知らせください。

カジノ誘致をめぐることは、超党派の議員連盟がIR整備推進法案を今国会で再提出し、今国会でも成立を目指しています。安倍政権が成長戦略の一つとして掲げているカジノIR構想は、必ず負けて不幸になる人をつくり、経済効果に結びつかないというのが我が党の見解です。市長は、カジノは、小樽が持つ環境や風土に適さない施設と考えており、その誘致に向けた取組などは考えておりませんと語っています。小樽市の健全な経済発展を進めるための施策について市長の見解をお聞かせください。

次に、原発再稼働に反対する市長の見解についてです。

市長は、選挙戦が近づいた4月10日に公約を説明する記者会見で、北海道電力泊原発の再稼働反対を表明しました。我が党として歓迎するところです。

表明された内容については、福島第一原発事故の現状や子供たちの未来を考えると再稼働は容認すべきでない、地元合意の範囲についても、福島の漁業被害を考えれば当然小樽まで含まれるべきとの考えを示しました。原子力規制委員会は、福島第一原発事故後の新規制基準で審査を終えた九州電力の川内原発1、2号機や関西電力の高浜原発3、4号機に続いて、四国電力の伊方原発3号機の審査を行い、新規制基準に適合するとしました。しかし、原子力規制委員会は、審査に合格したから安全だとは言っておりません。事故が起きた場合の避難計画は、規制委員会の審査の対象外であります。福井地裁は、憲法で保障している人格権が人の生命を最優先していること、原発は発生した事故が経過に従って拡大し、ほかの事故とは違って内在する本質的な危険があると指摘し、大飯原発3、4号機の運転差止めを命じました。

現在、原発が存在している中で、原発事故の危険性と原発稼働に当たった問題点について、原発再稼働に反対している市長の認識をお聞かせください。

原子力防災計画について今年度中に策定することですが、国の原子力災害対策指針の範囲内となるのでしょうか、お聞かせください。

市長は泊原発再稼働には反対の立場ですが、具体的には今後の検討とのことですが、しかし、再稼働問題では北海道や北海道電力などへの対応が迫られます。どのような対応を考えておられるのでしょうか、御説明ください。

北海道は自然豊かなところです。原発に頼らず、自然エネルギーの普及に力を入れるべきです。小樽

市は、その先頭に立って進めるべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

次に、子育て支援策についてです。

子育て支援策では、保護者の負担軽減のため、小学生までの医療費の無料化に加え、第3子以降の保育料の無料化を掲げています。若い子育て世帯への支援と人口減少に対する施策として市民にとって歓迎すべきことであります。子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査の結果は、保護者からの要望は認可保育所への入所でした。公立保育所を含む認可保育所を軸に、入所を保障すべきです。小樽市は、今年4月から長橋保育所を廃止し、公立保育所を減らし、子育て支援に逆行しているところです。

安倍政権は、子ども・子育て支援新制度を4月から実施しました。新制度は、子育て支援と言いながら、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法の見直しなどによって保育料を引き上げ、保護者への新たな負担の押しつけになります。

小樽市は、国の制度に基づいて2015年度から保育料の変更を行うとしています。変更される内容は従来の所得税額から市民税額を用いる方式となり、保育料の決定時期が9月に変更されます。また、保育料は国が子供2人の世帯を標準としていることから、子供2人世帯は変わらず、子供1人世帯は減額、子供3人以上の世帯が値上げとなります。値上げされる該当世帯数と値上げ額はどれくらいになりますか、お知らせください。

市長は第3子以降の保育料について無料化にする公約を掲げています。現在でも同一世帯で就学前の3人の子供が保育所に入所している場合、3人目は無料となっています。市長が公約で語っている第3子以降の保育料無料化とは、どのような内容なのか、説明願います。

また、第3子以降の保育料無料化となる対象人数と金額についてお知らせください。

小学生までの医療費の無料化は、我が党の政策とも一致しています。子育て世代にとって子供の医療費は大きな負担となっており、ぜひとも実現したい課題であります。現在の乳幼児等医療助成金の内容と市長が掲げる小学生までの医療費の無料化の内容を対比させて説明願います。

次に、除雪についてです。

除雪対策については、除雪出動態勢を降雪15センチメートルから10センチメートルにする、がたがたの道路の解消、そして市民の雪堆積場と除雪拠点の見直し、増設を挙げていました。除雪出動態勢を降雪15センチメートルから10センチメートルにすることはありがたいことですが、市民からは降雪量の多いときでなく、少ないときに除雪され、降雪量に沿った除雪がされていないとの声が聞かれます。除雪出動態勢の見直しのために、どのような対応を検討しているのでしょうか。

これまでも除雪の出動態勢については、第1種路線、第2種路線、第3種路線を設定してきました。除雪出動態勢の見直しを検討しているとのことですが、これは路線の見直しを行うということでしょうか。

これまでも雪対策の基本施策において、地域の実情に即した総合的な雪対策に努めるとしています。しかし、「市は委託業者丸投げとしているのではないか」「私たちの願いが委託業者にうまく伝わっていない」「第3種路線だからと全く除雪に入らない」「高齢に伴って置き雪は大きな負担です。配慮されたきめ細かな対応をしてほしい」などの苦情が寄せられています。

市民の最も切実な要望は、身近な日常生活道路の除排雪と置き雪を解決してほしいということです。市長が現在検討を進められている除排雪態勢の見直しに向けた考え方をお示しください。

次に、銭函駅、南小樽駅のエレベーターの設置、バリアフリー化についてです。

森井市長は選挙戦の公約として、JR銭函駅、南小樽駅にはエレベーターを設置してバリアフリー化し、銭函駅への快速列車の停車を含め、交通網の再構築を図ることを掲げていました。これまで銭函駅

のエレベーター設置についての陳情があり、署名数も3,691筆に達しています。また、南小樽駅のバリアフリー化についての請願についても署名はこれまで1,745筆に達し、住民の皆さんからの厚い要望があります。日本共産党はいつせい地方選挙に臨む重点政策に駅のバリアフリー化をはじめ、住民の安全・安心の鉄道として住民の足を確保することを掲げています。市長公約とも一致する課題です。

昨年12月に小樽市立病院が統合新築し、通院のためのJR利用が増えています。駅舎にエレベーターがないために、小樽市立病院を利用していない人や長距離でもハイヤーを利用しているという報告もあります。

今年の第1回定例会で我が党の小貫議員の質問に対し、中松前市長は、「南小樽駅を含めたJR駅舎のバリアフリー化につきましては、2月上旬にJR北海道本社に出向き、直接要請を行ってまいりました。JR北海道とは今後、バリアフリー化の実現に向けて、より具体的な協議を行っていくことを確認してきた」と答弁しています。森井市長はJR銭函駅、南小樽駅のバリアフリー化についてJR北海道との協議を行い、できる限り早期の実現を目指してまいりますと提案説明で語っていますが、協議対象には小樽駅も含めているのでしょうか。

また、具体的な進め方について市長が持っている計画案を示していただきたいと思います。

以上で、第2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、市長公約にかかわって御質問がありました。

初めに、カジノ誘致についてですが、カジノにつきましては、これまでも折あるごとに申し上げておりますとおり、小樽が持つ環境や風土に適さない施設であると考えておりますので、その誘致に向けた取組などは考えておりません。

次に、ギャンブル依存症に苦しんでいる方の状況につきましては、小樽市保健所への相談件数によりますと、相談者は平成24年度ゼロ人、25年度2人となっております。しかしながら、これは自主的に相談に来られた方の人数であり、潜在的な患者数については把握しておりません。

次に、健全な経済発展を進めていくための施策につきましては、所信表明でも申し上げましたが、本市にはすばらしい地域特性や資源があり、地域経済の活性化に向けてこの小樽特有の地域資源や知名度など、強みを最大限に活用し、その効果の波及に努めてまいりたいと考えております。

次に、原発再稼働に反対する私の見解についてですが、まず、原発事故の危険性などの認識につきましては、福島第一原発の事故において、事故発生から4年以上経過をした現在でも10万人以上の方が避難生活をされ、さらに多くの方が事故以前の生活を取り戻せていないことを考えても、一たび重大な事故が発生すると広範囲かつ長期にわたり大きな被害となる危険性が大きいと考えざるを得ません。

また、原発の稼働に関しては、最終処分場が決まっておらず、使用済燃料の処分ができていないという状況の中、稼働を続けることには大きな問題があると認識しております。

こうしたことを踏まえて、私としては原発の再稼働には反対であると申し上げてきたところであります。

次に、原子力防災計画の策定につきましては、本市では原子力防災計画として防災関係機関との連絡体制の整備や屋内退避などの防護措置を定めた原子力防災対策を小樽市地域防災計画に盛り込むこととしており、内容については国の原子力災害対策指針や北海道の地域防災計画に沿ったものになると考え

ております。

次に、泊原発再稼働に関する北海道などへの対応につきましては、今後とも北海道や北海道電力株式会社などから小まめな情報収集を行うとともに、最適な電源構成を定めるエネルギー・ベストミックス、電力小売の全面自由化など、国のエネルギー政策の動向を見極めながら、今後のあり方について各関係機関と意見交換を行う機会をつくってまいりたいと考えております。

次に、原発に頼らず、自然エネルギーの普及に力を入れるべきとのことにつきましては、風力など自然エネルギーの利用促進については、化石燃料の枯渇や地球温暖化対策などの観点から必要なことと認識をしております。また、石狩湾新港地域において北海道電力株式会社がLNG火力発電所建設の工事を進めており、全面供用されると、泊発電所の約8割の出力に相当するものと聞いております。

自然エネルギーの普及については、現在この地域で民間事業者において四つの風力発電計画が進んでいることから、本市としては、今後とも関係機関と連携を図りながら、北海道におけるエネルギーの多様化に対応できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についてですが、まず、保育料の年少扶養控除等の取扱いにかかわる部分につきましては、本市におきましては、本年4月に新制度に移行した際、平成26年度からの在園児に関しては従来の年少扶養控除等の対象となる子供が3人以上いる世帯の保育料について年少扶養控除等を再計算しており、その取扱いは9月以降も同様とし、当該児童が卒園するまで継続をいたします。

また、本年4月以降に入所した児童の保育料については、本年度の入所に限りませんが、同様に卒園まで年少扶養控除等を再計算いたします。

なお、9月から保育料が上がる世帯数と金額につきましては、今月賦課決定された市民税額を基にして、今後、保育料の決定事務を行ってまいりますので、現時点ではお示しできないものであります。

次に、第3子以降の保育料の無料化の内容につきましては、現在は国の取扱いに準じて就学前の年齢の範囲で第3子以降に該当する児童の保育料を無料としておりますが、年齢の範囲を就学後まで拡大するものであります。

また、無料化の対象人数と金額につきましては、現在、上限となる児童の年齢を何歳にするかなどについて検討をしているところであり、お示しをできないものでございます。

次に、現在の乳幼児医療助成金の内容につきましては、本市の制度は北海道の医療給付事業の補助金交付要綱の内容に準じたものとなっております。

まず、ゼロ歳から2歳までの乳幼児は、市民税が課税の世帯か非課税の世帯かにかかわらずなく、入院、入院外とも医療機関での自己負担は初診時の一部負担金のみとなっております。次に、3歳から就学前までの幼児については同じく入院、入院外とも助成対象となっておりますが、市民税が課税の世帯の場合は自己負担が1割、非課税の世帯の場合は初診時一部負担金のみとなっております。また、小学校1年生から6年生までの児童については、入院のみが助成対象となっておりますが、自己負担は3歳から就学前までの幼児と同様の助成内容となっております。

公約における乳幼児医療助成は、最終的には小学校6年生までの入院及び入院外の医療費自己負担を無料とすることを目指すものであります。

次に、除雪についてですが、まず、除雪出動態勢の見直しにつきましては、出動回数が増加することや路肩の雪山対策が必要になるものと考えられますので、除雪機械やオペレーターの確保も含めて検討を進めております。

次に、除雪出動態勢の見直しにつきましては、出動態勢が降雪15センチメートルとなっている路線を10センチメートルにすることを考えており、現在は路線の見直しは考えておりません。

次に、除排雪体制の見直しに向けた考えにつきましては、除雪出動態勢の見直しなどのほか、市民の皆様のご要望も踏まえて検討を進め、冬の快適な生活の実現に向け、可能な取組から一つ一つ実施をしてまいりたいと考えております。

次に、銭函駅、南小樽駅のエレベーターの設置、バリアフリー化についてですが、JR北海道との協議対象には、両駅のほか小樽駅も含んでおりますが、まずはバリアフリー対応の施設がない銭函駅、南小樽駅の協議を優先してまいります。また、今年度のなるべく早い時期に国の補助要綱に基づき、本市と北海道運輸局、事業者であるJR北海道による協議会を設立し、具体的な進め方について議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 3項目めの質問を行います。

国保料の引下げについて質問します。

今年の第1回定例会において、新交付金の活用について国民健康保険に関して、保険料の軽減対象となる被保険者の所得の把握が必要で、前年の所得が確定する5月でないと試算できないため、保険者支援分は2014年度の決算見込みと同額の1億2,380万円を計上しているとして、2015年度の保険料算出に当たっては、新たに交付が予定されている保険者支援分の拡充分や国民健康保険事業運営基金の残高なども考慮し、保険料の上昇の抑制に努めると答えております。2015年度の医療分と後期高齢者支援金分を合わせた1世帯当たり平均の国民健康保険料は10万6,345円と、前年度より854円の減少となっていました。保険料の決定に当たっては保険者支援分の拡充分が算入されていると思いますが、想像以上に高い保険料となっています。2015年度の国の保険者支援分は総額で1,700億円が拡充され、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があるとしています。

また、さきの臨時会では、保険者支援分を2014年度の実績に照らした場合の拡充金額は約2億500万円との答弁でした。2015年度の小樽市の国保料決定に当たって、保険者支援分の拡充分は算入されているのでしょうか。

算入されているとすれば、その額は幾らですか、お知らせください。

その拡充分が算入されても、保険料を引下げできない条件でもあったのでしょうか、説明願います。

また、現在の基金残高は約1億6,000万円ですが、これもあわせて活用すれば1世帯1万円の国保料は引き下げられるのではないですか。市長の見解を求めます。

国保料の高騰は、1984年度に国保財政の50パーセントだった国庫負担を23パーセントにまで抑制したことが原因です。国保の基盤強化というなら、国庫負担の引上げが不可欠です。定率国庫負担を増やさなければ保険料高騰は避けられません。市長の対策についてお聞かせください。

以上で、第3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、国保料の引下げについて御質問がありました。

初めに、保険者支援分の拡充分につきましては、平成27年度の国民健康保険料を決定する際に、26年

度と比べ、約2億1,600万円が増額になるものと見込んで試算をしております。

次に、国保料が引下げできなかった条件につきましては、保険料のうち後期高齢者支援金分については、納付する支援金の額が減少したことから、1世帯当たりの平均保険料は26年度と比べ、1,696円下がりました。しかし、医療分については歳出で保険給付費が26年度と比べ、約1億2,500万円増加する見込みとなった一方で、歳入では北海道の調整交付金が約1億6,600万円の減額の見込みとなったため、保険者支援分の拡充分だけでは収支不足を賄うことができない見込みとなり、1世帯当たりの平均保険料は842円上がりました。このため、医療分と後期高齢者支援金分を合わせた1世帯当たり保険料は、854円の減額にとどまったところであります。

なお、北海道調整交付金の減額につきましては、平成24年度の制度改正により、国の療養給付費の定率負担割合が34パーセントから32パーセントに引き下げられるとともに、都道府県調整交付金の割合が7パーセントから9パーセントに引き上げられました。国の減額分の2パーセントについては26年度までは経過措置で道の調整交付金として従来どおり市町村に配分をされてきましたが、27年度からは都道府県単位の共同事業の拠出金が交付金を上回る市町村に優先的に配分する北海道の方針が示されているため、現時点では小樽への配分が見込めないものとして保険料の試算をしております。

次に、国民健康保険事業運営基金を活用して国保料を引き下げられるのではないかとのことですが、この基金は急な保険給付費の増加などで収支不足が発生した場合、その財源に充てるなど国民健康保険事業の健全な運営を確保するために設置したものであり、基金を保険料引下げに充当することは安定的な国保財源の運営に支障を来すおそれがあるため、適当ではないと考えております。

次に、国庫負担割合の引上げにつきましては、さきの臨時会でも答弁を申し上げたとおり、これまで国保の財源負担については新たな保険者間の財政調整制度の創設や国の三位一体の改革による都道府県との負担の見直しなどが行われてきましたが、公費負担割合50パーセントとの基本的な考え方は確保されているものと認識をしております。しかし、医療費水準が高く、所得が低いという本市をはじめ、北海道の実情は変わりありませんので、それらに着目した財政支援の強化については引き続き北海道市長会等を通じて要望をしまいたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） 4項目めの質問を行います。

住宅エコリフォーム助成事業の取扱いについて質問します。

小樽市住宅リフォーム助成事業は、年間2,000万円の補助額を予算計上し、2012年度から3年間の時限事業として実施しました。補助金交付確定件数、補助金確定額の実績は、2012年度96件の1,584万7,000円、2013年度は103件で1,841万円、2014年度は104件で1,611万6,000円と、予算が満度に利用されることはありませんでした。これは当選者数や補欠当選者数を限定したためではありますが、地域経済活性化に寄与するためにも、希望者全員に応じられる改善が必要であったとの反省もあります。

住宅リフォーム助成事業が2014年度で終了することに伴って、2014年小樽市議会第4回定例会で建設常任委員会から小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案が提出され、全会派及び無所属議員が賛同して可決されました。この条例は、市内における環境負荷の低減及び空き家の有効活用に向けて基本事項を定め、快適な住環境創出の促進を図るとともに、市内経済の活性化を目的としています。2015年4月1日から施行するもので、施行に関しての必要な事項は市長が定めることになっています。今定

例会において予算計上されておられません、住宅リフォーム助成事業の終了に引き続く事業として市内経済の活性化に大きく貢献することからも、切れ目なく実施することが大切です。

住宅リフォーム助成を実施していた中では、2012年度の補助金確定額1,584万7,000円に対して2億2,683万7,000円の工事費で、約14倍の経済効果がありました。その後の2013年度では約16倍、そして2014年度は約13倍と3年間の時限事業の中で恒常的に大きな経済効果を示していました。第3回定例会での予算計上となれば、工期の大幅な遅れとなり、市民要望に応えられないばかりでなく、市内経済活性化にも大きな影響を与えます。なぜ提案されなかったのか、説明願います。今定例会では追加議案として提案すべきです。市長の見解をお聞かせください。

住宅エコリフォーム助成事業実施に当たっては、住宅リフォーム助成制度実施時の反省点を酌み取り、希望者に対して当選者や補欠当選者などと限定せず申込希望者全員に応じること、申請額が多くなり予算額が不足した場合には直ちに補正予算を組むこと、もしも当年度の予算額に満たなかった場合には余剰分を次年度に加算するなど、真に市民が活用しやすい助成事業に設定することが大切です。このような助成事業を求めますが、市長の見解をお聞かせください。

以上で、この項の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、住宅エコリフォーム助成事業についての御質問がありました。

まず、補正予算を提案しなかったことにつきましては、当該事業をこれから実施した場合には冬の期間の施工となり事業の利用が見込めないことや、恒久的な施策とするには関係機関との調整など制度設計に時間を要することなどから、提案を見送ったところです。

このため、今年度は関係機関と協議し、来年度からの実施に向け検討をしているところであります。

次に、助成事業の実施につきましては、住宅リフォーム助成事業の3年間の実績を踏まえ、市民が活用しやすい事業となるよう十分に検討をしたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）

○21番（川畑正美議員） それでは、最後の項目の質問に入ります。

ドリームビーチに市営海水浴場を開設することについて質問します。

この夏はドリームビーチ海水浴場協同組合による海水浴場開設ができなくなったことから、ドリームビーチへの来場者の安全確保や環境保全のために、本市が運営する海水浴場を緊急避難的に開設するとの提案を受けて質問いたします。

小樽市は、利用者の安全確保や環境保全対策を講じる必要があるとして、市営の海水浴場を開設する提案をしています。しかし、海岸線は国有地であり、道の管理です。市営海水浴場を開設するという以前に、安全確保や環境保全対策は管理者である道が責任を持って行うことであると考えます。市長の見解を聞かせてください。

本市は、道に対して、水域の利用調整や、ごみ処理の問題の対策をはじめとする利用者の安全確保や、環境保全対策を求めているのでしょうか。道が対策を講じることが可能とした場合、どの範囲までが可

能なのでしょうか、お聞かせください。

ドリームビーチ海水浴場は、市街化調整区域になっており、建築基準法上、建物の設置は1年以内に限られているにもかかわらず、2004年以降一度も建て替えられておらず、小樽市はコンプライアンス委員会から是正を求められ、除却勧告を行ってきました。毎年海の家を建て替えていけば課税対象とならない、固定資産税も徴収するなど、これまでのずさんな管理を続けてきた責任は重大と言えますが、市長はどのような見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

このような問題によって、新市長が安全対策を講じることになり、市営海水浴場の開設へと変わったのではないのでしょうか。

議案第1号の一般会計の補正予算が可決された場合、小樽市が海水浴場を開設する期間の予定は7月17日から8月16日までの31日間です。ドリームビーチには海水浴場の開設期間前、期間後も相当数の来場者が見込まれるものと思います。海水浴場開設前後の期間の取扱いについて、どのような安全対策や環境保全対策の対応をされるのでしょうか。

また、1日の開設時間が終了した後の対応策をどのようにされるのか、お示してください。

ドリームビーチの市営海水浴場に1,290万円が計上されていますが、ドリームビーチの広さから実際には計上額以上の経費がかかるのではないのでしょうか。

今年度の市の海水浴場運営経費としての予算計上額が海水浴場8か所です。この中には一部にドリームビーチ分も含まれているとのことですが、市内の海水浴場と比較した場合に、海水浴場に対する助成額のバランスからして、市民の理解が困難だと思います。今あるドリームビーチ以外の七つの海水浴場組合も、もろもろの課題を抱えているのが実情です。組合員自身も高齢化し、海水浴客の減少もあって、かつてのような収益が見込めなくなっているわけです。運営費用の負担が重荷になって、厳しい運営を迫られています。このような中で営業が困難になった場合、今回のドリームビーチと同じように本市が海水浴場組合にかかわって海水浴場を開設することになるのでしょうか。お答えください。

今回の市営海水浴場は、ドリームビーチ海水浴場協同組合が営業を断念したことで、あくまで緊急避難的措置として対応しているとしています。ドリームビーチには、これまで海水浴場協同組合が運営してきたほとんどの建物が取り壊されずにあります。果たして年内に現在の海の家を取り壊し、来シーズンには海水浴場協同組合が健全に運営をしていくことにつながっていくのでしょうか。

今年、市営海水浴場を開設した場合、翌年以降も市営海水浴場が継続されることになるのではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

小樽市が海水浴場を開設した場合、中には非公式に営業を始めることが起きるのではないのでしょうか。その管理は誰がすることになるのでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、代表質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、おたるドリームビーチに市営海水浴場を開設することについて御質問がありました。

初めに、安全対策や環境保全対策につきましては、海岸管理者の北海道が行う管理とは、基本的に台風や地震による高潮や津波などから海岸背後地の住民の生命や資産を守るものであると認識をしております。

ます。

次に、道の安全対策や環境保全対策につきましては、北海道条例に基づき海水浴客の水難事故等防止するために、水域利用調整区域を指定し、あくまでプレジャーボート等の航行などの規制を行うことができるものと承知をしております。

海水浴場開設に係る安全確保や環境保全対策については、現在、北海道では条例が定められておりませんので、今後は条例化も含めて何らかの協力を要請できないか、道と協議をしてみたいと考えております。

次に、ドリームビーチ海水浴場の海の家への対応につきましては、コンプライアンス委員会から海の家に関する仮設建築物の許可について市の対応は適切さに欠ける面が見受けられるとの指摘があり、これまでの対応は不適切であると認識し、是正措置を講じたところであります。

また、固定資産税の徴収につきましては、同委員会の報告で示されているとおり、1年以上一定の場所に建築されていることから、課税対象としたことは法令違反ではないと考えております。

次に、海水浴場開設前後の安全対策や環境保全対策の対応につきましては、今回の開設期間は多くの来場者が想定され、最低でもこの時期だけは開設をしたいという期間であります。基本的には海岸における事故は自己責任であるものと考えており、海水浴場開設の前後や時間外においても同様であると考えております。

しかしながら、市で海水浴場を開設する以上、現地での看板や市のホームページなどで危険箇所の周知を図るほか、警察など関係機関と連携して、可能な限りの安全対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、ドリームビーチ以外の海水浴場組合が開設困難になった場合の市の対応につきましては、今回、開設に至った経緯が営業困難になったからではなく、仮に開設されなかったとしても相当数の海水浴客の来場が見込まれ、無秩序な状態になることが想定されるため、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的とし、緊急避難的な措置として市で海水浴場を開設することとしたものであります。ほかの海水浴場が開設困難になった場合は、その要因や影響などを調査した上で、市として対応すべきか否かについて検討をしてみたいと考えております。

次に、市営海水浴場の翌年以降の継続につきましては、違法状態にある海の家を全て除却していただくためにも、今回、海水浴場開設経費を予算化したものであり、来年は組合による健全な運営をしていただくよう市として対応していく必要があると考えております。

次に、非公式の営業の管理につきましては、違法な建築物を使った非公式の営業は仮設建築物使用許可期限が切れていることからできないものであり、仮に非公式の営業があった場合は、市が建物の使用禁止を指導するものであります。

一方、市が海水浴場を開設しない場合のほうが非公式の営業が起り得るものと考え、市で開設することとしたものであります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) 再質問します。

まず、戦争法案についてお話ししたいと思うのですが、市長の見解を聞いて、なかなか話しにくいという点はわかります。ただ、私が今日ここでお話ししておきたいのは、一つは今の状況がどのようになっているのかということをもっと市長にも認識していただきたいと、そのように思うわけであります。

今日22日の北海道新聞の中で全国世論調査、共同通信社の世論調査が載っております。その中では、

安全保障関連法案が「憲法に違反していると思う」というのが56.7パーセント、そして安保法案に「反対」58.7パーセント、これだけあります。そして、安保法案の今国会成立に「反対」が63.1パーセント、このような状況が報道されています。また、安倍政権が法案について「十分に説明しているとは思わない」というものが84.0パーセントと、相当な高率を示している状況にあります。

それで、少し前後しましたけれども、第1回臨時会の中で安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書（案）が可決されたわけです。今日の日本共産党が発行するしんぶん赤旗によれば、戦争法案反対、慎重審議の意見書を可決したのが地方議会で116あると報道されています。もちろんこの中には小樽市議会も入っています。何と誇らしいことだと私は思っています。

それで、こういう状況の中で、市長がこの後も、戦争法案について国会で今議論されているということで、国の政策上の問題で市長としての判断が難しいというような意見があったわけですが、こういう今の状況を十分理解しながら捉えていただきたい。

それから、小樽市から自衛隊に入っている状況ですが、これもまた共産党の発行する新聞の中でこういう元自衛隊員の話が載っておりました。自衛隊は、訓練でも死ぬことがあります。レンジャー訓練で最初に遺書を書かされました。実際に戦闘になれば死傷者は比較にならないでしょう。自衛隊がやるのは、戦闘地域まで行って武器、爆弾などを米軍に運ぶ兵たん活動です。敵はその兵たんを一番に狙ってきます。弱い部隊を攻撃するのが軍事の常識なのだ。ですから、米軍指揮下で、日本の自衛隊が攻撃されたら私たちは退却する、そのようなことは言えないのです。また、国民全体が覚悟させられているのではないのか。戦争できる国にするのならば、防衛予算も今の5兆円程度では足りない。アメリカはイージス艦が84隻、日本は6隻、消費税はととも10パーセントでは済まない状況になりますよ。そのようなことを、国民の皆さんはそのような道を選ぶのですか。そういう問いかけがされています。

やはり戦争で真っ先に犠牲にされるのは、未来ある青年なわけであります。ですから、少なくとも高校を卒業して自衛隊を就職先に選んだ方々を大事にするためにも、この戦争法案反対のこの一点でもって、ともにやはり合意できる範囲で戦争法案の反対を押し進めていくべきではないかと、私はそのことを強調させていただきます。

それから、カジノの問題ですけれども、カジノ誘致に反対する小樽市民の会は、カジノ解禁は暴力団の介入、それから不良風俗営業の参入、青少年育成の悪影響やギャンブル依存症の増加など、社会的に大きな問題があるとして小樽市にカジノを誘致しないように求める請願書を1万300筆の署名を添えて提出しています。また、小樽市内で消費者協会が以前に行った小樽市へのカジノ誘致についてのアンケート調査では、83パーセントの市民が反対しているわけです。小樽市民のIRに対する意見が市役所にも寄せられてきたと思うのですが、33件の意見のうち、反対が24件、あとは賛成が3件しかなかったという、そういう圧倒的に反対が多い小樽市内の状況ですので、市長も自信を持ってカジノについて断固反対することを貫いていただきたいと、そのように思います。そのことについて、もし意見があればお話ししてください。

それから、原発の問題です。

原発については、市長は、福島第一原発事故から4年たっても10万人以上が避難している状況だということをお答えになっていました。今後とも道あるいは北電に対して情報収集だとか動向を見てうんぬんというようなことをおっしゃっていますけれども、やはり泊原発については市長がまず積極的に道に申し入れて、あるいは北電に申し入れていくことが必要だというふうには私は思うので、その辺について積極的な取組をお願いしたいと思いますが、その辺での意見を聞かせてください。

この中で私がぜひお話ししておきたいのは、原子力規制委員会が防災で避難する区域を30キロメートル

ルに拡大していますけれども、30キロメートルにした場合に範囲の対象となる人口が7倍になっている、後志にあるこの泊原発でも8万3,000人以上が対象になるということを肝に銘じて、再稼働させないように取組を、道や北電に市長みずからが申入れをしていただきたいと、そういうふうに思っているところ です。その点についての取組もお話を聞かせていただきたいと思います。

それから、医療の関係ですが、小学生までの医療の無料化の内容についてですけれども、市長公約の実施に当たって、現時点では具体的にできないということなのですが、今後、調整することになるの だろうと思うのです。

それで、第3子以降の保育料無料化あるいは小学生までの医療費の無料化とも具体的実現に向けたプ ロセスが明らかになっていないわけで、具体化するにはどの程度の期間がかかるのか、そしていつをめ どのに実現させたいと思っているのか、段階的に実現させるとすれば、どのようなプロセスを検討してい るのか、その辺を示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、除雪の問題です。

除雪の問題については、除排雪体制の整備について今後の見通しに向けた検討の推進にあるのだらう と思うのです。地域の皆さんの納得できる除雪体制をやはりつくり上げてほしいと願うものなわけで、 そのために要望事項を何点か申し上げておきますので、ぜひそれを参考にしながら地域の対策を練って いただきたい。恐らく今年も除雪懇談会を開催していくことになるのだらうと思いますが、町会の一部 役員だけの参加を予定するのではなく、地域の多くの皆さんの要望を酌み取ることができるような、そ ういう規模で開催していただきたい。

二つ目に、市民の雪堆積場の問題でありますけれども、市民には身近に雪を捨てるところが欲しいと いう要望が圧倒的に強いのです。ですから、そういう意味では、例えば市営住宅の撤去地だとか、市が 所有する空き地、あるいは借り上げなどのできるようなところがあれば、そういうものを確保して提供 していただきたいと思うのですが、それについての考え方は持っておりますか、お聞かせください。

三つ目に、第2種路線だとか第3種路線と今区分けがされているわけですがけれども、日常生活の中で 利用する道路は圧雪状態とされて、年間を通して除雪されないという状況が起きているわけです。です から、火災だとか緊急事態が起きた場合に車が入れないという状況が起きるわけで、その点では地域住 民との懇談会の中で具体的に、ではその道路に車が入れない場合は、ほかのところでカバーできるか どうか、それらも含めて議論していただきたい。

最後に、置き雪の対策です。今、市民も高齢化してきて、なかなか置き雪に対する対処ができない状 態になってきています。それで、委託業者に改めてオペレーターが替わったとか、あるいは担当者の変 更など、うまく置き雪を減らすための除雪が徹底されていないと思うのですが、委託業者に改めて その辺の指導を徹底していただきたいと、そういう要望について今後どのような対応ができるかお聞 かせいただきたいと思います。

それから、バリアフリーの問題なのですが、その点で最初の質問の中で簡単にしか触れていませんで したので、現在の状況を認識していただくために二、三点話をさせていただきます。

国土交通省は、2011年3月に移動等円滑化の促進に関する基本方針を出しておりまして、1日3,000 人以上の乗客がある場合は2020年までに原則として全バリアフリー化する方針を打ち出しているわけ ですから、小樽市内では小樽駅、そして南小樽駅、銭函駅の三つの駅があるわけです。

小樽駅は1999年に市民と日本共産党の運動で車椅子でも乗り降りできるエスカレーターが設置された のですが、エレベーターについては駅舎を2012年に改築したにもかかわらず、そのときもつくってもら っていない。そして、エレベーターが必要だという住民の願いは切実になっていて、例えば塩谷駅の周

辺の2町会にアンケートをお願いしたら、その中で利用目的を尋ねると病院に行くというのが32パーセントある、JRを利用しているという数が。南小樽駅にエスカレーターかエレベーターをつけてほしい、それは南小樽駅の階段が上れないので、塩谷からわざわざハイヤー、約3,000円ぐらいかけて病院に行かなければならない、そういう状況なのだということです。ですから、エスカレーター若しくはエレベーターを早急につけていただきたいと、そういう声があります。

それから、南小樽駅は観光客もたくさんいるわけですが、階段の周りで探し物をしている状況がよく見られます。この探し物をしているのは何を探していたかということ、エレベーターがないかどうか、階段の周りで探していたのだというのです。結局エレベーターがないので、ここにはエレベーターがないのですねとがっかりして観光客が帰ると、そういう状況も起きているという報告があります。

ぜひエレベーターについて、確かに国とJRと市がそれぞれ3分の1ずつの負担経費となると思うのですが、市長には積極的に推進していただくように、その辺でお願いしたいと思います。

それから、エコリフォームの関係ですが、2014年の第4回定例会で全会派及び無所属議員が賛同して可決した、議会の可決した重みをどのように捉えているのか、どうも議会の議決を軽んじているのではないかと思うのです。

それと、もしそういうことができないということであれば、議案提案する前に事前に説明する必要性がやはりあるのではないかと。我々は全くその辺は聞いていないので、議会の可決の重みを軽視していると、そういうふうには言わざるを得ません。その辺で市長の見解を改めて答えていただきたいと思います。

それから、先ほど市民に活用しやすい制度については検討していくというような答弁がされましたけれども、その点で、今回の住宅エコリフォームについて、追加議案としてでも、出せないのかどうか、改めて見解を聞かせてください。

最後に、おたるドリームビーチの問題であります。

私どもはあくまでもやはり基本的には市が運営するのではなく、いかに道に協力してもらえるのか、道が責任を持ってやるべきだということを改めて主張したいと思います。実際に、小樽市が道に具体的にそういうことをお願いというか、申入れをしているのか、道がそれに応えないでいるのか、なぜ小樽市がそれをカバーしなくてはいけないのか、その辺が理解できないところなのです。改めてその辺を答えていただきたいと思います。

それから、先ほど無秩序、秩序がないという、そういうことが起きるのだということを話しておりましたが、小樽市が秩序を守るためにうんぬんするというのはどうも私は理解できないのです。それはむしろ警察がやることで、警察が秩序を保つためにやることであって、そういうことをやはり道にやらせるべきでないのかと思います。小樽市が肩がわりしてそういう秩序を守るための対策をやるというのはどうも理解できないので、その辺について改めて答えていただきたいと思います。

それから、小樽市が海水浴場を開設した場合、前後の期間だとか1日の開設時間が終了した後の安全対策だとか環境保全、監視だとか、救護体制、駐車場の管理だとか、浜茶屋の営業監視など、新たな課題が予想されるわけですが、例えば遊泳などの事故は基本的には自己責任だということで市長も話をされているわけですが、駐車場の管理状態や浜茶屋で営業が行われた場合、警察や保健所に指導をお願いするのが当然であって、そのことをしなければ、むしろ市への批判が高まるということになるわけだと思うのです。だから、それによって小樽市が海水浴場を営業しなくてはならないという理由にはならないので、警察なり道にそのことをお願いすべきだと思うのですが、そのことを重ねて質問させていただきます。

○議長（横田久俊） 再質問の1番目の戦争法案に関する再質問の質問がわからなかったのですが、も

う一度同じ答えを言ってくれということでもよろしいですか。

○21番（川畑正美議員） いや、戦争法案については最初に市長が答えていますので、これは私の意見としての……

○議長（横田久俊） よろしいですか、要望ということで。

○21番（川畑正美議員） はい。

○議長（横田久俊） それから、除雪の項ですが、除雪ということで御質問があつて答弁もなされていますが、新たに要望として4点挙げられましたけれども、それについてお答えくださいということでした。これは新たな質問ということになりますが、もし答えられるのであれば答弁していただきたいと思ひます。川畑議員、もしできなくてもよろしいですね。

○21番（川畑正美議員） でも、関連……

○議長（横田久俊） 関連はもちろんあるのです、除雪ということで関連はありますけれども、再質問で新たに4項目が今出されましたので。

○21番（川畑正美議員） その4項目というのは、地域懇談会をやっていくことになるだろうから、そこでの話をどういう方針かという……

○議長（横田久俊） いや、わかるのです。それはわかるのですけれども、できれば本質問に入れておいていただければと思ひました。

そういうことで、理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

もし、私から答弁漏れ等ありましたら、各部長からも答弁させていただくことになると思ひますので、御了承いただければと思ひます。

まず、カジノの件から、これはもう今日に限らず折あるごとに話をしておりまして、小樽の風土に合わないということで、改めてこの答弁において誘致する予定はありませんということで、もう一度答弁させていただくということでもよろしかったでしょうか。

それと、原発における申入れをすべきという御質問だったかと思ひますけれども、私自身、政治姿勢として選挙戦において既にはっきりと話をさせていただき、また、所信表明でも伝えさせていただいております。確かに他のまちで個別に対応されていたり、時には裁判なども起こしている自治体もあるようですけれども、私自身としては、まず政治姿勢として表明をしていくことが第一だというふうに思っております。今のところ具体的な行動に関しては決めているものはございません。今後において何ができるのかを内部で改めて市役所職員に投げかけながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、医療費の無料化や保育料の負担軽減についての再質問もありましたけれども、例えば保育料であれば、現在、上限となる児童の年齢を何歳にするか、その兄弟等が、上の子供が中学生までにするのか、高校生までにするのかなど、今、細かい検討をさせていただいているところでございます。保育料についてなのですが、第3子の子供が幼児、保育園だとして、その兄弟が、上の子供の年齢が中学生までの年齢でいくのか、高校生までの年齢でいくのかなどを今検討しているところで、何とかそれを、既にそれに対しては市役所職員に投げかけをして金額も含めて洗い出させていただいているところですので、それがはっきり見えて、そして市としての財政状況に鑑みて、できる限り早いうちに、できれば来年度、平成28年度から実施できるように、今、取り組んでいきたいというふうに考えておりま

す。

それと、除排雪の要望について川畑議員が話されたことを私自身もさまざまな方から聞いております。市長に就任してから身近な雪捨場、雪捨場という表現が合っているかどうかかわからないですけども、市民の方々にとって身近なところに雪を置ける場所が欲しいというお話も聞いておりまして、選挙戦でもこれについては私自身も訴えさせていただいているところでございます。今後これも原課と話し合いをしながら市民の皆様の身近なところに地域の方々から情報をいただきながら、一つ一つ増やせるよう取り組んでまいりたいと思っております。

また、路線等の変更の話も出ているのですけれども、この制度設計の期間がかなりタイトなスケジュールになっているところで、路線変更の話も聞いていたのですが、これまで入れ込んでしまいますと、この冬に間に合わないのではないかと懸念を少し感じていたところでしたので、先ほどの答弁の中で現在は路線変更は考えておりませんというふうに答弁させていただいています。来年度以降、先々には少しずつ対応できるところから路線変更できるのであれば、考えてはいきたいというふうに思っております。

また、置き雪対策はおっしゃるように、大変重要なところだと思いますので、置き雪がないようにどう改善できるのかも、現在、検討を始めているところでございますので、その対策等がしっかりできましたら、皆様にお知らせをしたいというふうに思っております。

それと、バリアフリー化の要望が高い、本当におっしゃるとおりですので、何とかそれは一日も早く実現をしていきたいと思っております。聞けば銭函のほうでは連合町会が10年以上、平成15年ぐらいに要望し始めてから、陳情し始めてから時間が経過をしているというふうに聞いておりますし、南小樽駅も、おっしゃっているように、市立病院が新しくできたこともあり、病院に通院される御高齢の方々も大変増えていると思っておりますし、また、観光客の方々へのフォローアップも含めて、南小樽駅の対応も重要だというふうに思っておりますので、まずやはりこの二つの駅から一日も早く着手できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、住宅エコリフォームの促進に関する条例について、制度設計に、今、少し時間がかかっているところでございます。答弁させていただいた内容のとおりですが、やはり恒久的な取組としてしっかり取り組んでいきたいという思いもありまして、来年の第1回定例会でちゃんとした年間予算として計上したいというふうに考えておりまして、今回見送ったところでございます。今、周知徹底とともに、その事業者の方々からのヒアリング等を進めているところでございますから、来春に向けて実現をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

(「議会軽視だよ」と呼ぶ者あり)

それと、ドリームビーチについて、道が行うべきというお話でしたけれども、答弁させていただいたように、北海道が海岸管理者なのですが、海水浴場としては道ではまだ想定されていないと思われまして。海水浴場の管理運営に関する指導要綱等もありますけれども、これはあくまでそれぞれの市であったり組合であったりで開設された場合にそれにのっとって海水浴場を開設するようというところで制定されているもので、道自身が開設をするという目的でつくられていないと私は認識をしております。

しかしながら、おっしゃっていたように、県によっては県で条例を制定し海水浴場に対しての管理等を行っている県もありますので、やはりそういう前例も含めて道に対してしっかり改めて協議ないし要望を図ってまいりたいと思っておりますが、この夏には間に合わないであろうと思っております。

ですので、秩序の、警察等のお話もそうですけれども、警察等は既に秩序を保てるようにということで、パトロール等をされております。それでもこのような状態ですし、市もそのパトロールにここ数年

同行しておりますけれども、海水浴場が開設できないという状態になりますと、警察の方はそれでも行かれるとは思いますが、市のほうでそこで一緒に連携をしながらということが難しくなるであろうというふうに感じております。何とか開設に向けて動いて、市も警察と連携をしながら秩序を保てるように取り組んでまいりたいということから、このたびこのように議案を上げさせていただいたものですから、警察には今までもお願いをしておりますし、これからもお願いすることになると思うのですけれども、市が責任を背負わずに警察にお願いしますと言っても市が責任を負わないのと言われることにもなりかねませんので、やはりともに責任を持って一緒に取り組んでいく上でも、今回このように議案を提案させていただいたところでございます。

私からの答弁は以上となります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 子供の医療費無料化へのプロセスということでございますので、手順について、今、考えていることをお知らせいたします。

まず、助成を拡大すべきかその辺の規模、それらにつきましては、人口対策等の会議を経まして、その後で予算等を含めて庁内で検討することになります。その一定の方向が決まった上で、まずは予算額を決める、また、今ある条例の改正をする必要がございます。条例、予算が議決されました後は、これは医療機関へ周知をして医療機関ではシステムを改修する必要がございますので、一定の時間がかかることになります。条例改正後、医療機関との調整、それから受給者への説明、広報活動、そういうものをするとともに、庁内のシステムの改修もいたすことになると思います。通常福祉医療の助成は8月が更新時期でございますので、これからやりまして一番早くて平成28年8月からというのが最短の日程と考えております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

○21番(川畑正美議員) エコリフォームの取扱いの関係で市長が答弁していないのではないかとと思うのだけれども、事前に説明すべきでなかったのかということに対して、それについて答えがなかったもので、事前に説明せということ、すべきでなかったのかということの答弁がなかったのです。もっと言うと、提案するのを忘れていたのではないのかと私は思うのですけれども、そのようなことはないのですか。議会で可決をしたということがやはり記録にも残っているのです、4月1日から施行するということになっているわけですから、そのことをどのように受け止めているのか、その辺が明確でないということ、そこを答えていただきたい。

それから、ドリームビーチの関係ですけれども、市長の答弁は市営の海水浴場を実施するという前提の下で答弁されているものです。小樽市が海水浴場を開設しない立場で、例えば水域利用調整区域の指定だとか、あるいは安全対策上の問題、それからごみの処理だとか、トイレの設置だとか、そういう環境整備についての問題は、責任があるのはやはり道だと思うのです、そういう点では。だから、海水浴場を開設しない立場で道に措置を求めていくべきでないのかと、その点で道と協議を、必要なことをやはりやっていく必要があるのではないかと思うのですが、その点については答弁されていないのではないかと思うのです。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長（森井秀明） まず、住宅エコリフォームの促進に関する条例に関しては、答弁が繰り返しになっているようですが、ちゃんとした制度設計をしっかりと行って来春より取り組んでまいりたいということで、特に恒久的な取組にしていまいりたいということから、現在、制度設計をしている最中でございます。

（発言する者あり）

私自身といたしましても、おっしゃるように議会決断というのは大変重いものだというふうに思っておりますから、それが形になるように、現在内部で調整し、検討をしているところでございます。

（「話がかみ合っていない」と呼ぶ者あり）

何にしても、私自身もこの住宅エコリフォームの促進に関する条例に伴って過去3年間に大変な効果を生み出しているということで施行されておりますので、来年度に向けてしっかり実現できるよう具体化できるように取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければ幸いです。

それと、開設をしない場合のことも含めて道に対して要望すべきということかと思うのですが、開設しようとしまいと、やはりそれは道に対しては要望すべきだというふうには思っております。北海道も今後もう少し海岸線に対して目を向けていただき、踏み込んでこの良好な海岸線のあり方であったり、又は安全管理も含めて道に対して協議を含めて申入れをしていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり今、目の前に現実として夏という時期が来ようとしている状況の中で、道の対応を待っていても動かなければ結果的にいろいろ考えられる懸念事項等が出てまいりますので、まず目の前にある課題をクリアするためにも、市として予算をつけ、施設の管理が必要ではないかという考え方の中で今回議案を提出させていただいたという経緯となりますので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） エコリフォームの件につきましては、私自身、原部でこのたびは予算をつけないということを事前に説明しているのかどうか確認はしておりませんが、質問の中でできない場合でも事前の説明があつてしかるべきではなかったかということでありますので、こういった点につきましては、今後そういうことにも注意してやってみようというふうに思っております。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） よろしいですね。

（発言する者あり）

再々質問が終わりました。よろしいですね。

（発言する者あり）

（「ちょっといいですか。質問の趣旨に沿った……」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

予算特別委員会の初日が集中審議になっていきますので、川畑議員が出られるかどうかわかりませんが、そこでもう少し詰めていただければと思いますので、お願いいたします。

以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 5時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 高 野 さ くら

議 員 鈴 木 喜 明

平成27年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成27年6月23日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長																				

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一
庶務係長 伝里 純也
調査係長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局次長 林 昭雄
議事係長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開議 午後 2時30分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 昨日の共産党川畑議員の代表質問における住宅エコリフォーム助成事業の取扱いに対する再々質問の答弁に関して発言をさせていただきます。

昨年 の第4回定例会において、建設常任委員会から提案された住宅エコリフォームの促進に関する条例が全会一致で可決されたことは大変重く受け止めております。

私としては、条例の趣旨に基づき住宅エコリフォームの促進に関する施策を早期に策定し、実施してまいりたいと考えているところでありますが、昨日の本会議で答弁させていただいたとおり、条例に基づく助成制度につきましては、恒久的な施策とするためには関係機関との調整など、制度設計に時間を要することなどから、今定例会への提案を見送ったところであります。このため、現在、来年度からの実施に向け鋭意検討を行っているところでありますが、事前の説明が不足していたとの指摘がありましたので、今後、本会議や予算特別委員会、建設常任委員会など、議会の場においても議論を深めていただき、住宅エコリフォーム制度が、市民が活用しやすい助成制度となるようしっかりと取り組んでまいりますので、御理解を願いたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 昨日、市長の答弁に引き続き私が答弁した内容の中で「原部でこのたびは予算をつけないということを事前に説明しているのかどうか確認はしておりませんが」というくだりについて発言をさせていただきます。

住宅エコリフォーム条例につきまして、建設常任委員会から条例案が提案され、昨年 の第4回定例会において全会一致で可決されたことは私も承知しておりました。

しかし、今定例会で予算づけがなされないことにつきましては、議案説明の際に一部の会派から指摘がありましたので、その際に原部が議会側に説明したものだと思込みをし、原部が全ての会派に説明したかどうかの確認はしていなかったものであります。総務部長という立場でありながら、そして常任委員会提案という重要な案件でありながら確認を十分にしていなかったことにつきましては、私の注意不足であり、反省をいたしているところでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（横田久俊） 日程第1「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 第2回定例会に当たり、公明党を代表し、質問をいたします。

森井市長は、この4月の統一地方選挙で3万8,132票を獲得し、多くの市民の負託を受け、見事当選、市長就任からまもなく2か月になろうとしております。

今定例会は、新市長が任期4年間、どのように市政運営なさるのか、市民の関心の高い議会とも言えますので、早速質問に入らせていただきます。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

森井市長は、このたびの市長選挙戦も含め、以前から盛んに5団体の相乗りを批判し、さらにその相乗りによってしがらみ生まれ、市政発展の障害になっていると演説などで市民に訴えてこられました。市長が批判を繰り返した5団体とは、自民党、民主党、公明党、商工会議所、連合小樽の5団体のことを指していらっしゃると思います。

そこで、何点かお伺いいたします。

しがらみは、絶ちがたい関係、腐れ縁という意味で使われますが、市長の考えるしがらみとはどのようなことを指すのでしょうか、お聞きいたします。

また、5団体がそれぞれ民主的な手続に基づき推薦、支援したことが、なぜしがらみになるのでしょうか。我が党も含め、それぞれの政党と団体の名誉のためにも、明確にお答えをお聞かせ願いたいと思います。

そして、中松市政4年間で5団体にどのようなしがらみがあったのでしょうか。具体的な事実関係をお示してください。

また、森井市長は、しがらみのオール与党体制の議会で何を議論するのかとも話され批判されました。まるで議会議論がなされないまま何事も決まっているかのような失礼な表現であります。議会議員が必要に応じて行政職員と事前に打合せや協議をする、極めて当然のことをしがらみと批判なさっているのでしょうか。そのことがしがらみやなれ合いと見ていらっしゃるのか、もしそのようにお考えになるのであれば、今後は一切事前の打合せや協議はできないものと理解いたしますが、市長の見解を求めておきたいと思います。

また、具体的に批判なさった理由についてもお聞かせください。

次に、職員人事についてです。

市長は、就任挨拶で職員に対して「28年も続いたしがらみの市政」と批判し、「このしがらみをしっかりと断ち切って、一生懸命取り組んでいる職員が報われる、そして今まで日の目の当たっていない職員にもしっかりと日の当たるように公正に取り組んでまいります」と述べられております。この公正に取り組むとは具体的にどのように取り組むのでしょうか、まず伺います。

就任したばかりの市長は、日々職員からヒアリングし、市政全般について把握しようと精力的に取り組んでいると伺っておりましたので、一生懸命に取り組んでいる職員を把握するには時間を要すると感じておりました。しかし、就任から間もない6月1日付けで出されました管理職の大幅な人事異動には、正直驚いております。

市長は、今回の人事異動に対し、記者会見で、職員の動揺や混乱は感じていないことや、もっと踏み込んで取り組みたかった内容のお話をされましたが、本当にそのように感じていらっしゃるのでしょうか。

また、今回の人事はどのような視点で取り組まれ検討されたのか、この議会の場で改めてお答えください。

平成18年第2回定例会で、森井市長は、議員時代に職員の人事異動、昇進について心配され、次のように質問をなさっております。「最近思うことがあります。職員の人事異動が異常に早いということです。マンネリ化や形が固い化などを改善するために、人事異動は大変重要だと考えますが、1年での異動もあり、自分にとってはあまりに早すぎて、だれがどの部署におられるのか覚えられないほどです。さ

らに、抱えられている業務はそれぞれの部署で少なくはなく、すべての引継ぎが完璧に行えるとは思えません。実際に担当者がかわったことよっての取組の行き詰まりを何度も見ております。さらには、経験させるために、専門性のない人が専門職につくなどという状況もあるかと思いますが、それに伴い業務の滞りが起きることは否めないと思います（中略）まず人事異動の意義を市としてどのように考えられているのか」「また、人事異動の選考方法をお教えてください」。この御自身の質問に今どのように御答弁なさいますか。今回の人事異動に対して、市長のお考えをお聞きたいします。

次に、参与の任用について伺います。

本市で参与を置くのは初めてと伺っておりますので、何点か質問いたします。

6月8日、今定例会の議案説明が我が党にありました。その中で、うわさになっている参与の任用について我が党から質問しましたが、市長は、参与の任用について近々早いうちに報告する旨の御答弁で具体的な内容の説明がほとんどなく、職務は政策アドバイザーという内容でした。非常勤嘱託職員として考えているとお話しされ、職務内容、就業条件、任用理由、人件費の財源、予定候補者名などの項目についてお答えがありません。しかし、翌日9日、我が党の控室に参与の任用についてのペーパーが配付され、市長からの一切の説明がないまま10日の新聞報道がされました。参与の人事については、議会の議決事項ではありませんが、本市で初めての任用であれば丁寧な説明が必要と考えます。

聞くところによりますと、議長や副議長にも説明がなかったようですが、このような対応はあまりにも乱暴であり、なぜ説明されないのか、なぜ急がれたのか、なぜ隠蔽されたと受け止められるようなことをなさるのか理解できません。また、行政のオープン化を述べられてきた市長の政治姿勢と相反するものであり、議会軽視と思われる。これらのそれぞれについて市長の答弁を求めます。

次に、配付された資料には任期や報酬額について記載がされておりました。参与の任期期間とその理由、また、報酬額の算出の根拠について説明願います。

職務内容ですが、市長は政策アドバイザーとして考えていると会派説明でおっしゃいました。自治体、市長の政策アドバイザーとなりますと、一般的に学識経験者や政策に精通している方と認識しており、なぜ副市長を決めずに市職員のOBである今回の参与の決定に至ったのでしょうか。いつから、どのようなメンバーで検討されたのか、詳しく説明願います。

市民からの問合せの中に、優秀な市職員のOBは多くいると思うが、なぜ今回の人選になったのか、基準や根拠は何なのかという疑問がありました。これについても市長の御答弁を求めます。

次に、職務内容についてですが、参与は主に市長が公約に掲げられた除雪の政策について担当すると伺っております。

そこで、何点か伺います。

今回の人事で、除雪等担当の新たなポストとして建設部に次長職を置きました。この次長職はどのような職務内容なのか、雪対策課との関係はどのようになるのでしょうか。さらに、参与との関連はどのようになるのかお答え願います。

今回、除雪担当の体制を厚くしたわけですが、なぜさらに参与の任用が必要なのか、その理由と具体的な職務内容について説明願います。

さらに、前体制のどこに問題があったとお考えか市長の御答弁を求めます。

1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 千葉議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、私がお話ししたしがらみについてですが、まず私の考えるしがらみとは、選挙時の支援関係を就任後も引きずることにより、市政運営に強い影響をもたらしていた状態であると考えております。

次に、5団体がそれぞれ民主的な手続に基づき、推薦、支援したことがなぜしがらみになるのかにつきましては、選挙の際の推薦や支援自体をしがらみと考えてはおりません。

次に、中松市政4年間で5団体にどのようなしがらみがあったのかにつきましては、これまで、本市においてオール与党と呼ばれた体制が28年続いたために、これらの五つの団体から推薦された候補者が市長になるという前提で物事が進んでいたのではないかと考えています。それにより市民の皆様の選挙における選択への意思がそがれ、市政に対し、諦めや他人事のように感じられていた状態が続いていたように思われます。

次に、議員と職員が事前に打合せをすることについては、円滑な行政運営のためには必要であると考えており、しがらみやなれ合いであると考えたことはございません。

次に、職員人事についてですが、まず公正な職員人事につきましては、私自身、市職員の存在意義とは何なのかという公務の原点に立ち返り、できるだけ多くの職員と直接接することにより職員の人物像をしっかりと把握した上で、適材適所な人事異動を行うことが公正な取組と認識しております。

次に、今回の人事異動における記者会見での発言などにつきましては、職員一人一人が能力を十分に発揮していただけるよう取り組みましたが、限られた時間の制約があったため、私としては踏み込みきれなかったという思いに変わりはありません。

また、今回の人事異動は、市民の皆様とともに考え、市民の目線に立ち、一生懸命に仕事に取り組んでいる職員が報われ、今まで目の目に当たっていない職員にもしっかりと日が当たるような視点で、就任以降改めてさまざまな方々や職員と話をし、適材適所な職員の配置を心がけたところであります。

次に、私が議員であったときの質問に対する私の考えにつきましては、人事異動の意義はマンネリ化や形骸化による能率低下の防止、新たな発想や視点が入り入れられることによる業務改善や職員の能力をより適正な部門でより積極的に活用をすること、さらには配置人員の過不足解消という当時の市長答弁と同様の認識でございます。

一方、このたびの選考については、先ほど申し上げましたように、さまざまな方々や職員と話をした上で、適材適所な職員を選考し配置することを心がけたものであります。

次に、参与の任用についてですが、まず、なぜ急いだのか、議会への説明が十分に行われなかったことにつきましては、私の公約の実現に向け、早期に任用したいと考え、議決事項には当たりませんが、各会派の代表の皆様方には事前に6月8日、9日の2日間で説明をさせていただき、翌10日に発令をさせていただいたものです。

次に、参与の任用期間とその理由、報酬額と算出根拠につきましては、まず任用期間についてはほかの嘱託員の例に倣い今年度末までで、ただし再任は妨げないとしております。

また、報酬は月額30万円、算出の根拠については、高度な専門知識と経験を要する職務であることから、外国語指導助手の月額単価を参考にして、1日当たりの報酬単価を1万5,000円と設定し、月平均勤務日数20日を掛け合わせて30万円と設定したものです。

次に、なぜ副市長を決めずに市職員のOBを任用したかにつきましては、副市長は指揮命令系統に組み込まれ権限を有するのに対し、アドバイザーは指揮命令系統には組み込まれず権限を有しないもので

あります。したがって、そもそも副市長の役割とアドバイザーの役割とは異なるものと考えております。また、私の公約である除排雪のグレードアップへの対応等が急がれることから、行政と民間の両方の経験と知識を有する市職員OBを任用したものであります。

次に、いつから、どのようなメンバーで検討されたのかにつきましては、就任後、人事関係者と人事異動についての打合せを行う中で、政策に関するアドバイザーが必要と思っておりましたので、参与の任用を含めて検討を重ねてきたところであります。

次に、なぜ今回の人選になったのかにつきましては、アドバイザーに関する選考基準は特にありませんが、私が存じている行政と民間両方の経験と知識を有している方の中から最も適任で、今年になって民間会社を退職し、即任用できる状態にある方を人選いたしました。

次に、建設部に新たに配置した次長職につきましては、除雪や道路維持の課題への取組強化を特命とした副参事であり、これらの業務を掌理するとともに、これらに従事する雪対策課などの職員を指揮監督するものであります。

次に、雪対策課や除排雪担当副参事と参与との関連につきましては、参与は基本的には市長に対するアドバイスをを行うもので、いわゆる指揮命令系統に組み込まれるものではありませんので、組織上の上下関係は生じないものであります。ただし、参与に対して市職員からアドバイスを求めることは妨げることはありません。

次に、参与を任用した理由につきましては、政策アドバイザーであり、公約全般の実現に向けて助言をいただくものであります。除排雪の対策については、そのうちの最重要課題であるため、その政策に対しては参与としてアドバイス、助言をいただきたいと考えております。

次に、前体制の問題点につきましては、本市の除排雪業務は平成13年度から民間委託形式であります。地域総合除雪を導入してから14年を経過しておりますが、現在においても市民の皆様から多くの苦情等が寄せられております。こうしたことから、これまでの地域総合除雪を含む本市の除排雪体制を検証し、今後の除排雪体制のあり方や方向性を検討していく必要があるものと考えたところであります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） それでは、2項目め、市長の公約に関連して伺います。

初めに、市長が最重要課題と位置づける人口減少対策についてです。

日本創成会議が発表した消滅可能性都市896リストは自治体に大きな衝撃を与えましたが、人口減少を見据え、地域の特徴を生かした総合戦略が必要であります。本市でも年々進む人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、地方人口ビジョンと努力義務とされている地方版総合戦略に策定に向け、小樽市総合戦略等策定支援業務として取組が進められていますが、業務内容、調査工程及び業務委託期限についてお示し願います。

小樽市の人口は、市長が市議会議員として初当選した平成15年4月、14万7,673人から2万3,736人も減少し、先月末は12万3,937人となり、本市の人口減少の要因について市長は選挙戦で持論も語られてきました。

そこでお伺いいたしますが、本市の人口減少の要因について、市長はどのように分析されておりますか、改めてお聞かせ願います。

また、今期4年間で最重要課題と位置づける人口減少対策について、どのように検討され事業を進め

られるのか、方向性について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、経済対策についてです。

市長は、地域経済の波及効果があると考えられる小樽産品を活用したふるさと納税を推進し、地場産品のPRによって地域経済の波及効果を見込んでいます。

本市では、歴史的な産業遺産等を生かしたまちづくりを支援する人々による小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例がありますが、市長の推進されるふるさと納税は新たな制度として設けられるのか、返礼品の額の考え方や地場産品の選定方法など、どのように、いつから検討を進めようと考えているのか説明願います。

市長は、地域経済を支えている中小零細企業の支援について、企業への助成支援の検討や市内の各経済団体との連携で経済波及効果を高める政策を展開していくと述べられております。地域総合戦略を確実に進め、地域で雇用を生み出すためには具体的な経済対策の早急な実施が必要であると考えますが、市内経済団体とはどのような協議がなされているのか、また、どのような支援策を考えているのかお示しください。

次に、市長公約の除排雪体制の整備に関してお伺いいたします。

除排雪は、高齢化が進む小樽市民にとって特に関心の高い政策です。今定例会の所信表明の中で具体的な取組に関して述べられている公約の一つになっており、市民の雪堆積場と除雪拠点の見直しを行い、それぞれ増設したいとあります。

まず、雪堆積場を増設する理由は何か、どのような場所を想定されているのかについて御説明願います。

さらに、現在、港に搬入されている雪について、今後どのように考えられているのかお示し願います。

除雪拠点を増設したいとのことですが、現体制の課題や問題点について、市長のお考えをお聞きいたします。

また、体制の見直しについてですが、現在6ステーションある体制をどのような内容で検討されているのか、どのように変わるのか、現体制と比較して詳しく説明願います。

市長は、雪堆積場と除雪拠点の見直しによって新設される場所の関係経費はどのように試算されているのでしょうか、お答え願います。

平成26年度の除排雪費用は、ここ数年続く大雪の影響で約17億円という過去最高の決算内容となり、本市の財政状況に大きく影響するのが除雪費の増減額であります。

市長は、選挙公約の中でも冬の市民生活を守るために除雪体制の見直しが急務であり、具体的には除雪出動態勢を15センチメートルから10センチメートルにし、すぐに出動できるよう、よりきめ細やかな除排雪に取り組むとしております。

そこでお伺いいたしますが、これまでの除雪体制に基づく予算と比較してどのような試算で検討されているのかお示し願います。

この除雪出動態勢で道路状況は改善されると思いますが、市民からの苦情が多い置き雪が増え、地先の雪山も大きくなることで排雪の必要性がより高まると考えます。これらに対する対策強化についてはどのようにお考えでしょうか。予算措置も含め、市長のお考えをお聞かせ願います。

また、所信表明では、除雪機械やオペレーターの確保などの検討を進めるとありましたが、除雪機械の確保とはどのような内容を検討されているのか、オペレーターの確保について、技術の継承やオペレーターの高齢化、人材不足など業界の課題がある中でどのように検討されているのか、お答えください。

さらに、これにかかわる予算の検討も含め、それぞれお答えください。

現在、除排雪の見直しに向けたさまざまな検討が進められるようですが、これらのスケジュールと予算も含め、議会への内容提示についてどのように考えられているのか、市長の見解をお聞かせ願います。

市長が公約に掲げられた除排雪の充実は、市民ニーズが高いため推進をお願いしたいと考えておりますが、肥大化する除雪費予算を、多くの課題を抱える本市の財政状況の中で持続可能なものにしなければ市民の期待を裏切ることになりかねません。改めて、公約実現に向けた市長のお考えをお聞かせ願います。

次に、小学生までの医療費と第3子以降の保育料を無料化するという公約についてです。

小さなお子様をお持ちの多くの市民は、この公約に大きな期待をしているとの声を耳にいたします。

まず、人口減少に歯止めをかける対策として掲げられた医療費と保育料の無料化について、いつから、どのような内容で実現させていくとお考えでしょうか。具体的な工程についてお示し願います。

また、実現するに当たり財政負担はどのくらいになると試算されているのか、それぞれお示し願います。

医療費の無料化を先行して推進している近隣自治体からは、毎年度の自治体負担額を確保することが難しくなってきたと聞きます。本市の厳しい財政状況の中で、医療費と保育料の無料化に伴う財源をどのように確保していくとお考えなのか、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、周産期医療についてです。

公約では、安定した周産期医療実現に向けて産婦人科医の働きやすい環境を整え、支援を強化するとあります。

小樽協会病院が新規分娩取扱いの休止のお知らせを発表されてから7か月になり、まもなく休止となります。この間、本市では関係機関との協議を進めてきたと思いますが、市長就任から現在の状況について御説明願います。

次に、産婦人科医の働きやすい環境を整えるとありますが、これについて具体的に説明してください。

また、支援強化についてですが、現在まで周産期医療を担っていただいている小樽協会病院への周産期医療支援事業費補助金について増額をお考えなのか、お聞かせ願います。

安心して小樽で産み育てられる環境整備に向け、周産期医療の実現に早急に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

この項の最後に、北電泊原発再稼働に関する見解を求めておきたいと思います。

森井市長は、選挙戦を通して泊原発の再稼働は明確に反対する方針を明らかにいたしました。現在、泊原発再稼働に関しては、原子力規制委員会による厳格な審査が続けられているところであり、また、この泊原発再稼働につきましては市民の間でもいろいろな意見があります。

したがって、市長として明確に再稼働反対の意思を表明しておられる現在、市民にどのような反対への問題提起をしていくとお考えでしょうか。

また、反対のために国、道、北電などの関係機関に対してどのような行動をとっていくとお考えなのか、具体的にお示しください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（森井秀明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、市長公約について御質問がありました。

初めに、人口減少対策についてですが、まず小樽市総合戦略等策定支援業務につきましては、人口の将来推計やアンケート調査と分析、評価指標の設定など、技術的な部分を業務内容としております。

調査工程につきましては、今月末までに委託契約を締結し、7月には人口の将来推計及びアンケート調査と分析を行い、8月には人口ビジョンと総合戦略素案を作成し評価指標の設定を行います。9月にはパブリックコメントを実施し、10月末までに総合戦略を作成したいと考えております。11月以降は総合戦略策定後の効果検証の手法などについて検討を行う予定であり、業務委託期限は本年12月15日としております。

次に、本市の人口減少の要因と人口減少対策の検討方法及び事業実施の方向性につきましては、本市においては、人口減少の最大の要因は少子高齢化であると考えております。昭和34年から転出数が転入数を上回る社会減が続き、最近ではその約5割を20歳から29歳の年齢層が占めていることに加え、昭和62年から死亡数が出生数を上回る自然減が続き、一層少子高齢化が顕著になっており、自然減に拍車をかけていると考えております。

人口減少対策の検討方法と事業実施の方向性につきましては、このような分析結果を踏まえ、当面は、自然減対策に重きを置きながら検討を行います。

周産期医療の安定化や子育てに対する支援策の充実などを図ることで出生数を増やし、合計特殊出生率を改善したいと考えており、あわせて高齢者の病予防と生きがい対策などにより死亡数を減らす取組を組み合わせることで、自然増減の均衡を図ることが必要であると考えております。

次に、経済対策についてですが、まず、ふるさと納税を新たな制度として設けるのかにつきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例では、寄附金の使途を歴史的建造物の保全や総合博物館など、社会教育施設の整備に係る事業に限定しておりますことから、現行制度を生かしつつ、これら以外の分野にも寄附金の使途を拡大し、寄附される方が本市のまちづくりに対し、より広く貢献をしていただけるような新たな仕組みを検討してまいりたいと考えております。

また、返礼品の額や地場産品の選定方法などにつきましては、制度の趣旨を踏まえて、良識ある額の範囲内で小樽の魅力を発信できる地場産品の選定を前提に、既に検討を進めているところであります。

次に、中小零細企業の支援につきましては、今定例会で、市内で創業を志す方へ、創業の初期段階から創業後まで長期的に経営・融資相談などの支援を行う創業支援補助事業の予算を提案したところであります。さらに、今後も本市の経済を支えている中小零細企業がどのような支援を必要としているのか把握に努め、市内の各経済団体や金融機関などと協議を行った上で、効果的な支援策を展開してまいりたいと考えております。

次に、除排雪体制の整備についてですが、まず雪堆積場の増設につきましては、排雪作業の効率化や運搬費の低減効果が見込まれることから、排雪作業の現状を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、港への雪の搬入につきましても、今後の雪堆積場の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪拠点の現体制の課題と見直しにつきましては、現状では除排雪作業の遅れによる苦情が多いことから作業の機動力の向上が求められているものと考えられておりますので、除雪拠点の増設により必要となる事業者や機械の確保ができるか、検討しているところであります。

次に、雪堆積場や除雪拠点の関係経費につきましては、雪堆積場では雪の処理に要する費用や管理経費など、また、除雪拠点では現場事務所の設置費や人件費などを見込んでおります。

次に、除雪出動態勢の見直しに伴う予算の比較につきましては、除雪出動態勢の変更により出動回数

が増えることや路肩の雪山対策が必要になりますが、総合的に除排雪体制を見直す中で少しでも経費の抑制に努めたいと考えております。

次に、排雪の対策強化につきましては、道路沿いの雪置き場を活用するなど、工夫を凝らした除排雪作業の検討をすることで、少しでも排雪量の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、除雪機械やオペレーターの確保につきましては、今後、きめ細やかな除排雪の実現に必要な機械の台数について検討するとともに、除排雪業務を担う事業者の方々の意見も聞きながら、機械の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、オペレーターの確保につきましても同様に、事業者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、除排雪の見直しに向けたスケジュール等につきましては、今後、除排雪体制の整備について具体的な検討を進め、第3回定例会において今年度の体制について説明をさせていただくとともに必要な予算を提案したいと考えております。

次に、除排雪の充実の実現につきましては、本市はさまざまな行政課題を抱えており、また、厳しい財政状況であります。冬の快適な生活のための除排雪体制の整備に向け、可能な取組から一つ一つ実施をしてまいりたいと考えております。

次に、小学生までの医療費無料化についてですが、初めに、いつから、どのような内容で実現させるかということにつきましては、今後は人口対策のための会議の議論を踏まえ、財政状況を勘案した制度設計や関係機関との協議を進めながら、平成28年度には現行より一定程度拡充できるよう取り組んでまいります。

次に、予算規模はどのぐらいかということにつきましては、現行の助成制度における受給者の一部負担金を全て無料化いたしますと、現行の予算額に加えさらに約4,000万円の財政負担が必要となります。

なお、現行では、助成の対象外となっている小学生の入院外も全て無料化いたしますと、他都市の例による推計では、さらに年間1億円程度の財政負担が必要となることが想定されます。このように、小学生の入院外を含めての無料化の実施には多額の財政負担が生じることから、財政状況などを見極めながら段階的に拡大することも視野に入れ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第3子以降の保育料の無料化につきましては、現在は国の取扱いに準じて就学前の年齢の範囲で第3子以降に該当する児童の保育料を無料としておりますが、年齢の範囲を就学後まで拡大するものであります。上限となる児童の年齢を何歳にするかなど、財政負担もあわせて検討した上で、できれば平成28年度から実施をしてまいりたいと考えております。

次に、第3子以降の保育料の無料化の試算につきましては、現在、上限となる児童の年齢を何歳にするかなどについて検討をしているところであり、お示しをできるものではありません。

また、財源確保につきましては、財政状況を見て判断してまいりたいと考えております。

次に、周産期医療についてですが、まず市長に就任してから現在の状況につきましては、周産期医療は子育て支援と多くかかわってきますので、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置し協会病院などの各関係機関へ出向いて、現在の状況など情報収集に努めている段階であります。

次に、産婦人科医の働きやすい環境の整備につきましては、例えば、子育て世代の医師も多いと聞いておりますので子育てをしながら働ける環境を整えることなどが挙げられますが、あらゆる方面から情報収集に努める中で可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、周産期医療支援事業費補助金の増額をお考えなのかとのことでありますが、この補助金は北し

りべし定住自立圏の構成自治体による財政支援でありますので、今後の協会病院の動向を見ながら関係町村とも協議をしてみたいと考えております。

次に、周産期医療の実現に向けた取組につきましては、今後ともあらゆる方面から情報収集に努め、北しりべし定住自立圏のみならず、管内の町村とも連携し、北海道などの関係機関に対して要望、要請を行うなど、安定した周産期医療の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北電泊原発再稼働についてですが、泊原発再稼働反対の市民に対する問題提起につきましては、具体的な対応について今後検討してみたいと考えております。

また、関係機関への行動につきましては、北海道や北海道電力株式会社などから小まめな情報収集を行うとともに、最適な電源構成を定めるエネルギーベストミックス、電力小売の全面自由化など、国のエネルギー政策の動向を見極めながら、今後のあり方について各関係機関と意見交換を行う機会をつくってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 3項目め、財政について伺います。

初めに、平成26年度一般会計の決算見込みについてです。

予算編成は、人口減等で市税収入の増収が見込めないことや歳出の扶助費が増加傾向にあること、地方交付税の動向が不透明であることから、平成25年度に積み立てた財政調整基金を繰り入れ、収支均衡予算を編成しております。

そこで、前年度の平成25年度と同規模予算とした市税収入ですが、決算見込みの市税は3億400万円の増となっております。この要因について説明願います。

また、国庫支出金について、予算額と予算現額と比較し10億3,900万円の減と大きく差異がありますが、これについても説明してください。

次に、歳出についてですが、行政経費が予算現額の2割を超える8億3,600万円の減となっておりますが、減額になった内容について具体的に説明願います。

実質収支見込みは4億3,200万円の黒字、平成25年度の実質収支を差し引いた単年度収支見込みは1億4,600万円で財政調整基金の取崩しはないため、実質単年度収支は2億9,000万円の黒字となり、財政調整基金の年度末残高は19億800万円になるとの報告がありました。前年度より数値的な改善が見られるものの、財政調整基金に頼らなければ収支均衡の予算編成が難しい本市財政は、真の財政健全化の道半ばといった感があります。平成26年度決算見込みに対する市長の御所見をお聞かせ願います。

市長は、選挙期間中や就任後の記者会見などで、御自身が市議会議員のときより財政は硬直し、厳しいとお話しされておりますが、そのように判断なさった根拠について詳しくお聞かせ願います。

次に、今後の財政運営の市長の考え方についてであります。

山田元市長は、累積赤字の解消に全力で取り組むことを明言され、財政健全化計画よりも2年前倒しで赤字を解消されていることは森井市長も御存じかと思えます。また、中松前市長は、それまで他会計から借入れをし、収支均衡予算を図ってきた予算編成を行わずに真の財政再建を目指し、4年間苦慮されてきました。その中で、計画的な財政運営をするための財政調整基金の積立ても行ってきたところで

森井市長は、何でも市債発行に頼ることはやめ、この小樽で生活している人たちを大切にす政策を

第一として推し進めようとなさっていますが、市民の関心の高い除雪対策や小学生までの医療費の無料化など、公約実現のための恒久的な財源をどう見いだすのか懸念をしております。

所信表明でおっしゃった「市としての自立性を高めるため、自主財源、特に市税の確保、強化につながる事業の推進」とは具体的にどのような事業を想定されているのかお示し願います。

そして、小樽市財政の健全化に向け、今後4年間の財政運営をどのように進めようとお考えか御説明願います。

以上、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、財政について御質問がありました。

初めに、平成26年度一般会計の決算見込みについてですが、まず、市税決算見込みが増となった要因につきましては、納税課において、平成24年度から現年担当と滞納繰越担当を設け、年度内納付の促進と滞納処分の強化を図ることなどにより収入率が向上したことによるものと考えております。内訳としては、現年課税分の個人市民税や法人市民税、固定資産税、都市計画税などが予算よりも増加する見込みであり、特に固定資産税、都市計画税において約1億5,600万円増加したことによるものです。

次に、国庫支出金の減につきましては、主なものとして、生活保護費負担金等が3億9,400万円、臨時福祉給付金給付事業費補助金が1億800万円、社会資本整備総合交付金が9,900万円と、それぞれ事業費などの減に伴って収入減となっているほか、3億8,800万円は、平成27年第1回定例会において、26年度補正予算に計上し、繰越明許費となりました地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業ほかの未収入特定財源であります。

次に、行政経費の減につきましては、主なものとして、PCB廃棄物処理関係経費が8,300万円、各種予防接種費が7,100万円、介護人材確保支援事業費が2,300万円、市有建築物耐震診断経費の2,100万円が不用額となっているほか、4億8,700万円は、先ほどの繰越明許費となった地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費ほかの繰越額となっております。

次に、決算見込みに対する所見につきましては、平成26年度は、22年度から5年連続で実質収支の黒字額を確保いたしました。過去4年間と大きく異なるのは、他会計からの借入れや財政調整基金の取崩しといった財源対策をせずに黒字額を確保できたことにあります。

しかしながら、27年度の当初予算編成では約5億4,000万円の財政不足が生じるなど、本市の財政構造は何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない状況が続いておりますので、決算見込みで黒字額を確保したとはいえ、大変厳しい財政状況であることに変わりはないと認識をしております。

次に、今後の財政運営の考え方についてですが、まず財政の硬直化の判断につきましては、私は、市長就任前から本市の財政状況について、平成19年度に約151億円あった市税収入が、25年度決算では16億円減の135億円となっているのに対し、扶助費は約21億円増となっているほか、企業会計を含めた市債の借入額についても約60億円だったものが、25年度には倍の約124億円となっていることなど、厳しい財政状況にあることは認識をしておりました。就任後、懸案事項等のヒアリングなどを通じ、依存度の高い地方交付税の制度改革が懸念をされる中、本市の少子高齢化に対応した社会保障の充実や老朽化した公共施設の耐震化対策など多くの事業が控えており、さらに厳しい財政状況についての認識の度合いを深めることとなりました。

次に、市税の確保、強化につながる具体的な事業につきましては、地場企業の振興や企業誘致の推進などをはじめとした地域経済の活性化策や人口対策等に係る事業を通じて、就労人口の増大、雇用機会の確保を図り、市税の確保、強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の財政運営の考え方につきましては、限られた財源の中で市政を運営していくためには、財政の健全化を確保し、改善に努め、持続可能な財政基盤を構築していく必要があると考えております。そのため、中期的な財政収支を見通すとともに、毎年度の予算編成に当たっては事業効果と優先順位を見極めながら事業の取捨選択を行うなど、効果的、効率的な行財政運営の推進を図り、真の財政再建に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 4項目め、おたるドリームビーチの問題について伺ってまいりたいと思います。

平成27年度、小樽市内でオープンする海水浴場は、年間約8万人以上が訪れる蘭島海水浴場をはじめ、塩谷海水浴場、東小樽海水浴場など、現在6か所となっております。これら本市の海水浴場は、全て各組合長が開設者として道に届け出し、早いところで7月1日に海開きをすることになっており、今年も多くの皆さんが北海道の短い夏を満喫されることと思います。

しかし、昨年12月、道内有数の海水浴場でありますおたるドリームビーチの海の家が建築基準法に反して2004年から撤去されない状態が続いていたことが明らかになり、違法建築物の撤去や海水浴場の開設について本市との協議が続いてきました。

御承知のとおり、海の家を全面撤去しなければ今年の海を家の建築を許可しない方針となり、先月29日に市長は、おたるドリームビーチの開設について、市営の海水浴場として開設する方針を決め、今定例会に補正予算が示されております。

まず、違法建築物の撤去についてです。

組合側は、今年12月までに全面撤去し、来年、営業再開を目指すとの報道がありました。

本市は、違法建築物の全面撤去の期限を12月までと認めたのでしょうか。組合側の主張する期限について市長の見解をお聞かせください。

また、違法建築物とされる海を家の現状と今後の対応についても説明願います。

本市では、毎年度予算に市内で開設される海水浴場運営経費として安全対策費、環境整備費として約900万円計上していますが、それを大きく上回る予算を1か所の海水浴場に補正予算として計上することは慎重な議論が必要であり、市民からは違法建築物が撤去されないままの海水浴場を市営で開設する必要性について疑問の声が上がっております。

また、市営での開設について、森井市長は市の財政が思っていた以上に硬直していると発言をしているのに、市民利用が少ない海水浴場に多額の税金をつぎ込むことは理解できないとの意見も寄せられ、市民理解が得られるとは考えにくいのではないのでしょうか。

市長は、このたびの判断に至るまでどのように情報収集し、何をもちて市営海水浴場として開設すると決断されたのか、経緯とその理由について説明願います。

次に、おたるドリームビーチの市営海水浴場としての開設予算についてです。

今回の補正予算額は、海水浴場として開設するため、管理責任者や海岸管理員などを置く現場運営管

理費276万2,000円、救護監視業務管理費491万4,000円、施設設置費408万6,000円、その他113万8,000円で合計が約1,290万円となっております。

報道や定例記者会見などを拝見しますと、おたるドリームビーチについて、市営での開設に当たって市長は慎重に判断されたと感じており、市営での開設ありきで検討が進められたとは考えられません。ほかにもどのような案が出され検討されたのか、その案の内容と想定される予算、そして、その予算の内訳についても詳しく説明願います。また、海水浴場として開設しない場合、利用者の安全を担保するため、どのような方法が考えられるのか、その内容と想定される予算額についてお示し願います。

今月11日、おたるドリームビーチに行ってみました。ビーチまでのガードレールの設置はほぼ工程が終わっていましたが、歩道の整備はまだの状態です。駐車場からビーチに入るまでの砂浜には、ガラスや空き缶らしき破片などを含むごみが散乱し、けがをすることを心配させる状況が海岸近くまで続いています。

また、違法建築物の海の家周辺は建築物の木片やシートなどが散見され、海特有の強風の際にはそれらが飛ばされて非常に危険な状態が予想されます。

市長が懸念する利用者の安全を担保できない状況であれば、開設しないという選択肢もあるのではないのでしょうか。海について専門的な知識をお持ちである市長の見解をお聞かせください。

次に、駐車場についてですが、銭函3丁目駐車場は、おたるドリームビーチ海水浴場開設期間中において駐車場管理を委託しており、平成27年度当初予算は860万円、財源は使用料収入となっております。仮に、市営海水浴場として開設されても、期間が例年の半分以下となることや海の家が営業されないわけですから、海水浴場利用者は例年に比べ減少することが予想されます。この使用料収入についてどのように見込んでいるのか、財源不足となることはないのか、その場合、本市の対応はどのようになるのか、それぞれお答え願います。

懸念されるのは、来年以降の海水浴場に対する市長の対応についてです。今回、利用者の安全を確保するため、緊急避難的な措置としておたるドリームビーチを市営で開設する方針を示しましたが、同ビーチで違法建築物とされる海の家の問題が完全に解決しない場合や組合の営業的な判断から同規模で開設できない場合、どのような対応をなさるのか、市長の見解を求めています。

以上、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、おたるドリームビーチについて御質問がありました。

初めに、違反建築物の全面撤去の期限につきましては、仮設建築物の許可期限とした3月31日が既に過ぎていることから、期限の延長は認めず、速やかに除却するよう指導しております。

また、海を家の現状と今後の対応につきましては、6月19日現在、7棟が除却されていることを確認しておりますが、全棟が除却されるよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

次に、海水浴場開設に至った経緯につきましては、関係部からの報告はもとより、私自身のこれまでの経験などから、ドリームビーチ海水浴場の状況については十分把握しているものであります。

決断の理由については、仮に開設されなかったとしても相当数の海水浴客の来場が見込まれ、無秩序な状態になることが想定されるため、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的とし、緊急避難的な措置として市で海水浴場を開設する必要があるものと判断したものであります。今年度、この課

題を乗り越えて、将来的にはドリームビーチを含めたこの大浜海岸がさらに魅力的なものになり、経済効果にも結びつけてまいりたいと考えております。

次に、海水浴場開設につきましては、市長就任前からどのような対応策ができるのかを多角的に検討をしておりました。その後、就任し、さまざまな状況を鑑みて早急に結論を導かなければならず、その中で市で開設することが最も望ましいと判断したものであり、市で開設する以外の案については具体的な内容や予算は考えておりません。

次に、海水浴場を開設しない場合の利用者の安全につきましては、あくまでも海水浴場開設の基準を満たしていることが安全確保の前提であり、非開設の場合に来場者の安全を市として担保することは困難であるものと考えていることから、内容や予算をお示しすることはできません。

次に、安全確保ができなければ開設しないという選択肢につきましては、開設前の海浜はごみなどが散乱し、危険な状況であることは認識しておりますので、市で海水浴場を開設することにより、今定例会で提案をしている海水浴場開設経費に含まれる清掃員による毎日の清掃と開設前の海岸清掃により、海水浴客の安全確保や海浜の環境保全を図ることができるものと考えております。

一方、仮に市が開設しない場合には、海浜の危険な状態を解消することができないため、事故やけが等の発生が危惧されるものであります。

次に、銭函3丁目駐車場使用料収入につきましては、海水浴場の開設期間を短くすることにより駐車場使用料収入は減少するものと考えておりますが、駐車場の開設期間も短くなることから管理委託料も減額となり、今のところ財源不足は生じないものと考えております。

次に、来年以降の対応につきましては、市が開設しなければ組合側の除却意識が薄れ、違法な建物が相当数残ることが想定されます。これらが完全に除却されない場合、行政代執行も含めた検討が必要となり得ますので、その際には、より多額の費用を要することが危惧されるものであります。

また、組合が同規模で開設できない場合については、組合が違法な建物の除却を完了し違法性が解消されたならば、同規模でなくてもほかの海水浴場と同様の支援を検討していかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、現在の状況を解決し、来年の夏に向けてこの海岸のあり方について検討する必要があるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） それでは、5項目め、障害者の虐待防止について質問いたします。

山口県下関市の知的障害者の福祉施設の職員が利用者に行っている虐待の映像に目を疑いました。このような障害者に対する卑劣な行為は、断じて許されません。1年以上も前から同じ施設に勤務する職員が施設管理者に虐待の事実を報告していたにもかかわらず、問題が放置されたままになっていたことや、市や虐待防止センターに通報があったにもかかわらず、その後の対応が適切ではなかったことは本当に問題ではないでしょうか。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律いわゆる障害者虐待防止法は、2011年6月に成立し翌年10月に施行されました。障害者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護や養護者に対する支援等を定め、障害者の権利や尊厳が脅かされるような虐待行為を防ぐことが目的となっております。

厚生労働省が昨年11月に発表した平成25年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)を見ますと、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は1,860件に上り、うち北海道は80件で、そのうち虐待の事実が認められた事例は、北海道の7件を含む全国263件が確認をされ、被虐待者は455人となりました。虐待の種別を見ますと、身体的虐待が56.3パーセント、暴言を浴びせるなどの心理的虐待が45.6パーセント、性的虐待が11.4パーセントと続き、専門家からは、施設内での虐待は周囲の目が届かないまま習慣化し、エスカレートしていく傾向があるため、福祉の専門家や地域住民などの第三者が施設に入り、適切な支援が行われているかどうか確認する仕組みの強化が必要であると指摘されております。

本市では、下関市で起きたような障害者への虐待事件は決して起こすことのないよう取組を強化するよう要望し、何点か質問します。

初めに、障害者福祉施設従事者等による障害者に対する虐待の相談・通報件数についてです。本調査が行われた平成25年度、そして26年度について、本市の状況をお示しください。

あわせて、本市で事実確認調査を行った結果、実際に虐待の事実が確認された事例について、虐待の種別について説明してください。

障害者への虐待は、施設従事者だけではなく、本調査結果からも、両親や兄弟などの養護者からの虐待も深刻な状況にあります。これについても前項の質問内容に沿ってお答え願います。

本市では、通報や相談を受ける場合の体制や対応方法はどのようになっているのか、説明願います。

また、障害者虐待防止法が施行され、虐待防止マニュアルの作成が小樽市で検討されていると思いますが、進捗状況について伺います。

改めて市民の皆さんに通報義務の周知徹底を図り、虐待の問題が深刻化する前に早期発見によって適切な支援につなぐことができるよう本市の取組をさらに進めていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせ願います。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、障害者の虐待防止について御質問がありました。

初めに、平成25年度、26年度の障害者福祉施設従業者等による虐待の相談・通報件数につきましては、平成25年度は3件で、そのうち事実確認調査を行った結果、虐待が確認された事例は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、それぞれ1件ずつありました。また、26年度は、相談・通報件数が2件で、そのうち心理的虐待と確認された事例が1件ありました。

次に、平成25年度、26年度の養護者による虐待の相談・通報件数につきましては、平成25年度では4件で、そのうち事実確認調査を行った結果、身体的虐待と確認された事例が2件ありました。また、26年度は通報・相談件数が5件で、そのうち身体的虐待と確認された事例が4件ありました。

次に、通報や相談を受ける場合の体制につきましては、本市では、障害者虐待防止法の施行に合わせて、平成24年10月に福祉部障害福祉課内に設置した障害者虐待防止センターにおいて通報や相談を受けております。

また、養護者からの虐待として通報や相談を受けた場合につきましては、センターの職員が速やかに安全の確認を行うとともに、緊急性が認められる場合には障害者福祉施設や相談支援事業所などの連

携による緊急一時保護を実施し、障害者の安全の確保を図ることとしております。

次に、本市における虐待防止マニュアル作成の進捗状況につきましては、現在、国の作成した市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応をマニュアルとして活用しており、本市独自のマニュアルの作成については、障害者福祉施設や相談支援事業所などの関係機関と検討しているところであります。

次に、本市の虐待防止等の取組をさらに進めてもらいたいとのことでありますが、これまでもパンフレットの作成や障害者虐待防止セミナーの開催などにより市民や事業者への障害者虐待防止法の普及啓発を図ってきたほか、今年度につきましても多くの方が参加いただけるようなセミナーを予定しているところであります。

障害者虐待の防止の取組は、障害をお持ちの方が地域や施設で安心して生活するために大変重要なものであると認識をしておりますので、今後もさまざまな機会を捉え、さらなる普及啓発や関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）

○2番（千葉美幸議員） 6項目め、住宅に関連してお伺いいたします。

初めに、空き家対策について質問いたします。

平成26年11月19日、空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、本年5月26日に施行されました。この特別措置法の成立の背景には、現在、全国で約820万戸と言われている空き家があり、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要とされたからであります。

本市でも、毎年増加する空き家について議論され、多くの課題や問題が出ている状況であります。この空き家の問題について市長はどのように認識されているのか、見解をお伺いいたします。

また、この法律での「空家等」「特定空家等」の定義についてをお示しください。

この特別措置法では、施策について、第6条では、市町村は国の基本指針に則した空家等対策計画が策定できることや、第7条では、その作成等及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとあります。これらについてどのように考えられているのか、見解を伺います。

次に、本市の空き家対策の体制ですが、税制改正も含めてさまざまな相談内容が想定されますが、相談窓口の開設や人員体制、市民周知はどのように行われるのか、また、相談内容はどこが責任を持って対応されるのか、お答え願います。

さらに、今年度は、全市の空き家調査を実施するようではありますが、本市の調査内容についてお聞かせ願います。

また、今後の空き家対策のスケジュールについてお示し願います。

特定空家等に対する措置として、除却、修繕、立木の伐採等措置の指導・助言、勧告、命令が可能となり、さらに要件が緩和された行政代執行の方法により強制執行が可能となりました。これらは具体的な調査に基づき慎重に判断されるわけですが、本市ではどのような基準で、誰が判断し、決定していくのでしょうか、現時点での考え方をお示しください。

最後に、空き家の活用についてであります。人口減少対策も含めさまざまな議論と対策が必要であり、別荘などの2次的住宅や市営住宅としての借り上げ住宅等の政策的な検討が重要になると考えます。空

き家・空き地バンク制度など、既存の制度も含め、今後、小樽市として空き家の活用をどのように取り組んでいくのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例について伺います。

小樽市では、平成23年第3回定例会において全会一致で可決された小樽市住宅リフォーム条例が、平成24年度から平成26年度まで時限措置として実施され、小樽市住宅リフォーム助成事業のリフォーム工事費は、3年間で総額約7億4,000万円に上りました。本事業利用者には、補助制度を利用することで工事費を増やした方やリフォーム時期を早めた方、また、施工業者からもリフォーム工事の施工件数が増えたとの声や今後も補助制度を続けてほしいなどの意見があり、地域経済にも大きな効果があったと思っております。

昨年は、本市の建設常任委員会では、新たな制度検討に向け、住宅のエコリフォームに特化した内容について勉強会を重ね、平成26年第4回定例会に小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例が提案され、全会一致で可決、平成27年4月1日から施行されております。本条例の目的にありますように、市内における環境負荷の低減及び空き家の有効活用を図るため、住宅エコリフォームの促進に関し、市民及び市内事業者の責務を明らかにしていますが、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例について市長はどのように認識されているのか伺います。

本条例第3条に、市の責務として「住宅エコリフォームの促進に関する施策を策定し、及び実施することや「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とありますが、実施時期や予算規模など、市長の下でどのような検討がされているのか、我が党としても早期に住宅エコリフォーム助成事業の実施を要望いたしますが、市長の見解をお聞かせ願います。

再質問は留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、住宅に関連して御質問がありました。

初めに、空き家対策についてですが、まず空き家問題につきましては、人口減少や社会情勢の変化などにより全国的に空き家が増加していることから、本年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されたところであります。

本市においても、適切に管理されていない空き家に対する早期の指導や良好に管理されている空き家の活用促進など、空き家対策は重要課題の一つであると認識をしております。

特別措置法において、空家等を「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と定義し、また、特定空家等を「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。」と定義をしております。

次に、空家等対策計画の策定と協議会の設置につきましては、本市の空き家対策を効果的に推進するためには空家等対策計画を策定する必要があると考えておりますので、今後、有識者や町会役員のほか、市民の皆様にも御参加いただいて協議会を設置し、その中で空家等対策計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策の相談窓口につきましては、このたびの人事異動により専任の主幹1名と主査2名を配置し、建設部建築指導課内に空き家に関するワンストップの相談窓口を設置いたしました。

また、既に市のホームページで相談窓口設置をお知らせしたほか、今後、広報おたる7月号への掲載をはじめ、さまざまな機会を通じて市民への周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家調査の内容につきましては、市内全域を対象に、目視により、空き家の状態を「良好」「不良」「危険」の三つに分類し、それぞれの件数を把握するとともに、地域的な傾向や特徴についても分析をしてまいります。

また、今後のスケジュールにつきましては、今年度実施する空き家実態調査により空き家の現状を把握した後、現状分析やデータベースの整備を行うとともに協議会を立ち上げ、空家等対策計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、特定空家等に対する措置の基準につきましては、国から示されたガイドラインを基に、今後設置する協議会において本市の基準を策定したいと考えております。

また、特定空家等に対する措置につきましては、協議会の意見を聞いた後、市長が決定するものであります。

次に、空き家の活用への取組につきましては、管理良好な空き家は、所有者の意向を確認しながら、空き家・空き地バンクへの登録を促進するとともに、今後設置する協議会において新たな活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例についてですが、まず、この条例につきましては、環境負荷が少なく快適な住環境の促進が図られ、また、市内経済への効果も期待できることから有意義な条例であると考えております。

次に、実施時期、予算規模などにつきましては、関係機関との協議をはじめ、予算措置を含めた制度設計を行い、市民の皆様や事業者の方々に十分周知し、来年度からの実施に向け検討をしているところであります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

○2番(千葉美幸議員) それでは、市長に再質問をしていきたいと思います。

まず初めに、市長の政治姿勢についてからお伺いしたいと思います。

質問の中で、今回、しがらみについて御質問をさせていただいたのですけれども、5団体にどのようなしがらみがあったのかということで具体的な事実関係をお示しいただきました。その中で、答弁を書ききれなかったのもし違ってれば御指摘もいただきたいのですが、市民が選挙における選択の意思をそがれているとか、諦めているというふうにおっしゃったと思っております。これは本当に選挙に行かれる、1票を投じてくださった方に対してちょっと失礼な言い方ではないかなというふうに思いますし、意思がそがれているとは私自身は思っておりませんので、これについてももう一度お答えをいただきたいと思っております。

それと次に、今回の人事についてはどのような視点で取り組まれてきたのかということでも質問をさせていただいていますが、市長の御答弁の中で何回も出てきますけれども、多くの職員と接する中で適材適所、そういう人事配置をしていくということで御答弁があったと思うのですが、市長就任から1か月も満たない中で本当にその適材適所、職員に対する理解が進んだというのは到底ちょっと考えにくいというふうに思っております。これについても、本当に公平・公正な人事異動ができたのか、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

次に、参与の任用についてですけれども、我が党への議案説明の中で、問いかけに対して市長がお答えになりまして、先ほど御答弁もあったとおり、10日にペーパーが配付され、10日に発令しているというふうにはたしかおっしゃったかなというふうに思いましたけれども、各会派に配られたペーパーには日付だとか、誰がそのペーパーを起こしたのか、全くそういう記載がなかったので、これは正式な発令に基づくものだったのかについても御説明をお願いしたいと思います。

次に、この参与の任期ですとか、あと報酬額等々、先ほど御答弁もいただきましたけれども、専門的な経験を有しているということで、外国語指導助手を参考にしているというお話だったのですが、以前から、政策アドバイザーとしての任用だということでお伺いをしていますので、この外国語指導助手の方と報酬額がイコールになるかどうかということについては納得がいきませんので、いま一度御説明をお願いしたいと思います。

市長が以前から参与について説明している内容であれば、やはり顧問というのがあるというふうに思っておりますので、参与ではなくて顧問としての設置でもよかったのではないかなと思いますけれども、これについても説明をお願いしたいと思います。

質問の中で、いつから、どのようなメンバーで検討されたのかということで質問させていただきましたが、一応候補というのは、どのようなメンバーでということで、人事関係者というお話だったのですが、具体的に市長と誰と誰で検討されたのかお示しいただきたいと思います。また、候補者は、お一人であったのかどうかについてもお示しいただきたいと思っております。

最後に、この参与についてですけれども、何回聞いても、その参与との関連というのは、先ほど来お話がありますように、市長の政策アドバイザーだということを、それは何回も市長が御答弁なさっているというふうに思っています。報酬額とも関連しますけれども、先ほど30万円というお話がありました、なぜ30万円にしたのかというのは、今の答弁では納得ができないというところで、いま一度説明願いたいのですし、その30万円の予算はどこから出ているのかということについても関連して説明をお願いしたいと思います。

次、公約に関連してですけれども、先ほど、経済対策についてお伺いしたのですが、市内経済団体とどのような協議がなされているかというところで、この御答弁ではまだなさっていないのかなというふうに思っておりますけれども、経済対策も行政的にも走っておりますし、非常に重要なところでありますので、早急に経済団体とは協議をなされるべきではないかと思っておりますので、いつごろなさろうと思っていられるのか、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

次に、除雪でありますけれども、雪堆積場と除雪拠点の見直しよっての関係経費等々がどのように試算されているのかということに対しまして、市長は、人件費だとか、さまざまな経費がプラスになるというふうにはここでおっしゃいましたけれども、その後で聞いた試算に関しては、経費を削減しながら、財政が厳しい中でやっていくというお話がありました。でも、この雪堆積場だとか除雪拠点ということを増やすことによってかなりボリュームが膨らむというふうに思いますけれども、それを実際に財源確保できるのかどうか、そういうふうを考えているのかどうかについても、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

次に、ドリームビーチについてお伺いをしてみたいと思います。

ドリームビーチは、市長は市営で開設するということをお話をされておりますけれども、私の質問の中では、開設しないということも考えられるのではないかなというふうに質問をぶつけさせていただきましたが、それは考えていないということでありました。これは十分な海の知識もあるということで、就任前からいろいろ検討されてきたということもあると思いますけれども、お一人で検討されたのか、ま

た、どなたかと御相談をされたのか、これについてもお答えをいただきたいと思います。

実際にやはり海水浴場、ビーチを拝見しますと、本当にこれで安全・安心な海水浴場が開設できるかなど非常に疑問があるのですね。本当に砂の中のごみ等々はきちんと処理するようなお話でしたけれども、やはり違法建築物があれだけ残っている状況で、昼間だけ一時的に開設したとしても、やはり無秩序な状態というのは24時間続くわけでありまして、一時的に開設したからといって、それが解消されるとは到底思えないわけでありまして。しっかりとこの違法建築物の撤去に関して7月も8月も9月も要請をして、順序よく撤去することが先ではないかというふうには私は考えますので、それについてももう一度御答弁いただきたいと思います。

最後、来年度のお話もお伺いしましたけれども、市営で今年解決しなければより多くの予算がかかってくるといってお話もありましたけれども、そうであればやはり市民には本当に丁寧な説明が必要でありますし、今回一時的に市営で開設をしました、来年、その問題も解決されなくて大きな予算がかかるということになれば、より一層市民からの苦情ですとか、今回の措置に対して反発する声も上がってくるのではないかとこのように思いますし、本当に開設するという方向性だけ検討されてきたことに対して、私はやはりいかがかなと思いますので、ほかの案もきっちり検討すべきではなかったかと思っておりますので、もう一度御答弁いただきたいと思います。

あと最後に、住宅エコリフォームの促進に関する条例については、冒頭でも共産党川畑議員に対しての答弁で改めてお答えになっておりますけれども、結局このエコリフォーム条例について、私たち公明党の議案の説明の中で質問を投げかけた際に、市長は知らなかったというふうにおっしゃったと記憶しております。まず、いつ、その条例について聞いたのかということと、また、来年度から行ってまいりたいということ、これはいつ、誰が決めたのかということもお伺いをしたいと思っております。

今回、やはりこのことに関しては、非常に議会軽視であるなというふうに感じますし、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外は、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは3点、1点目、市政に対しての諦めや他人事のように感じているという言葉に対してということだったのですけれども、私自身が市議時代より、浪人時代も含めて市民の皆様から直接お声を聞いてきた中で、このような思いやこのような発言がたくさん実際にあったものですから、今回の答弁として加えさせていただきました。これが1点です。

人事配置については、今回、時間のない中で、答弁をさせていただいたように、全てにおいて踏みきれなかったという部分は確かにありますけれども、私の中では最大限適材適所に配置をできるように、さまざまな方々とか、また市役所職員の方々からアドバイスをいただきながら対応させていただいたのでございます。そのような観点から、私自身は適正な対応をさせていただいたと思っております。

それと、海水浴場を開設しないという判断のお話ですけれども、就任する前には、開設しないということも考えられるだろうかということは自分なりに考えさせていただきました。しかし、夏の現場の状況を私なりに知っている状態でございますから、開設しないとどうなるのかということが私自身はもうすぐに想像ができてしまいましたので、就任前の段階から何かしらの形で継続し、来年、再来年に向けて継続をする手だてでは考えなければならぬと考えておりました。市営でという判断は、就任後に、

早急に判断をしなければならぬ中で選択肢として、それ以外に方法がないという判断の下で考えさせていただいたので、全く市営だけありきで取り組んだわけではなくて、さまざまな可能性、要素も含めて就任前より考えさせていただいた結果でございます。

それと、相談したかというお話でしたけれども、相談そのものはしてはおりませんが、アドバイスは何人かから受けております。そのうちのお一人は、例えば石狩市長である田岡市長など、既に海水浴場等をお持ちの市であったりとか、又は道の建設管理部の方であったり、道関係者等からはアドバイスはいただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 参与にかかわりまして配られましたペーパーにつきましてですが、これは正式なものということではございませんで、参与の概要について記載された、メモ的な意味として各会派の皆様にお配りさせていただいたものであります。

それから、外国語指導助手を参考にしていることにつきましては、嘱託員の例示の中に外国語指導助手というのがございまして、その金額が月額30万円であるということ、嘱託員として日額的にはどうかということでも考えまして、1日当たりの単価を高度な専門知識あるいは経験を有する職務であるということを勘案いたしまして、仮に単価を1万5,000円と設定をいたしますと、平均勤務日数が1年間で244日間くらいでございますので、それを12か月で割りますと約20日くらいということで掛け合わせますと30万円ということになる、それともまた一致しているということもございまして、これは一定程度根拠になるのではないかと判断をしたところでございます。

それから、顧問でもよかったのではないかとございまして、小樽市の場合は、過去に顧問という設置がございました。ただ、この顧問というのは、常設し、常駐をしているという職務ではございませんで、個別の案件に対してその都度アドバイスをすることです。しかも、市との雇用関係は一切ないということになってございます。これに対しまして参与は、過去にももちろん例はございませんけれども、嘱託員という身分の中で雇用関係があり、公約の実現のために常駐をいたしまして、日常的にアドバイスを求めるということになっておりますので、顧問とは異なっているということでございます。このたびは、市長の判断で顧問という形ではなくて、参与という形をとらせていただいたということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

私からは、中小零細企業の支援につきまして、市内の経済団体ですとか、金融機関などと早急に協議を行うべきだという、その部分についてお答えいたします。

それにかかわりましては、これまでも中小企業特別資金、マルタル資金等は、市内の取扱金融機関が窓口となってございまして、それらの皆さんの担当の方と会議を設けております。定例会が終わりましたら、その会議を早急に設けるとともに、設備総合資金は、小樽商工会議所が窓口になってございまして、そちらも含めた会議を設けていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（相庭孝昭） 千葉議員の再質問にお答えいたします。

まず、除雪に関する増予算に対して財源を確保できるかというお尋ねでございますけれども、確かに

市民の皆さんに快適な冬を過ごしていただくという中では、雪堆積場の増、除雪ステーションの増について検討を進めているところでございます。したがって、それにつきましては、除雪費を増加させる一つの要因ではあるかと思えます。ただ、先ほど申し上げました財政状況というのはかなり厳しい部分がございますので、常に最小の費用で最大の効果を上げていくといった、これは財政の原則でございますので、そういった原則に基づきながら総合的に除雪費を考えて、市財政の全体の中でまた議論をしてみたいというふうに考えてございます。

また、エコリフォームについてのお尋ねでございますけれども、書類を確認いたしましたところ、市長が引き継ぎされたときに各部から重要案件事項ということで御説明申し上げているのですが、その項目には、どうもエコリフォームの項目がなかったようでございます。これは事実でございます。そういった中で市長からお尋ねがございましたので、私どもとしますと、これまでも申し上げておりますとおり、一つは、政策予算であるので当初には上がりませんということは、これまでの勉強会等でも御理解いただいているというふうに聞いてございます。

その中で、今回、今定例会に提案しましても、これから市民の方へ制度を周知いたしまして、それから募集いたしまして、そういった経過を踏んでいきますと冬場に入ってしまう。その場合、エコリフォームというのは、基本的に外壁ですとか、窓、サッシ、そういったものを交換いたしますので、制度の利用はないだろうというふうな判断の中で今回は見送ったところでございます。

また、その財源につきましては、私どもでは社会資本整備総合交付金を考えてございます。それにつきましても、現在、それを実施するための規則、これにつきましては道の了解を得ることが必要でございます。現在、道に照会してございますので、その制度の了解を得て、その上で市民の皆さんに制度を周知、よく知っていただいて、当然これには新しくなられました建設常任委員会の皆様にも含めてということでございますけれども、そういった周知をした上で新たに使いやすい制度として実施したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

したがって、私どもとすれば、新たな常任委員会のメンバーの方、この方々に理解をしていただいて、その上で進めたいというふうに考えているところでございます。説明が十分でなかったということについては、反省する点はございますが、議会軽視はしていないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（横田久俊） 答弁漏れがあるかと思えます。もし答弁していたら指摘してください。

参与の任用の中で、どのようなメンバーで検討したのか、誰と誰が相談をして候補者は1人だったのかという御質問があったと思えます。これにはお答えになっていないと思えます。

それから、市長の政策アドバイザーということで30万円の説明ありましたが、予算はどこからというふうに捻出するのかという質問もあったと思えます。

それから、ドリームビーチですが、お答えがありましたけれども、ビーチを見ると違法な建築物があると24時間いろいろなことがあるので、順序よく違法建築物を撤去したほうがよいのではないだろうかという御質問だったと思えます。

それから、開設しなければ、来年また、より予算がかかるのだろうけれども、前のお答えで開設しないということは考えていないということでしたが、その開設しないということも検討すべきではなかったのだろうかというところの御答弁なかったように思いますが、いかがですか。

参与のほうはどうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再質問に答弁漏れがあったようですので、大変恐縮でございます。

私からは1点、参与の候補がたくさんいたのかというお話でしたけれども、先ほども答弁させていただきましたが、私が存じている行政と民間、両方の経験、知識を有している方の中で最も適任ということで、私の判断で採用させていただきました。これも答弁の中ではありますが、アドバイザーに関する選考基準等は特にありませんので、私の中で公約を実現するために必要な人材ということで判断をさせていただいたということでございます。

（「候補は何人いたのですかと聞いたのだよ」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 予算の出どころということでございますけれども、当面、この参与についての予算は当然組んでおりませんので、規定の賃金というところから流用させていただくということで対応してございます。この賃金が、いずれその分足りなくなってくるが生じるかと思っておりますので、その際には補正予算を提出させていただきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） ドリームビーチにかかわる問題につきまして、先ほど答弁漏れがございましたので、失礼いたしました。今お答えいたします。

順序よく撤去を進めていったほうがよいのではないかなという御指摘の部分でございますけれども、市長の答弁にもありましたとおり、海水浴場を開設しなければさらに放置が進むのではないかなということを懸念しておりまして、それもありまして開設の予算を提案したところでございます。

それから、開設しないことも検討すべきではなかったかということでございますけれども、それも先ほどの答弁にもございましたとおり、最初にどのような案があるかということをいろいろ精査した中で、最も適しているのが海水浴場開設ということに至りましたので、その後、ほかの選択肢につきましては詳しい検討はしていなかったもので、先ほどのような答弁となったところでございます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 2番、千葉美幸議員。

○2番（千葉美幸議員） それでは、再々質問をさせていただきます。

人事でありますけれども、市長は、時間がなくて、適材適所、そういう異動を心がけたということだったかと思っております。ただ、今回、先ほどエコリフォームのこともありましたけれども、大幅な人事がそれに影響していたかどうか、そうだとはいきれないところもありますが、非常に事業の継続ですとか、また、引継ぎがスムーズにやはり行われていなかったのではないかなというふうに今回も感じております。適材適所目いっぱいやったというお話ですけれども、こういう懸念が本当に起きてしまった、市長が平成18年度に質問した内容のような懸念事項が起こってしまったというふうに感じておりますので、それについてもう一度市長から御答弁をいただきたいと思っております。

それと、参与についてですけれども、先ほど外国語指導助手でしたか、事細かに説明がありましたけれども、今回の参与というのは初めてそういう任用があるということで、これはやはり議会の議決事項ではないにしても丁寧な説明が必要であったのではないかなというふうに思っております。

先ほど嘱託員の就業規則等々のお話がありましたけれども、それに基づいて小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例などを拝見しますと、やはり先ほど例に挙げた顧問などもしっかりと別表に明記がされております。顧問と、先ほど役割が違うとおっしゃいましたが、この中でも別表に顧問として月額10万

田以内で市長が定める額ということで、これは別途いろいろな区分がありますがけれども、やはり今までにない参与という任用をするのであれば、しっかりとその報酬額等々も含めて、この条例にしっかりと盛り込む、別表に盛り込むことがまず必要であったというふうに思っております。さらには予算については、今、流用というお話がありましたけれども、この予算の流用がそんな簡単にできるのかなと疑問があります。足りなくなったら補正をするということですがけれども、これが議会で議決をして通らないことになれば、その報酬額はどこから出すのかなということもありますので、それぞれについても御説明をお願いしたいと思います。

先ほど、そのメンバーについてもお話がなかったかなと思うのですが、市長が知人の方でそういう専門的な知識を持っている方、その方を任用したというふうにお話がありましたけれども、まさにこの知人の方の、私も知っている方でありますけれども、皆さんもよく御存じのとおり市長の選挙もお手伝いをした方ですね。そうすると、市長がさっきしがらみの中で御答弁されましたけれども、そのしがらみをどういうふうに考えているかということを質問したときに、そのお答えが、結局、選挙後、就任後にも深いかかわり合いがある方だというお話をされたかなというふうに思うので、それについてもう一回御答弁いただいて、それと同じようなことをなさっているのではないかなと感じるところがありますので、先ほどの答弁を繰り返しお願いして御説明をお願いしたいと思います。

次に、ドリームビーチですがけれども、やはり開設しないという選択肢はなかったということでありますが、さまざまな検討をしてきたわけですから、やはりそれも検討すべきであった事項でありますし、これだけ大きな予算を今回補正するわけですから、これをもう少し縮小する形で提案もしていただけないかな、その考えもお聞かせ願えないかなというふうに思っておりますので、それについても御答弁をいただきたいというふうに思います。

先ほど、エコリフォームの件、御答弁いただきましたけれども、冬に入ってしまうということで来年度に見送ったという内容だったと思いますが、これは聞くところによると、やはり建設常任委員会で規則等の勉強も回を重ねてやってきたということを知っております。そうすると、本当にいろいろな形が、これから来年度まで時間をかけることなく、もう少し早く提案もできるし、冬だからできないということは理由にならないというふうに考えますので、それについてももう一度御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 千葉議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、人事のことについてですがけれども、私も短い時間ですがけれども、人事は相当考えさせていただきました。さまざまな方に御相談させていただく中で、人事に万全はないよというふうなアドバイスをされた方もいらっしゃいました。

先ほど千葉議員の質問の中でも、今回もというお話をされていましたが、やはり異動によって何かしらの、そういう引継ぎ等でしっかり伝わらないということは起こり得るというのも今回の件で私自身も実感をしたところではございますが、先ほど御答弁させていただいたように、やはり人事を一新することで職員が新たな仕事を得て、それぞれの方々の能力のスキルアップにつながるとともに、職員のそれぞれの部署において、より能力を高めていただいて、市民の皆様の期待に応えられる環境を整えてまいりたいと私なりに考え、このたび人事配置を行わせていただいたところでございます。これが1点目です。

それと、参与の件、私自身もこの仕事につかせていただき、市民の皆様と公約という形でさまざまなお約束をさせていただきました。実際に就任してから、市役所職員等からさまざまな情報等ヒアリングをしていく中で、この政策アドバイザーが必要であるというふうに私なりに判断をさせていただいたところがございます。その政策アドバイザーの採用について、市役所職員からどのような方法があるのかさまざまなお話を聞いた中で、現在、小樽市ではありませんでしたけれども、その参与という方法で嘱託員の採用方法があるということも、そのさまざまな御意見をいただく中で、そのうちの一つとして参与という方法があるということで、このたび対応させていただいたところがございます。この公約実現に向けてその政策アドバイザーを採用し、何とかこの4年間でさまざまな、今日お話しされた除排雪のこともそうですけれども、大変大きな課題でございますが、市民の期待の大きい取組でございます。そのことも含めた採用であるということで御理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) ドリームビーチにかかわる千葉議員の再々質問にお答えいたします。

選択肢についても、もっと検討すべきではなかったかという再度の御質問でございますけれども、例えば海水浴場を開設しないで安全対策だけをするといったところでは、万全な体制をとることができないだろうと、そういうことがございましたのでまず排除いたしましたし、例えば道路を通行止めにはできないかということは実際には道路法上通行止めにはできませんと、あと完全に海岸を封鎖するためにバリケードをつるとかということも一般的には考えられるかもしれませんが、具体的にそういうことはできないということで、国有海浜地に行く人をとめる権限はありませんので、できないとか、そういったようなレベルでの検討はいたしましたけれども、それは全て無理だということになりましたので、実際に予算案のところまでは進んでいかなかったというところがございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) エコリフォームのことにつきまして、再々質問にお答えいたしたいと思っております。

申しわけありませんが、今日は詳細な資料は持ち合わせておりませんが、私が聞いている話では、やはり3年間、過去に行いましたリフォーム助成においても、いわゆる外壁ですとか、そういったエコに関係する部分、これにつきましては夏のうちに終えている場合がほとんどであるというふうに聞いております。したがって、できないということではなくて、実施をしても申請がないであろうという判断だというふうに私どもで聞いております。

それからもう一つ、先ほど財源のことを申し上げましたけれども、これからやりましてもまだ、先ほど申し上げましたように、社会資本整備総合交付金についての了解が得られておりません。したがって、前の建設常任委員の皆様で規則をつくられたということは私ども承知しておりますけれども、そこが仮に来年度において変更になった場合、今年度の規則と来年度の規則で変更が生じるといった形になりますと、やはり制度の安定性、そういったものもありますので、来年度から皆様に御理解をいただいた上で進めようと、こういうふうに私どもでは考えているところがございますので、御理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 千葉議員の再々質問にお答えをいたします。

顧問のように、規則で位置づけをして、報酬額については条例化するような手続をとってはというようなことではございますけれども、参与につきましては、地方公務員法で規定する嘱託員ということではございますし、報酬額についても規定に基づいているということで一定の手続は踏んでおりますので、必ずしも顧問のように規則で位置づけ、さらに報酬額を条例化するというだけでなくも設置をできるということで判断をしたところでございます。

それから、報酬についての予算は、現在、流用で対応していることとなります。それで、補正を出して、それが否決された場合などはどういうふうになるのかということにつきましては、その時点で、議会の決定をいただいた上で判断をしたいというふうに思っております。

○議長（横田久俊） 若干整理して、答弁漏れがあるかと思えます。

人事異動の件で、千葉議員の再々質問では、今回の人事異動がスムーズに引継ぎ等々ができなかったようなそごがあったのではないかと。森井市長の市議当時の平成18年の質問に比べてどういってお考えかというふうに聞かれたかと思えます。

それから、参与とALTとの比較といいたいまいしょうか、しているのだけれども、それはちょっと比較にならないのではないかと御質問だったと思えます。

それから最後は、しがらみに関しまして、選挙後も関連を持つということはまさにしがらみではないのかという3点が答弁漏れかなと思っております。これについて、理事者の答弁をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 再々質問においても答弁漏れがありまして、大変申しわけございません。

私が議員時代の平成18年における質問等で、その当時の山田市長に対して、この人事配置に対しての質問をさせていただきました。当時、私なりに感じていることを当時の市長にぶつけさせていただいて、私なりの思いをぶつけた結果、その当時、山田市長から先ほど御答弁させていただいたように、人事異動の意義やマンネリ化、形骸化による能率低下の防止、新たな発想や視点を取り入れられることによる業務の改善や職員の能力をより適正な部門でより積極的に活用すること、そして配置の人員の過不足解消などという、人事配置によってこのようなことがメリットとして取り組まれているということをお答えいただき、私もその後、議員活動を通して、その人事異動に伴うその意義とかそういうものを改めて感じ、現在、私は、このように当時の市長と同じ考え方を持っている、認識をしているということで、先ほど答弁をさせていただいたということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 答弁漏れ、申しわけございません。

外国語指導助手が参考になるのかと、比較して一致するのかということではございますけれども、まず基本的には日額を1万5,000円と定めたとすれば、それに掛ける20ということでの30万円だということでもありますけれども、それは嘱託員の通常の物事の考え方かと思えます。それで、最終的にその30万円になった数字が、一つの例として外国語指導助手があるということで、これは一つのよりどころにもなるのではなからうかということで、いわゆる複合的な意味からの判断をするための材料とさせていただきます。

○議長（横田久俊） もう一点、どなたですか。しがらみというか、選挙後も関連するのではないかと

いうことですが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 私自身はそうのように考えてはおりません。

○議長(横田久俊) 千葉議員の質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 5時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 19番、林下孤芳議員。

(19番 林下孤芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下孤芳議員) 平成27年第2回定例会に当たり、民主党を代表して質問いたします。

まず、市長の政治姿勢について伺います。

さきの市長選挙におきまして、森井市長は、しがらみのない政治を訴え、多くの市民の支持を得て初当選をし、第13代小樽市長に就任されました。

残念ながら私ども民主党は市長を支持できませんでしたが、多くの市民の支持を得て選ばれた市長ですから、私たちは民主主義のルールとして厳粛に受け止め、何事にも紳士的な議論を通じて是々非々の態度で臨んでまいりたいと考えています。

一方、私ども市議会においても、議員定数が25名になって初めての選挙であり、各会派の勢力も若干の変化が生じておりますが、いずれの議員もそれぞれの政策を訴え、当選しております。そうした意味で、市長は行政機関のトップとして、私ども議会は行政のチェック機関として常に真摯な議論を積み上げ、政策を実現して、市民の期待に応えていかなければならないと考えています。また、それが私たちに課せられた使命でもあると考えています。そうした意味で、市長が主張するしがらみのない公平・公正な政治は、政治に携わる者として誰もが目指すべき基本的な理念であり、市民の共感を得る結果になったとも思います。

市長は42歳と若く、変革と将来に対する市民の期待の声は大変大きなものがあつたというふうに思いますし、マスコミの注目度も抜群にあります。私は、市長就任以来、市長の父親の世代として、市民の期待に応えて頑張っていたいただき、政治家として大成をしていただきたいとの思いで見守ってきましたが、そこで若干気になる点があり、おやじの小言として聞いていただければ幸いです。

(発言する者あり)

二元代表制の下で、市長の権限は、よく大統領と比較されるほど強大なものがあります。それだけに権力の行使に当たっては、利害やしがらみを絶ち、公平・公正を保つ倫理観が求められます。また、行政のトップとして限りある人材と資源をいかに活用し、政策の実現をするかも問われていると思っています。

市長は市議会議員の経験もあり、釈迦に説法ではありますけれども、私が市政を目指すに当たり、先輩の政治家からたくさんのお話をいただきました。その中の一つを御紹介いたします。さまざまな困難や苦勞を乗り越えて総理大臣にまで上り詰めた著名な政治家は、現在もなお伝説的な政治家としてしばしば話題になりますが、意外にも人の話をよく聞き、確信が持てれば直ちによっしゃよっしゃと判断をする反面、困難な問題はあらゆる立場の人からあらゆる角度から意見を納得するまで聞き返す人だと言わ

れています。また、常に行政組織に気配りを欠かさず、情報収集にも努めてきたと言われていました。

市長も、8年余り風雪に耐えてチャレンジャーとして信念を貫かれたことにより市民の共感を得て当選したと思います。これまで物心両面にわたり支えていただいた支援者に人間として恩返しをしたいという心情は理解できますが、市長としての立場や権限を利用していると見られることは、あってはならないことであります。将来ある市長に、老婆心ながら訴えておきたいと思います。

そして、小樽市の行政機関のトップとして、人事権は市長に与えられた権限に属するものであります。市の職員は採用されて以来、さまざまな分野を担当しながら法律やさまざまな知識を積み重ねながら市民と接し、専門性を習得し、昇任していくというシステムになっていると思います。その認識の下に、人事権の行使に当たっては、あくまで慎重な配慮としがらみのない公平・公正な上に適材適所でなければなりません。このかじ取りを誤ると、行政としてのミスや事故につながり、結果的に市長の任命責任が問われることとなります。このたびの人事異動に当たり、市長がどのような認識で人事を行ったのか、所見を伺います。

そうした意味で、このたびの参与の任用については、市長の人事権や管理運営事項に属するものであったとしても、人件費や報酬は予算に直接関係するために、基準や節度が求められるのは当然であります。

過日、市長が持参した説明資料には、任用期間も報酬も示されておりません。

職務については、一つ目として、本市における事務事業及び行政体制をより効果的かつ効率的なものとするための行政の調整を図ること、二つ目として、市長の公約の実現に向けてのアドバイスを行うこと、三つ目として、地域における住民、団体等との連携及び調整となっておりますが、これは本来、副市長の任務と思われる事項であり、副市長の選任を優先すべきではないかと思えます。

任用理由として、豊富な行政経験や危機管理能力を挙げておられますが、これは除雪事業者や管理する行政の立場で考えているのであれば、外部からの任用をしなくても、現在の職員で十分対応できると考えられますが、市長の所見を伺います。

以上、1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、このたびの人事異動につきましては、就任以降、時間がない中で改めてさまざまな方や職員と話をさせていただいた上で、適材適所な職員の配置を心がけたところであります。職員一人一人には能力を十分に発揮していただき、ミスや事故を防ぐことができるよう鋭意努力をしまいたいと思います。

次に、参与の任用につきましては、政策アドバイザーとして委嘱したものでありますので、市の組織における指揮系統ラインに組み込まれるものではなく、政策に関する意見をいただくものです。

外部から任用した理由につきましては、行政と民間における両方の経験と知識とともに、その視点の違いを有している方でありますので、適任者であると判断したものでございます。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）

○19番（林下孤芳議員） 次に、議案第1号平成27年度一般会計補正予算、おたるドリームビーチに関して質問をいたします。

おたるドリームビーチは、かつて駐車場の造成をめぐりドリームビーチ海水浴場協同組合と大変困難なトラブルが生じ、現在もお課題を抱えていると先輩議員から聞かされておりました。私は、JR北海道バス勤務時代に、JR星置駅－おたるドリームビーチ間の夏季の臨時輸送の交渉に携わった経験がなく、当時は、人里離れたへんぴな場所で、若者がちょっと羽目を外すことができるのが人気の理由でもあるかなという程度の認識しかなかったのですが、昨年の飲酒による死亡ひき逃げ事故以来、小樽市の道路管理のあり方までが問われることとなり、改めて問題の根深さを認識させられました。

小樽市は、直ちにこの管理道路を通行止めの措置といたしましたが、管理組合は、この措置に反して、民有地とはいえ、道路の拡張工事を強行するなど、行政との協調や、遺族や市民感情に配慮する姿勢は残念ながら見られませんでした。その後も飲酒の摘発や飲酒による事故が続き、おたるドリームビーチは社会問題として取り上げられることとなりました。

コンプライアンス委員会の指摘により、海の家建物が10年以上にわたって違法に使用されていることが明らかになり、小樽市は、協同組合に対して建物の撤去を求め、違法状態の解消をしない限り営業は認めないとし、以来今日まで協議が続けられてきたものと認識をいたしております。

私たちは、小樽市の取組を評価し、違法状態の解消と海水浴場として適正な秩序が保たれるような対策が必要との見解を示してきたところであります。

このたび提案されたドリームビーチ海水浴場を小樽市が開設する理由について、協同組合は違法建物の全てを撤去できず、結果的に協同組合による海水浴場の開設ができなくなったために、来場者の安全の確保や海浜の環境保全のために市営海水浴場を開設することとしたと説明しておりますが、コンプライアンス委員会の指摘している違法建物の撤去は、現在もほとんど進んでいないと言われ、至るところに不法に投棄された大型ごみが散乱していると指摘されている中で、市営海水浴場を今年度限り開設しても、来シーズンまでに問題点が解消されるという保証を見いだすことは困難ではないかと思えます。

また、安全対策や秩序を維持する対策などが不十分なままに小樽市営海水浴場の開設をした場合、万が一の事故や事件などのリスクは相当高くなると想定されますが、どう考えているのか、見解をお示しください。

地方自治法第244条の2によると、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とされています。公の施設の設置、管理及び廃止については、まず条例で定める必要があると理解されますが、他の自治体の事例では、設置及び管理に関する条例や事故防止条例などがあり、神奈川県でも海水浴場に関する条例を設けています。

小樽市でも、廃止条例が昭和59年3月23日に可決されておりますが、そのときの記録を見ますと、施設の規則に、公序良俗に反したものは利用を取り消す、利用をさせないという議論がなされております。そうした事例を参考に、秩序を維持するためには条例化を急ぐべきと考えます。

また、開設経費の内訳を見ますと、現場運営管理費、救護監視業務管理費、施設設置費など全般的に協同組合の協力を前提とした内容と受け止められます。例えば救護監視業務管理費として491万4,000円が計上されていますが、1日当たり15万8,516円になり、何人雇用されるのかが示されておらず、一方でライフセーバーは162万円で、延べ150人、1人当たり1万800円と、容易に計算をできるシステムになっ

ております。項目別に見ると、調達品はリースが多く、協同組合からリースをすれば、撤去を求めておきながらリース契約をすることには矛盾があると思いますが、見解を伺います。

こうした実情に鑑み、まずは建物の撤去を完了させ、海水浴場として適正な秩序を回復するための条例の制定が必要であると考えます。そうした対策を優先しなければ、事故や事件の再発が懸念され、来年新たな海水浴場としてスタートすることも危ぶまれます。

市長は、ライフセーバーの経験もあり、海への思いが大変強いとも伺っていますが、誰もが親しみ、安心して楽しめる海水浴場とするために慎重に条件整備をした上で、時間をかけて開設すべきと考えますが、所見を伺います。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、おたるドリームビーチについて御質問がありました。

初めに、市営海水浴場を開設した場合の事故や事件等のリスクにつきましては、本来、海や海岸は誰もが自由に利用できる場所であり、基本的に危険回避は利用者の自己責任となりますが、海水浴場を開設している以上、開設者が来場者の安全を図る一定の義務が生じるものと考えております。このため、市が開設する場合は、道が定める海水浴場の管理運営に関する指導要綱に基づいて必要な施設の設置や人員の配置を行い、事故や事件等の防止に取り組んでまいります。

次に、協同組合とのリースにつきましては、除却を求めている違法建築物を利用するものではなく、組合が所有している監視台や放送機器などの備品であり、組合からのリースが他社と比較して安価な場合や放送用電柱などの特殊な備品に限るものと考えております。

次に、条件整備をした上での海水浴場開設につきましては、本来であれば、適正な秩序を維持するため、慎重に条件整備をした上での開設が望ましいものでありますが、仮に開設をされなかったとしても相当数の海水浴客の来場が見込まれ、無秩序な状態になることが想定されるため、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的とし、緊急避難的な措置として市で海水浴場を開設するものであります。将来的には、誰もが安心して楽しめる海水浴場に向けた取組が必要であるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）

○19番（林下孤芳議員） 次に、公契約条例について伺います。

市長の公約でもあります人口減少に歯止めをかけるための対策は、重要な課題として誰もが一致するものであります。

市長は、子育て支援と高齢者対策の充実を公約に掲げていますが、これらの政策は、これまでも人口対策庁内検討会議や小樽市人口対策会議などで議論が続けられてきておりますが、財源が限られる中でできることから優先的に取り組むべきであるとの立場で、私どもは若年層が大都市へ流出している現状を踏まえて、小樽市で安心して働き、生活して、子育てもできる環境を整備するためには、かねてより公契約条例の制定を提起し、議論をしてまいりました。

第2次安倍政権発足以来、経済対策が全てに優先するとして膨大な国債を増発し、円安・株高へと誘

導してきました。その結果、現在は、東京や大都市、大企業を中心に好景気が続いており、大企業ではベースアップも行われ、定期昇給込みで今春闘では1万円を超える回答が多かったと報道されています。一方で、小樽市の現状は、見るまでもなく、経済格差がますます深刻になっていることは明らかであります。

私どもは、昨年第2回定例会で、国の進める経済効果はいつ現れると考えているのか、小樽市でも、公共投資が続く建設業や外国人観光客の急増によって好景気が伝えられている観光産業では、賃上げや法人市民税の実態についてどのように把握されているのかなどの見解を求めました。当時の市長の答弁は、若干の賃上げがあったものの、全体的には反映されていない、法人市民税の税収は厳しい見込みである、国の経済対策の効果はまだ現れてはいないが、少し時間がかかっても効果は現れるものと考えているなどという内容の回答がありました。

昨年5月16日に行われた連合小樽の「STOP THE 格差社会！暮らしの底上げ実現」の街頭集会の新聞報道によりますと、管内の有効求人倍率は0.82倍となっていますが、その6割が非正規雇用とされています。北海道全体でも雇用労働者の42.8パーセント、95万6,800人が非正規雇用とされています。

昨年、議会と商工会議所との会合の席上、小樽の平均年収は200万円余りという話があり、一同大変に驚きました。道内全体の給与所得者の25パーセント、40万人余りが年収200万円以下のワーキングプアと言われているが、小樽市の給与所得者の現状はどのような改善がなされているのか、直近のデータでお示し願います。

また、昨年4月の消費者物価指数は、一昨年の同期比で3.7パーセント上昇して104.4となり、北海道と東北は全国最高となりました。その後も、日銀は、政策的に物価上昇を誘導し、大企業の大幅な賃上げもしのぐほどの物価上昇が続いていることは承知のとおりであります。

昨年は、法人税や法人市民税を減税する一方で、年金の減額や医療費の負担の見直し、軽自動車税の増税など、市民生活は負担の増加に苦しむ一方で、史上空前の利益を上げている企業への優遇が続いています。そうした影響で、生活保護の受給者数は、毎年、過去最多を更新しています。

こうした状況から小樽市の雇用労働者が最低賃金レベルから抜け出すことができないとすれば、賃金の高い大都市や札幌市への人口流出は避けられず、小樽で働く若者の結婚や子育てにも悪影響を及ぼしかねません。小樽市として景気回復の遅れや賃金の格差と固定化を打破しなければ、人口減少に歯止めをかけることができない、そのためには小樽市公契約条例を制定し、労働者の賃金の底上げを図り、貧困層から中間層へ引き上げる努力が今一番求められている重要な対策であると思います。

これまでは、厳しい財政から、自治体は発注額抑制を重視し、経営者もひたすら安い労働力を求めてきましたが、ともに労働者の立場に立った賃金水準をいかに実現するか、意識を変えていかなければならないときだと思います。既に、建設、運輸、サービス業など、多くの企業で人手不足が深刻化していることが明らかになっております。パートの賃金が、時給で1,200円を超えるところも珍しくない時代が到来しています。

一昨年の10月、札幌市の上田市長は、公契約条例を議会に提案して、経済界は経営が圧迫されるとして反発し、激しい議論が展開されました。当時の新聞の社説やマスコミの報道は、公契約条例の制定を拒む理由は何か、労働者目線への転換のときなど、議会の否決に対する疑問の声が多く紹介をされております。

小樽市は、札幌市より現在も賃金水準が低く、人口減少対策をはじめとするあらゆる政策の推進に支障となっていることは明らかであります。再び活力ある小樽を取り戻すのか、小樽を消滅させるのか、経済界や議会や市長が小樽の将来に責任を持つ立場で議論をすれば、必ず理解されると思います。公契

約条例を小樽に導入することの是非について、市長の見解を伺い、3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、公契約条例について御質問がありました。

初めに、小樽市の給与所得者の現状につきましては、市内企業における従業員の雇用実態を把握するため例年行っている小樽市労働実態調査によると、正規従業員の平均基本給は、平成26年度が22万1,632円であり、25年度の21万3,489円と比較しますと8,143円の増額となっています。

また、パートタイム労働者賃金の平均時給額についても、平成26年度は909円であり、25年度の875円と比較しますと34円増額していることから、一定程度の改善がされているものと認識をしております。

次に、公契約条例の導入の是非についてですが、賃金等の労働条件については、労働基準法や最低賃金法など、国において関係法令を整備し、個々の労使当事者間で自主的に取り決められることが基本と考えております。

一方では、公契約条例については、全国的にも制定する自治体が出てきておりますが、規定する項目や対象とする業務がさまざまありますので、それらの先進的に取り組んでいる自治体の事例について研究をしてみたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）

○19番（林下孤芳議員） 次に、北海道新幹線開業に向けた2次交通の確立について質問いたします。

市長は、就任早々に北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会会長に就任され、活動を始めておられますが、既に札幌延伸に向け管内でも工事が着手されるなど、札幌延伸に向けた動きも本格化してきました。しかし、5年間短縮されたとはいえ、開業まで15年の工期はいかにも長すぎて、もっと短縮をすべきとの声は日増しに高まっております。それは、北陸新幹線は既に金沢駅まで営業運転を開始し、九州新幹線西九州ルートも早期の開業が見込まれていることから、札幌延伸の立ちおくれが際立っていることに対する市民、道民のいら立ちの表れと思われれます。

私どもは、工期の短縮は当然のことと受け止めていますが、来年3月開業する北海道新幹線の新函館北斗駅までの開業に向けた、小樽・後志を経由する新函館北斗駅からの2次交通の整備を早急に進めるべきと、この間、訴え続けてまいりました。

北海道においても、昨年9月に、新函館北斗駅でおりた利用者が道内各地に向かう乗り継ぎの交通手段の需要を探るなどの二次交通動態調査を実施していますが、その基本は、函館方面へのアクセスの改善やJR札幌駅への輸送力の改善を中心とするものでありました。国土交通省なども同様の調査を実施しておりますが、新函館北斗駅からこの観光地を経由し、最終的にどこに向かうのかとのアンケートによりますと、第1位は札幌、第2位が函館、第3位に小樽・倶知安・ニセコが選ばれております。しかし、室蘭を経由する札幌－函館間では、JRの特急列車や都市間バスなどが相当数運行されているのに対し、小樽・後志経由のこれまでの交通手段はJRの普通列車しかなく、しかも直通列車は全くありませんでした。どこかの駅で乗り継ぎをしながらの旅行もありますが、一般的には乗換えなしの交通体系は必要であります。

昨年5月21日、後志総合振興局は、小樽・後志の各自治体や商工会議所など121団体で構成する北海道新幹線しりべし協働会議を設立して、リゾート列車の誘致や2次交通の充実・強化について検討を始めました。また、JR北海道は、リゾート列車ニセコエクスプレスの車両を利用して、期間限定ながら、小樽経由、札幌―函館間のヌプリ、ワッカとして運行を実施しました。所要時間は5時間余り要するものの、常に満席状態であったと聞いています。JR北海道は、路盤の整備に多額の設備投資が必要となるため、特急列車を毎日定期運行することには否定的ですが、北海道は来年3月の北海道新幹線開業に向けて、効果を道内全域に広げるために函館―倶知安間や倶知安・後志経由の函館―札幌間の都市間バスを今年の観光シーズンに合わせて臨時運行する方針であることを明らかにしております。

これまで、小樽市、余市町、積丹町、倶知安町、ニセコ町の観光協会とJR北海道、北海道中央バスで構成する北後志・ニセコエリア広域観光推進協議会が観光誘致に向けた取組を進めてきましたが、この間の動きを見る限り、北後志の2次交通は具体策が見いだされないままに置き去りにされる危険があります。

私どもは、北海道新幹線の新函館北斗駅までの開業を見据えて、一つとして、1日当たり1万人の利用者を少しでも小樽に直接引き込むことこそ経済効果を最大限に引き出すことになる、二つ目としては、小樽―新函館北斗間の2次交通の実現は、小樽観光の弱点であった通過型観光から滞在型観光へと転換する大きなチャンスである、三つ目として、自然あふれる風景と特色ある観光地は、札幌延伸までの間にたくさんのリピーターを増やすことになり、新幹線新小樽（仮称）駅の開業後のリピーターにもなることなどから、早期に都市間バスの運行の実現を求めてまいりました。

また、既に交通政策基本法制定に伴い地域公共交通活性化再生法が改正されていますが、過疎化や少子化の影響により、小樽を除く北後志の公共交通は大変厳しさを増していると言われております。

そこで、このたびの法改正の趣旨は、地域の活性化につながる公共交通の利便性の確保、向上を地域が主体となって展開し、それを国が支えるという方向性を明確にしたものと言われております。そうした意味でも、この都市間バスは、観光客のみならず、北海道新幹線を利用する公共交通として広く地域の住民の足として、法改正の趣旨にも合致するもので、国の支援策も得られるものと思います。残された時間は極めて限られておりますが、北後志の自治体と連携をして、新幹線新函館北斗駅と後志・小樽間での都市間バスの運行の実現に向けた取組を早期に実施するよう、市長の決断を求めるものであります。

市長の見解を求め、4項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、北海道新幹線開業に向けた2次交通の確立について御質問がありました。

経済効果を最大限に引き出すことについてですが、新函館北斗駅と後志・小樽間の都市間バスの運行につきましても、後志地域が新幹線の開業効果を最大限に享受するためには、道南地域との都市間バスを含めた2次交通網の充実・強化が必要であることは認識をしております。

昨年度から、北海道や後志地域の自治体などで構成される後志地域二次交通検討会議で、都市間バス等の必要性について議論をしてきており、今年度には北海道が都市間バスなどの実証運行を行うこととなりました。この実証運行を踏まえた上で、本市にとっても開業効果を最大限に享受できるよう、事業

化に向けた方策などについて引き続き検討会議で議論を深め、オール後志で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）

○19番（林下孤芳議員） 次に、除排雪体制の整備について伺います。

市長の選挙公約であります冬の快適な生活のための除排雪の整備につきましては、市民の切実な願いであり、私も市議会議員として市民から最も多く要望や苦情、御意見をいただいているのが除排雪に関するものだと認識しています。

私は、現職時代に北海道交通運輸産業労働組合協議会という組織のメンバーとして、陸海空の交通政策に携わり、高速道路、国道、道道、市町村道を運行するバスやトラック、ハイタクなどの走行環境の整備に取り組み、特に除排雪については、関係自治体や関係機関と協議に当たり、改善に努めてきました。そうした経験を基に、市議会議員として市道の除排雪には市民の声に常に関心を払い、砂まきボランティアや高齢者住宅のボランティア除雪も経験してきましたが、とりわけ昨年の第2回定例会の代表質問では、平成25年度の除雪体制を振り返り、問題点を提起して改善を求めてきました。そうした意味で、市長が公約に掲げた除排雪の整備は、私にとっても大変タイムリーなテーマであり、しっかりとした議論の中から本当に市民や道路を利用している方々の期待に応え得る態勢の整備ができることを願っています。

私の代表質問を振り返ると、平成25年度は年末から年始にかけて記録的な大雪となり、降雪量は例年の1.5倍となり、生活路線の除雪が追いつかず、大変な混乱が続き、3月4日の新聞の市内版には「除雪に不満山積、小樽市、高齢者、観光客らに危険」との大見出しで報道され、多額の予算とは裏腹に小樽市への苦情は2,700件にも上り、除雪に当たる事業者や建設部も大変な苦労の連続でありました。現在は、市直営での除排雪能力がない中、小樽市が保有する除雪機の老朽化が進み、ロータリ除雪車に故障が発生し、修理に時間がかかり、除排雪に深刻な遅れが生じていました。昨年度は、新たに3,272万4,000円を投じてロータリ除雪車を更新し、前年度とは一転して除排雪も順調に進み、苦情も大変少ないシーズンでありました。

そこで、市長の所信表明にもありました除排雪の整備に関連して、市民の雪堆積場と除雪拠点の見直しを行い、それぞれ増設したいとした点について、雪堆積場は排雪の効率化を図る上では大変望ましいと考えますが、堆積場の規模と増設数はどのようにイメージされているのか、伺います。

また、除雪拠点の増設は、既存のステーションの統廃合ではなく、純増を考えているのか、現在の拠点における不都合な点や増設のメリットはどのようなものがあるのか、お示し願います。

除雪出動態勢を15センチメートルから10センチメートルにして、よりきめ細やかな除排雪に取り組むとされておりますが、でこぼこ路面の解消には効果はあるものの、路肩の置き雪に対する市民の苦情が最も多く、排雪が相当徹底されなければ苦情が増えることが予想されます。どのような対策を考えているのか、お聞かせください。

次に、よりきめ細やかな除排雪に取り組むために、除雪機械やオペレーターの確保などの方針を示しておりますが、今定例会において、昨年度に続き、動産の取得としてロータリ除雪車にかかわる議案が提案されています。昨年の第2回定例会における私の代表質問に対する前市長の答弁では、平成26年度から5か年で、ロータリ除雪車3台、グレーダ2台の計5台を更新する予定であるとのことでしたが、

これらの機械の更新について市長は今後どのように進められるのか、見解をお示してください。

オペレーターの確保については、東日本大震災以降、被災地に労働力が移動した影響などもあり、オペレーターの確保が難しくなり、現在は建設業界からの若者離れが深刻となり、新聞紙上でも「足りぬ「除雪のプロ」」と報じられるほど人手不足と技術力の低下は深刻です。札幌市は官民一体で除雪技術の継承のための技能講習会を開催していると言われていたのですが、地域の道路の事情を熟知するオペレーターの育成は防災面でも重要です。市長は労働力の確保と技術力の継承をどのように考えておられるのか、お示してください。

また、よりきめ細やかな排雪を効率的に進めるためにはダンプの確保が不可欠ですが、小樽市は4トンドンプが主流と言われています。大型ダンプの確保の見通しはお持ちですか。

また、市長の公約である除排雪の整備は、全体的に除雪を施行管理する立場の視点が重視されているように思われますが、私は、高齢化が進む小樽市の除雪体制は、市道の60パーセントが勾配8パーセントの坂道であり、冬季はタクシーの利用もままならない地域の対策や地域要望の高い冬季の通行止めを解除する対策、あるいは非除雪区間の解消など、市民の要望に基づく体制の整備も必要と考えます。市長の見解をお示してください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪体制の整備について御質問がありました。

初めに、市民目線での整備についてですが、まず雪堆積場の増設につきましては、排雪作業の効率化、運搬費の低減効果や雪堆積場の管理コストなどを勘案し、規模や増設数を検討してまいりたいと考えております。

また、除雪拠点の増設につきましても、よりきめ細やかな除排雪の実現に向けた作業の機動力の向上を図るため、必要な事業者や機械を確保できるか、検討してまいりたいと考えております。

次に、除雪出動態勢の見直しに伴う路肩の雪山対策につきましては、道路沿いの雪置場を活用するなど、工夫を凝らした除雪作業についても検討するとともに、道路状況によっては排雪作業も考慮してまいります。

次に、除排雪機械の更新につきましては、市が保有する除排雪機械には標準耐用年数である15年を経過しているものが多く、これらの更新は喫緊の課題であることから、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、除排雪業務に従事する労働力の確保、技術の継承、大型ダンプの手配につきましては、除排雪業務における労働力の確保や技術の継承は、持続可能な除排雪体制の構築に向けての重要な課題であると認識しておりますので、除排雪作業を担っていただいている事業者の方々の意見を聞きながら検討をしてまいりたいと考えております。

また、大型ダンプの確保につきましても、今後、除排雪体制の検討を進める中で考えてまいります。

次に、市民の要望に基づく除排雪体制の整備につきましては、市民の皆様が冬季の生活を少しでも快適に送っていただくため、皆様から寄せられた要望や除排雪業務を担う事業者の方々の意見も踏まえて検討し、可能な取組から一つ一つ実施をしてまいりたいと考えております。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

○19番（林下孤芳議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、政治姿勢について伺いたいと思います。

市長は、時間がない中で適材適所の人事に努めたというふうにおっしゃってございましたけれども、参与の任用に当たりまして、経歴や人柄など、市長が任命した根拠については、全幅の信頼をし、参与に招聘したものと受け止められますが、昨日の代表質問の答弁や、あるいは今日の代表質問でもありましたとおり、森井市長の後援会役員であるとするれば、利害関係の任用と見られる人事となり、市長が違法性はないから問題はないと認識されたとしても、一般的には市民目線で見ると、市長の清新なイメージを著しく損ねることになるのではないかと思います。

市長が全幅の信頼をされてお願いした方でありますから、市長の立場を思っただけで本人は辞退をされるのだろう、相当な葛藤の末に受諾されたのではないかと想像されますが、それでもなお参与の任用は続けていく考えなのか、いつまで任用を続けていく考えなのか、お示し願いたいと思います。

次に、おたるドリームビーチの問題でありますけれども、市長は、テレビ局の報道番組でもライフセーバーが市長になったと紹介されるなど、その経歴から、おたるドリームビーチの風紀上の問題や安全上の問題、あるいは私が求めている秩序の回復という点では誰よりも知見があると私は考えています。小樽市の長年の負の遺産を引き継いだゆえに、短期間でも市営海水浴場を開設し、後に、今度どのようなプロセスで問題を解決しようとしているのか、真意はいま一つ伝わってきません。この際、何としても問題を解決し、できる限りの対策を構築した上で海水浴場の再開をすべきと私は考えるわけでありすけれども、市長のその辺の今考えられる判断をお示しいただければと思います。

また、答弁にもありましたとおり、深夜まで多くの若者が集まり、市営の海水浴場を開設しない場合は風紀が乱れるおそれがある、あるいは、これは実態に照らしてのことであると思っておりますけれども、小樽市が深夜まで人を配置して市営海水浴場を開設しようとしているのか、意味が酌み取れません。その点についても、お答え願いたいと思っております。

私たちが、現地視察を通じて感じていることは、風紀の乱れや秩序の維持、公序良俗に反する行為などについて何をもって市が対処できるのか、これは条例が制定されることによってその根拠を持つものだと私は考えています。私は、こうした条例の制定に当たっては、警察ともしっかりと十分な協議をした上で条例をつくっていただかなければ、こうした事態に対処することは非常に難しいと考えています。

また、市長は、違法な建物が撤去されないことを前提に対策を考えているようにうかがえますけれども、仮に市営海水浴場を開設することが撤去の条件というようなことになっているのであれば、非常に問題のある協議の仕方ではないかというふうに思っております。

また、海水浴場というのは、誰もが自由に利用できるという認識は、それは私も理解はできます。ただ、そうした基本的な対策をきちんととった上で、それでもなおかつ入ってくる人がいるとすれば、それはまさに自己責任であります。私は、海の知識はあまりないのですけれども、例えば山に入った場合に、例えば国有林、道有林、市有林といろいろありますが、そこで入林許可をとって入ったとしても、事故や、あるいは例えば遭難をした、そういったケースでも、その森林の管理者が責任を問われるという事は私は聞いたことがありません。やはり適切な対処をして、それでもなおかつ侵入をする、そういった者に対してまで市が責任を負うというのは私は納得がいかないというふうに思うのでありますけれども、市長の社会通念上、どのようにこうした点を解釈しているのか、伺いたいと思います。

また、私が指摘をいたしました地方自治法第244条の2に定義する、公の施設を定めること、条例化が必要であるとされている点についてはどのように理解をされているのか、伺いたいと思います。

次に、公契約条例の関係でありますけれども、これはなかなか、これまで議論を積み重ねてまいりましたけれども、解決には至っておりません。やはりこの格差社会を何とかして小樽に住んでいただけるような環境を整備するためには、行政として今できることは、この公契約条例が一番近道だと私は確信をいたしております。たぶん、市長の答弁を聞いておりますと、これまでの理事者の考え方とほとんど変わっていない、そういうふうに理解をされます。ぜひ、ここを考え直していただきたいと思います。

次に、北海道新幹線の関係でありますけれども、今日までの地域でのさまざまな協議、そういった経過を見ておりますと、やはりその自治体独自が道に働きかけ、あるいは、その地域の課題について理解を求め、そうしたことによって道も、名前を出すと支障があるかもしれませんが、例えば倶知安町では、倶知安を拠点としたさまざまな2次交通の対策について議論をされ、あるいは道に対する働きかけも行われているように思っております。

小樽市は、これまで、経済効果を高めるためにクルーズ客船の誘致でありますとか、北しりべし定住自立圏の中心市としてさまざまな役割を果たしてきたというふうに思っています。そうした意味で、もっともっとやはり小樽市が後志全域をカバーし、そして小樽がその起点となるような2次交通の対策が求められているというふうに思っています。ぜひ、その点についての御検討をお願いいたします。

次に、除排雪体制の整備についてでありますけれども、本日の冒頭で、住宅エコリフォーム助成事業に対する補足説明がありました。除排雪の徹底は予算的にも相当なものがあると思いますけれども、小樽市の厳しい財政状況を考えますと、何かをやろうとすれば何かを減らさなければならない、これが現状だというふうに思います。そうした立場で、除雪費の予算額と他の予算関連に与える影響はどう考えているのか、また、住宅エコリフォーム助成のように突然予算を切ることが生じないのか、非常に心配をしているところであります。

それと、除雪体制に関連してもう一つ確認しておきたいと思っておりますけれども、私は、非除雪区間、あるいは冬季に通行止めをしている区間、地域住民からはこうしたことを何とか解消してほしいという要望がたくさん寄せられております。そうしたものにどう応えていくのか、市長は全く触れておりませんけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁しなかったことに関しましては、各担当部長より答弁を申し上げますので、よろしく願います。

私からは、まず参与の任用についてでございますけれども、私もこの役目につかさせていただき、市民の皆様へ約束をさせていただきましたさまざまな公約がございます。この4年間という限られた期間の中で、何とか全てを実現できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今、林下議員からもお話のあった除排雪の改善も含めて、制度設計等に変な専門的な知識等も有しますし、ただそのまま行えば、御指摘のあったように予算だけが膨らむのではないかという心配等もあります。それをしっかり健全化させながら具体的に実現をしたいという思いもあり、そのようなアドバイスをいただける方ということで、このたび参与の任用をさせていただいたところでございます。このように御理解いただければ幸いです。

また、ドリームビーチの点において、今、林下議員からもお話がありましたけれども、長きにわたって負の遺産というようなイメージ、又は皆様から御指摘いただいているエリアかと思っております。今回、こ

のように問題がクローズアップされてきて、この問題を解決していかなければならないと、私もこの役目について覚悟をしているところでございます。

しかしながら、このように見られてはおりますけれども、人口構造物のない砂浜、海岸線は全国的には相当減ってきておりまして、石狩市側も含めて、あの石狩湾における砂浜の海岸線というのは、大変すばらしい素材の一つでもありと思っております。だからこそ、それほどのPRをせずとも隣接している札幌市の方々が、9割方というお話が出ておりますけれども、たくさんの方々がその海岸線に訪れているという事実がございます。ですので、何とかその負の遺産を解消し、将来的に市民の皆様にとっても効果的なエリアとなるように、私もそのようなビジョンを持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

もう一点、先ほど、山では管理者が責任を問われないというお話もありましたけれども、海でも問われないと思っております。基本的には国有地であり、都道府県が管理をされておりますが、それに伴い、事故が起きて北海道等が問われることはないと私自身も理解をしているところでございます。

もう一点、公契約条例の考え方でございますけれども、おっしゃっていたように、隣のまちでございます札幌市で、上田前市長がこの条例を公約として取り組まれたという経緯は私も、ニュース等ですが、把握はしております。また、公契約条例の制定理念であったり、目的等も私なりには自覚をしているところではございます。しかしながら、その隣接市で、そのように条例案を提案され、結果的に否決されて、条例は可決されませんでした。そのような経緯もありますし、やはりしっかり勉強、研究をして、このまちにとって必要な取組なのか、そういうことも先々に対して私なりに学んでまいりたいというふうに思っておりますので、そのような考え方であると認識していただければと思っております。

それと、2次交通、後志地域二次交通検討会議で、おっしゃるように、新函館北斗駅まで新幹線が延伸された後、新幹線が札幌まで延伸になる前までの人の流れというのは、やはりしっかり小樽を含めた後志管内で誘致したい、広げていきたいという思いは、林下議員と同じ思いでございます。

就任してこの間もその話はさまざま出てきておりまして、都市間バスも含めた2次交通の実現もさることながら、後志管内、さまざまな地域がございますから、地域における観光素材をともに洗い出して、その人の流れが後志管内で有益に、観光の経済効果として波及できるように、小樽市としてもリーダーシップを発揮して取り組んでまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 林下議員からの除排雪に関する御質問にお答えしたいと思います。

一つ目でございますけれども、除排雪の作業の充実といいますか、そういったことに伴っての他の予算に与える影響ということでございますが、確かに雪堆積場の増ですとか、除雪ステーションの増については、予算を引き上げる要素にはなり得るというふうに思っておりますけれども、全体につきましては、今後の作業を具体的に進めていくわけでございますが、その中では除排雪事業全体の効率化等も図りながら、いろいろ工夫をしながら、先ほど申し上げましたとおり、最小の経費で最大の効率を上げるということを肝に銘じながら作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、そこにつきましても、先ほど住宅エコリフォームのことで説明が足りないというお叱りがございましたけれども、その考え方、それから作業につきましても、先ほど来申し上げておりますとおり、議員の皆様には説明をしっかりとまいりたいというふうに考えてございます。

それから、非除雪区間の件でございますけれども、確かに市内には非除雪区間があるということは承知しております。ただ、その部分についても、これまでの経過、それから除雪に対する可能性といいま

すか、そういったものの積み重ねであるかと思えます。

市長は、雪堆積場の増ですとか、出動基準の改善といったことを主に挙げておりますけれども、それ以外の非除雪区間の解消といったことにつきましても、可能かどうか、これは検討しながら、できることから進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 私からは、おたるドリームビーチにかかわりまして、林下議員の再質問で残り4点ほどございますので、それらについて答えさせていただきます。

まず、風紀が乱れるおそれがある深夜まで市が職員を配置するののかという御質問でございますけれども、もともと管理会社に委託する形で、市の職員は配置いたしません。

それから、開設時間も、今の想定ですと、現在、これまでと同様に大体9時から17時までが海水浴場の開設時間だというふうに考えております。また、駐車場につきましては16時まで、それも同じように考えておりますので、夜間については警察などの力をかりてパトロール体制をとっていく形となるというふうに考えております。

それから、条例の制定の部分と公の施設のかかわりの部分でございますけれども、この2点でございますが、林下議員がおっしゃるとおり、公の施設とすること、それから条例を制定すること、そういう考え方も確かに該当するとは思いますが、現在置かれているこの状況が、緊急避難的な状況ということがありますので、今直ちに公の施設として条例化するということにはならない状況であることは御理解いただきたいと思えます。今後のことについては、それはまた別の問題かというふうに考えております。

それから、市営で開設することが違法な建物の撤去の条件なのかというような御質問でございましたけれども、これはもちろん、開設することが撤去の条件などということはございません。ただ、放置することによって違法な建物が相当数残ることがさらに想定されまして、そうなりますと行政代執行も含めた経費が非常にかかる、そういったようなことが危惧されるということはございます。

○議長(横田久俊) 1点目の政治姿勢の関係で、林下議員の再質問では、参与の任用に当たっては、今、任用した経緯については市長から答弁がありましたけれども、利害関係の人事と見られることによって市長の清新なイメージを損ねるのではないだろうか、参与の任用をこれからも続けていくのかという問いかけがあったと思えますが、これについてはどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 林下議員の再質問に対しての答弁漏れがありまして大変恐縮でございます。

私自身、利害だというふうに考えておりませんものですから、それについてはまず1点答弁とさせていただきます。

それと、任用についての期間というお話もありましたけれども、やはりこの公約の実現に向けて動き始めているところでございますが、一つ一つ実現させていただいて、私自身の公約の実現がしっかりと果たせたというときが来れば、その参与のことについてもどうするかを考えなければならないと思っておりますけれども、私自身もこの4年間で何とか全て実現したいとは思っておりますが、すぐに、今日明日に行えるというような公約ではないものですから、その経緯を踏まえながら先々について考えてまいりたいというふうに思っております。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

○19番（林下孤芳議員） 再々質問をさせていただきます。

市長は、参与の任用について問題はないということでありますけれども、やはり市長のイメージを著しく傷つけるのではないかと、こういう運用の仕方は市民の目線で見るとやはり問題があるというふうには考えておまして、そういった意味で、しっかりと市長としても検討していただく課題だというふうに思っています。

また、市長の任期は4年間、そういったことを考えますと、市長が就任されてまだ期間が浅いわけですから、あまりそのことをせいて結論を急ぐと、やはりどうしても市民の目線から離れていくのではないかと、このような懸念がありますので、ぜひその点についてはしっかりと周囲の人の意見も聞きながら、やはり4年をかけて政策を実現する、このことを考えていただきたいというふうに思っております。

あと、おたるドリームビーチの関係でありますけれども、やはり管理責任は問われない、だとすれば、やはり市営海水浴場として開設する根拠がどうも希薄になってしまうのではないかと思います。私も、そこまで管理責任が問われなければならない理由は何なのかということはずいぶん考えましたけれども、そこは管理責任が問われないと認識されているのであれば、やはりさまざまなそういった条件整備をしっかりとした上で開設するべきであって、今、それぞれ代表質問でもさまざまな角度から指摘をされておられますとおり、あまりにも、市長の経験から来るお話なのかもしれませんが、もう少しやはり柔軟に考えて、例えば、先ほど、公の施設と、あるいは条例化の問題をお話ししましたけれども、やはりいろいろな秩序を回復していくためには、ほかの自治体でもさまざまな条例化をして地域に適した対策をとっている、そのことによって、私が見たテレビ番組によりますと、湘南だとか鎌倉だとかでは、住宅地に近いということもあるのでしょうか、ラジオだとか、あるいは音響設備の音量まで規制をするという、これはやりすぎではないかというような話であるとか、さまざまなそういう規制をして秩序を維持している。それが何もないうちに今年1年開設をしたことによって、また来年もとのもくあみに戻ってしまう、そういう懸念を私は非常に感じています。そのために、市長にさまざまなそういう対策を講じた上で開設すべきだということを私は言っているわけで、ぜひその点について、考えられる対策もいろいろあると思いますけれども、ぜひお答え願いたいと思っています。

また、建物の撤去の関係で、開設すれば、逆に言えば建物の撤去が進むという考え方と、開設しなければ、最終的には行政代執行にならざるを得ない、この考え方については、どうも私は整合性がないのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてぜひお答え願いたいと思っています。

それと、公契約条例の関係については、いろいろと研究をしてから判断するというお話だと思いますけれども、私もさまざまな自治体の例を勉強してきましたが、なかなかこの条例をつくるというのは、さまざまな抵抗だとか、さまざまな課題があつて、そう多くはないと思います。だけれども、小樽が当面する課題を解決するためには、やはり行政としてできることを速やかにやっていくということの決意が大事ではないかというふうに考えますので、ぜひ勉強も、そこは若干急いでいただいて、早く判断をしていただきたいというふうに思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 林下議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目、参与の任用にかかわってのお話だったかと思いますが、私自身も役目につかせていただきまして、皆様から見ると焦りもあるのではないかと、というお話もありましたが、何とかこの期

間に公約実現に向けて取り組みたいという気持ちが前面に出てしまってきているところもあるのかなと思います。おっしゃるような、例えば誤解を与えることなどがないように、また、市民の皆様には不信感を与えることのないように、私自身も襟を正してしっかり改めて取り組んでまいりたいというふうに思っております。これが1点目でございます。

それから、2点目、おたるドリームビーチのお話でありましたけれども、条件整備をして、しっかり時間をかけて対策を講じるべきではないかというお話でございました。

先ほども答弁させていただきましたけれども、本来であれば、その条件整備に向けてしっかりと時間をかけて取り組むべきだと私自身も感じてはおりますが、御存じのように、夏自体はまもなく迎えようとしております。私は、林下議員もおっしゃっているように、現場を大変知っている状態でございます。そして、夏になるとどういう状態になるかということも既に把握しております。そのことを考えますと、その条件整備に向けて、本来であれば時間をかけて取り組みたいところなのですが、喫緊の、この目の前にあるその現状に対して対応はまず行わなければならないということがこのたびの議案の提出に結びついたこととなります。ですので、何とかこの夏、さまざまな方が来られると思うのですが、事故や事件等に巻き込まれることなく、この夏を何とか乗り越えて、来年に向けて、おっしゃるような条件整備、対策を講じて、あの地域がより活用できるような環境を整えてまいりたいという思いから、このような対応をとらせていただいたということでございます。

そして、3点目、公契約条例について、私自身も、話題になり、私なりに注目し、勉強してきたところでございますけれども、まだまだ情報不足、勉強不足であると思っております。今、改めてこのように御指摘をいただいて、もう一度、一から勉強させていただいて、このまちにとって有効な活用になるかどうかということを見極めて、その上で先々に向けて判断させていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、これについては、今後、御指導、御鞭撻をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 林下議員の再々質問のドリームビーチの2点目でございますけれども、海水浴場を開設すると撤去が進むという、その点ですけれども、開設すると撤去が進むというよりも、開設しなければ撤去が、先ほどの千葉議員の御質問にもお答えしたとおりなのですが、組合側の除却の意欲が薄れて違法な建物が相当数残ることが、そのほうが想定される、その点で、開設すると必ず撤去が進むと断言することはもちろんできませんけれども、放置することによって除却意欲が薄れて相当数残ることが想定される、その点から、そうなった場合に行政代執行も含めた検討が必要となり得る、そういう形でつながっていくということでございます。

○議長(横田久俊) 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時45分

再開 午後 7時10分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

(5番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○5番(安斎哲也議員) 新風小樽を代表し、質問いたします。

この時間になりまして、皆様お疲れのことと思いますが、最後まで通告どおり質問させていただき、かんかんがくがく再質問、再々質問まで行きたいと思っておりますので、御容赦願いたいと思います。

(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

初めて代表質問に立ったときは、周りの方々からこのような応援をいただけませんでした。今回初めて応援いただくことによって、さらに質問を強めていきたいと思っております。

質問に先立ちまして、一言申し述べます。我々新風小樽は、無所属会派として結成し、政策次第でいいものはいい、悪いものは悪い、是々非々の判断をしております。

選挙後の第2回定例会では、これまで新市長の政策予算が計上されてきましたが、このたびの森井市長が計上したものはおたるドリームビーチ市営開設にかかわる予算で、さらに先議を求めているものとなりました。ほかの補正予算では、制度内では森井市長の考え方が盛り込まれているようですが、そのほとんどが中松体制で当初、計上留保していた予算で、森井市長の公約に伴った政策予算ではございません。

また、定例会初日の市長提案説明の中で所信表明をされておりましたが、公約パンフレットに盛り込んだ言葉を散らばせているものの、中松前市長が読んでもあまりかわりばえしない内容というのが私の感想でございます。

さらに、昨日からの代表質問に対する答弁でも、第2回定例会では間に合わず、今後の定例会に向けて協議を進めていかれるということですが、今回の代表質問では、先議が求められているおたるドリームビーチとともに公約に沿った形で質問をさせていただき、今定例会中に森井市長の政治姿勢について理解を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただし、質問順番が最後のため、これまでの代表質問で議論がなされていることから重複することも多いと思っておりますが、通告をしておりますので質問させていただきます。

まず、議案第1号にかかわって、おたるドリームビーチの市営開設のための予算1,290万円について質問させていただきます。ドリームビーチを海水浴場として開設しない場合でも、多数の観光客が見込まれるため、今夏は緊急避難的に市が海水浴場を開設するとのことですが、市営開設でなければならない理由をまずお示してください。

安全確保や海浜の環境保全の対策を講じるだけならば、市営開設とせずに、救護監視業務管理費と施設設置費のある程度の予算で済むことではないでしょうか。市営開設しない場合でも、市長の言うように海水浴客の利用者があると思いますし、プレジャーボートの侵入も予想されます。市営開設しないと、プレジャーボートの区域設定はできないのでしょうか。

また、今年に限っては、そもそも海水浴客がドリームビーチを利用しないよう道路の閉鎖などはできないのでしょうか。

市長は、我々への議案説明の際に、観光都市としての取組ではなく、緊急避難的な安全対策とお話されていましたが、4月30日の市長記者会見では「小樽市の観光素材の一つに海というものがあると思っており、ドリームビーチもその一環であります」と述べられています。矛盾をしていませんか。ドリームビーチは市長にとっては観光政策であると考えられるのですが、どのようにお考えなのでしょうか。逆に言うと、観光対策ではないというならば、観光入り込みにも入れるべきではないと断言します。見解をお示してください。

もしも観光対策ということであれば、小樽市内全体で考えていくべきかと思っております。小樽には、ほかに六つの海水浴場があり、蘭島、塩谷、東小樽、銭函など市民の憩いの空間として毎年ぎわっています。市長だけでなく、私も、ライフセーバーではございませんが、救助員として蘭島、塩谷で救助活動

を行っています。この事実も、現状も、森井市長とともに存じておる一人だと思えます。これらをトータル的に考えていくべき問題かと思えますが、いかがでしょうか。

ほかの海水浴場には最低限の対策費で我慢してもらっているのに、今夏のみ緊急避難的にとはいえ1,290万円の金額を予算づけするという事は、市民の中には理解できないという声が私に届いております。今回の予算措置のほか、ドリームビーチを含んで海水浴場運営経費として予算が計上されていますが、海水浴場運営経費の金額、内容、ほかの海水浴場とドリームビーチとの比較を数字でお示してください。

ドリームビーチには、これまでもほかの海水浴場よりも予算措置が行われておりました。これまで、ドリームビーチはどのような目的があって予算措置されていたのかお聞かせください。

市長の方針として今夏のみ安全対策であるということは、来年以降、組合がどのような状況にあっても予算措置はしないとお考えなのでしょうか、見解をお聞かせください。

小樽観光の素材の一つに海があると明言されています。その海ですが、小樽の海は海水浴場だけが海ではございません。ヨットハーバーがあったり、観光船が運航されていたり、クルーズ船がたびたび寄港するなど直接税収のある観光要素があったり、少なくともなってきたてはありますが貨物船の出入りのある商業港湾の機能があたりと、ほかの都市にはない素材が幾つもあります。市民の利用が少ないとされ、しかもたった1か月しかないですし、直接税金も入るわけではないドリームビーチへの予算投下だけで議論するのではなく、小樽の資源を最大限活用した観光対策についてしっかり理念を持って政策展開をしていただきたいと思えます。見解をお聞かせください。

なお、ドリームビーチを利用する人たちが市外の人であるならば、そこで小樽にとっての経済活動ができるような対策を講じるのも一つではないでしょうか。ただ、市街地に隣接しているわけではございませんので、銭函や東小樽、蘭島などとは全く条件が違い、難しいとは思いますが。しかし、まず今年、組合が責任を持って違法建築物を撤去することを前提に、来年以降、ドリームビーチがにぎわうことによる住民福祉の向上のため、ただ予算を投げ捨てるだけではないことをお約束していただきたいと思えますがいかがでしょうか。

1 項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安斎議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、議案第1号について御質問がありました。

初めに、市営開設理由と非開設の場合の対応についてですが、まず海水浴場が市営開設でなければならぬ理由につきましては、あくまで今夏については、相当数の海水浴客の来場が見込まれ無秩序な状態になることが想定されるため、来場者の安全確保や海浜の環境保全の対策等を目的とし、緊急避難的な措置として対応しているところでございます。組合が対応できず誰も管理していない状態をそのまま放置しておくということができないことから、市で海水浴場を開設する必要があると考えたところであります。

次に、海水浴場における安全確保や環境保全対策につきましては、道の開設要綱に基づいて海水浴場を開設し、安全対策と環境保全対策を実施することが最も望ましいものと判断したものであります。市営で開設しない場合には、この予算措置を行う理由がなくなるものと考えており、また、市営開設の場

合は、救護監視や施設設置だけでは責任ある対応にはなり得ないものであると考えております。

次に、プレジャーボートの区域設定につきましては、本来、海水浴場が開設された場合、その遊泳区域とプレジャーボートが航行するエリアを区分するためのものではありませんが、仮に海水浴場が開設されない場合でも届出は可能であると聞いております。

次に、道路の閉鎖などについてですが、道路は一般交通の用に供されることを目的としていることから、道路管理者が行うことのできる通行禁止の措置は、道路法第46条で規定されているとおり、道路の破損等により交通が危険である場合及び道路工事のためやむを得ない場合に限られております。このため、ドリームビーチにアクセスする道路を閉鎖することは困難であると考えております。

次に、おたるドリームビーチは観光政策ではないか、ほかの海水浴場との整合性についてですが、まずドリームビーチは観光政策ではないかにつきましては、小樽市としては今まで海水浴客を観光客と見ていた事実がありますが、それに伴う経済効果はあまり大きくありませんでした。今後においては、良好な海岸の活用により多くの観光客が訪れ、経済効果をもたらすことを期待し、将来的にそのような方向を目指していくためにも、今年はこの課題を乗り越えていかなければならないと思っておりますので、緊急避難的措置として開設をするものであります。

次に、観光対策として、市内のほかの海水浴場もトータルで考えるべきではにつきましては、財政的に余裕があるならば、海水浴場の魅力の向上に向けての支援についても検討したいところですが、現時点では困難でありますので、今後は関係者の方々などと話し合いながら、将来的にどの海水浴場にもより安全で魅力的な場所となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、海水浴場運営経費の内容につきましては、安全対策費として、合計410万円で、内訳は、報償費が日赤関係出勤謝礼延べ770人分で146万3,000円、消耗費が日赤薬品等消耗品で16万5,000円、光熱水費が日赤詰所電気料で7,000円、通信運搬費が日赤詰所電話料、日赤用具車両運搬費で15万円、手数料が日赤用洗濯代で4万円、委託料が水難事故防止等注意看板設置撤去業務、日赤放送設備設置撤去業務、海水浴場監視救護業務で106万5,000円、使用料及び賃借料が日赤詰所賃貸借、日赤詰所家屋賃貸借、日赤救護詰所放送設備共架料で120万4,000円でありますが、この中にドリームビーチへの負担分はありません。

また、環境整備として合計484万3,000円で、内訳は、消耗品費がごみ袋、水域表示用ブイ、事務用品等で20万円、修繕料が公衆トイレ修繕で5万円、委託料が海水浴場ごみ収集業務、海水浴場藻刈り業務で179万円、使用料及び賃借料が仮設トイレ貸借35基分、保健管理費、ごみ箱賃借35台分、公衆トイレ敷地賃借で280万3,000円となっております。ほかの海水浴場とドリームビーチの比較につきましては、この環境整備費予算全体の約29パーセントをドリームビーチが占めております。

なお、これらの予算については、既に第1回定例会で予算措置をされているものであります。

次に、ドリームビーチの予算措置につきましては、例えば海水浴場運営経費の環境整備費については、ほかの海水浴場より海水浴客が多いため、ごみ収集などに係る経費を多く予算措置しております。このように、海水浴場に係る予算措置につきましては、各海水浴場における来場者数や開設期間、広さなどを考慮して行っているところであります。

次に、来年以降の予算措置につきましては、違法状態にある海の家を全て除却していただくためにも、今回、海水浴場開設経費を予算化したものであり、来年は組合による健全な運営をしていただくよう市として対応していく必要があると考えております。

次に、ドリームビーチだけでなく小樽全体の観光対策につきましては、所信表明でも申し上げましたが、本市にはすばらしい地域特性や資源があり、地域経済の活性化に向けて、この小樽特有の地域資源

や知名度など強みを最大限に活用したいと考えております。小樽の海もその一つであると捉えしっかりと取り組んでまいります。

次に、来年以降ドリームビーチがにぎわうことによる住民福祉の向上につきましては、私も御提言と同様の考え方でありますので、今年度、この課題を乗り越えて、将来的には海水浴場がさらに魅力的なものになり、経済効果にも結びつけてまいりたいと考え、今回、海水浴場開設経費を予算化したものがあります。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）

○5番（安齋哲也議員） 次に、森井市長が公約したもののなかで、特に強く主張されている除排雪体制について質問します。

積雪寒冷地である小樽市にとって除雪体制の向上は、市民の方々の期待が大きい公約であると思っています。これまでは、市の厳しい財政状況の下、予算が限られている中での対応で、降雪期には除排雪が行き届かず多くの苦情も寄せられていることを承知しておりますし、私のもとにも毎年多くの御要望をいただいております。市長の除排雪体制の改善に向けた姿勢は期待も大きいものと思っています。

私としましても、除排雪の強化はぜひとも進めていただきたいと考えているところではございますが、ただ、市長もおっしゃっているように、小樽市にはさまざまな課題が山積しております。ですので、市の財政状況に照らした上で、継続性も念頭に置きながらしっかりと検討を進めていただきたいと思っています。

それでは、質問させていただきます。

市では、市内を区分けした総合的な除排雪や雪堆積場の確保などさまざまな雪対策を行っていますが、市が担っている除排雪に関する業務内容の概要についてまず御説明ください。

平成26年度では、12月、1月が記録的な大雪となり、また、後半は積雪が多い状況にあって平均気温が高かったことから、生活道路の盤崩れが発生したことにより、最終補正段階では平成25年度の15億6,000万円をさらに上回り17億円を超える除雪費を計上したところであります。そこで、過去5年間の除雪費の推移、また、平成26年度における除雪費の内訳について御説明ください。

除雪費については、近年、増加傾向にあると思いますが、この要因について市長の御認識をお聞かせください。

市長の公約にあるきめ細やかな除排雪について、実現できるものであれば大歓迎ですし、それも市民の望みであると思いますので実現に向けて取り組んでもらいたいと思っていますが、現実的な課題の一つとして、平成26年度実績で約17億円の除雪費がかかっており、今後、公約実現に向けある程度の増額が必要になると考えられますが、市長の見解をお聞かせください。

市では除雪作業の排雪受入れのため、市内各所に雪堆積場を設置しています。市内にある排雪作業のための雪堆積場の現状についてお聞かせください。

市長が進める除雪体制の強化には、一定の除雪費の増大も必要になるものと見込まれますことから、雪堆積場の増設が排雪作業の効率化、経費低減に結びつくことであれば、ぜひ進めていく必要があるかと思っています。そこで、雪堆積場の増設に向けどのような視点で検討を進められるのか、お聞かせください。

市長は、除排雪体制の整備に向け、庁内において雪対策課の組織強化として副参事職と主査職、それ

ぞれ1名の増員を行いました。今後、除排雪体制の整備にかかわる検討やその運営に際しては必要と思われるかもしれませんが、同じ豪雪地の岩見沢市では、除排雪対策本部を設置し全庁的な組織体制を構築しています。道路のパトロールや緊急時における対応、情報管理、弱者への安全対策、空き家対策などを進めています。情報の収集及び発信の一元化を図り、集めた情報は岩見沢市ホームページ、メールサービス、ラジオ、SNSなどさまざまな形で発信しています。情報を一元化することで効率的な除排雪体制が構築され、冬期間の市民の方々からの苦情や要望などについてたらい回しにならないというメリットがあるようです。

また、屋根の雪おろしの安全性を高めるために雪下ろし安全講習会の開催や、命綱・安全带・ヘルメットの3点をセットにして無償で貸出しを行っていたり、自力で除雪が困難な世帯に対して、町会や企業、市民団体とが協力しながら除雪活動を行っているとのこと。小樽市においても、岩見沢市のように全庁的な組織体制を構築することが市民サービス向上につながるのであれば、ぜひ検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

2項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪体制について御質問がありました。

初めに、年間の除雪費の確保についてですが、まず本市が担っている除排雪業務につきましては、市内6か所の除雪拠点で行っている除排雪、ロードヒーティングの運転管理、雪堆積場の設置、管理、砂まきなどの道路凍結路面对策、町会等の排雪作業を支援する貸出しダンプ制度の運営などであります。

次に、過去5か年の除雪費の推移と平成26年度の内訳につきましては、平成22年度約11億6,500万円、平成23年度約12億7,000万円、平成24年度約14億9,900万円、平成25年度約15億6,300万円、平成26年度は決算見込みで約17億1,000万円となっております。

また、平成26年度の除雪費の内訳としましては、除排雪経費約8億3,800万円、ロードヒーティング経費約2億9,300万円、雪堆積場等の経費約2億6,600万円、凍結路面对策経費約1億1,400万円、貸出しダンプ経費約1億5,800万円、その他の経費約4,100万円となっております。

次に、近年の除雪費の増加につきましては、人件費、機械経費、燃料費の単価の上昇などが要因の一つであると考えておりますが、ここ数年排雪量が増加しておりますので、適切かつ合理的な排雪作業が行われているか、現場の確認が必要であると認識しております。

次に、除雪費の増額につきましては、きめ細やかな除排雪に取り組むためにはこれに伴う予算の確保も必要になると思われますが、総合的に除排雪体制を見直す中で少しでも経費の抑制に努めたいと考えております。

次に、雪堆積場の増設の視点についてですが、まず雪堆積場の現状につきましては、平成26年度において民間の排雪も受け入れている雪堆積場は中央ふ頭や幸1丁目など5か所設置しており、また、道路管理者や貸出しダンプの排雪に限定した雪堆積場は、からまつ公園の隣接地など7か所設置しております。

次に、雪堆積場の増設につきましては、排雪作業の効率化や運搬費の低減効果がより発揮できるよう、排雪作業の現状を踏まえ、増設に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、全庁的な組織体制づくりによる市民サービスの向上についてですが、本市においても、関係部

局の職員で構成する小樽市除雪対策本部を設置し市道等の除排雪に取り組んできているところですが、御質問にありました岩見沢市における業務管理や情報管理の一元化のほか、他都市の事例を含めて研究してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 人口減対策にかかわって、市長が公約に掲げた小学生までの医療費無料化と第3子以降の保育料無料化について伺います。これにつきましても、昨日来の質問で答弁されていますが、通告しておりますので、質問させていただきます。

小学生までの医療費無料化についてですが、まず、中松前市長時代に議会でも議論されましたが、乳幼児等医療費助成の拡大、いわゆる小学生までの医療費無料化について改めて伺います。

まず、現在の乳幼児等医療費助成の現行制度の御説明をお願いします。ゼロ歳から2歳、3歳から就学前、小学校1から6年、それぞれの利用状況と現時点での市の負担は幾らで、それぞれの平均単価は幾らでしょうか。現時点では、小学生の入院外の助成はなされていませんが、どの程度の需要があるのでしょうか。

そして、市長の言う小学生の医療費無料化は、現行制度の助成範囲で無料化することなのでしょうか。小学生の医療費無料化の中に入院外も加えた場合、正確な試算はしづらいと思われませんが、影響額は幾らとなりますか。

全国的に、小学生までの医療費無料化は広がっており、ある村では大学生まで無料化するという流れもあるようです。北斗市が実施している高校生までの無料化は、人口対策としてかなり前から取り組んでいるようですが、その効果はどの程度あるのでしょうか。また、全国的に導入されている自治体でどのぐらいの効果があるのか、検証されているならば、お答えいただける範囲でお示ください。

また、小樽市においても、小学生まで入院、入院外も合わせて無料化にした場合、どの程度人口対策に効果があるとお考えなのか、お聞かせください。

4月30日の市長記者会見で、一日も早く無料化したい、早ければ6月に出したいと述べられていましたが、現状をきちんと把握し、その予算が組めるということをきちんと把握してから出したいとのこと、6月議会に出ないかもしれないと触れられていました。今回、決算見込みも出されましたので、ある程度、現時点で市長の政策予算につけられる額の見通しが出始めていると思いますが、9月議会に、除雪予算とともに医療費無料化も出すおつもりなのでしょうか。

医療費無料化によって子育て世代の負担は軽減するかもしれませんが、無料化によって、無料だからといって簡単に病院へかかる、いわゆるコンビニ受診的なことが増え、医療需要が増えてしまうことも懸念されます。市長のお考えをお聞かせください。

全国的に、地方単独で医療費助成制度を実施することにおいて、国は、この制度により不要不急な医療費が増嵩するとして、国民健康保険にかかわる国庫負担金の減額措置を行っています。いわゆる地単カットです。この医療費無料化は、若い子育て世代にとっては負担軽減となることもありますが、地単カットにより国庫負担金が減額され、これにより現在、国民健康保険に加入している被保険者へ負担増が想定されます。今でも高い保険料をさらに増大させ、市の単費で相当な額を支出してまでも市長はやるべきとお考えなのでしょうか。

今まさに必要なのは、教育環境の充実や子供が安心して遊べる公園の整備、そして、その子たちを育

てる親たちが働ける環境づくりを行い、若者の流出を防ぎ、働き盛りの世代を定着させ、市長の言うふるさと納税でもいいですし、収入を少しでも増やせるような対策を一つずつ打っていき、そして余裕が出てきてからそのような制度に向けて検討していく必要があると思うのですが、市長の見解をお聞かせください。

次に、第3子以降の保育料無料化について、2点のみ伺います。

公約で掲げられていますが、小樽市では、現状、小学校就学前の児童が同一世帯に2人以上いる場合、認可保育所の入所児童の3人目以降は無料となっています。市長の言う無料化の内容をお聞かせください。

対象児童を拡大する場合、どの程度の財源が必要でしょうか。対象世帯の第1子が高校生か中学生か小学生かと範囲の設定によって財政負担が変わってくると思いますが、市長の想定されている範囲はどこまで、想定している財政負担はどれぐらいになるかお聞かせください。

3項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、人口減対策について御質問がありました。

初めに、小学生までの医療費無料化についてですが、まず現在の本市の乳幼児等医療助成制度の内容につきましては、北海道の医療給付事業の補助金交付要綱に準じたものとなっております。ゼロ歳から2歳の乳幼児は、市民税が課税の世帯か非課税の世帯かにかかわらずなく、入院、入院外とも医療機関での自己負担は初診時の一部負担金のみとなっております。

次に、3歳から就学前の幼児については、同じく入院、入院外とも助成対象となっておりますが、市民税が課税世帯の場合は自己負担が1割、非課税の世帯の場合は初診時一部負担金のみとなっております。

また、小学校1年生から6年生までの児童については、入院のみが助成対象となっておりますが、自己負担は3歳児から就学前の幼児と同様の助成内容となっております。

次に、それぞれの助成区分ごとの利用状況と現時点での市の負担と平均単価につきましては、平成25年度決算数字で御説明いたしますと、ゼロ歳から2歳までの助成件数は3万736件、市の助成額は約7,516万円、1件当たりの助成単価は2,445円となっております。同じく、3歳から就学前は、件数は3万3,779件、助成額は約3,268万円、単価は967円となっております。小学生につきましては、件数は182件、助成額は約951万円、単価は5万2,244円となっております。

なお、現行では、北海道の制度にのっとり実施をしておりますので、助成額の2分の1が道の補助金として交付され、2分の1が市の実負担となっております。

次に、小学生の医療費の無料化の範囲につきましては、公約における乳幼児等医療助成は、最終的には小学校6年生までの入院及び入院外の医療費自己負担を無料とすることを目指すものであります。小学生の医療費の無料化の中に入院外を加えた場合の影響額の試算ですが、他都市の例による推計では年間1億円程度の財政負担が必要となると考えられます。

今後は、財政状況と人口対策の議論などを踏まえ総合的に判断していく必要がありますので、今後、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、北斗市が実施している高校生までの無料化につきましては、人口対策としては乳幼児等医療助

成制度事業単独での評価は困難であると聞いております。ほかの自治体については、現時点では検証いたしていません。

当市におけるこの事業の効果についても、北斗市と同様、単独で評価することは難しいと考えますが、乳幼児の医療費にかかる負担の軽減は、特に受診率の高い子供世代が安心して医療にかかることができるということから、子育て支援として一定の効果があるものと考えられます。

次に、9月議会に予算を計上するのとのことですが、制度設計や医療機関との調整、周知に一定の時間を要することから、平成28年度の実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、医療需要が増加するのではないかとのことですが、乳幼児等医療費助成制度の拡大が医療需要を増加させる可能性は絶対に否定できるものではありませんが、この施策の趣旨が子育て支援の観点で安心して子育てができるまちづくりを目指すものであり、ある程度許容されると認識をしております。

次に、国民健康保険事業の国庫負担金の、いわゆる地単カットの影響につきましては、平成27年度予算での乳幼児に係る地単カット分は210万円程度と試算をしております。

また、乳幼児などへの医療費助成は、既に全ての自治体で実施をしており、一般的な制度となっているため、かねてから北海道市長会等を通じて、国に地単カットの廃止を要望しているところであります。これを受けて、現在、国では少子化対策など幅広い観点で検討する場を設けることを表明しておりますので、その検討状況も注視しなければならないと考えております。いずれにしましても、できるだけ被保険者の方の負担増とならないよう検討してまいります。

次に、余裕ができてから医療費無料化の制度拡大について検討してはどうかとの問いでございますけれども、本市において人口減少への対策が最重要課題であり、子育て世代の負担を軽減することも子育て支援の施策として早期に取り組むべき事業と考えております。そのためには、できることから着実に実現をしまいる所存であります。

次に、第3子以降の保育料の無料化につきましては、現在は、国の取扱いに準じて就学前の年齢の範囲で第3子以降に該当する児童の保育料を無料としておりますが、年齢の範囲を就学後まで拡大するものであります。

次に、対象児童の範囲につきましては、就学前の年齢の範囲を就学後まで拡大するものですが、上限となる児童の年齢を何歳にするかなどは、現在、検討をしているところであります。

また、財政負担につきましても、この制度設計の中で検討しており、現時点ではお示しをできないものであります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 市政のオープンについて伺います。

市長は、常に市政のオープンをおっしゃっています。私も、そもそも議員活動や報酬など、その情報をホームページやブログ、SNSをはじめ、紙面を配布したりしており、情報公開、情報共有は市民との相互理解、信頼関係の構築のため必要だと感じています。ですので、市長が市政をオープンにするとおっしゃり、ガラス張りの市役所になるということは大変いいことだと思います。

市長が市政をオープンするとおっしゃる背景には、これまで常にお話しされているように、特にこの8年間の活動の中で、市民から直接いろいろな話、つまり市政がオープンにされていないというようなことを多く聞かれ、また、御自身も市政の情報を得る際に壁を感じられたことなどがあると思っております。

具体的にどのような経験を通じて市政のオープンを進める考えに至ったのか、そして市政のオープンとはどのような内容で何を指してお話しされているのか、お聞かせください。

小樽市では、ホームページにおいて基礎的数値、さまざまな計画、そして、その策定過程、議事録、中間報告、行政評価の内容、給与について、コンプライアンス委員会の議事録、各種財務資料、工事発注見通し、入札の結果などを公開しています。

私は、市役所の情報公開はある程度進んでいると認識しているのですが、市長はこれまでの情報公開についてどう考え市政のオープンとおっしゃっているのか、お聞かせください。

選挙中に市長は、市長への手紙について全てが公開されていないとお話をされてきました。市長への手紙の全てを公開するべきなのか、載せられないただの誹謗中傷の内容も載せるのか、さまざまなことを検討してほしいと思いますが、まず、これまでの公開基準はどうであったのか、そして、それについて市長はどう考えているのか、これまでの公開基準を知った上でも全て公開されるのか、お聞かせください。

また、入札制度についても苦言をされていましたが、例えば指名競争入札についても、既に規則はPDFで公開されています。入札制度の何をオープンにするのか、お聞かせください。

私も、中松市長時代に情報発信について質問をしてきましたが、森井市長も市政のオープンと明言されていますので、ぜひ取り組んでいただきたいのが、他市で導入している予算編成過程の公開であります。予算編成方針の公開などがされて改善はされていますが、もう一歩進めてほしいと思っていますので、市長の見解を伺います。

また、市役所で保有する行政情報のオープンデータ化についても提案してきました。オープンデータは、行政がつくった公共データを機械判断可能な形にして、商用利用を含めた2次利用を制限せず公開し、利用を促進することで経済効果や新たな住民サービスを実現することです。基本的には政府の取組ではありますが、地方公共団体としても有用な取組であると思えますし、全国・全道の自治体でも率先して取組が進められています。オープンデータとして期待される効果は、行政の透明性、信頼性の向上、産官学連携による工夫を生かした住民ニーズへの対応、新たな知見、サービスによる経済効果などが挙げられています。市では、人口データや地図データなど、幾つか公開してはいますが、一覧性がなく、オープンデータのためのポータルがなく不便ですし、津波ハザードマップではPDFとして公開されていますがオープンデータとは言えません。PDFでは重すぎますし見づらい状況です。森井市長時代に提案したものではございませんが、私が過去に提案して以降、どのような検討がされ、導入に向けてどう進んでおり、森井市長がこの取組についてどのようにお考えか、お聞かせください。

なお、森井市長が、議員時代に北海道若手市議会議員の会に所属していた当時に仲間として活動されていた青山室蘭市長も率先して導入されていますので、ぜひとも前向きに進めていただき、情報のオープン化を進めていただきたいと思います。

この項の最後に、市政のオープンということであるならば、森井市長自身がフェイスブックなどSNSを再度利用し、市長個人として、市長の動きから市政課題、検討していることなど、つぶさに発信されるとより一層の市政情報のオープンにつながると思いますが、いかがでしょうか。もし個人でフェイスブックをされたのであれば、友達申請をさせていただきます。

4項目目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、市政のオープンについて御質問がありました。

初めに、市政のオープンとは何かについてですが、まず市政のオープンを進める考えに至った経緯と具体的にどのような内容をオープンにしていくのかということにつきましては、私自身、これまで地域を歩き、市民の皆様との交流を通じて、市役所職員は何をしているのかわからない、市の財政状況がよくわからないなどといった声を数多く耳にまいりました。市では、統計書や財政の概況のほか、さまざまな計画や構想などを作成し、閲覧に供しております。

しかしながら、これらを作成し掲示すれば済むということではなく、市民の皆様に対して情報の内容を丁寧に説明するといった積極的な働きかけが求められており、そのことが本当の意味での市政のオープンに結びつき、小樽市自治基本条例にうたわれている市民と市との情報共有が実現されるものだと考えております。

次に、これまでの市の情報公開についてどう考えるかにつきましては、市のホームページ上では各種情報公開を行っておりますが、これまでの情報の提示の仕方では、市民の皆様が必要とする情報を収集、活用することは難しいのではないかと考えております。

私は、どなたでも、例えば中学生や高齢者においても必要とする市政情報へ容易にアクセスでき、内容についても理解しやすいものでありたいと思っておりますので、ホームページのリニューアルの際に、情報や資料の見せ方などを工夫したいと考えておりますし、また、私自身が町会などに赴き、市民の皆様と膝を突き合わせて市政についてわかりやすくお伝えをしていくといった機会を持つことなども考えております。

次に、市長への手紙の公開基準と今後の公開のあり方につきましては、これまで市長への手紙の公開基準は設けられておらず、投書者が公開を可としたもののうち、比較的数の多い御意見、市民の関心が高そうなものについて公開をするようにされておりました。

7月1日からは、市長への手紙にかえて、市民の皆様からアイデアや御提言を募集する市長へのメッセージ「わたしたちの思い」を実施する予定ですので、公開基準を設け、公序良俗に反するものや誹謗中傷といったもの、営利を目的とする内容など公開が不適当と思われるもの以外で、投書者から公開の承諾を得たものについては、原則全て公開をしてみたいと考えております。

次に、入札制度の何をオープンするかにつきましては、現在の入札制度を見直し、より多くの市内業者の方々が入札に参加できるように門戸を開くことで、業者の方々が切磋琢磨し、最終的には仕事の質の向上にも寄与することを想定しております。

なお、財政部内の主幹3名について、今回の人事異動の際に、従来の業務に加え入札制度改革担当としての発令を行い、体制の強化を図っておりますので、改革に向け早急に取り組んでまいります。

次に、予算編成過程の公開についてですが、本市では、これまで、平成25年度予算から予算編成方針、27年度予算から各部ごとの予算要求額を公表してきたところであります。

本市の予算編成は、地方交付税など国の動向を注視しつつ、収支不足の財源対策なども勘案しながら進めておりますので、日程的な課題はありますが、予算編成過程の公開は、市政をできる限りオープンにしていくための方策の一つであると考えておりますので、公開する内容や方法など、他都市の事例を参考にしながら取組方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、オープンデータの取組と私自身のフェイスブック利用についてですが、まず市役所が保有する行政情報のオープンデータ化につきましては、昨年1月に道内の先進都市である室蘭市を視察し、情報交換をさせていただきました。

本市といたしましては、12月をめどにホームページのリニューアルを進めておりますので、これが終り次第、順次オープンデータの公開を実施していきたいと考えております。

次に、私自身による情報の発信につきましては、フェイスブックなどのSNSの利用は、現時点では考えておりません。しかしながら、現在、市のホームページ内の市長のページの充実を漸次行っているところであり、活動報告などについて発信を行ってまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安齋哲也議員。

（5番 安齋哲也議員登壇）

○5番（安齋哲也議員） それでは、今定例会でも大変重要視されている参与について質問させていただきます。

この参与については、市長支持という方々からも疑問を呈するお問合せをいただいております。新たに設置する特別職的なポジションで、さらに新たに予算がかかるものなのに、質問されなければ議会に報告しないという、その姿勢に大変疑念を抱いておりますので、細かく質問させていただきます。

まず、小樽市役所の非常勤の嘱託員の任用までの人選と手続の通常の流れをお示してください。

ハローワークで公募するのが通例だと聞いていますが、今回、参与を任用するに当たって公募しなかった理由はなぜでしょうか。

参与を設定した理由と、平成8年1月の豪雪の際に危機管理等に手腕を発揮したため適任と特定の人に決めた理由は何でしょうか。

参与の職務内容をお聞かせください。職務内容の中に、本市の事務事業及び行政体制をより効果的かつ効率的なものとするための行政の調整を図るとありますが、任用した方は市役所の職員ではありませんが、建設・土木畑であり、行政事務に精通しているとは言いがたいですし、一度財政部に配属されましたが、土木審査担当でありました。市の行政は、除雪だけでなく、福祉から経済まで多種多様であります。任用した参与の豊富な行政経験は何か、在職職員又は市役所退職者と比較してどの部分がすぐれているのか、具体的に示してください。

参与の任用手続の書類を見ると、その決裁の流れについて疑念を感じております。今回の参与の任用手続の決裁の過程をお示してください。

通常、職員が法令の規定や報酬額など、内容をチェックしながら市長の決裁を受けるという流れであると思いますが、市長の判こが先だった理由を教えてください。

フルタイム勤務の再任用職員の場合、月額給料は幾らでしょうか。今回、任用した参与の年齢で考えると短時間再任用職員になりますが、その短時間再任用職員の月額給料は幾らでしょうか。

参与の報酬額を30万円と設定した根拠は何でしょうか。市民の税金から支出するのでありますから、市民にも十分理解できるよう説明すべきではないでしょうか。

山田市政の際に、顧問を採用した事例があります。このときは、どのように手続を行ったのでしょうか。規則を新たに定め、顧問の報酬額を加えるなど、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の改正を行ったと聞いていますが、示してください。

また、なぜ新設する参与というポジションなのに、そのような手続を行わなかったのでしょうか。

議案説明の際に公明党から質問がなければ、新たな職員報酬が出る中で、議会に隠して、さらに市民にもオープンにすることなく、この参与を任用していたのではないのでしょうか。

また、議案説明の際に任用はいつからかと私が質問したことに対し、わからないと発言されていまし

たが、次の日に任用したという事実、議会軽視であります。議員にうそをつくということは、市民にもうそをついていると思いますが、市長はなぜそのような対応をしたのでしょうか。理解しかねます。

参与の報酬の支払は、当初予定されていない予算措置であります。予算に計上していないのだから、本来は補正予算を組んで議会に計上し、参与の必要性も十分に説明して任用すべきであります。どのような予算措置をされたのでしょうか。

任用に当たって、第3回定例会で補正するとの決裁がなされていますが、それまでの間、予算の流用で対応するとした場合、一般的に予算の流用を行えるのはどのような場合でしょうか。

参与の報酬を支払うに当たり、どの事業から流用したのでしょうか。

流用に当たっては、既存事業で予算が不足するので、余剰が生じている事業からやむを得ず流用するというのであれば理解はできますが、もともと予算措置されていない参与の報酬を税金から払うために、年度開始間もない時期に余剰が生じてもない事業から流用すること自体が問題であると思いますが、いかがでしょうか。

今回の予算措置を含めた参与の一連の任用手続について、顧問の例、小樽市顧問設置規則と同様に市の規則に位置づけ、報酬額を条例化する適正な方法によって任用し直すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、市長が常に口にする、市政の現状をできる限りオープンにするとした姿勢、私も市政情報をオープンにすることには賛成です。もっともとしていかなければならないと考えている一人ですが、今回の参与の任用については、市長が最もすべきオープンに逆行することではないでしょうか。市長の見解を伺います。

市の規則で定めている顧問と同様に、参与の設置に関し規則を設け、その報酬額について条例で規定し、補正予算を設置する、そして必要性を十分に説明する、それが市民にオープンにし、広く理解していただくための正規の手続であると考えますが、お答えください。

5項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、参与の設置について御質問がありました。

初めに、一般的な非常勤嘱託員の任用についてですが、任用する部署がハローワークに求人票を提出して公募を行った後、応募者に対して面接を行い、所定の様式に任用しようとする方の履歴書を添えて部内の決裁を行い、同様の様式を人事担当部署に提出し、決裁されることにより任用が決定いたします。

次に、参与の任用に当たり公募しなかった理由につきましては、参与の職務として経験や専門性、また、早期に任用可能な人物ということを勘案すると、公募にはなじまないものと判断をいたしました。

次に、参与という職を採用した理由と特定の人に決めた理由につきましては、就任以来、私の公約を実現するためにアドバイザーの必要性を感じており、特に最重要課題の一つでもある除排雪行政に精通をしている人材が必要でありました。行政と民間両方の経験を有している方の中から最も適任で、今年になって民間会社を退職して、即任用できる状態の方を人選いたしました。

次に、参与の職務内容につきましては、政策アドバイザーという位置づけであります。公約の実現に向けて、豊かな経験と知識を踏まえた助言をいただくものであります。

次に、参与の豊富な行政経験とすぐれている点につきましては、土木分野のすぐれた技術職としての

経験のほか、豪雪災害時における指揮監督をも経験され、その際に手腕を発揮されたこと、また、民間の経験を生かした視点を持ち合わせていることだと考えております。

次に、参与の任用手続の決裁の過程につきましては、嘱託員である参与の職の新設と任用についての起案作成を秘書課長に命じ、職員課長、総務部次長及び総務部長の順に決裁を回したところであり、最終的に総務部長に決裁を求めたものであります。

次に、私の押印が先になってしまった理由につきましては、出張に出る直前に決裁が未完成とならないよう、最終決裁者としてあらかじめ押印をしたものであります。

次に、報酬月額30万円の根拠についてですが、まず再任用職員の給料につきましては、フルタイム勤務の職員は21万2,900円、短時間勤務の職員は13万3,200円であります。

次に、報酬月額30万円の根拠につきましては、市長直轄の政策アドバイザーという側面と専門知識、経験を必要とする職務であることを勘案し、外国語指導助手の月額単価を参考にして、1日当たりの報酬単価を1万5,000円と設定し、通常の嘱託員の月平均勤務日数が20日のため、30万円と設定をいたしました。

次に、過去に小樽市が顧問を任用した際の手続と参与新設における手続につきましては、まず顧問については、平成2年4月25日に小樽市顧問設置規則を制定し、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の別表において報酬額が定められています。このたびの参与新設については、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員であり、報酬月額については、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例第2条第2項の規定により報酬額を別に定めたものであります。

次に、任用を議会と市民の皆様オープンにしなかったとのことにつきましては、私といたしましては、顧問とは異なり嘱託員の任用ではあり、議決事項には当たらないとの認識ではあります。参与について任用する前に各会派の代表の皆様へ御説明させていただいたということでもあります。

次に、任用の時期はわからないと発言したことにつきましては、各会派の代表へは、当初、6月12日の人事異動に合わせての発令の可能性等もありましたので時期を明言しませんでした。公約の実現に向けて一日も早くという考え方から、結果、10日に発令をすることにしたものであります。

(発言する者あり)

次に、予算措置についてですが、まずどのように報酬の予算を計上したかにつきましては、当面の経費については既定の予算から流用することで対応したものであります。

次に、一般的に流用で行えることにつきましては、予算は款項目節に分類され、歳出は、その目的に従って款項に区分されるもので、議会の議決の対象となる議決科目とされています。地方自治法の規定では、地方公共団体の長は、各款の間又は予算の定めのない各項の間において相互に流用することができないとあります。一方、目節は、議決の対象とはされず、予算執行のために設けられた、いわゆる執行科目であり、流用については特に制限は規定されてはおりません。

次に、どの事業から流用したのかにつきましては、産休代替や欠員補充用に計上している臨時雇用者賃金から流用したものであります。

次に、流用することにつきましては、このたびの事例は特別な事情による措置と捉え、一時的に流用とさせていただきますが、最終的には、後の定例会において補正予算を提出させていただきたいと考えております。

次に、参与の任用について、市の規則に位置づけ、報酬額を条例化し、任用し直すべきということにつきましては、本市における参与の位置づけは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する嘱託員であり、その報酬額は小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例第2条第2項の規定に基づき一定の手続を

踏んでいますので、必ずしも顧問のように規則に位置づけ、報酬額の条例化をする必要はないものと考えております。

次に、参与の任用について、市政情報のオープン化に逆行するのではないかということにつきましては、参与は市長直轄の政策アドバイザーでありますし、その身分は市役所内における一般的な嘱託員と同じと考えております。このことが、特に市政情報のオープン化に逆行するものとは考えておりません。

次に、顧問のときと同様に、参与の設置に関して規則化、報酬額を条例化してはどうかということにつきましては、私といたしましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、参与の身分自体は嘱託員で、また、その報酬は小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例第2条第2項の規定に基づき決定したものでありますので、規則化あるいは条例化をしなくても設置できるものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）

○5番（安斎哲也議員） 最後に、市長公約の教育改革について質問します。

市長公約で、小樽の教育改革を掲げ、ここ数十年間で低下してしまった児童・生徒の学力アップを図ることを約束されていますが、市長の言う、ここ数十年間で低下した学力の根拠は何でしょうか。

全国学力・学習状況調査は、平成19年度から実施しています。小樽市教育委員会では、この調査状況を公表したのは平成25年度からであります。

私としては、確かに全国・全道と比べると学力は低い状況にあると思っておりますが、ここ数十年間の小樽の子供たちの学力の状況が低下しているという認識は持っておりません。学力・学習状況調査の結果は、市民の方々にも我々議員にも公表されたのは25年度からで、ここ数十年間で低下したという根拠は破綻しているのではないのでしょうか。

確かに、全国と比較すると学力は低い数字が出ており、その数字を基に学力向上を掲げているのであれば理解はできます。私も、教育行政執行方針で教育長が述べられていたまちづくりは人づくり、この理念の下、教育環境の向上に取り組んできましたので、市長の教育改革への思いは賛同できますが、市長公約のここ数十年間で低下したという部分については理解しかねます。

市長就任後、市長は、小樽の教育状況についてどのような見解をお持ちなのでしょう。

また、市長が所信表明で述べられていた、このまちで育つ子供たちが、夢を持って、目標を持ってみずから進んで学んでいただけるように、子供たちの教育環境をしっかりと整えるというお考え、そして小樽の教育環境は素晴らしいと皆様に思っただけことが人口減が続く本市において大きなアピールポイントになるという決意に賛同はできます。

教育についての公約の中で、子供たちの体力向上に向け小樽公園に駐車場やプールを建設し、小樽運動公園に変えるとのこと。小樽市の各種公共施設の耐震問題もある中、これが実現できることは小樽の住民福祉の向上につながると考えておりますが、所信表明の中でちりばめた公約の中で新・市民プールの整備が後退していると感じます。公約をつくる上で、学校適正配置の進捗状況や公共施設の今後のあり方、建設できる用地、財政状況などを考慮していなかったのでしょうか、疑問です。この新・市民プールの整備の件は、くだりは中松前市長の答弁と何ら変わらないものと感じます。改めて、プールを含めた小樽運動公園へのお考えをお聞かせください。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、市長公約の教育改革について御質問がありました。

初めに、ここ数十年で低下した学力の根拠についてですが、まず児童・生徒の学力低下の根拠につきましては、子供たちを取り巻く環境が時代の変化とともに大きく変わり、子供部屋の個室化や共働きによる両親の不在など、保護者が子供の学習状況を把握することが難しくなっているのではないかと私自身感じており、また、市民の皆様からも本市の学力低下の懸念をお聞きしているところであります。

また、近年では、スマートフォンをはじめとした携帯電話の所有が低年齢化しているとともに、ゲームやSNSなど、携帯電話を扱う時間が増えているともお聞きしております。このような生活習慣の変化が、子供たちの読書や勉強時間の減少に影響を及ぼし、基礎的な学力が十分定着しないことにつながっているのではないかと考えております。

次に、学力低下の根拠が破綻しているのではとのことにつきましては、ただいまお答えをしたとおり、本市の学力低下に対する懸念を市民の皆様からお聞きをしているほか、時代の移り変わりとともに生活習慣が変化し、そのことが少なからず学力低下に影響を及ぼしていると私自身感じておりますことから、お聞きをしている御意見なども踏まえ、総合的に判断し、公約の中で表現をしたものであります。

次に、小樽の教育状況に対する見解につきましては、本市においては、学力・学習状況調査の結果から、全国・全道と比べて学力が低い状況にあって、その要因としては、家庭での生活環境や学校における教育環境など、さまざまな課題があると認識をしており、今後、教育委員会と連携し、それらの改善に向け鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新・市民プールの整備が後退しているのではとのことについてですが、プールを含めた小樽運動公園の考えにつきましては、新・市民プールの建設は、これまで多くの市民の皆様から要望が寄せられていると認識をしており、私としまして、スポーツ環境の充実や健康増進のために必要な施設であると考えております。小樽公園内には、総合体育館や桜ヶ丘球場、テニスコート、弓道場があり、体育・スポーツ施設が集積しているほか、将来的には緑小学校の跡地に駐車場が整備予定であることから、市内中心部に位置する立地特性を考慮して小樽公園にプールを建設し、小樽運動公園とすることを公約でお示しをしたものであり、今後は広く御意見をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

○5番（安斎哲也議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、参与についてでございますが、答弁でありました公募になじまないということですが、それを聞いた上で、既にその方を任用することありきのやり方であるというふうに感じざるを得ません。また、市民の方からも、このような御批判をいただいております。民間会社を退職して、即任用できる状態の方を人選したとのことですが、後援会幹部の方ですから、即任用できるようにしたのではないかと疑念を感じております。見解を求めます。

市長は、民間に天下りした市職員OBの出入りを禁止していると聞きますが、今回の民間会社に勤めていた市職員OBの任用は、これに逆行するのではないのでしょうか、矛盾を感じます。説明を求めます。

また、先ほども御答弁ありましたが、常日ごろから、しがらみのないということをおき

ながら自身の後援会の人間を市の参与に、市職員として任用すること、それこそしがらみではないでしょうか。これまで、中松体制でしがらみと御批判されていた経済界の人たちは市職員になったことはありませんで、例えばアドバイザー的に委員として任命されたりとか、そういったことはありますけれども、市職員として税金を投下するということはなかったかと思えます。

総務部長に決裁を回したということでもありますけれども、職員課と総務部次長の部分が総務部長の代決の判こであります。これはどういうことか、総務部長に答弁を求めます。

また、市長の押印が先になったということですが、出張に出るからということでしょうけれども、任用伺いという資料をいただきましたが、この作成日は6月9日です。この起案作成は9日、そして決裁も9日、これは急ごしらえでするほど急ぐ必要があったのか、そしてこれは議案説明の日ですよ。次の日がたしか10日、7時45分から北海道市長会で東京に行かれていました。なので、9日の夜に出たのでしょけれども、この10日の日は午後1時から全国市長会経済委員会があつて、それに出席されたと思えますが、その後、小樽に戻ったのであれば、その日に市長決裁でもよろしかったのではないかと考えております。

また、議会への説明についてですが、任用する前に各会派の代表に説明したということですが、議案説明の際、8日の自民党の説明では何も説明はなく、公明党から質問があつて説明したと、そして慌てて次の日の9日に民主党と我々新風小樽、ほかの会派に説明する際に、この任用伺いにある参与の任用についてという資料をただ印刷して配っただけであります。これは大変な議会軽視であつて、議員に情報を伏せるということはもちろん、先ほども申しましたが、市民への説明にもうそをついているとしか言いようがありません。説明を求めます。

市長直轄のアドバイザーとしておいて、一般的な嘱託員と同じであれば何も権限がないということですよ。そうであれば、税金から後援会幹部の任用に報酬を支出することには全く理解できませんし、それであれば任用しなくても、電話一つで相談できるのではないのでしょうか。説明を求めます。

また、先ほど来、ALTと比較して御答弁されていましたが、参与の日常の業務をまずお聞かせください。日ごろ何をしているのか。

そして、最重要課題の除雪のためにということでしたけれども、任用の職務内容には、本市における事務事業及び行政体制をより効果的かつ効率的なものとするための行政の調整を図ることということでもありますし、小樽には、市長の公約でも最重要課題として人口対策とか経済対策、そういったこともあります。これにどう精通しているのか、この方がそこまで豊富な経験があるのか全く理解できないので、その説明もお願いいたします。

参与が退職時は市の課長職です。部長で退職した方でさえも再任用の職についています。民間の経験があつて豊富だと言っていますけれども、たったの3年程度。私が議員になって3年とかそんなような、同じようなものですよ。これで本当に豊富な知識と経験があると言えるのか、改めて説明を求めます。

また、先ほど来から、ALTの部分で30万円、30万円と言っていますけれども、ALTの報酬は、派遣先の諸外国との契約の中で全国的に最低限として定められている額であります。一般的な市の報酬額を選定する上での基礎とはなり得ないというふう聞いております。また、市の職種の報酬額を算定する場合でも、ALTの報酬は参考にするのではないという話を聞いております。これについて説明を求めます。

先ほど来から3定補正でということをお話しされていましたが、こんなやり方ではなかなか可決されるものではないというふう考えています。もし、これが否決されたらどうしますか。阿久根市のように専決処分をするのですか。それとも、予備費から充用するのでしょうか。これらについて答弁

をお願いしたいと思います。

もう一点、政策が達成するまで参与を任用していくというおつもりなのかどうかもあわせて、また、参与がいるから副市長は要らないというふうに考えられているのか、その点についてもお聞かせください。

次に、ドリームビーチの関係です。相当数の海水浴客の来場というふうにおっしゃっていますけれども、昨年事故があって14万人から7万人減って、7万人になりました。今回は、こういったごたごたもあって、さらに開設も延びています。相当数を見込んでいるというこの根拠についてどれぐらい見込んでいるのか、その数字をお示しいただきたい。

そしてまた、無秩序な状態とは何なのか。

先ほど、責任ある市の対応ということでしたけれども、これは責任あるとは誰に対してなのか、そしてどの部分の責任なのでしょう。

プレジャーボートの区域設定が、開設されない場合でも届出が可能であるということであれば、海辺の監視もつけられるというふう聞いておりますので、一定の市の責任を果たすことにつながりませんか。これについても答弁を求めます。

また、経済効果をもたらす期待ということで、来年以降、いろいろな手法を考えていくということでしょうけれども、組合の構成員が30人のうち2人しか小樽の人がいないということで、今後、組合の構成員の9割を小樽市民にしていくとか、小樽に事業所がある人たちに海の家を営業させるとか、そういったイメージをお持ちなのかお聞かせいただきたい。

そして、森井市長なら若干わかると思いますけれども、海を家の営業でどのぐらいの利益があるのか、これで経済効果がどれぐらいあったのかということも示してほしいです。

あと、私も日赤で救助員をやっている関係で若干報酬に目が行ってしまうのですが、日赤は770人分で146万円、ライフセーバーは150人で160万円、この違いも疑問です。

昨日来の答弁で風紀の乱れということもおっしゃっていましたが、先ほどちょっと答弁を私も聞き逃したのですが、夜間の監視は1名体制でやるということでしたか。その点、もう一度お聞きしたいのと、もし夜間の監視が行われないということであれば、市営開設したとしても夜の風紀の乱れというものは改善できないのかなと思いますし、まだ市営開設ではないということなのに8月には「波音」という若者の音楽イベントが既にホームページで周知されています。これについてどうお考えなのか。

そもそも飲酒運転事故が昨年起こってしまったと、そういった場所ですから、市営開設で緊急避難的ということではなくて、市として飲酒対策とか条例を制定するとか、神奈川県にたしかあったと思いますけれども、そういった対応もしっかりやるべきではないかと思っております。

あと、市政のオープンについてですけれども、先ほど気になったのが、市職員が何をしているのかわからないとか、予算がどうなっているのかわからないという声があるということでしたけれども、そもそも森井市長も市議を1期やられているのであれば、そういった質問があったときに、こうやっているのだという説明ができたのに、ああ、そうですねと、じゃオープンにしましょうか、そういう話になっているのであれば、1期の議員活動で何をやっていたのか大変疑問を抱くところでございます。

あと、市長のページの充実、漸次行っているということでしたけれども、私も日ごろチェックさせていただきますが、あまりまだ変わっていないように感じているのですけれども、これについて説明をいただきたいと思います。

最後に、教育の部分です。やはりどう市長の説明を聞いても、ここ数十年、学力の低下しているという根拠が全く感覚的な話だけで数字の根拠がありません。そんな子供たちというか、市民の方が言っ

いたことを公約に載せて、学力低下している、教育改革だと、これは今の子供たちに大変失礼な話でありますので、改めて数字の根拠を示していただき、教育改革については大変いいことだと思いますけれども、その数字の根拠、背景とかは理解できますけれども、感覚だけで公約の中に掲載していることは大変遺憾だと思いますので、その説明をお願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 安斎議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁しなかったことに関しては、各担当部長から答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

私からは、まず副市長のお話がありましたけれども、副市長のことについてと参与のことについては全く別なお話であるというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

それと、ホームページのリニューアルは、動いているのはまだちょっとずつですけれども、漸次変えさせていただいてはおります。今後において、今、広報広聴課と話をしているのは、私自身のスケジュールは載っているのですけれども、それに伴ってどう活動しているのかというのは出ておりませんので、このように取り組んでいますということホームページ上で報告できるような形はとってまいりたいというふうに思っております。

もう一点、最後、教育のことでの数値的な根拠というお話ですけれども、大変恐縮ですが、私自身、数値的な根拠は持ち得ずに公約等に載せさせていただきました。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 数値、そうですね、最後の件は、安斎議員の質問は、数十年間のというのがどういところから出ていたのかなということだと思いますが、ここ数十年間で低下した学力という、その文言についてどういうふうに出されたのかなということだと思いますが、今は答弁に絡まっていないかなと思いますが、どなたかいかがですか。市長が一番いいのですけれども。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 私自身、今お話ししたとおりなのですけれども、多くのさまざまな市民の方々はもちろんですけれども、実際に教員を務められている方々、教員のOB、かなりの多くの方々いろいろな話を聞かせていただく中で、そのようなお話が多々出てきたものですから、実際に、今お話ししたように、数値的な根拠に基づいたものではないのですけれども、何とか少しでも教育力を高めてまいりたいという思いの中でこのように書かせていただいたということでございます。

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（小鷹孝一） 私からは、参与についての、総務部次長、職員課長の代決をしているということについてお聞きにされましたので、お答えをしたいと思います。

私が代決をした理由といたしましては、市長が非常に望んでいる参与ということもございまして、地方公務員法上、上司の命に従わなければならないという規定がございまして、そういったことが一つ、そういうことであれば、特に違法性のない市長からの要請、命令等であればこれに従わなければならないのかなということ、それと職員課長と次長は、やはりもう少し慎重に考えたいということで判を押していなかったわけでありまして、最終的に事務方の責任者としての私が判を押さなければ起案としての完了がなされないということもありますし、もし私が押さなければ、起案をした秘書課長と市長だけ

の判ということになりまして、秘書課長に全部責任がかぶさっていくということもございますので、それを考慮いたしまして、私としては判を押して、代理決裁も私の判でしたということが真相でございます。

(「問題あるのではないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 私からは、ドリームビーチの関係について、10問あったと思いますので、順番にお答えしていきたいと思います。

まず、7万人で、相当数を見込んでいるというのはどれくらいの根拠かと言われますが、具体的な数字は出しようがないというふうに思っていますけれども、ほかの海水浴場で、例えば1万人切るような海水浴場も何か所かありますが、そのレベルではない的な考えしか持ってはおりません。それを相当数と言っているところでございます。

それから、無秩序な状態というのは、誰も管理をしていないところで、違法な建築物に火をつけられたり、その中で犯罪が発生したり、そのようなことを想定しているところでございます。

責任ある態度というのは、あくまでも小樽市域で開設している市営の海水浴場となれば、それは市民の方、それから利用者の方に対して責任ある態度がとれないと、そういったような意味でございます。

それから、プレジャーボートの水域利用が届出可能であれば、監視員の一定の配置だけで済むのではないかというお話でございますけれども、先ほどの答弁でもありましたとおり、本来は遊泳区域が決まっていなければプレジャーボートの水域利用のエリアというのも決まらないものなのですが、北海道の危機対策室のほうで、海水浴場が開設されなくても、もしどうしても危険性があるということであれば受けるというようなお話はいただいているところであります。まだ、それで具体的にその先をどう進めるとかというところまではいっていないところでございます。

それから、来年以降の手法の部分ですけれども、あくまでも違法な建築物の除却を前提として、また海水浴場組合のほうで適切に運営していただくと、それは先ほど答弁したのと同じところでございます。

それから、海の家営業効果につきましては、正直言ってわかりません。

それから、ライフセーバーと日赤の方の報酬の差につきましては、ボランティア的な要素が全くないということ考えた金額の設定をしているのが、このライフセーバーの方に払う予算の部分でございます。

それから、風紀の乱れのところで、夜間の監視というのは考えておりません。それは、先ほどお話しいたしましたけれども、警察なりに協力してもらって対応するべきところかなというふうに考えております。

それから、市営の開設ではないのに、既に「波音」というイベント、その募集をしているというところは私も見ました。それにつきましては、今の状態では、底地を持っている北海道がきちんと管理すべき部分だというふうに考えております。

(「えっ」と呼ぶ者あり)

それから、飲酒運転について、市営開設だけでなく飲酒対策を進めるべきだ、それはもちろんのこと、現在抱えている状況がこういう状況で緊急避難的に予算を出しておりますけれども、これから先、健全な海水浴場を運営していくためには、そのような飲酒対策というものも今後考えていかなければなら

ないというのは、私どもも認識しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(小鷹孝一) 参与の件につきまして、私のお答えできる範囲でお答えをいたします。

(発言する者あり)

ええ。ほとんどがそうだと思うのですが、市長からの先ほどの答弁いただいている分とあわせてお答えができる部分がありましたらお答えしたいと思います。

その方ありきではないかということでもありますけれども、これは結果的にその方ということになりますけれども、先ほど申しましたように、民間と行政の両方の経験と知識を有していて、なおかつ降雪時の、災害的な降雪時のときにも手腕を発揮したということで、さらに退職したばかりで、すぐ再任用することができるという状態にあるということを考えれば、その方が市長としては頭に浮かんだということではないかというふうに思います。

それから、OBの任用は、これはしがらみではないかということについては、私からはちょっとお答えができないと思います。

それから、急ぐ必要があったのかということ、先ほどお答えしましたように、市長は当初、12日の発令に合わせて一緒にということも考えていたようでもありますけれども、会派説明が終わった直後なのか、そのあたりで、どうも一日も早く任用したいということであったようでもあります。その背景には、やはり6月ころから除排雪の会議等が始まるということも考えられるということで、それに間に合わなければ、ひょっとしたら何か月もの間の部分というか、ひょっとしたら1年間の除排雪にかかわれなくて、それが効果としては現れなくなってしまうおそれがあるというようなことを申ししていた記憶がございます。

それから、公明党からは、1会派目、自民党のときには説明がなかったということではなくて、会派説明の議案説明、これが終わった後に自民党の代表の議員に市長がみずからお話をしたと。

(「自民党は聞いているのかい」と呼ぶ者あり)

それから、その次の共産党の説明が終わった後にも、共産党の代表に説明をいたしました。それから、公明党のときには、公明党から質問の形で先に出ましたので、それにお答えするような形になったと。

(発言する者あり)

その公明党の質問の中で、最終的に参与についての概要がよくわからないので、ペーパーか何かで資料を出してほしいということでありましたので、そのペーパーをつかって配付をすることにしました。それで、次の日の3会派につきましては、そのペーパーにつきましては、議案説明をする前に配付もさせていただいたという形のものでございます。

それから、何も権限がないのであれば任用しなくてもいいのではないかと、任用しなくても間に合うのではないかとということでもありますけれども、権限はなくてもアドバイスとすることができますので、市長の有用な、いわゆるブレン的な存在に、ブレンと言ったらちょっと語弊がありますね、有用なアドバイザーとしてのやはり役割が果たせるのではないかなというふうには思っております。

それから、参与自身の日常の業務につきましては、私、参与の部屋は1回か2回のぞいたことがある程度で、今、実際にどの程度、どういうものを行っているのかということ、それから市長に対して直接どういうアドバイスをしているのかということ、今のところはまだ聞いたことがございません。

(発言する者あり)

どういった業務を直接行っているのかということ、それから市長に対するアドバイスの内容というの

は、まだ聞かせていただいております。

それから、事務事業の効果、そういったものの調整ということになると、人口対策ですとか、子育てとか、そういったものにも及ぶのかと、それらについても精通しているのかどうかということですが、必ずしもそういったことに精通しているわけではないところもあるでしょうし……

(議場騒然)

(発言する者あり)

市政全般に及ぶことは一向に構わないのだろうと思うのですが、主にやはり専門的な土木知識、そういったものを生かした雪対策関係だとか、それから道路の整備だとか、まちづくりだとか、そういった方面が当然中心になるかと思えますし、たまたま別な分野でも知識を持ち合わせているということであれば、またそれについてのアドバイスもあろうかというふうに思っております。

(「30万ももらっているのに」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それから、民間3年程度では豊富な経験ではないのではないかとありますが、民間でどの程度3年でもって知識が得られ、どれだけのグレードアップがなされるのかということは、私からはお答えできません。

それから、ALTの30万円というのは一般的ではないということですが、私どもとしては起案に書かれているとおり、そのALTの30万円、それから月額1万5,000円掛ける20日間というものと勘案して、それなりに妥当な金額ではなかろうかということで判断をしております。

それから、補正予算が否決された場合にはどうするのかということですが、今からどうするという事は私から申し上げられません。先ほども同じような質問の中で答弁いたしましたけれども、そのときに考えますということ、補正が通るように皆様に御説明をして努力をするということしか今のところは申し上げられません。

(発言する者あり)

それから、参与をそういうことで雇ったのであれば、副市長は要らないのではないかとありますが、これもやはり副市長と参与というのは、権限がある、ない、それから副市長は権限があって、職責上、組織に組み込まれているということに對しまして、参与は権限もなく、市長へのアドバイスを行うだけのものしかないということから、おのずとそれは違うことであろうかというふうに思っております。

私がお答えできるのは以上でございます。

○議長(横田久俊) 整理をします。

参与の関係で、天下りOBの任用は市長の方針と逆行するのではないかとこの中には、総務部長はちょっと私からはお答えできないと言いましたので、これはもう一度市長に答弁をお願いします。

それから、税金を投下するのはしがらみではないのかと、前にも出ていましたけれども、この質問も安齋議員からなされております。

それから、参与の日常業務について、総務部長はわからないということですので、市長からもお願いします。

それから、政策アドバイザーで、政策ですから、除雪以外にどう精通しているのかという安齋議員の再質問がありましたので、これにも総務部長はお答えできないということでしたので、お願いいたします。

私のメモではこれだけだと思いますが、何か。

(「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) 漏れていた質問に関してですけれども、市長の押印についての部分で、出張があるから先になったというところです。この部分についての説明が漏れていました。

あとは、ほとんどの答弁が答弁に値しないものでございますので、しっかり精査して答弁を求めたいと思っています。それでないと再々質問はできません。

○議長(横田久俊) もう一点、市政のオープンのところ、市の職員が何をしているのかわからないということだったのだけれども、それは市長としては市議もやっているのもうちょっと説明が市民の方々にもできたのではないのでしょうかということでした。

それから、市長は、もちろん理事者に答弁させることはできます。ただ、それは正確に答弁をしていただかないと、市長の責任として答弁させるわけですから、しっかりと答弁できる方が答弁をしていただきたいと、もし市長がしないのであれば。

それで、私が今整理しました件について、まず市長からお願いいたします。

答弁できますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 安斎議員の再質問にお答えいたします。答弁漏れがあったということで大変恐縮でございます。

まず、OBの方、天下りの方を入れないというような状態で、そのOBを雇ったというのは逆行ではないかというお話だったかと思っておりますけれども、その雇わせていただいた方に対して私自身がそういうふうな概念を持ち合わせていなかったものです。つまり、私自身は逆行になっているというふうには考えてはおりません。

それと、しがらみだというふうにも考えておりません。あくまで、このたびの公約実現に向けて有能な人材として雇わせていただいたということでございます。

また、ふだんどのようにというお話でしたけれども、基本的には毎日、平日出勤をしていただいております。

(「出勤していなかったら困りますよ」と呼ぶ者あり)

私自身に対しての政策のアドバイスはもちろんですけれども、除排雪も含めて、現在、担当職員との打合せを行ったりとか、このような方法があるよということで情報提供などを既に行っております。また、私からほかにも幾つか業務を、政策アドバイスをいただきたいというお話の中で、入札の改革に向けてのアドバイス、また、市民の皆様と情報共有できるようにということで、自治基本条例の中で市民の皆様へ参画をいただくための手法等、そのあたりのことについて調べていただき、改めていろいろと政策アドバイスをさせていただいているようなところでございます。

(「企画政策室に担当職員いますよね」と呼ぶ者あり)

それと、今の自治基本条例をさらにブラッシュアップしたいという思いがあって、それに対してのアドバイスをいただきたいということもあってお願いをしているところでございます。

また、今、先ほど総務部長からも答弁がありましたけれども、私の公約に掲げた100パーセント全てを担当できるというふうには私も考えておりません。ですから、人口減少等のさまざまな政策について、現在、政策アドバイスとして参与に求めていることはございません。

それと、押印については、私自身は答弁させていただいたとおりなものですから、それ以上のことに

関しては何とも答弁のしようがないのですけれども、9日に、出張前に押印させていただき、10日もよかったのではないかとおっしゃっていましたが、私が戻ってきたのは最終で、帰ってきて家に着いたのはもう夜中のような状態、最初からそのようなスケジュールだったので10日に押印することはできないと9日の時点では判断をしておりました。

市政のオープン化にも逆行するというお話もあったかと思いますが、これも先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、私としては任用の前に事前には御報告をしたいということを考えておりました、その時期、タイミング等も調整の中でいろいろと、適切な時期をいろいろ考えていたのですが、採用を決めようとした時期と議員の皆様がお越しになるタイミング、そのことをいろいろ考え、議案説明のタイミングで皆様に御説明をしたいということで調整をいただいたところでございました。私自身は、それがオープンの方針に逆行するという考え方は持ち得ておりません。

○議長（横田久俊） 済みません。もう一点ありました。民間3年程度で経験豊富と言えるのだろうかというのに対して総務部長からはお答えできないと言いましたので、市長がお答えできれば。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 恐縮です。もう一点。

民間3年程度でと、厳しいお言葉でしたけれども、私は、3年経験するというのは大変重要なことだというふうに思っております。議員自身も3年ぐらいでというようなことをおっしゃっていましたが、3年たてば、それだけの仕事をこなし、また現状等も把握でき、私自身も市議は4年しか経験しておりませんが、市民の皆様からはまだまだ足りないとおっしゃられるかもしれませんが、その4年間を全うさせていただき、仕事も自分なりにさせていただきました。ですから、3年自体を短いか、経験として足りないというふうには考えてはおりません。

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 議事進行の発言について許可します。

○5番（安齋哲也議員） 議事進行について発言します。

A L Tの部分に関しては、全く答弁になっていませんでしたので、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（横田久俊） A L T 30万円は、算定の基礎とはなり得ないのではないかとこの間もあつたのが、これはお答えがあつたのかと思つたのであれでしたけれども、これについてはどうですか。職種なども違うだろうということなのでしょうけれども。

どうですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） たびたび答弁漏れがありまして大変恐縮でございます。

外国語指導助手は一つの参考とさせていただきます。

私自身は、今回、参与というのは、初めてこの小樽市政の中で採用させていただくと。私としても、大事な公約を実現していく上で重要な政策をアドバイスしていただける方ということでございますから、給与も含めて真剣に考えさせていただきました。その高度な専門性であったりとか、そういう精通している方を採用し、また、その重要な公約に向けての、実現に向けてのアドバイスをしていただくということでございましたので、その金額設定をさまざまな、嘱託員の中における給与金額設定もさまざまありますけれども、そのうちの一つとして、そのA L Tの金額を参考の一つとさせていただいたということでございます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

○5番(安斎哲也議員) もう夜も遅いので、最後1問だけ質問させていただきますが、そのALTの根拠の部分ですけれども、市長は、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例に関して規定している部分で、十何万円から60万円の範囲の中で30万円に設定したということをおっしゃっていました。市長がまさにそのようにおっしゃるのであれば、そこまで高度な知識があるという方であれば、なぜ上限にしなかったのかよくわかりませんが。

また今後、予算特別委員会等々でさらに質問させていただきますけれども、もう少し答弁については具体的に、そして、その質問に対してちゃんとお答えいただきたいと思っております。今回、私も少し早口であったので、メモをとるのも大変であったかと思っておりますけれども、予特の部分では一問一答でございますので、またさらに質問を深めて、今後の市長の政治姿勢を問うていきたいし、応援できるところは応援し、そして悪いところは悪いというふうに言っていきたいと思っておりますので、最後に、その高度な部分の、なぜ上限にしなかったかということだけ御説明をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 再々質問にお答えいたします。

もう既に安斎議員は御存じかと思っておりますけれども、嘱託員の一番高給な金額で設定されている方は医師でございます。医師と同格という形は、私自身もさすがにとることができなくて……

(「高度な知識なのに」と呼ぶ者あり)

それももちろん大変大きな役割を果たすとは思っておりますけれども、医師と同じという形はとれないというふうに思ひまして、適正な形の金額でということで参考にさせていただいたところでございます。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 9時12分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 松 田 優 子

議員 酒 井 隆 行

平成27年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成27年6月24日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長																				

議事参与事務局職員

事務局長 佐藤 誠一
庶務係長 伝里 純也
調査係長 大崎 公義
書記 佐々木 昌之
書記 眞屋 文枝

事務局次長 林 昭雄
議事係長 柳谷 昌和
書記 石澤 麻由美
書記 深田 友和
書記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、安斎哲也議員を御指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 昨日の議会に関して発言をさせていただきます。

まず、昨日の議会の開会が遅れましたことに際しまして、深くおわびを申し上げます。

また、私自身初めての議会でふなれな部分もあり、再質問、再々質問において答弁漏れが多発をしてしまいました。私をはじめ理事者におきましても、今後において答弁漏れのないよう鋭意努力をしておりますけれども、再質問、再々質問等でたくさんの質問をされる場合には、少しゆっくり、そして質問と質問の間に少し間を置いて御質問いただきますようお願いを申し上げます。

（発言する者あり）

昨日は夜遅くまで議会が続きまして、周りからのプレッシャーや焦り等もあり、早口になってしまったとおっしゃっていましたが、このように御配慮いただけましたら幸いです。

これからも議会運営に支障を来すことのないよう、私たちも精いっぱい努力をまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） 日程第1「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○4番（中村岩雄議員） 一般質問をさせていただきます。

周産期医療体制についてお尋ねいたします。

平成13年に北海道社会事業協会小樽病院は、北海道から後志二次医療圏の地域周産期母子医療センターとして認定され、リスクの高い出産も含め、後志地区の周産期医療を支えてきましたが、北海道は平成23年に北海道周産期医療体制整備計画を策定しました。この整備計画の中で、優先的かつ重点的な産婦人科医師の確保を図る地域周産期母子医療センターとして、後志圏域では唯一、小樽協会病院が指定され、安全な周産期医療を続けており、住民から信頼され、里帰り出産を含めて毎年400件近い分娩を扱っております。

2010年度をピークに産婦人科医師が減少しており、大都市と地方の間の格差が拡大しています。このため、2014年12月に日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会合同で「わが国の産婦人科医療再建のための緊急提言」を行っています。

そのような中、昨年11月、小樽協会病院は、今後の産婦人科医師の派遣ができなくなると派遣元の札幌医科大学産婦人科学講座から通告されました。退任、転勤する医師の補充はできないというものです。このため、今年6月いっばいで医師1名が退任した後、7月より出産が扱えなくなる旨、11月21日に院内に掲示せざるを得ない状況となりました。小樽協会病院が分娩を休止した場合、後志管内で分娩の取扱いができる医療機関は、小樽市内個人開業の産婦人科クリニックと、倶知安厚生病院のみとなります。残された医療機関にかかる負担は過大なものになると予想でき、場合によっては出産を扱う医療機

関が全てなくなる可能性もあります。後志地域の周産期医療に不安や混乱を招き、後志地域での周産期医療の崩壊が起ころうとしています。

出産の高齢化、人工授精などによる多胎妊娠などもあり、年々分娩はリスクの高いものとなってきています。少子化が進む今日、むしろ一層安全な周産期医療体制が必要とされる時代になってきているのです。このたびの後志地域での地域周産期母子医療センターの存続問題は、北海道周産期医療体制整備計画の根幹にかかわる案件であります。

平成25年の日本の合計特殊出生率は1.43、北海道の合計特殊出生率は1.28、小樽市の合計特殊出生率は1.12、小樽市は、この出生率を改善しなければなりません。人口減少対策に少子高齢化対策、もちろん企業誘致も教育も大切ではありますが、何より子供が生まれることが根本であります。安心して産める、産みたいと思える環境づくり、産むことの喜び、楽しみ、安心感、自分たちの老後の安心感もあります。産むための、生まれるための体制づくり、つまり周産期医療の充実が必要です。出血や早産、お腹の中の子供の変化、悪化、後志から札幌まで1時間、2時間、さらに3時間とかかっていたのでは、お腹の中にいる赤ちゃんの命にかかわってきます。迅速に対応できなければ、脳性麻痺などの可能性も心配しなければなりません。それでは、親は子供をつくる気にならなくなるでしょう。赤ちゃんが健康で、また、緊急事態にも対応できる中核病院が後志地域内に不可欠であります。

不採算部門、業務の多忙化、お産で昼夜なく呼ばれる医師は、つらい思いをしています。確かに医は仁術とは言われていますが、医師、看護師、助産師が安心して仕事をしてもらうには、行政の支え、バックアップが必要であります。医師の集団離脱などは、その支えのないところでもあります。安心して子供の産めないまちには未来はありません。自分の生まれ育った場所でまた子供を産むということが根底にならなければならないと思います。小樽協会病院や小樽市医師会は、事態を打開すべく活動を重ねてきましたが、まだ改善の見込みは立っていません。

このような中、住みよいまち、子供を育てられるまちを守っていくために、4月23日に後志の周産期医療を守る会が設立され、署名活動が始まりました。4月下旬から始まった署名活動は5月26日までに3万8,825筆に達し、嘆願書を添え、北海道の高橋はるみ知事宛てに届けられました。その後、さらに署名活動は広がりを見せ、短期間に5万筆を突破しました。私も及ばずながらこの活動に参加をさせていただきましたが、市民の反応に、この問題に対する強い危機意識を感じ取りました。5月29日で一度締めましたが、このまま続けていたら恐らく7万筆、10万筆と広がりを見せたことでしょう。それほど反応は強いものでした。

そこで質問に入らせていただきますが、この問題の取組については市長の公約でもあります。

まず、この問題に対する担当を保健所から福祉部に変えましたが、そこには何か理由があるのでしょうか、お示してください。

次に、7月休止が迫る中、北海道への支援を求めなければなりません、市長に就任してからこれまで北海道へはアプローチなされましたか、お聞かせください。

北しりべし定住自立圏の6市町村で小樽協会病院に対し、平成27年度予算額で1,181万円の周産期医療支援事業費補助金が計上されていますが、この補助金の増額などの見直しが必要かと思っておりますけれども、市長のお考えをお示してください。

短期間で5万筆を超える署名が集まりましたが、市長の御感想をお聞かせください。

あわせて、この問題に向けての今後の取組をお示してください。

再質問を留保し、質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

周産期医療体制について御質問がありました。

まず、周産期医療の担当を保健所から福祉部に変えたことにつきましては、周産期医療は子育て支援と大変多くかかわってきますので、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置したものです。

次に、就任後の北海道へのアプローチにつきましては、現在は周産期医療にかかわる情報収集に努めているところでありますが、できる限り早い段階で北海道に対して要望、要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、補助金の増額などの見直しにつきましては、この補助金は北しりべし定住自立圏の構成自治体による財政支援でありますので、今後の小樽協会病院の動向を見ながら、関係町村とも協議をしてまいりたいと考えております。

次に、多くの署名が寄せられたことについての感想と今後の取組につきましては、周産期医療に対する関心の高さを改めて認識したところでありますので、今後ともあらゆる方面からの情報収集に努め、病院側の医師確保の後押しを行っていくことはもとより、北しりべし定住自立圏のみならず、管内の町村とも連携をし、北海道をはじめとした各関係機関に対して、要望、要請を行うなど、安定した周産期医療の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) 今、市長から答弁をいただきました。

ただ、このままでいきますと7月に、場合によっては6月末に休止状態に入ります。時間があまり残されていないと思うのですが、そういうことで7月に休止が迫る中という表現を使わせていただいたし、そういう時間がない中、これまでいろいろ前市長ですとか、議長、それから商工会議所会頭なども北海道にかけ合ってきたわけですが、なかなか壁が破れないというか、らちが明かないというか、そういうことで今に至っているわけです。そういう中、署名活動ということで、これは本当にもう地域住民、市民の意思なのだ、強い意志なのだ、総意なのだという署名活動であったし、それが5万筆を超えたということは、私も実際に署名活動に参加をさせていただきまして、いろいろな方と接触する中、その危機感といいますか、このまま産科が休止状態に入って、場合によっては、廃止になってしまうのではないかなというようなことを心配する方々が非常に多くて、それがひいては、この小樽のまちの人口減に拍車をかける、あるいは衰退に拍車をかけてしまうことになるだろうということをおっしゃる方がゆえの5万筆を超えると、本当に短期間でこれだけの署名が集まったというのは、いろいろな署名活動がありますけれども、私は過去の経験からあまり事例がないのではないかなというふうに思います。それだけ、強い危機感を市民、地域住民の方々はお持ちです。

そういう中、7月に休止が迫っているという中で、ぜひその辺の事情を市長も市のトップとしてその問題を掌握していただきまして、強力に北海道に働きかけをしていただきたいと思います。北海道だけではなくて、小樽市としてもできるだけ、先ほど、補助金の話を質問いたしましたけれども、それに限らず、ありとあらゆる手だてを考えていただきたいと思います。

詳細につきましては、予算特別委員会でやりますので答弁は要りませんけれども、そういう状況にあ

るということをぜひ掌握していただき、この問題に取り組んでいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 中村岩雄議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

（3番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○3番（高橋 龍議員） 一般質問をさせていただきます。

さきの統一地方選におきまして、小樽市議会に議席をいただきました。多くの市民の方々の負託を受けた者として、少しの時間であっても今定例会で質問し、市における課題点について疑問をぶつけ、そして改善できるようにしてまいりたいと思ひまして、今回初めて登壇させていただきました。まだまだ知識も経験も浅く、これまでの議会議論の中で重複する点もあるかもしれませんが、御容赦いただきまして、今後、市長をはじめ理事者の皆様から情報をいただき、そして勉強をしていながら政策次第で是々非々の立場にて議論をさせていただきたいと思っております。

さて、今回は、小樽市の体育行政にかかわりまして、小樽市総合体育館の使用料の減免について質問をさせていただきます。

小樽市総合体育館条例施行規則第12条では、使用料の減免について規定しています。「市が主催する体育行事に使用する場合の専用使用に係る使用料」「市内の学校教育法に規定する学校が合同で体育行事に使用する場合の専用使用に係る使用料」「障害者基本法第2条に規定する障害者のうち、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの及びその介護者の個人使用に係る使用料」、以上の三つのほか「公益上及び教育振興上委員会が必要と認める場合の専用使用又は個人使用に係る使用料」、こちらも規定しています。つまり、さきの3点のほか、市民のため、教育のためになると考えられる場合には、減免が行われる、このように読み取れます。

今回この質問をいたしますのは、市民の方から総合体育館の専用使用の減免に関しての問い合わせをいただいたからです。とある高校では、スポーツ競技力向上の一環で、道内の各高校を集め、強化合宿をされていますが、毎年参加希望校が増え、今年は100人近い人数の合宿になったようです。その高校は全道大会で3年連続ベスト16の実績があります。この高校では市内のほかの高校への参加も呼びかけ、合宿参加校が増え、また小樽のスポーツ力向上を図るため、総合体育館を利用して合宿を行いたいとしたのですが、総合体育館の使用料は相当な額となってしまうことから、参加費用だけでは賄うことができないということです。結局、その高校の体育館に2面コートを張り、合宿を行うこととしましたが、来年は参加校も厳選し、断らなければいけないということです。関係者の方からは、小樽の将来を担う子供たちが各スポーツを通じて体、メンタル、礼儀などを養える環境を整えていただきたい、このような声を頂戴いたしました。

そこで、お伺いいたします。

小樽市総合体育館条例施行規則第12条でいう使用料の減免において、「公益上及び教育振興上委員会が必要と認める場合」とは、どのような場合を想定されているのでしょうか。

また、これまでの具体的な事例もあわせてお聞かせください。

私といたしましては、何でもかんでも使用料を減免するべきという考え方は持ち合わせておりません。しかしながら、市内の高校も参加した上で、他都市の高校を呼んだ競技力の強化は小樽のスポーツ力向上にもつながるかと考えます。他都市では、強化合宿の要素を盛り込んだ強化試合となる大会を開催するなどの取組をされています。オリンピック出場チームの合宿誘致という大きな話ではございませんが、市内の高校と他都市の高校とが一堂に会し、切磋琢磨できる強化合宿への市の支援はできないものでし

ようか。

また、森井市長は公約の中で小樽の教育改革を明記され、その中では子供たちの体力向上について触れ、スポーツや運動を通じて心身の健やかな成長を図るとされていましたので、今後、小樽のスポーツ行政についてどのように取り組まれるのか、その市長の掲げる公約の下、教育委員会としてどのような計画を持ち、振興事業を行おうとされているのか、お聞かせください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 高橋龍議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、小樽の体育行政について御質問がありました。

初めに、総合体育館使用料の減免についてでございますが、まず小樽市総合体育館条例施行規則第12条第1項第4号に規定する「公益上及び教育振興上委員会が必要と認める場合」とは、使用料減免基準の内規で学校教育法に規定する学校の全道規模以上の大会、市成人式、市敬老会、選挙による開票場、障害者を主体とする大会と規定しております。具体的な例としては、本年度は統一地方選挙における開票場、昨年度は小樽市小・中学校特別支援学級合同体育大会の使用がありました。

次に、強化合宿への支援についてですが、現行の規則では第12条第1項第1号では市が主催する体育行事、第2号では市内の学校が合同で体育行事に使用する場合、第3号では障害者及びその介護者の個人使用、第4号ではただいま説明した公益上及び教育振興上委員会が必要と認める場合と規定しており、減免することができませんが、規則制定から約40年経過していることから、このたびの事例も含め、学校行事における公立体育館の利用状況などについて他都市の状況も調査し、次期の使用料改定時までに見直し検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興事業についてですが、教育委員会では昨年12月に子供の体力の低下や少子高齢化の進行を踏まえ、「今後の体育施設のあり方」「子どもの体力・運動能力向上のための施策」「高齢者の体力づくり、健康維持及び増進のための施策」「地域住民が参画するスポーツ環境の整備」「スポーツ推進のための体制及び進め方」、以上5項目を小樽市スポーツ推進審議会に対し諮問し、現在、審議会委員による検討が行われております。今年度中に答申をいただくことになっておりますので、その後、この答申や市長公約を念頭に置きながら、本市のスポーツ推進の施策について検討してまいりたいと考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

○3番（高橋 龍議員） 再質問します。

まず、今、減免はできないというふうに答弁いただいたのですけれども、私から総合体育館に一度問い合わせをさせていただきました。その際に、合宿は市内の学校の合同行事とみなされるかどうかというところがグレーな判断になってくる、判断が難しくなってくるというお話をお伺いしました。また、道内の他都市の学校が参加するということから、大会というふうなうたえば、減免できるとも伺いました。中身が同じであっても、うたい方一つによって減免されるかされないかわかってしまうというのが現状かと思うのですけれども、そういったことに関して、統一化を図るといえるのか、中身を見ながらきちんと教育上生徒たちのために何か現行の条例の中でやっていけることはないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、今定例会の代表質問の中でも小樽運動公園という話もございましたけれども、施設のハード面だけではなく、そもそもの利用であったり、運営のあり方というものについても、より市民が使いやすい形を考えていただければと思います。

また、これに関して質問ということではないですが、一部話を伺っているのは、新規の団体の予約がとりづらいという話も伺っております。問い合わせの時点で、今までに開催実績のある団体などを優先するという内容の説明を受けたという声もございます。

こういったことから、より市民に、また教育に寄り添うという形の運営を、これは要望ですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 再質問にお答えいたします。

一つは、施行規則の第12条第1項第2号、「規定する学校が合同で体育行事に使用する場合の専用使用」と、この体育行事ということについては、実は内規がありまして、中学校体育連盟主催体育大会、市内小・中学校特殊学校の合同体育大会、この二つの体育大会という内規がありますので、その中には合宿は含まれない、そういう解釈でございますので、御理解をいただきたいと思います。

部活動など、合宿などが最近多く開催されますので、その大会の持ち方の問題などということではなく、使用料の減免ということに関して言うと、体育館のみならず、さまざまな施設の減免とどう整合性を図るか、という観点もございますので、4年に1回使用料の見直し、ちょうど来年が見直しの時期でありますので、それらの整合を図りながら、どういう減免がいいのか、それから実際の使われ方がどうすることがいいのか、そのこともあわせて一緒に検討してみたいと、そういう趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 高橋龍議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、市営室内水泳プールについて質問いたします。

小樽市室内水泳プールの閉鎖、取壊しから8年の月日がたちました。2009年度から2013年度の第6次小樽市総合計画前期実施計画では、新・市民プールについて2,800万円の事業費を計上し、先進事例の調査、関係団体との協議、基本設計、実施設計を行うとされておりました。しかし、2013年12月の第6次小樽市総合計画中間点検報告書では、「施設整備では、「新・市民プール整備事業」として前期実施計画期間中の新・市民プールの基本設計と実施設計を計画していましたが、建設用地の目途が立っていないことや、学校再編に伴う建設事業、耐震化工事など優先する事業が集中したこと、また、本市の財政状況が大変厳しい状況にあることから事業着手には至っておりません」と事実上の先送りとなりました。2014年度から2018年度の第6次小樽市総合計画後期実施計画では、新・市民プールについて事業費は未定とされ、事業概要も「市民プール整備に向け、建設場所や建設形態、ランニングコストなど、引き続き検討」と大幅に後退したものとなっていることは周知のとおりであります。

さきの統一地方選挙で、森井・中松両市長候補とも新・市民プール建設を公約に掲げました。前市長は、学校の大規模改造、耐震補強、そして市民の健康のための市民プールの整備というものであり、新

市長は、子供たちの体力向上を図れるよう、小樽公園に駐車場やプールを建設し、小樽運動公園に変えていきますというものです。

市長にお伺いいたします。

新・市民プール建設について、どのようなお考えなのでしょう、市長のイメージをお示してください。

前市長はつくるとは言っていたものの、できるだけ早い段階で具体的な検討案をというのみで、いつ基本設計を行うかなどについては示しませんでした。新市長となり、市民は小樽市が変わることを望んでいます。誠実に市民の願いに応え、早期建設に踏み切るべきです。

また、新・市民プールの場所はどこを想定しているのでしょうか。

小樽公園となれば、例えば総合体育館は耐震診断でI s 値が0.055と、震度6強以上の地震で倒壊又は崩壊する危険性が高いことが示されております。こうした整備に伴って行うのか、また、小樽公園に限らず、民地を含むあらゆる場所を検討することも必要です。これまでの経緯に対して、どのように捉えているかも含めてお示してください。

また、いつ具体化するかというのも大きな問題です。基本設計へのめどをお示してください。せめて、調査費をいつ計上するか、お答えください。

2003年第2回定例会以降、2015年3月までに小樽市室内水泳プールの存続を求める会の皆様が取り組まれました室内水泳プールの存続を求める陳情と新・市民プールの早期建設を求める陳情数は3,966件、署名数は5万3,206筆に上っております。会の皆様に心からの敬意を表するものです。これまで3回廃案となりましたが、市民の願いという大変重い課題です。同時に現在の水泳人口のみならず、潜在的な需要がここに示されていると思います。

教育長にお伺いいたします。

小樽市のスポーツ振興のあり方、とりわけ水泳など水中スポーツをどのようにお考えかという問題です。これまでも教育行政執行方針に重点項目として示されていたわけですが、今年度の教育行政執行方針には示されませんでした。9月13日には、第31回北海道ハンディキャップ水泳大会が高島小学校温水プールで行われます。参加人員は選手として200名、父兄200名、大会運営・介護者・ボランティア100名の合計500名に上る大規模な大会です。計画がしっかりと進められていれば、本来新しいプールでお迎えすることができたものではありませんか。高島小学校温水プールは、そもそも公認プールでないため公認記録にならないというのも大きな問題です。このことをどう捉えられていますか。

また、高島小学校温水プールを会場としている各種大会はどれだけあるのか、お示してください。

次に、市内職業高校の再編について質問いたします。

公立高等学校配置計画案が北海道教育委員会から発表されました。そこでは後志学区において2018年度に北海道小樽商業高等学校と北海道小樽工業高等学校を再編・統合すること、再編後の新設校については小樽工業高校の校舎を使用することが記されております。小樽市から高等学校が一つなくなるという大変重要な問題です。

そもそも学級間口を減らすという問題と学校をなくすというのは別問題であります。既に高校配置計画に係るアンケート結果が発表されておりますが、そこで調査しているのは、第1に「小樽にふさわしい魅力ある職業高校として、伝統や文化、歴史、地元産業などの特色を生かしてどのような学科があれば良いと思いますか」というもの、第2に「小樽にふさわしい特色ある学校・学科等として、市内の普通科設置校については、普通科だけを設置する学校が良いと思いますか。それとも、その他の学科等を併せて設置する学校が良いと思いますか」というもの、第3に「そのほか、市内の高校の再編や配置計画について、御意見等がありましたらお書きください」というものです。どの質問項目を見ても、小樽

商業高校と小樽工業高校が統廃合しますとは書かれていないではありませんか。だからこそ、校長は寝耳に水の話だと言っているわけです。教員や市民も報道で初めて知ったと言っているわけです。このことは小樽市だけの問題ではありません。後志全体の高等教育がどうあるべきかが問われている問題です。

市長にお伺いいたします。

道教委が示した小樽商業高校と小樽工業高校の統廃合計画を小樽市としてどのように捉えられていますか。

また、今後どのように対応される予定ですか。明確にお答えください。

市内職業高校の再編に当たって、1月13日付けで当時の小樽市長、小樽市議会議員、小樽市教育委員会委員長の連名で要望が出されております。そこでは、「市内職業高校の再編に当たっては、小樽商科大学、北海道職業能力開発大学校などの教育機関や企業との連携を図り、本市の観光やものづくりなどの産業構造等を踏まえ、次に掲げる教育内容を取り入れた小樽にふさわしい魅力ある高校の設置を要望します」と記されています。こうした小樽商業高校と小樽工業高校が統廃合する大問題です。市内職業高校の再編に当たっての要望に小樽市議会議員として名を連ねたことに対し、6月15日に行われた各会派代表者会議において議長は、慎重に行うべきだったという趣旨を述べ、「今後においては、このような重大な問題に関しては、一堂に集まってもらうかは別にしても、確認したほうが丁寧だと思います」と述べられました。慎重に行うべきだったというのは、当然であります。

教育長にお伺いいたします。

この要望は、市内職業高校の再編ありきのものではありませんか。

アンケート調査を大切にするのであれば、主な意見である学校の統廃合や間口の減少には反対であるという意見を尊重すべきです。なぜ主な意見を要望しなかったのですか。

そもそもこうした高校の統廃合を行う際には、小樽市として学識経験者、経済団体、PTA団体、校長や市民代表など一堂に交えた、例えば高校問題協議会のような諮問機関を教育委員会として設置し、議論をするのが他の都市でも行われています。今からでも設置する考えはありませんか。

要望ではアンケート調査について記され、経済団体、PTA団体、校長会等の関係団体と意見交換をしたと記されています。5月12日に小樽市PTA連合会長名で、今後の公立高等学校配置計画等に関する要望書が送付されております。そこでは、進路志望動向や地域の実情を考慮し、公立高等学校の学級削減幅を減少することを要望しますと記され、職業高校に対しても、教育内容や施設設備の充実を図るとともに、1学級当たりの定員の引下げや推薦枠の拡大など、時代のニーズも考慮に入れ、その存続を図るように要望しますと記されています。こうしたPTA連合会の要望をどのように捉えられますか。

再編後の新設校については小樽工業高校の校舎を使用するとされ、商業高校校舎が使用されなくなると説明されています。現在、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画が進められていますが、西陵中学校、松ヶ枝中学校について本年中に方向性を示すとされています。ここで、まことしやかに小樽商業高校校舎を統合中学校にするために小樽市が要望したという話が市民から出されております。商業高校校舎が欲しいために高等教育のあり方が変えられるとすれば、大問題です。市内の中学校再編とは別物であることは当然です。根も葉もないうわさであると、はっきりと否定してください。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市営室内水泳プールについて御質問がありました。

まず、建設の考え方につきましては、これまで多くの市民から要望が寄せられていると認識をしております。私としてもスポーツ環境の充実や健康増進のために必要な施設であると考えており、財政状況のほか、建設コストやランニングコストなども見極めながら、実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、建設場所につきましては、これまで市が所有する用地を中心に建設適地について調査検討をしておりますが、現在のところ適地が見つからない状況にあります。建設適地につきましては、小樽公園周辺を含め、学校適正配置の進捗状況や耐震補強が必要である総合体育館など、公共施設の今後のあり方などを踏まえるとともに、本市の財政状況を考えると難しいとは思いますが、御指摘のありました民間が所有をする用地についても注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、基本設計のめどにつきましては、建設場所が決まらなければ施設規模なども検討できないことから、現時点ではお示しすることはできません。

また、調査費については、建設場所の選定を進める中で、必要に応じて予算の計上を検討したいと考えております。

次に、市内職業高校の再編についてですが、このたびの統合再編案につきましては、中学校卒業生数の減少を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図るために行われたものと認識をしております。

本市においては、道教委から職業高校の再編について意見を求められたことを受けて、市教委において小・中学校の保護者や市民を対象としてアンケート調査を実施するとともに、経済団体、PTA団体、校長会等の関係団体との意見交換を行い、その結果を取りまとめ、本市の観光やものづくりなどの産業構造等を踏まえ、本市にふさわしい魅力ある高校を設置するよう要望したところであり、今後、道教委が示した統合再編案の動向について注視をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市営室内水泳プールについての御質問がありました。

初めに、水泳については、海のある本市におきましては、子供のころからレクリエーションとして海水浴に親しまれていることや、オリンピック種目であることから競技として取り組まれていることもあり、市民にとって身近なスポーツの一つでありますので、その振興を図っていくことが大切であると考えております。

また、教育行政執行方針に示さなかったことについてですが、新・市民プールの建設については市長の選挙公約でもあり、本議会冒頭の所信表明の中で詳しく説明されていることもあって、このたびの教育行政執行方針には改めて示さなかったものであります。

次に、高島小学校温水プールについてでございますが、このプールは学校体育施設として建設され、主に体育授業に使用されるほか、学校開放授業として市民に利用されております。公認規格は備わっておりませんが、市には他に公認プールがないことから、競技会場としても利用されておりますが、今後の市民プール建設の計画に当たりましては、競技大会の開催を前提とした公認規則の規格を備えたプールが必要であると考えております。

次に、高島小学校温水プールで行われている大会は、過去5年間いずれの年度も小樽市中学校体育連

盟水泳大会、小樽市市民水泳競技大会、小樽小中学校・高校水泳競技大会の3大会が開催されております。

次に、市内職業高校の再編について御質問がありました。

まず、道教委への要望は市内職業高校の再編ありきではないかとのことですが、教育委員会としては、平成24年9月、道教委が決定した高校配置計画において、小樽市内の再編について職業学校の配置のあり方を含めた早急な検討が必要との見解が示されたことから、25年1月に小樽商工会議所、小樽青年会議所、小樽市PTA連合会、小樽市校長会、中学校の進路担当教諭で構成する小樽市内の公立高校間口に関する懇話会を設置し、同年8月には総論として単に商業高校と工業高校の統合ではなく、小樽市内の産業構造や市民の要望を取り入れた小樽にふさわしい魅力ある高校をつくってほしいとの意見のほか、個別意見も含め道教委に報告いたしました。

その後、道教委では、25年9月、道議会において小樽商業高校と小樽工業高校の再編を視野に入れた検討が必要であり、地域の御意見を伺いながら、生徒の多様な学習ニーズに対応し、地域産業の特色を生かした学科の設置を含め、職業学科のあり方についてできるだけ早く検討していくと表明いたしました。

さらに、26年6月の高校配置計画案において、小樽市内の再編について職業学科の配置のあり方を含めた早急な検討が必要との見解が示されたことから、本市においては小・中学校の保護者や市民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、経済団体、PTA団体、校長会等の関係団体との意見交換を行い、その結果を要望書として取りまとめ、26年小樽市議会第4回定例会総務常任委員会に報告し、本年1月、道教委に対し、小樽にふさわしい魅力ある高校の設置を趣旨とする要望書を提出したものであります。

次に、学校の統合や間口の減少に対する反対意見についてですが、要望の取りまとめに当たっては、平成33年度までの市内の中学校卒業生の推計を踏まえるとともに、アンケートで要望が多かったものや関係団体との意見交換の中で多く出されたものを中心に要望書に盛り込んだものであり、そのほか、アンケートで寄せられた少数の意見についても、アンケートの結果として要望書とともに道教委へ提出しているところであります。

次に、諮問機関の設置についてでございますが、教育委員会とすれば、道教委の求めに応じ、平成21年11月に小樽市内公立高校の在り方を検討する懇談会を設置し、さらに25年1月には小樽市内の公立高校間口に関する懇話会を設置し、26年度には保護者や市民に対するアンケート調査を実施するとともに、関係団体との意見交換を行い、その結果を踏まえ、道教委に要望書を提出するなどの経過がありますので、今後、新たな機関を設置することは考えておりません。

次に、PTA連合会の要望書についてですが、この要望書には普通科間口の堅持や職業高校の定員の引下げなど、例年同じ内容の要望が出されておりますが、今年度は職業学科の再編を行う場合は、小樽の地域性や特色を生かした学校づくりを慎重に進めていただくことを要望いたしますとの要望が新たに付け加えられており、本市の要望の趣旨に一定の理解が得られたものと考えております。

次に、本市の適正化基本計画との関係ですが、本市においては、道教委から小樽市内の職業科の配置のあり方について意見を求められたことを受け、小樽にふさわしい魅力ある高校の設置を要望したものであり、小樽商業高校と小樽工業高校の統合再編については、本年6月に道教委が公表した公立高等学校適正配置計画案において初めて示されたものであります。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） それでは、まず市営室内プールについて再質問いたします。

市長は、今回の答弁におきまして、民地を含むあらゆる場所という点においては、民間が所有している用地についても注視しながら検討を進めてまいりたいということで、一定程度前進したというふうには思います。

しかしながら、それ以外のことについては、第6次小樽市総合計画後期実施計画と何ら変わらないのであります。そもそも前市長も、できるだけ早い段階で具体的な検討案をと述べられていたわけであり、市長は何かを変えていくことは大きな勇気と大変な苦勞が伴う、このように述べられておりました。そのとおりであります。まさにまちづくりの一つとして新・市民プール建設について、これまでの市長とは違って積極的にやっていく、そうしたことが求められているのではないのでしょうか。市長のイメージ、ビジョンと置き替えてもいいかもしれません。改めてお伺いいたします。

小樽市のスポーツ振興のあり方、とりわけ水泳などの水中スポーツをどのようにお考えかという問題であります。

今年度の教育行政執行方針に示さなかったわけであり、その理由については、市長の所信で示されているからというような趣旨で御答弁があったと思います。しかしながら、これまでも同様とはいえ1行、2行でも示されていたわけであり、何か意図的なものがあるか、それとも市長が行うものであるから教育委員会としてはそうしたことはないかということなのか、改めてお伺いいたします。

それから、公認記録にならないという問題であります。

このことについては、新しいプールの建設に当たっては考慮していくということで、その点については当然のことだと思っております。しかし、答弁にもあったとおり、中体連でありますとか、さまざまな大会が今も行われているわけであり、公認大会でないということについては、大きな問題だと思っております。このような責任を教育委員会としてどのように捉えられているか、お伺いいたします。

次に、市内職業高校の再編について再質問いたします。

道教委が示した小樽商業高校と小樽工業高校の統廃合計画について小樽市としてどのように捉えているか、どのように対応されるかということに対して、市長は、今後動向を注視したいと答弁をされたわけであり、注視している場合ではないと思うのです。もう3年後に迫っているのです。3年後といえば、現在の中学校1年生が該当するわけです。今の中学校1年生がどんな学校に入るかイメージできなければならないわけです。現在は商業科、情報処理科、電子機械科、電気科、建設科を選択することができ、今の時点で道の動向を注視するということでは大変問題ではないかというふうに思います。小樽市としてこれはまちづくりの問題として早急にやらなければならない問題だと思っておりますが、市長の考えを改めて問うものであります。

また、この要望は再編ありきでないかという質問に対しては、言ってみれば、ありきではないという形で、これまでも懇話会などを行ってきたということであり、そもそも今のような時期にあるかということと教育長にも認識していただきたいと思うのですが、各校長にとってはカリキュラムを再編する、そうした大切な時期なのであります。これが3年後に統合ということで決まってしまうということになれば、全て御破算となって組み直しをしなければならないという問題になります。あと2年半で実務的な準備をしなければならないということであり、当然この責任は道教委にあるわけであり、そうした責任をどのように果たさせるか、それもまた重要な問題だと思っております。

そもそも統合となれば、実習設備にかかわる電源確保などどうなるのかと。いわゆる施設改修なども

当然必要になるでしょう。そうしたことも含めて道教委にどのようになるのかということもしっかり聞かなければだめだと思いますけれども、教育長としてのお考えをお伺いいたします。

それから、アンケート調査についてであります。

主な意見である学校の統廃合や間口の減少には反対である意見を尊重するべきであるということでありますけれども、御答弁ではアンケートでは多く出されたものを中心に出したと。そして、少数のものについても載せたと述べられております。

しかしながら、このアンケート自体も非常に恣意的な質問だと思うのです。本来であれば、この中で学校の統廃合というものを前面に出したものであればわからないでもないのですが、そうではなくて、あくまでも新たな職業高校をどうするかというようなものでありまして、こうした質問項目自体も言ってみれば、小樽市として新設校を前提としたものと捉えられても仕方がないものではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、保護者アンケートについても対象者に対し、回答率が12.8パーセント、非常に低いものとなっているのですね。これはなぜかという、このことに対してまさか小樽商業高校と小樽工業高校が統合するなどということは夢にも思っていないからではないでしょうか。

こうした段階で、そうした懇談などを行ったと言っておりますけれども、決して十分ではないと思いますが、教育長の考えをお伺いいたします。

それから、高校問題協議会のような諮問機関を設置して議論するのは他の都市でも行われていると。今からでも設置する考えはないのかという、そうした質問に対しては、今後については考えていないと、理由については先ほど述べられたとおり、懇談会や懇話会などを行ってきたということであります。

しかし、その中身が問題であり、懇談会や懇話会などにおいて小樽工業高校や小樽商業高校が統合するという、そうした前提の下で話し合いをされたことはあったのでしょうか。また、これからについても、そうしたことについて全く議論をしないということなののでしょうか。

こうした公立高校の配置計画案で、他都市の例を述べさせていただきたいと思うのですが、留萌高校と留萌千望高校の統廃合が出された留萌市は、どのような対応をとったか。留萌市、増毛町、小平町で構成する留萌南部では、2009年から統合問題について議論をしてきました。そこではPTA連合会長、各中学校校長、留萌市青少年健全育成推進員協議会長、商工会議所、青年会議所、各教育長、各教育委員長、留萌高校校長、留萌千望高校校長、さらに北海道教育局が入っているわけでありまして。この中では、学校そのものを残してほしい、このような声も大きくあつたと聞いております。しかしながら、道の意向から、再編は避けられない、そういったところまで来て、生徒の受皿を確保しなければならぬ。そして、その中で学科や学級数の維持を求めたわけでありまして。そのため、計画案では統合となったものの、これまでの普通科4クラス、電気・建築科1クラス、情報ビジネス科1クラスがそのまま残されました。

先ほど答弁がありましたが、全く説明になっておりません。今からでも設置するのが当たり前ではないのでしょうか。そもそも当事者抜きでは語れない問題であります。だからこそ、各校長から寝耳に水の話だった、そして教員からも報道で初めて知った、こうしたことが出されていたわけでありまして。これまでの歴史的な経緯から言えば、道教委から職業高校について再編を求める、そうしたものが出されていたのは事実であります。さらに、小樽商業高校について学級数の削減などについて道から言われてきました。しかしながら、このような問題について、やはり今からでも諮問機関を設置するのが筋ではないかと思っておりますが、改めて問うものであります。

最後に、西陵中学校と松ヶ枝中学校についての問題であります。

この問題について明確に反対の答弁がなかったわけでありますけれども、改めてお伺いしたいと思うのです。

小樽商業高校校舎が西陵中学校、松ヶ枝中学校、その跡地になるようなことはないかと確認してよろしいでしょうか。そもそも松ヶ枝中学校や西陵中学校の存続を多くの市民が訴えております。西陵中学校に至っては陳情も出されていたわけであります。改めてはっきりと否定してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

まず、新・市民プールの話でございますけれども、第6次小樽市総合計画後期実施計画のときと何ら変わらない状態ではないかという話でございました。

私といたしましては、先ほども答弁させていただいたように、スポーツ環境の充実や健康増進のために大変重要で必要な施設であると考えております。現在、他の公約等と同じように、今の市政における財政状況、その他さまざまな状況を鑑みて、その公約とともに新・市民プールも実現できるように鋭意検討を始めているところでございます。おっしゃるような何とか積極的に、この4年間でそのような動きが見えてきた、実現できるような雰囲気が出てきた、そのように皆様にご覧いただき、何とかこの4年間で他の公約と同じよう実現できる、そういう体制を整えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

そしてもう一点、市内職業高校の再編について注視している場合ではないのではないかと話でございました。

先ほどの答弁でも、統合再編案については中学校卒業生数の減少等の要因によって道教委でさまざまな適正化を図るために考えられているのではないかと考えております。御指摘のとおり、現在の中学生以下、小学生も含めて、今後、小樽市がどうなるのかということもフォローをしっかりとしていかなければならないと考えております。もちろん、現状が続くことが望ましいとは思っておりますけれども、何にしましてもこのまちの子供たちがそれらの高校に通って、その高校に行ってよかったと言ってもらえる環境をしっかりとフォローしていく、サポートしていくことが行政の役割だと思っておりますので、現在、道が進めている統合再編案の動向については、現状では注視をしていくしかないというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

何点かありますが、まず、教育行政執行方針に今回盛り込まなかったという件でございます。実は今定例会の前に、懸案事項の説明、さらには選挙公約にかかわってのプールの扱いをどうするかということ十分に市長と私の間で意見交換の上、所信表明に載せたという経過があるものですから、そういう意味であえて教育行政執行方針に載せるまでもなく、市長と私の考え方は同じ方向に向かっているということから登載をしなかったという経過がございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、プールにかかわってもう一点、公認規格のプールということですが、これはもちろん私も教育委員会としてもプールの建設に向けて建設用地を探していることや、ランニングコストなどについて引き続き検討しております。その中では当然プールを建てるに当たっては、公認大会が誘致できるプール、その前提で進めております。

それから、高校の適正配置にかかわってのことですが、私どもがアンケート調査をした、又は懇話会を開いたというのは、道教委が職業高校の再編が必要なので、それについての意見を市で取りまとめてあげてほしいということで、間口の話又は統合の話は前提としてはなかったわけです。小樽工業高校と小樽商業高校を統合するというのは、この5月に初めて道教委が示したもので、アンケートする時点ではあくまでも職業高校の再編に当たっての考え方ということでございましたので、その辺は勘違いなさらないようにお願いしたいと思います。

それから、小樽商業高校、小樽工業高校もそうですが、とりわけ平成25年、26年と道教委が道議会の中で小樽商業高校と小樽工業高校の再編を視野に入れて検討をするということは、もう既に道教委が言明していますし、さらに、私も25年、26年と小樽商業高校、小樽工業高校の校長と市の考え方についての意見交換をしておりますので、寝耳に水という話は考えられないです。道教委から当然その方向で話も行っているでしょうし、私どももアンケートの結果、又は懇話会を開くときにその方向性というものは個別に校長に説明しておりますので、寝耳に水ということはありませんし、間口の話についてやそのカリキュラムの話については、当然、道教委と直轄高である道立高校が話すべき課題であると私どもも承知しております。

それと、最後に西陵中学校と松ヶ枝中学校の件でございますけれども、先ほども言いましたように、今回の統合計画というのが、ついこの間、道教委から初めて発表されたものでありますので、そのことを念頭に置いて考えていることはございません。そういう意味では、今後の道教委が、今の流れで言うと、道議会の第3回定例会、9月10日には統合についての結論を出すという考え方でございますので、そういう意味で市長もその注視をすると言ったのは、そういうことでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 答弁漏れがございました。

アンケート調査の結果が12.8パーセントと低いということでしたけれども、小・中学校の保護者全員にということなので、こちらの分析で言えば多分、中学校1年生、2年生、3年生はもう既に入学した後のことなので、あまり関心がない。逆に小学校1年生から3年生、4年生ぐらいまでは、まだ先の話なので、差し迫って考えてはいない。そういった事情から全体としてのアンケートの率が低かったのではないかというふうに分析をしております。

さらに、新しい委員会を設置してはどうかということでございますが、実は平成21年度からずっと小樽市内の間口の話がございまして、21年度に懇話会というものを設置して、その中には道立高校の校長も入った懇話会を設置した経緯があって、それを受けて23年に道教委に一定の考え方ということで、報告しております。その際に、道立高校の校長にお願いいたしても、自分たちの高校の意見しか言わないと。自分たちの立場を言うと。私ども今回こういう意見を、多数からもらった一番の趣旨は、これまで道立高校は商業、工業、水産という三つの職業科の中に、言ってみれば、さまざまな時代の進展によって市民のニーズが多様化しているにもかかわらず、商業、工業、水産という、この三つの権益のみに固執をして、間口選択がその三つに押し込められていた。時代がこれだけ多様化する時代にあって、その枠を超えて子供たちにできるだけ多くの選択肢の幅を広げてあげたい、こういう趣旨が入っております。そういう趣旨もあって、当該道立高校の校長は今回その中に入れなかったという経緯がございますので、御理解いただきたいと思っております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） それでは、再々質問を行いたいと思います。

まず、プールについてであります。

何とかこの4年間で他の公約と同じようにというような御答弁だったと思うのですが、これでは今までの市長と変わらないわけであります。だからこそ、調査費などをしっかり示しなさいと。今までの市長もやるとは言っていたのですよ。ですから、しっかりと来年度に調査費を計上いたしますとか、若しくは来年度では実施設計は間に合わないかもしれないけれども、少なくとも調査費用だけは出すとか、そうしたはっきりとしたことを出していただきたいのです。そうした変わるということをお求めているのでありますから、市長としてもしっかりとお答えすることを求めるものであります。

それから、高等学校の再編問題でありますけれども、5月に初めて示されたということでもありますけれども、それであれば、当然のことながらやり直すべきではありませんか。そもそもその段階においては、高校の間口について話されていたわけでありますけれども、今回はっきりと道教委によって小樽商業高校と小樽工業高校が統合されて新設校になる、しかもその学科については未定であるということが示されたわけでありますから、当然そうした懇話会なりなんなりというものをしっかりと当事者を含めた中でやり直すべきではないかと思いますが、教育長のお考えを問うものであります。

そもそも、このアンケートについて回答率が低かった理由について述べられておりますけれども、これが本当に十分だったとお考えでしょうか。中身については統合するなどということは一言も書かれていないわけです。見た保護者の中には、遠い将来、職業高校がどのように変わっていくかという、そうした思いを持った方はいらっしゃるかもしれませんが、少なくとも質問の中身にはそうしたことは一切書かれておりません。このようなことについても、しっかりと市民の意見を今からでも集めるべきではありませんか。そのお考えを問うものであります。

それから、高校校長について寝耳に水とは考えられないということでもありますけれども、現にこのように具体的に小樽商業高校と小樽工業高校が統合するということを聞いていないと言っているわけであります。これまで言われていたときには、小樽商業高校のクラス減については道から避けられないというふうに言われていると言っているわけであります。また、こうしたことについても、しっかりとした答弁を求めるものであります。

そもそも、このような問題に対して市としてどのような対応をとっていくのかということについて、しっかりとした答弁がありません。教育委員会として小樽商業高校と小樽工業高校を統合、そして新設校にすることに賛成なのか、それとも反対なのか、明確に答弁することを求めるものであります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

プールの調査費等必要経費をしっかりと掲げていくべきではないかという御質問だったかと思いますが、私もできる限り一日も早い実現に向けてそのような経費等、先々に対して予算計上させていただくことが起こり得ると思いますので、そのときにはお願いしたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） まず、道立学校の間口というのは、基本的には道教委が決定する事項でありますので、それと学科をどうするのか、どういう学校にするのかと決めるのも決定権は道教委にあります。

それと、当事者である小樽商業高校、小樽工業高校が道教委からどのような意見を求められ、その同

じ組織の中でどういう意見聴取が行われたのかまでは私どもは知らされておりませんが、少なくとも今年の4月に道の参事が各学校に来て状況を説明したという話は伺っておりますので、寝耳に水ということはありませんというふうに答弁したものでございます。

それから、統合について今回改めて道教委から示され、この後、地域別懇談会なども開催する予定でございますので、その場において私どもの意見を申し上げたいと考えております。

それから、この件に関してどういう学校がいいのかということに関して言えば、ここ平成23年から同じような議論をずっと積み重ねてきておりますし、私も懇話会の席上やさまざまな場所においてこの問題については多くの方々からの意見を聞いておりますので、これに関して改めて機関を設けて話し合うということはないものではないかというふうに考えております。

○議長（横田久俊） 酒井隆裕議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時55分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 冒頭の市長の謝罪発言につきまして、疑義があります。また、混乱していますので、休憩をとってください。

○議長（横田久俊） ただいま、秋元議員から休憩をとってほしいという議事進行がございました。この間の混乱については、私も承知しておりますので、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 7時15分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、議長から申し上げます。

本日7名の議員の一般質問が予定されておりましたが、3名の一般質問終了後に休憩に入り、その後4時間以上経過したところであります。

この間、本日の会議冒頭での市長からの発言において、事前に議会運営委員会で同意した内容と異なる点があったことから、この発言は議会との信頼関係を大きく損なうものであるとして、その修復に向け議会運営委員会理事会及び本委員会を開催する中で、市長部局とも精力的に協議を行ってきたところであります。

しかしながら、全く調整が図られないまま、時間のみが経過し、市長と議会の信頼関係が修復されない中で、一般質問を継続することは不可能と判断するに至りました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時16分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 安 齋 哲 也

平成27年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成27年6月25日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛													
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉									
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦				
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭					
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子								
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生										
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉
総	務	部	長	日	栄	聡		総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄						
企	画	政	策	室	長	志	賀	公																

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠 一
庶務係 長 伝里 純 也
調査係 長 大崎 公 義
書 記 佐々木 昌 之
書 記 眞屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳谷 昌 和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友 和
書 記 伊沢 有 里

開会 午後 4時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、林下孤芳議員、小貫元議員を御指名いたします。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 昨日の本会議冒頭に私が発言した内容につきましては、誠実に答弁させていただきたいという気持ちで申し上げたものですが、私と議会との双方で解釈にずれ違いが生じたものです。その後、双方で調整が図られないままに時間のみが経過し、本会議が再開できない事態となりました。

議会運営委員会で確認いただいた事項と異なる内容で発言したことは取り違いによるものであり、その結果、第2回定例会に付託された市民生活に重要な議案審議が行われなことは、市民にとって不利益になるものであり、私としても大変遺憾なことであります。したがって、今後、より意思疎通がなされるよう、議会との良好な関係を築いていきたいと思っておりますので、議員各位の御指導、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（横田久俊） この際、私からも一言申し上げたいと思っております。

地方公共団体における市長と議会との関係は、車の両輪のごとく対等で、それぞれが法律により付与された権限を行使することにより、住民の福祉の増進を図ることを基本として存在しているものであることは、皆様御承知のとおりであります。

このたびのような議会の空転や停滞という事態は、最終的には市民の皆様の不利益につながることは言うまでもありません。議長に委ねられた最重要の責務は、正常な議会運営の実現にあります。時としてお互いの意見の食い違いや対立するといった場面があろうかとは思いますが、双方が目指すべきは市民生活の向上のただ1点でありますので、今後ともその目的に向けてお互い十分に尊重する中で積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

日程第1「議案第1号ないし第15号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 一般質問させていただきます。

周産期医療について質問いたします。

小樽市の保健行政に掲載された人口動態総覧では、今から16年前の1999年、小樽市の出生数は957人、産科は市立小樽病院、北生病院、小樽協会病院の三つ病院があり、市内の個人産婦人科は五つの診療所がありました。病院と診療所を合わせますと、8か所で子供を出産できました。2014年現在では、子供の出生数623人、15年前に比べると334人減り、現在、子供を産める場所は小樽協会病院とおたるレディースクリニックの二つです。今年の7月からは、小樽協会病院が医師不足により、新規の分娩受付を休止することを発表しました。小樽協会病院は北海道から後志で唯一の地域周産期母子医療センターに認定されており、周産期に係る比較的高度な医療行為を随時担う医療機関で、リスクの高い分娩に対応していただけない、市民の中でも不安が広がっております。出産できる病院が二つしかないために、出産す

る妊婦が集中すれば、次々と数分単位で患者を診なければいけませんので医師も大変ですが、妊婦も現場がばたばたとせわしない様子になるので気持ちが不安定になり、難産になった妊婦の例も聞いております。

私自身も小樽市内で長男を出産しましたが、そのとき出産目の妊婦が集中していたため、分娩台上がっても、部屋に戻ってほしいと言われ、分娩台から歩いて部屋に3回も戻りました。歩いている途中に生まれたらどうしようかと、不安と先の見えないお産に、2人目は札幌で出産をいたしました。私だけではございません。小樽で出産された母親からは、自分や子供の命の危険を感じ、もう小樽の病院では産みたくないという方や、安心して子供を産めなかったトラウマで、子供を産むことすら諦めてしまう方もおります。

出産は母と子供の命にかかわる大変な問題ですが、このことは小樽市の未来にかかわる人口減にも直結する極めて重大な問題だと思えます。安心して子供を産める病院を増やさなければいけないと思えますが、まず、一刻も早く小樽協会病院で子供を産める環境を整えるようにすることが先決だと考えます。

先日、市民有志でつくる後志周産期医療を守る会から日本共産党に、後志における周産期医療を守る署名の依頼を受け、多くの方から御協力をいただき、先月5月26日、後志の周産期医療を守る会事務所に署名を届けました。ほかの団体からも署名が集まり、3万8,825筆になりました。同会のメンバーは27日、道庁を訪問し、当時の知事代理、高田保健福祉部長に署名を手渡し、産科医師の確保を要望いたしました。署名を締め切った後も、周産期医療を守る署名が後を絶たないと聞いております。1か月間にこれだけ署名が集まるほど、市民の周産期医療に対する要望が切実であることがわかります。

こうした市民の声を市長はどう捉えておりますか、お答えください。

次に、日本共産党の菊地葉子道議会議員は、今年5月27日に、高橋はるみ知事に対し、小樽協会病院が7月以降も産科医師を確保し、分娩できるよう予算要望いたしました。知事からは、小樽協会病院は後志地域唯一の地域周産期母子医療センターとして、また道が策定した北海道周産期医療体制整備計画においても、重点的に産婦人科医師の確保を図る病院であることから、大変重要であると認識しているとのコメントを寄せられております。

今年の第1回定例会、北野元市議が代表質問で中松前市長に、小樽協会病院、周産期医療体制確保に全力を尽くすこと、そのために医師確保の見通しはどうかと質問したことに対し、市長答弁では、小樽協会病院の周産期医療に係る医師確保の見通しについてはめどが立っていないけれども、小樽協会病院の分娩再開に向けて引き続き病院側と協議を行い、できる限りのことを尽くしたいと話していましたが、市長就任後、医師確保に向けてどのような対策をとってきたのか、経過をお知らせください。

市長は公約で、安定した周産期医療実現に向けて産婦人科医師の働きやすい環境を整え、支援を強化しますと掲げておりますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

また、今後は小樽市として産婦人科医師確保に向けてどのような取組をされるのでしょうか、お示しください。

次に、小樽市の公園について質問いたします。

公園は、緑や施設がもたらす効果として環境保全、防災、地域のコミュニティ、子供たちが健やかに育つために、また高齢者にとっても健康促進などに、大切な場所となっております。

小樽市では朝里川公園のみストレッチができる遊具がございますが、他都市では健康促進のため、ストレッチ遊具などが設置されております。公園によく来るといふ年輩の方は、子供が遊んでいる姿を見るだけで自分も元気になると話し、公園に行くのを楽しまれております。今、公園は子供だけではなく、どの年代にも適応した場所が求められていると思えます。

ですが、小樽市の公園は、道内の10万人以上都市の中で一番少なく、93か所です。小樽市の次に公園が少ない北見市でも165か所と、小樽市と比べると72か所も多いことがわかります。

また、地形の差などはあるものの、小樽市は1人当たりの面積も一番小さく、10.13平方メートルで、一番広い苫小牧市は60.35平方メートルなので、50.22平方メートル差があります。

小樽市環境基本計画の都市公園の整備の資料を見ますと、中心街や周辺では不足している状況になっていると記載されておりました。住宅地250メートル範囲内にある街区公園や住宅地から500メートル範囲内の近隣公園が、小樽市では最も少ないです。子育てをしている保護者の中でも、小樽は公園が少なく、身近に子供を遊ばせられる公園が少ない、公園をもっと増やしてほしいとの声もあります。

子育て支援を進めるためにも、身近に公園の整備と遊び場の整備は急ぐ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、室内公園について質問いたします。

ある市民の方は、八雲町にある噴火湾パノラマパークや旭川市にあるカムイの杜公園などのように、雨の日や冬でも遊べる公園があれば、まだ歩けない小さい子供から大人まで楽しめて、もっと子育てしやすいまちになるのではないかと話しておりました。

充実した室内公園があれば、雨の日など天候の悪いときでも、家を出て体を動かすことができます。また、天気が悪いときに、小樽に観光に来られた方が遊べる場所にもなります。ゼロ歳から2歳ぐらいまでの小さい子供は、外の公園の遊具は比較的年齢が高い子供用なので遊ぶのが難しいですが、室内公園で小さい子供も遊べる遊具があれば、安心して遊ばせることもできます。

小樽は雪も多く、雪捨場がないことから、公園が雪捨場になり、冬でも遊べる公園が少ないです。冬の間も運動不足にならないようにするためにも、冬でも利用できる室内公園をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

また、今ある公園を利用しやすいように魅力を伝えるのも大切だと考えます。小樽公園に遊びに来た母親は、公園の遊具の場所がわからず、遠方の公園まで出かけたと言います。しかし、小樽公園では、以前こどもの国があったところが滑り台や迷路などの遊具にかわり、設置されています。

運河公園は歴史的建造物の倉庫の中に遊具があり、雨の日でも利用できる魅力の公園ですが、市民の中には倉庫に入れることすら知らない方も多いです。公園にわかりやすい案内表示、また広報おたるやホームページに載せたりなどして、市民に小樽の公園の魅力を伝えることも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、公園のトイレについてです。

小さな子供がいる保護者にとっては、公園のトイレは重要です。近年ではトイレのバリアフリー化や子供用の便座、おむつ台、手すりなどの新たな設置がされました。今後は入船公園や朝里川公園など5か所が改修予定となっておりますが、トイレのない公園や、トイレがあっても不便で使えない公園もあります。使用しやすいトイレを設置しなければいけないと思いますが、市民が多く利用される公園のトイレは特に急がれると思います。

長橋なえぼ公園の森の自然館のトイレを見ますと、女子トイレにしかおむつ台がなく、子供用の便座もありませんでした。長橋なえぼ公園は幼稚園や保育所の遠足でも多くの子供たちが利用し、特にゴールデンウィークや花見の季節になりますと、1,000人以上の方が来るそうです。

また、運河公園の女子トイレは全て和式で、おむつ台も女子トイレのみですし、車椅子トイレにはおむつ台や子供用の便座はありません。運河公園も幼稚園などの小さい子供が利用する公園です。保育所の保育士に、和式で子供が利用できるのかと聞いたところ、今の子供は家でも、保育所や幼稚園でも洋

式を利用していることが多いので、和式だと子供は利用できないと話しておりました。

また、足腰が弱い方ですと、和式だと足に負担がかかり、立ち上がることすらできなくなり、大変な思いをしています。

公園にトイレがないところは設置し、男性用、女性用ともに乳幼児対応の設備を設置していただきたいと思います。市長の御意見をお伺いいたします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 高野議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、周産期医療について御質問がありました。

まず、多くの署名が寄せられたことにつきましては、周産期医療に対する皆様の関心の高さを改めて認識したところであります。

次に、市長就任後に、医師確保に向けてとった対策につきましては、周産期医療は子育て支援と多くかかわってきますので、福祉部内に子育て支援と周産期医療の両方の業務を担う職員を配置し、協会病院などの関係機関へ出向いて、現在の状況など、情報収集に努めている段階であります。

次に、産婦人科医師の働きやすい環境の整備と支援策につきましては、例えば子育て世代の医師も多いと聞いておりますので、子育てをしながら働ける環境を整えることなどが挙げられますが、あらゆる方面からの情報収集に努める中で、可能な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の産婦人科医師確保に対する取組につきましては、あらゆる方面からの情報収集に努め、北しりべし定住自立圏のみならず、管内の町村とも連携をし、北海道などの関係機関に対して要望、要請を行うなど、産婦人科医の確保に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽市の公園について御質問がありました。

まず、公園の整備につきましては、中心市街地においては既にまち並みが形成をされており、新たに公園をつくるには用地の確保が難しい状況にありますが、市民の皆様に安心して利用していただけるよう、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、既設遊具の更新を優先的に行っているところであります。

また、市が管理している公園のほかに、町会等が管理する児童遊園が53か所あり、設置等にかかる費用を助成しておりますので、今後も町会等からの要望に対応してまいります。

さらに、例えば冬期間の公園の斜面を利用してそり遊びの場や、海水浴場の活用等、既存施設の活用方法に工夫ができないか、遊び場の研究をしてまいります。

次に、冬でも遊べる室内公園につきましては、現在、本市においては、小樽公園の再整備や遊具の更新を優先的に行っているところであり、現段階では室内公園の設置は難しいと考えているところではあります。市が所有する施設の中に小型の遊具を配置するなど、室内公園の役割を果たす工夫ができないか、研究をしてまいります。

次に、わかりやすい公園の周知につきましては、これまでも広報おたるや市のホームページなどで、広く市民の皆様にお知らせをしているところでありますが、ホームページの内容をよりわかりやすくするとともに、さまざまな媒体を通し、小樽の公園の魅力を発信してまいりたいと思います。

次に、公園のトイレにつきましては、これまでも町会等からの設置要望に対し、随時設置をしてきたところであり、今後も同様に対応してまいります。

また、小樽市公園施設長寿命化計画の中で、利用者の多い公園について、トイレのバリアフリー化を計画しており、老朽化したトイレの改築を含め、男女の区別なく身障者の方も使える多目的トイレの設置を行い、その中で乳幼児対応の施設を計画しているところであります。

なお、御指摘のありました2か所の公園のトイレにつきましては、現在の身障者用トイレのスペースや構造等を考慮し、検討をまいります。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) 再質問させていただきます。

まず、周産期医療について質問なのですが、今、小樽と余市、仁木、積丹、赤井川、古平の5町村で行っている周産期医療支援事業費補助金を挙げて、先ほど市長が子育てしながら医師をしている方も多いので改善していきたいと話していたのですけれども、よりよい医師の待遇の改善や医療が受けられるように、周産期医療支援事業費補助金を上げるということも一応考えているのでしょうか。

あと、今、全国的に産科医師が不足してはおりますが、神奈川県横須賀市では、市民が安心して出産できるまちづくりを進めるために、産科医師増加を目的とした産科医師確保補助金制度を平成23年に創設しまして、当時は9人しかいなかった産科医師が、4年から5年近くで22人に増加しました。また、医師だけではなく看護師の確保や不育症、治療費の助成のために、いのちの基金を創設し、市民と一緒に命を大切にしようという取組を行って、募金箱を保健所や診療所など市内に17か所設置し、ホームページなどでも募金の呼びかけをして、去年は市民からの募金が350万円程度集まり、寄附した市民の思いを市も寄附したいということから市のほうでも同額を募金して、700万円程度の募金が、いのちの基金が集まりました。そして、出産環境は改善されつつあると、私自身、電話をかけて確認をいたしましたけれども、市長は産科医師の確保に向けて、他都市からもいろいろと情報を集めて行きたいということだったので、ぜひいろいろなところから情報をいただきたいと思うのですけれども、産科医師が来たとしても離職されては意味がないと思うのです。離職予防の、これは看護師の例なのですが、横須賀市では看護師が離職しないように、働くモチベーションを高め、自身のキャリアを考える研修を実施しており、25年からは離職防止研修2回分の経費をこのいのちの基金から出して、研修に参加された方は、やめようと思っていた人もやめるかもということのを口にしなくなり、離職率も研修後には減っていると聞いております。

こうした産科医師の増加や離職防止を改善している地域もありますので、このような先進事例について、情報収集をこれからもすると言っていたのですけれども、どの程度調査し、把握をしているのでしょうか。ぜひお聞かせいただきたいと思います。

また、公園についてなのですが、子育て世代には、子供のためにという理由で住む場所を変える人も少なくありません。私自身、子育てをしている保護者10人ほどに、子育てのしやすさをどこに感じるのかと尋ねたところ、家の付近に学校や病院があるのはもちろんですけれども、公園や自然の遊びができる場所があるかどうかで子育てしやすいまちなのかどうかを感じると話しておりました。今、子育て世代が多く住んでいる地域では、やはり公園が近所にあり、自然豊かなところが多いわけです。

以前、私は朝里4丁目に住んでいたこともありますが、近所に公園など遊ぶところがなくて、近所に住んでいる子供たちは道路でキャッチボールや鬼ごっこなどをして遊んでおり、車にひかれそうになる子供を見かけることも多々ございました。車を持っている方は離れた場所でも公園に行くことはできますが、車を持っていない人は離れた場所に行くことができません。山坂の多い小樽こそ、多いからこそ、子供が遊べる場所をきちんと確保しなければいけないと私は思います。

第6次小樽市総合計画の公園・緑地を見ますと、3年後、1人当たりの都市公園の面積は、目標値は12平方メートルになっており、その中でも市民1人当たりの面積は全道平均に対して低い水準になっている、計画的な公園や緑地の整備が求められていると、こういうことが書かれているわけです。具体的に計画について、今、一部進められているのかどうか、そこら辺もしっかりお話しいただければと思います。お願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 高野議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうで答弁をしないことがありましたら、担当部長からお答えすることになると思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目、よりよい医師の待遇等も含めて考えていかなければというお話でしたけれども、そのことも含めて、現在、協会病院から情報をいただきながら、その待遇も含めて市でどのような支援ができるのか、情報収集と検討をしているところでございます。

それから、医師確保に向けて他都市の情報をもっと集めていくべきではないかと。いのちの基金等のお話もありました。そのような方法があるということも、今、私自身も改めて知ったところでございませけれども、御存じのことがあれば、私たちももっと情報収集していきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御提案をいただけたら大変心強く思います。そのような情報を我々ももっと得ていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、おっしゃるように、子供たちの環境のために住居を変えられる方々もいらっしゃるというのは、私自身もそのとおりでというふうに思っております。公園も含めて、やはり子育て環境を整えることで人口増に直結すると私自身も感じておりますので、その中の一つとして、公園整備においても、御答弁させていただいたように、一つ一つ確認をさせていただきながら、よりよい環境を整えてまいりたいと私自身思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

○7番（高野さくら議員） その情報収集はどの程度されたのでしょうか。これから頑張っていくということも話されてはいたのですが、具体的にその中でどの程度情報収集して、周産期に向けてこれからどういうふうにやっていくのかということもお話しいただければと思います。お願いします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） ただいまの再々質問で、情報収集の御質問がございましたけれども、このたび子育て支援の観点で周産期医療を担当することになりました副参事、主幹でございませけれども、配置されました後、まずは御挨拶のために関係機関を訪問させていただいた中で、お相手の考えとか思いも一部お聞かせいただいておりますけれども、まだ初回ですし、御挨拶が主体ということでして、断片的な情報になりますので、今後さらにお話をさせていただく機会を設けさせていただく中で総合的な情報収集、情報把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 高野議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 代表質問に続き一般質問も5番目となりますと、重複している項目もあるかと思いますが、なかなか明確な答弁が行われておりませんので、通告どおり質問をいたします。

本年4月に行われた統一地方選挙において、森井市長が誕生し、2か月弱がたちました。これまで市長が記者会見やさまざまな場面で、市政の現状をオープンにするとの発言をしていますが、なかなか見えてきておりません。この定例会において、市長が市民の皆様にお約束した市政の現状をオープンにするためにも、またしっかりと議論をするためにも、透明感のある答弁をしていただきたいと強く要望をいたします。このことを踏まえて、森井市長が掲げた公約の一部と市政の現状について、質問をいたします。

初めに、森井市長が公約として掲げた「安全で安心なまちづくりを実行」についてお伺いいたします。

皆様の信頼を取り戻すために市政の現状をオープンにし、いいことはいい、悪いことは悪いと市民目線で取り組める市政を築き上げるとのことですが、当然市長はある特定の市民、団体ではなく、小樽全市民の皆様を大切に市政運営と全市民の皆様の福祉向上に向けて取り組まれるものと思いますが、これまでの代表質問あるいは一般質問の答弁を聞いていて、いいこと、悪いことの認識に違いがあると受け止めたので、共通認識として確かめておかなければならないと思います。市長公約の中にあるいいこと、悪いことの認識をお答えください。

次に、防災無線の整備など、先を見据えたしっかりとした防災対策については、具体的にはどのように進めていくのか、市長のお考えについてお答えください。

また、海岸線が多い小樽市においては、同報系防災行政無線の設置の要望が多く、これまでも議論してまいりましたが、森井市長が考えている防災無線の整備などについては、防災無線を活用した同報系防災行政無線も含まれているのか、お答えください。

次に、AEDの設置についてお伺いいたします。

平成19年9月9日救急の日から始まったおたる救急ステーション事業では、その効果目標として、小樽のまちの至るところに応急手当てのできる場所と人がいるまちを目指す取組をしたいとの考えから、自分の安全・安心は自分で守る、家族の安心・安全は家族で守る、地域の安全・安心は地域で守ることとなり、結果として災害に強いまちづくりにつながるものとのことでありました。そして、現在では市内29か所のおたる救急ステーションにAEDが設置されておりますが、森井市長が進める計画的な公共施設への設置についてのお考えを具体的にお答えください。

次に、中心市街地整備再開と空き家対策についてお伺いをいたします。

まず、空き家の解消に情報提供を行い、避暑地として活用していただけるよう、さまざまな対策を行うとのことですが、具体的にはどのような対策になるのか、お答えください。

また、どのような方が対象になるのか、どのような情報を発信していくのか、さらには市長がイメージしている避暑地とはどのようなイメージのものなのか、具体的にお答えください。

次に、中心市街地に市営住宅を建設し、中心部からまちづくりを再構築することですが、中心市街地の具体的な場所について、新幹線や高速道路延伸など将来展望も含めてお答えください。

また、中心部からのまちづくりについても、同じく新幹線、高速道路延伸など将来展望も含めて、市長がイメージしている再構築とはどのようなものなのか、お答えください。

次に、市内経済についてお伺いいたします。

我が自民党政権下で行われているアベノミクスにより、我が国の経済は回復基調となっておりますが、

小樽市内経済は景気回復の動きがまだまだ弱く、加えて人口減少による社会、経済への影響が強く現れております。

このことは、小樽商工会議所が市内企業の協力を得て実施した小樽市経済動向調査、調査期間平成27年1月から3月までのものが発表され、この報告の内容からもうかがえるものとなっており、全業種概況の業況については、全業種平均で、好転すると見る企業が10.3パーセント、悪化すると見る企業が13.5パーセントで、D I 値はマイナス3.2、売上高については、全業種平均で、増加すると見る企業が16.5パーセント、減少すると見る企業が18.5パーセントで、D I 値はマイナス2.0、採算については、全業種平均で、好転すると見る企業が13.3パーセント、悪化すると見る企業が19.7パーセントで、D I 値はマイナス6.4、業況、売上げ、採算、D I のいずれも前年同期比でマイナス幅を縮小、個人消費の回復を期待しつつもプラス要因は乏しく、先行きの不透明感は増しているとのことでありました。このことについての市長の認識をお答えください。

次に、森井市長が掲げる経済対策の一つとして、ふるさと納税を活用し、市内経済の発展と小樽市のPRをするとのことでありますが、これまでの小樽市の取組は、ふるさと納税の制度を利用しつつ、あくまでも全国の小樽ファンからの寄附を募ってまちづくりを進めていこうというものであり、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例でありました。

そこで、お伺いをいたします。制度の見直しも含めて検討していくのか、重複して新たな制度を検討していくのか、お答えください。

次に、これまでの寄附金については、平成25年度は187名の小樽ファンから寄附金額約1,217万円、平成26年度は226名の小樽ファンから約697万円が寄せられております。

森井市長の公約では、ふるさと納税の増進と経済の発展を掲げておりますが、増進目標額と市内経済の波及効果はどのようにもたらすのか、お答えください。

次に、クルーズ客船の誘致についてお伺いいたします。

これまでクルーズ客船については、経済効果も高く、市としても力を入れてきた経緯があり、今年度においても予定されている寄港回数は21回となっております。日本海側拠点港として最大限努力をし、小樽港の活性化を図っていきたいと考えておりますが、これからのクルーズ客船誘致についての重要度に関する認識と、小樽港の物流に関する展望についてお答えください。

次に、タグボートの更新時期についてお伺いいたします。

平成25年3月の予算特別委員会での私の質問に対し、今後、調査などを行っていくとのことで、更新時期については、平成28年8月とのことでありました。これまでの調査内容についてお答えください。

また、更新時の考え方について、中古船にするのか、新造船にするのか、船の能力、馬力などについての内容やコスト金額も含めてお答えください。

港湾に関連して、小樽市には小樽港と石狩湾新港の二つの港があり、それぞれの特徴を生かした活用方法が求められておりますが、市長の認識と、今後、この二つの港をどのように活用していくのか、お考えをお答えください。

次に、市内企業の皆様の最大の悩みは、電気料金の値上げについてであることは、市長も認識されていることと思います。原発反対を掲げてこられた森井市長ですが、原発賛成、反対の議論だけではなく、この電気代の問題について、どうすれば電気代が安くなるのか、真剣に議論しなければならないのではないのでしょうか。原発反対を掲げて選挙を戦ってこられた森井市長にはその責任が私はあると思っております。市長としてどのように考えているのか、お答えください。

電気代の問題とあわせて、エネルギー開発の多様化に関連して、風力発電についてお伺いいたします。

現在、石狩湾新港地域において、銭函風力開発株式会社、エコ・パワー株式会社、株式会社市民風力発電、石狩湾新港管理組合が公募を進めている洋上風力発電の四つの事業について、現在の状況と、今後どのような進め方かについてお答えください。

また、森井市長の風力発電についての認識と見解についてもお答えください。

この項最後に、銭函工業協同組合への助成金についてお伺いいたします。

銭函地域について、森井市長は人口減少対策の上でも、企業誘致の観点からも、重要地域だとの認識と強く感じているとのことであり、私自身も共通認識を持っております。さらに、企業誘致や既存企業についても、組合の活性化が必要であるものと考えております。現在、組合への助成金を支出しておりますが、その目的と金額、さらには段階的にその金額が下がっていった経緯と、あわせて市長の認識と今後のお考えについてお答えください。

次に、人口減少対策と子育て支援などについてお伺いをいたします。

市長のこの項目の公約には、銭函駅、南小樽駅のバリアフリー化がありますが、現実に向けてのJR北海道との協議を始める目標時期と、実現に向けての現時点での問題点についてお答えください。

また、銭函駅については、南口の設置、さらには快速列車の停車などの要望もありますが、このことについても、市長の認識と見解をお答えください。

次に、銭函市民センターの設備の充実について、設備の内容とその時期について、あわせて老朽化したこのセンターの補修や建替えのお考えはあるのかも含めてお答えください。

最後に、森井市長の公約である小樽の教育改革についてお伺いいたします。

先日も質問がありましたが、ここ数十年で低下してしまった児童・生徒の学力について、何が原因で低下してしまったのか、市長の認識をお答えください。

また、学力を上げるためにはどのような取組が必要とお考えなのか、市長の認識をお答えください。

教育に関連して、現在進められている学校適正配置の計画について、どのような認識をお持ちなのか、森井市長のお考えをお答えください。

全体を通して、いずれも今後は国、北海道あるいは商工会議所などとの連携や協力は必要不可欠であるものと思われます。小樽の発展は、市長をはじめ議員全員の共通認識であり、小樽市民の願いでもあります。その上で、多くの市民の皆様から森井市長の若さ、爽やか、実現力、そしてしがらみのない市政運営を期待し、御支持をいただいたわけであります。しがらみについては、森井市政が始まり2か月弱ではありますが、しがらみがあるようにも感じ取れる事案があります。森井市長の政治姿勢と、今後、どのように国や北海道、各団体や近隣市町村とも信頼関係を築き上げながら連携をしていくのか、認識と見解をお答えください。

以上、市政をオープンにするためにも、明快で透明感のある答弁をお願い申し上げ、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、私の公約について御質問がありました。

まず、よいことはよい、悪いことは悪いと市民目線で取り組める市政への認識についてですが、私は市役所を外側から見て、職員が市民の皆様には理解しづらい、長きにわたる市役所内の常識や慣習にと

らわれていた部分があったように感じておりました。この長きにわたる市役所の常識にとらわれていたことが悪いこと、市民の皆様にご理解をさせていただくことをよいことと例えて表現をしたものです。これからは職員と市民の皆様がより一層協働で取り組めるようにしてまいるとともに、市の施策が市民にとって有益かそうでないかを判断していくことが大切であると考えております。

次に、防災無線の整備についてですが、まず、先を見据えたしっかりとした防災対策につきましては、全国で大規模な災害が頻発をしている中で、市民の安全・安心のために、本市における防災対策の充実を不断に取り組む必要があると考えております。

本市においては、東日本大震災以降、避難所機能の強化として、備蓄資材の配備や、避難所と防災執務室を結ぶ移動系無線の整備などを行ってまいりましたが、今定例会補正予算に計上した緊急放送難聴地域対策としてのFMおたるのインターネット配信により、市民への情報伝達手段の多重化を図るほか、北海道が今年度末発表予定の日本海における津波浸水想定に基づき、平成23年度に作成した津波ハザードマップの見直しに速やかに着手してまいりたいと考えております。

次に、同報系防災行政無線につきましては、市民の皆様に対して確実に避難勧告等の避難情報を伝達するため、全ての方が何らかの形で情報を得ることができるよう、情報伝達手段の多重化、多様化を図る必要があります。同報系防災行政無線についても、整備が必要な設備の一つであると認識しております。

次に、AEDの計画的な公共施設への設置についてですが、現在、市の施設には全小・中学校をはじめ74施設にAEDを設置しておりますが、未設置の施設については、設置の必要性や管理方法を検討した上で、計画的な設置を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策と中心市街地についてですが、まず、空き家の情報提供と避暑地としての活用の具体的な対策につきましては、今年度実施いたします空き家実態調査により、市内の空き家の実態を把握し、管理良好な空き家につきましては、所有者の意向を確認しながら、空き家・空き地バンクへの登録を促進するとともに、ホームページの構成などを検討し、わかりやすい情報の提供を進めてまいります。

また、道外の若い世代やファミリー層、お仕事をリタイアされて時間に余裕のある層などをターゲットに、暮らしの情報や物件の概要、さらには恵まれた自然環境、食の魅力などの情報発信を行ってまいりたいと考えております。

次に、避暑地のイメージにつきましては、北海道の涼しい気候を強みに、首都圏をはじめとする道外からの皆様に、初夏から初秋にかけて快適に過ごしていただきながら、海や山などのすばらしい自然環境や食の宝庫としての魅力などを体感していただくようなことを考えております。

次に、市営住宅を建設する中心市街地の具体的な場所につきましては、平成27年3月に策定をした小樽市住宅マスタープランでまちなか居住の推進エリアとしている小樽駅周辺、南小樽駅周辺、小樽築港駅周辺及び小樽公園を中心とする山手バス路線沿線を想定しているところでありますが、その中でも特に小樽駅周辺を念頭に置いているところであります。

また、予定されている新幹線駅の位置や高速道路のインターチェンジの位置が中心市街地から離れていることから、これらの周辺の土地利用については、中心市街地との関連も考慮し、検討をしていく必要があると考えております。

次に、中心部からのまちづくりの再構築につきましては、中心部では、本市を観光やビジネスで訪れる交流人口を受け入れる観光施設や宿泊施設などの充実に加え、市営住宅の建設により、中心部に人を集め、居住人口の増加を図ることが、商店街を含む中心部のにぎわい創出や活性化につながり、中心部からまちづくりを再構築することにつながるものと考えております。

また、本市においては、今後、新幹線や高速道路延伸などにより、交流人口の拡大が期待されますの

で、新幹線駅やインターチェンジと中心部を結ぶ円滑な交通アクセスの確保が重要になると考えております。

次に、市内経済とエネルギーなどについての御質問がありました。

市内経済の状況につきましては、商工会議所の小樽市経済動向調査によりますと、平成26年度第4四半期における業種別の見通しでは、観光・サービス業は、外国人観光客のさらなる増加が期待できることなどを要因として、好転するが悪化するを上回り、これについては明るい材料であると考えております。しかしながら、全業種では、円安による原材料費のさらなる上昇などを懸念材料として、3期連続で好転するを悪化するが上回っており、その状況は縮小傾向にはあるものの、依然厳しい状態が続いているものと認識しております。

次に、ふるさと納税についてですが、まず、本市のふるさと納税制度を見直しなども含めて検討するのかにつきましては、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例では、寄附金の使途を歴史的建造物の保全や総合博物館など社会教育施設の整備に係る事業に限定をしておりますことから、現行制度を生かしつつ、これら以外の分野にも寄附金の使途を拡大し、寄附される方が本市のまちづくりに対し、より広く貢献をしていただけるような新たな仕組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、増進目標額と市内経済への波及効果につきましては、寄附者の善意によるふるさとへの応援というふるさと納税の趣旨を踏まえ、具体的な目標額の設定は考えておりませんが、より多くの方に本市の魅力を知っていただき、まちづくりに対する御賛同をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

また、市内経済への波及効果としましては、寄附された方に対し、市が買い上げた地場産品等を進呈したいと考えておりますことから、地場産品販売額の増加やその宣伝効果、さらには観光客として本市訪問への動機づけにつながることを期待できると考えております。

次に、クルーズ客船の重要度に関する認識につきましては、港のにぎわいにつながることに加え、乗船客や乗組員の観光消費をはじめ、一定の経済効果が期待できると考えております。このことから、これまでの取組経過を踏まえ、環日本海クルーズ推進協議会や小樽港クルーズ推進協議会などのさまざまな連携を通じて、誘致活動と受入れ態勢の強化に努めてまいります。

港湾物流の展望につきましては、関連する事業者が多岐にわたるなど、裾野が広いことなどから、本市経済を下支えする重要な役割を担っているものと考えており、フェリー航路や中国コンテナ航路、ロシア、ウラジオストクのRORO船航路などの定期航路や穀物類の取扱いなど、本港の既存物流の拡大に向け、官民一体となってポートセールスに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、港湾関連についてですが、まず、タグボートにつきましては、現在のたていわ丸の裸用船契約が平成28年8月末までであり、その時点で船齢が30年を迎えることから、後継船については中古船による更新を検討しており、平成25年より道内外の数隻についてその使用を確認し、現地調査も行っております。船の能力、馬力については、現在のひき船が3,500馬力であり、同等かそれ以上、用船費については、中古船を導入することにより、現状程度となるよう検討しているところであります。

次に、小樽港と石狩湾新港に対する認識につきましては、両港が有している機能を相互に補完しながら、過大な二重投資とならないよう効率的に港湾整備を進めることにより、両港の連携を強化し、道央圏、日本海側の物流拠点港としての発展を目指すことが基本であると理解をしております。

また、両港の活用につきましては、小樽港は穀物関連施設の機能集積やフェリー航路をはじめとする国内外の定期航路を生かした物流の促進、石狩湾新港はエネルギーの供給基地としての発展はもとより、広大な背後地の有効活用、とりわけ小樽市域への企業誘致が重要であると考えております。

次に、エネルギー関連についてですが、まず、電気料金の値上げ問題につきましては、企業の経済活動や市民生活に影響が生じる大変難しい課題と認識をしております。今後におきましては、引き続き企業や市民の皆様の声を真摯に受け止めていくとともに、最適な電源構成を定めるエネルギーベストミックス、電力小売の全面自由化など、国のエネルギー政策の動向を見極めながら、北海道電力株式会社等の関係機関と意見交換を密に行うなど連携を図っていくことで、本市としてどのような対応が可能か考えてまいります。

次に、石狩湾新港地域における4事業の現在の状況と今後の見通しにつきましては、銭函風力開発株式会社が当該地域の西側海岸で進める計画と、エコ・パワー株式会社が陸域で進める計画は、環境影響評価手続の第2段階となる準備書の手続を終え、今後は手続の最終段階である評価書の作成に向けて準備を進めると聞いております。株式会社市民風力発電が陸域で進める計画は、準備書の縦覧が6月15日で終了し、この内容に対する市民意見の募集を同月29日まで行う予定と聞いております。

また、石狩湾新港管理組合が公募で進める北防波堤沖の洋上風力発電計画は、現在、6月30日まで事業者を募集をしており、今後は石狩湾新港洋上風力発電事業検討委員会の審査委員会での内容審査を経て、9月ごろまでに事業者を選定する予定であると聞いております。

次に、風力発電に対する認識と見解につきましては、風力を含めた再生可能エネルギーについては、化石燃料の枯渇や地球温暖化対策として温室効果ガスの排出削減、エネルギー分散化などの観点から、発電への利用促進は必要と認識をしております。特に、風況に恵まれ、広大な背後地を有する石狩湾新港において、風力は有望な再生可能エネルギーの一つと理解をしていることから、環境影響評価の手続など条件が整った事業者の風力発電計画に対しては、本市として応援をしていきたいと考えております。

次に、銭函工業協同組合の助成金につきましては、銭函地域の経済の発展、振興に寄与されていることから、同組合の事業活動に要する経費の一部として、16万円の補助金を支出しております。補助金額は平成8年度の30万円から徐々に減額となっておりますが、本市の厳しい財政状況の中、平成17年度以降は現在の金額になったものと認識をしております。

今後につきましても、さきの理由から、直ちに補助金を増額することは困難であると考えておりますが、銭函工業団地を有する本地域は、本市産業の活性化にとって大変重要な地域であると認識をしておりますので、同組合の産業展への出展支援や北海道職業能力開発大学校との産学官連携などについて、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策と子育て支援などについて御質問がありました。

初めに、JR駅のバリアフリー化などについてですが、まず、銭函駅、南小樽駅のバリアフリー化に関するJR北海道との協議の目標時期につきましては、事業の実施に当たっては、国の補助要綱に基づき、本市と北海道運輸局、事業者であるJR北海道が協議会を設立し、事業計画を策定することとされておりますので、今年度のなるべく早い時期に協議会を設立したいと考えております。

また、バリアフリー化の実現に向けては、本市の事業費負担や各駅の周辺整備などの課題がありますので、それらの解決に向け、検討してまいります。

次に、銭函駅の南口の設置につきましては、JR北海道によりますと、駅南側の市道銭函新道線が非常に幅員の狭い道路であることなどの立地的制約により、難しいと聞いております。

また、快速列車の停車につきましては、札幌間では桑園駅と星置駅についても同様の要望があり、停車駅が増えることにより、快速列車の運行時間が延びること、銭函駅の利用者数が星置駅より少ないことなどの課題があると認識をしておりますが、銭函地域は札幌市とのかかわりが強く、人口対策上重要な地域でありますことから、交通網の再構築について検討しながら、引き続きJR北海道と協議を進め

てまいります。

次に、銭函市民センターの設備の充実についてですが、先ほども申し上げましたとおり、私は銭函地域が人口対策上重要な地域と考えておりますことから、より生活環境の整備を図るためには、コミュニティ機能の強化を含めた銭函市民センターの充実は欠かせないものと考え、将来的な建替えも視野に入れながら、公約に掲げさせていただいたものです。具体的には、地域住民の皆様の声をお聞きしながら進めてまいりたいと考えておりますが、老朽化が著しく、また財政的な制約もございますので、当面は使用に支障のないような補修を優先的に行わざるを得ない現状にあります。今後、できるだけ早い時期に地域住民の皆様の要望をお伺いし、どのような機能を強化することが有効なのか、財政状況を勘案し、優先順位をつけて設備の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育に関する認識について御質問がありました。

まず、児童・生徒の学力低下の原因につきましては、子供たちを取り巻く環境が時代の変化とともに大きく変わり、子供部屋の個室化や共働きによる両親の不在など、保護者が子供の学習状況を把握することが難しくなっているのではないかと私自身感じており、また市民の皆様からも本市の学力低下の懸念をお聞きしているところであります。

また、近年ではスマートフォンをはじめとした携帯電話の所有が低年齢化しているとともに、ゲームやSNSなど、携帯電話を扱う時間が増えているともお聞きをされており、このような生活習慣の変化が子供たちの読書や勉強時間の減少に影響を及ぼし、基礎的な学力が十分に定着しないことにつながっているのではないかと考えております。

次に、学力を上げるために必要な取組につきましては、国語力、特に読書が全ての学力の基礎になるものと考えておりますので、現在取り組んでいる音読活動を推進するほか、図書館の活用などを検討し、子供たちの読書習慣の定着に向けた取組を幼少期から進める必要があります。

また、授業以外での学習機会を確保することを目的とした樽っ子学校サポート事業を拡充するほか、家庭の中で親子で一緒に宿題や読書ができ、また家族の方々が気軽に相談できるような家庭教育をサポートする仕組みづくりも必要と考えております。

学力の向上に向けては、将来の夢や目標を持つことができるよう、子供たちの興味を喚起するスポーツや体験学習などの環境を整え、学ぶことの大切さや学ぼうとする意欲を抱かせることが大切であると考えておりますので、教育委員会と連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

次に、適正化基本計画の認識につきましては、本計画は少子化に伴う小・中学校の小規模化や学校施設の老朽化に対応し、教育環境の向上を図るため、平成21年に策定されたものと承知しており、現在、本計画に基づいて全市的な学校再編を進めていると認識をしております。望ましい学校規模を確保し、教育環境を向上させることや、安全・安心の観点から耐震化等に取り組んでいくとともに、通学安全のためのきめ細やかな対応にも配慮していくべきと考えております。

次に、政治姿勢についてですが、私といたしましては、まちづくりの主役である市民の皆様にも市政にかかわっていただきながら、このまちの元気を取り戻し、市民の皆様が住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、住民サービスの向上を効率的に推進するため、国、道、近隣市町村はもとより各団体とも連携し、市民交流や経済交流など、広域的な視点に立った行政を進めてまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) それでは、何点が再質問させていただきたいと思っております。

最初に、いいこと、悪いことの認識について御説明がありました。

まず、市役所内の常識というお言葉がありました。これは具体的にどういうものなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、長きにわたる慣習、これについても具体的にどういうことを指しているのか、お答えいただきたいと思います。

それから、クルーズ客船の誘致について、いろいろと答弁していただいたのですが、市長提案の中を見ても、やはりクルーズ客船については少ないのではないかなというふうに思います。そういうところから、クルーズ客船については消極的になっているのかなというふうに思いますので、もう一度力強いクルーズ客船についての答弁をお願いしたいと思います。

それから、エネルギーの部分で、電気代の部分なのですが、ここで聞いていて心配になったのが、先ほど私の質問の中でもありました原発反対ということ掲げられてきた森井市長であります。電気代の問題については、北電との連携というお言葉がありまして、実際、反対を掲げた森井市長がうまく連携していけるのかなという心配がありますので、この心配、私が思っている心配点を払拭できるような答弁をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それからあと、教育の部分で、これは先日も質問があったかと思いますが、ここ数十年という部分の具体的なところ、例えばスマートフォンとかというお話もありましたけれども、ここ数十年というのは一体何年ぐらい、何十年ぐらいを指しているのか、それから学力が低下していったのは、森井市長が思う部分で答えていただきたいのですが、段階的に下がっていったのか、それとも一気に下がったのか、そこについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後になります。最後の部分で、国や北海道、各団体や近隣市町村とも信頼関係を築き上げながらということでお聞きしました。連携という部分を強調されて答弁をされたのですが、私が聞きたいのは、信頼関係をどう築いていくのかという部分ですので、ここについてももう一度答弁をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井議員の再質問にお答えをいたします。

私が答弁したこと以外については、各担当部長から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、いいこと、悪いことのお話、常識、慣習のお話がありました。この場で私はあまり言いたくないですが、政治資金規正法違反というのは4年前にありましたけれども、それは市役所内における常識、慣習であったという状態だったかと思います。やはりあのことがまず一つどうしても私の中では市民の皆様には理解しづらい市役所内における常識、慣習であったのではないかなというふうに感じておりましたので、具体的にと言われれば、それについてでございます。

それから、クルーズ客船のこと、私、先ほど力強く答弁させていただいたと思ったのですが、クルーズ客船は皆様も御存じのとおり、今後において、より全世界的に多くクルーズ客船、運航される可能性の高い、また今までの答弁の中でも、東南アジアや東アジアの方々がより利用される可能性の高いものですから、そのクルーズ客船の誘致をしっかりと行って、この市内の経済波及に結びつけられるように、私も誘致に向けてしっかりと力を注いでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、電気代のお話です。私自身は、もう既に原発自体が電気料金の下がる電力供給の手段とは限らなくなってきていると思っております。御存じのように、福島の事故があつてからのやはり補償費であつたりとか、また原発を使用後にいわゆる廃棄していく、それに対しても当然大きなお金がかかる、そのことを考えますと、今後において、原発は必ずしも電気料金を下げる方法、手段にはなり得ないのではないかと思っておりますので、先ほど答弁させていただいたように、さまざまなエネルギーの多様化等を鑑みながら、又は消費電力を抑えられるように、そのような考え方をもち得ながら、電気料金ができる限り下がる、それが行政としてどのような政策ができるのかも含めて考え、検討してまいりたいと思っております。

また、北電との信頼関係を構築できるのかというお話もありましたけれども、北海道電力株式会社の中でも、取り組んでいることは原発だけではございません。ですので、さまざまな取組をなされていて、御存じのように、石狩湾新港でもあの火力発電、今、つくっていただいております。その方々とも御挨拶もさせていただき、今後における方針等をお話しさせていただき、またある程度落ちつきましたら現場のほうも確認させていただくということで、もう話は進んでおります。ですので、信頼関係はもちろんこれからではありますけれども、しっかり構築はできるというふうに私自身は考えております。

それと、教育の数十年と表現しておりますので、私自身は数十年としか言いようがないですけれども、私自身、この教育に私なりに携わっていく中で、多くの方々とお話をし、やはりそういう傾向が見られるところから、公約等に取り上げさせていただいたということで御理解をいただければと思います。

また、市町村、国、道も含めてですけれども、信頼関係、就任して、私、2か月弱だということですが、これから一つ一つ、さまざまな方々とお話をしながら、信頼関係を構築してまいりたいという思いで取り組んでおります。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) はい。

○13番(酒井隆行議員) 済みません、答弁漏れが一つあったかというふうに思います。

学力は段階的に落ちたのか、それとも一気に落ちたのかという、その認識の部分について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 失礼いたしました。

現在の答弁漏れに対しての御答弁ですけれども、具体的にどのように下がってきたかということ自体を認識しているわけではございません。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再々質問を数点させていただきます。あと細かくは予算特別委員会でお聞きしていきたいと思うのですが、まず一つ目、政治資金規正法違反ということで、いいこと、悪いことの長きにわたる慣習あるいは常識という部分でお答えをいただきました。

市長、このほかには何かないのでしょうか、まずそれが1点。

それと、もう一回学力についてお聞きしたいのですが、いつから、数十年前から学力が低下していったという部分がまず理解というか、確認できました。

それから、学力がどんと落ちたのかという部分はちょっとわからないということで答弁いただいたかと思うのですが、これだけで、こういう認識で学力アップに向けての取組が本当にできるのか、市長自

身が公約に挙げていたものですから、そこをもう一回、原因がはっきりしないと対策にならないと思うのですよ。対策の打ちようがないと思うのですけれども、その部分、もう一回答弁していただきたいというふうに思います。

この2点、お願いしたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどの常識や慣習のことで、ほかにはないのかというお話かと思いますが、私自身も今、このお役目につきまして、また改めて市役所内のことをさまざま今、見て感じているところでありますけれども、このお役目、立場上、内部における恥部をこの場でさらすようなことは少し避けたいというふうに思っております。しかしながら、あまりにも目に余るような状況があれば、当然にそのことをちゃんと皆様にお知らせしながら、改善できるように取り組んでいきたいと思っております。

それともう一点、原因、対策というお話がありましたけれども、先ほどは原因というふうに思われなかったかもしれませんが、例えばスマートフォンであったりとか、ゲームであったりとか、現代においてはそのようなものに触れる機会がかなり増えていると。そして、読書習慣が減ってきている、それにおける語学力が下がってきている、ですからそれに対して、少しずつそういうゲーム等の時間を下げてもらい、読書する習慣をつくって、子供たちの語学力を高めて、学力の向上に結びつけていきたい、そういうお話をさせていただきました。

○議長（横田久俊） 酒井隆行議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 5時50分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 一般質問を行います。

初めに、市内における周産期医療体制の確立に向けて質問します。

御承知のように、小樽協会病院では今月いっぱい分娩を取りやめることとなります。このことが明らかになってから既に6か月以上経過してきたわけですが、残念ながら具体的な解決に向けた進展がないまま、事ここに至っている状況です。市民の皆さんは大変心配していますし、また市民の皆さんがこの問題で知り得る情報が不足していることも問題があると私は考えます。どのような形でいつどこから発信されたのかは私もわかってはいませんが、一部で伝えられたからなのでしょう、状況が変わり、医師の退職が2人から1人になったので、産婦人科は継続できるようだ、するようだというような根拠の知れない話が市民に伝わっていました。私も直接多くの方からそのような話をいただきました。このことは、逆に言えば、大変切実な願いから出てくる話なのだと考えなければなりません。母親のいるこのまちで子供を産みたい、生まれた後も小児科など総合的な診療体制のあるしっかりとした病院、地域で安心して子供を産みたいと願うのは当たり前のことですし、市民の権利です。

まずは、平成21年に再編・ネットワーク化協議会から報告のあった小樽協会病院の役割について、市

長の認識をお聞かせください。

また、前段でも指摘させていただきましたが、関係情報が不足しているのではないかと考えます。市長は市民の皆さんに説明する責任があると考えますので、その点についても市長の考えをお聞かせください。

次に、このことに関して、問題の根本にかかわっていく事項でありますので、何点か具体的にお聞きします。平成26年1年間の小樽市民の出産した数を、小樽市内、札幌市内、札幌市以外の道内、そして協会病院と市内クリニックで示してください。

また、今後、協会病院が分娩を中止した場合、市内クリニックはどこまで受入れ可能なのかを示してください。

昨年5月、小樽市議会主催の市民と語る会において、市民から、小樽の周産期医療体制に不安を感じ、不本意ながら札幌での出産を考えている家族の話もありました。このたびの問題でいよいよ現実のこととなってしまいました。小樽で子供を産もうとする親の動きをどう考えるか、お聞きします。

現実小樽市内で出産ができなくなるということになれば、市民の皆さんに非常に重大かつ危機的な影響を与えてしまうことになります。さらには、市長の責務である市民の命を守るという根本が成り立たなくなります。

今日の事態に至るまで、再編・ネットワーク化協議会以降、周産期医療体制の維持に向けて、協会病院側から市に対して何らかの要望、要求がありましたか。

また、そうであれば、市はそれらについてどう対応してきたのか、お示してください。

そのことにも関連しますが、平成27年度予算においても、周産期医療支援事業費補助金が計上されていますので、この予算の積算根拠と今後の執行についてお示してください。

再度申し上げます。確かに事は協会病院という民間病院で起きている医師の退職不補充問題ですが、問題の本質的部分は、北海道周産期医療体制整備計画策定の中で、後志地区1市19町村の拠点病院として協会病院を指定し、医師の集中を計画・推進してきたのは北海道なのであるということです。高橋知事にはそれだけの責任があるのです。体制の維持、存続を求め、市内の医師をはじめ一般市民の方々による署名活動の取組もさきがありました。もちろん小樽市も議会も北海道に対して要請をしてきた経緯は承知していますが、今後については見えてこないのが現実です。北海道の対応はどうなっているのかをお聞かせください。

この問題に対して、財政的支援も含めて考え方に変更がありますか。

また、私はこの問題を取り組む上においては、オール小樽・後志という認識による枠組みづくりと運動の構築、また管内の他自治体との連携も必要であると考えます。市長の見解を求めます。

質問を変えます。

新市立病院開院後の経営状況等についてです。

新病院完成後、外来患者数、入院患者数、またこれに伴う医業収益は、予算と比較してどうなのか、認識をお示してください。

統合により新市立病院ではベッド数が減少しました。市立病院にしかない診療科での入院待ちなどの影響はないのかについて、今後の計画にも影響が出てくると考えますが、見解をお示してください。

利用者から、新患時の受付、再来時の受付、診療科での受付等、手続が面倒だ、診療科でもう一度受付をするということを知らないままでいて長時間待たされたという声がありました。現在、患者の誘導等はうまくできているのか、お聞かせください。

開業後、市民の反応はどうか、御利用者の声や勤務する職員からも不便だというような声はないのか、

あるなら例示してください。

病院局長が言った、選ばれる病院について、市民に対してのアピール策はどのようなことを考えているのかをお示してください。

森井市長にお聞きしたいのですが、病院建設には、前回の市長選でも規模縮小、計画見直しなどで消極的な意見であったと思います。経営改善策を含めて、今後の病院に対する市長の見解をお聞かせください。

質問を変えます。

保育所待機児童の解消に向けてお聞きします。

平成26年度中の待機児童の状態を年間の延べ人数で、また発生した原因を示してください。

さらに、この間、長橋保育所が廃止され、保育所の定員数が減少しましたが、現在の待機児童数についてお答えください。

国は待機児童の定義を変更していますが、その違いは何か、説明してください。

保護者が保育所を選ぶ場合に、保護者の方の居住地と勤務先の場所と通勤ルートなどもありますが、改めて待機児童数について、国にどのように報告されているのか、お示してください。

全国的な保育士不足の中で、小樽市においても議会での議論も含めて、さまざまな勤務形態に合わせた保育士の確保を検討する何らかの改正に着手していきたいとの考えが示されてきたと理解しますが、今日段階での臨時保育士などの募集条件や募集方法はどうなっていますか。

保育の質の確保のためには、有資格者である潜在保育士の活用に向けた条件整備が必要と考えますが、市長の見解を求めます。

最後に、市内の防災体制について質問します。

東日本大震災では、避難所が津波にのまれ、多数の犠牲者が出るという痛ましい現実がありました。

小樽市においても、長い海岸線を抱え、高齢者も多いという現実があります。

国においても、これらの教訓から、昨年4月、改正災害対策基本法を施行し、市町村に災害別の避難場所を定めるよう義務づけましたが、今日段階で課題は何か、お示してください。

災害は時間、季節を選ばないのであり、臨機応変な避難をする必要があり、行政は状況に応じた避難方法について、わかりやすい言葉で住民に発信、周知する必要があると考えますが、どのような具体策を考えていますか。

特に災害弱者と言われる高齢者の方や障害をお持ちの方などへの対応のあり方を机上のものとしなないためにも、具体的に検証できる避難訓練が必要だと思いますが、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

初めに、周産期医療について御質問がありました。

まず、再編・ネットワーク化協議会から報告のあった小樽協会病院の役割についての認識についてですが、協会病院は地域周産期母子医療センターに認定されており、協議会の中でも周産期医療、小児医療については、協会病院を中心に連携を図るとしていますので、協会病院の分娩再開は最優先の課題であると考えております。

次に、協会病院の周産期医療などに関する情報につきましては、今後、さらに協会病院と連携を図りながら情報収集に努め、市から説明できるものがあれば、市民の皆様にお知らせをしてみたいと考えております。

次に、平成26年1年間の小樽市民の出生数につきましては、全体で623件、出生地別の内訳といたしましては、小樽市内455件、札幌市内127件、札幌市以外の道内26件、道外15件で、小樽市内455件の内訳は、協会病院198件、市内クリニック255件、その他2件となっております。

また、協会病院が分娩を休止した後の市内クリニックでの受入れ可能人数につきましては、具体的に申し上げられるものではありませんが、スタッフの数や施設の機能等により、ある程度は限られるものと考えております。

次に、周産期医療体制の維持に向けた協会病院からの要望と市の対応につきましては、協会病院から財政支援の要請があった中で、北しりべし定住自立圏の構成自治体との協議を経て、平成22年度から必要な財政支援を行ってきたところであります。

次に、平成27年度予算の周産期医療支援事業費補助金の算出根拠につきましては、当該補助金の算出方法は交付要綱で規定されていますが、北しりべし定住自立圏のうち5町村分として、出生者数による負担金及び定額の負担金の合計額、小樽市分として病床数による負担金となっております。

また、今後の補助金執行の考え方につきましては、協会病院の動向も見ながら、改めて5町村とも協議をしてみたいと考えております。

次に、北海道の対応につきましては、要請文、署名を提出した際には、山谷副知事、当時の高田保健福祉部長からは、それぞれ、医師確保に向けて努力していくなどの発言があったと聞いておりますが、今後とも引き続き北海道に対して要望、要請を行ってみたいと考えております。

次に、協会病院への支援の考え方につきましては、今後ともあらゆる方面からの情報収集に努め、病院側の医師確保の後押しを行っていくという考え方に変わりはありません。

また、周産期医療の体制確保の取組は、後志地域全体の住民の安心な暮らしに寄与するものと考えますので、北後志5町村のみならず、管内の町村とも連携をしてみたいと考えております。

次に、今後の市立病院に対する見解につきましては、新病院の経営を健全に行うためには、医師確保は最重要課題であります。

また、高度な設備、高機能な医療機器を有効に活用するとともに、他の医療機関とのネットワーク化を推進し、医業収益の根幹である患者数の増加を図り、人件費や管理経費などの圧縮に努めることも必要であると考えております。

次に、保育所待機児童の解消について御質問がありました。

まず、平成26年度における待機児童数の延べ人数につきましては、あくまで国が定義する待機児童数はゼロ人ですが、特定の保育所を希望して入所待ちとなった児童数で申し上げますと、年間で延べ294人であり、発生した原因は、主に保育士不足によるものであります。

次に、現在の待機児童数につきましては、国の定義ではゼロ人ですが、入所待ち児童数で申し上げますと、平成27年6月1日現在で10人です。

次に、国が定める待機児童の定義の変更につきましては、新たな定義として、ほかに自宅から20分ないし30分未満で登園でき入所可能な保育所がある中で、特定の保育所を希望し待機している場合は、待機児童数に含めないとした内容が、平成14年4月から加わったものであります。

次に、待機児童数の国への報告につきましては、国が定める待機児童は、保育所の入所申込みがあり、入所要件に該当し、入所していない者であります。ほかに入所可能な保育所があり、待機している場

合は待機児童数には含めないとしていることから、国への報告はゼロ人としております。

次に、臨時保育士などの募集条件や募集方法につきましては、勤務条件は正規保育士と同一としており、賃金月額8,380円で雇用するものであり、ハローワークを通じて公募しております。

なお、終日勤務が難しい場合などもあるので、半日勤務を組み合わせた嘱託員の保育士の雇用も行っております。

次に、潜在保育士の活用につきましては、今後も必要に応じて勤務条件の見直しなどを検討し、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の防災体制について御質問がありました。

まず、災害別の避難場所についての課題につきましては、災害ごとに開設する施設が異なるため、このことを知らない方が避難に時間を要する場合がありますと考えております。このため、災害別の避難場所について、本年4月に発行した広報おたるで、市民の皆様にお知らせしたところでありますが、今後も市民の方への周知を繰り返し行ってまいりたいと考えております。

次に、避難方法のわかりやすい住民への発信、周知などにつきましては、広報おたる、FMおたるの番組内での放送のほか、本市のホームページ、まち育てふれあいトークなどで周知を図る際には、わかりやすい言葉や表現でお伝えすることに努めてまいりたいと考えております。

次に、災害弱者と言われる方への対応のあり方を検証できる避難訓練につきましては、これまで町会で実施する避難訓練では、まず、参加者が地図上で避難場所や避難経路を想定する図上訓練の中で支援方法を考え、次に実地訓練で、実際に車椅子を使用した避難体験を災害弱者本人や民生・児童委員にもしていただくことによって検証を行っているところでありますが、今後もこうした訓練の実施を町会に呼びかけてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 病院局長。

○病院局長(並木昭義) 中村誠吾議員の新市立病院開院後の経営状況等についての御質問にお答えいたします。

初めに、外来患者数、入院患者数と医業収益についてのお尋ねがありました。

新病院開院後の延べ外来患者数は、昨年12月、1万4,598名、今年1月、1万4,603名、2月、1万5,382名、3月、1万6,994名、4月、1万8,164名、5月、1万6,217名となっており、前年に比べ、2割程度増加しております。

延べ入院患者数は、昨年12月、8,455名、今年1月、1万64名、2月、9,310名、3月、1万378名、4月、1万361名、5月、1万840名であり、前年に比べ、1割程度増加しております。

また、医業収益につきましては、入院患者の新病院への転送を安全に行うため、昨年11月に入院調整を行ったことなどにより、予算を下回った月もありましたが、今年の3月以降は予算を上回っており、今後もこの状態を維持していくよう努力していくつもりでございます。

次に、統合による病床数減少の影響についてのお尋ねがありました。

新病院の病床数は388床ですが、旧病院の実働病床数は両病院合わせて402床でありました。実質的には旧病院での病床稼働率は78パーセント程度であり、月平均入院患者数も310名前後でありましたが、今年の5月には病床稼働率は90パーセントを超え、月平均入院患者数も350名となっておりますので、影響はないものと考えております。

次に、患者の受付等についてのお尋ねがありました。

開院当初は職員が不なれであったことや、新しいブロック受付を採用したことによる旧病院との受付

方法の違いから、患者に御不便をおかけしていましたが、その後、受付や案内の職員を増員したほか、受付開始前にエントランスホールで受付の方法の事前説明を行うなどの対応をしており、現在はおおむね円滑に進んでいるものと考えております。

次に、開院後の御利用者の声などについてのお尋ねがありました。

利用者からは、施設、設備に関するものが多く寄せられており、主なものとしては、「院内の表示がわかりにくい」「水を飲める場所やトイレの場所がわかりにくい」「駐車場の駐車台数が少ない」といったものや、「デイルームなどに時計が欲しい」「郵便局のATMを設置してほしい」など、多岐にわたっております。これらのうち、院内表示の改修など、可能なものから対応しており、デイルームなどの時計につきましても、今後、設置を予定しております。

なお、職員から、不便だという声は聞いておりません。

次に、選ばれる病院のアピール策についてのお尋ねがありました。

今は医療機関も選ばれる時代となっており、そのためには質の高い、信頼・安心できる医療を提供することが何よりも重要であります。情報を公開し、患者や市民の皆さんに、病院がどのような医療を提供しているかを知ってもらうことが大切なことと考えております。そのために、広報おたるの活用をはじめ、年に4回、病院の広報誌「絆」を作成し、関係機関に配付するとともに、病院内にも配布しております。

また、院内において定期的に市民公開講座、糖尿病などの健康教室、講演会、講習会等を開催しているほか、新病院の開院に合わせてホームページの充実を図り、情報提供に努めております。今後とも積極的な情報発信に努めてまいります。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 何点か再質問をさせていただきます。

まず、周産期医療体制の確立に向けて、私は最後のほうでオール小樽と後志、他自治体との連携ということを申し上げました。市長からは、後志と他自治体とのこの関係については連携をしていきたいとお聞きはしましたが、オール小樽というのをどう考えていらっしゃるでしょうか。というのは、どのような運動体、市民のいろいろな声を聞くときにも、正直にはっきり申し上げますと、経済界であるとか、労働界であるとか、いろいろな団体も含めてオール小樽というものを代表していくわけです。ですから、市長の中に、団体が悪いということはないと思いますので、オール小樽というものを構築していくときのイメージというのは具体的にお持ちですかということをお聞きしておきます。

次に、周産期医療体制のことに関しまして、先ほど、周産期医療支援事業費補助金の積算根拠について質問をいたしました。本補助金は出産数が減ることになれば、減額となっていくことになるのだろうと考えるわけですが、医師の業務の大変な過酷さの中で、その中には宿直もありますし、大変な体制をとって頑張っているわけですから、この補助金に関しても、このまま子供が減っていくということになれば、この補助金は減額していく形になっていくのでしょうか、それでは支えるべきものが支えられないのではないか、最低限の支えるべきところを踏み落としてはいけないのではないかと私は考えますので、固定費にできないのかと考える所存であります。これに関しても、市長及び関係部局の考え方を示していただきたい。

次に、これも今回の周産期医療に係る問題で、今聞きました補助金制度を含めて、実は私は、保健所で対応して、今後も対応していくのかと思っておりました。今回、福祉部の子育て支援担当で取組を進めていると聞いております。これは事務分掌条例、保健所規則で定めた事務の範囲を超えていると思う

のですが、条例等の改正で事務の分担を今後変える考えがあるのでしょうか。それは、このままだとこれまでの事務とこれからの事務で担当がどちらなのかもわかりませんし、市としてしっかり対応をするならば、条例の改正等を行って対応をすべきではないでしょうか。市長の見解をお願いいたします。

最後に、新市立病院の経営改善策と今後についての見解をお聞きいたしました。市長の認識を再度確認させていただきたいのですが、今後、この経営改善策においては、医局との十分なる協議を図る、そして事務局との連携を保つ中で、必要なことをしっかりと議会に説明していただきたい、これはお願いになるのでしょうか、でも、お願いではありません、その考えがありますねということをお聞きいたしまして、再質問とさせていただきます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外で残っているものについては、各担当部長より答えさせていただきます。

周産期医療の問題に関しては、最重要課題であると思っております。また、署名等もあり、市民の皆様の関心が本当に高いものであると思っております。この状況を解決していくためには、どなたかを妨げるとか、どなたかをよけるとか、そのようなことではなく、全てにおいてさまざまな情報を得て、実現に向けて、解決に向けて取り組んでいかなければならない。そのためには経済界又はその他さまざまな団体、そういうところからそのようなお話があればもちろん受けて対応していきますし、おっしゃるようにオール小樽、そしてオール後志で解決していく問題であると私自身もそのように認識をしております。

そして、小樽協会病院へのサポート、これは先ほども答弁させていただきましたけれども、北しりべし定住自立圏の市町村としてしっかりと協議しながら、そして協会病院の動向も見ながら、現在、まだ固定費というふうに決めているわけではありませんが、どのような支援ができるのかを、その動向をしっかりと見極めて、その連携の中で対応してまいりたいと思っております。

それと、新市立病院、医局との協議もというお話だったかと思えますけれども、私自身もそのように感じておりますので、病院局長とも話をしながら、私なりに連携ができるように取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 再質問の中で、事務分掌規則との関係がございました。

現在、保健所の業務の中で、周産期医療の対応ということについては、事務分掌にそういった文言で載っているわけではございませんで、同じく子育て支援課の事務分掌を見ますと、広く子育て支援についてのことという決めがございますので、そういった中で今回、福祉部で業務を行っていくことは十分可能だというふうに考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 中村誠吾議員の再質問の中で、小樽協会病院に対する北しりべし定住自立圏の援助の資金の考え方につきまして、御質問があったかと思います。

この定住自立圏における支援の仕方につきましては、以前から議会でもたびたび説明をしているところでございますが、開始をいたしました当初は、小樽市もやはり出産数に応じてそれを支払っていくと

いう考えでございました。それでは年々減ってまいりますので、中松市長のときに、小樽市につきましてはその考えを変えまして、そして小樽市以外の町村につきましては、その出産分に応じてという従来の考えを、小樽市分につきましては病床数に応じてということで、固定という考え方に変わってまいります。

○議長（横田久俊） 中村誠吾議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 本来、私の質問時間ではありますが、これまでの経緯もあり、市長との信頼関係が失われた以上、誰に向かって質問すればいいのかと、そのような思いから、一般質問を行わないとの考えに至ったものの、会派から、理由はどうあれ、市民のためには質問するべきだとの説得がございました。本日、通告どおり質問することといたしました。

一般質問に入る前に、今回、会派代表質問1日目から本日までの市長の議会に対する対応について、一言申し上げておきたいと思っております。

そもそも事の発端は、議会運営委員会で認められなかった発言を、市長が勝手に発言したことであります。議会運営委員会で一部発言を認められなかったことを市長に伝えた総務部長すら、その点についても理解していたと話す市長の発言に驚いている状況です。市長の行った行動は全く理解ができません。適材適所と言われた人事でしたが、市長、総務部長の連携すら不十分なのであれば、先が思いやられませぬ。

市長は、今定例会で各議員の再質問、再々質問で答弁漏れが多発し、謝罪しております。これまでの山田市長、中松市長であれば、しっかり答弁するためにメモをとっておりましたが、昨日まで森井市長はほとんどメモもとっていないかというふうに記憶しております。市民の代表として負託を受け、真剣に議論する議員に対して、その姿勢は極めて失礼であり、市民さえも愚弄するものであります。市長といえども許されるものではありませんし、はなから各議員の質問に真摯に答える気持ちなどなかったのではないのでしょうか。このようなことを繰り返せば、市政は停滞し、市民生活に影響が出るのは明らかであります。市職員には市民から信頼される職員にとっておきながら、行政の長たる市長が議会から信頼されなければ、全く示しがつきませぬ。

市長は、本日の会議冒頭でも、昨日の御自分の発言について陳謝されておりますが、議長からもありましたとおり、信頼関係があつてこそ初めて成り立つのが議会だということを改めて認識していただきたいと思っております。これまでの市長の姿勢に対して反省を求めるとともに、今後、このようなことが繰り返されぬよう、また市長みずから議会との信頼回復のために努力することを強く要望いたします。

それでは、通告どおり一般質問いたします。質問の途中から少し早口になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

初めに、今後の市政運営と政策や各事業の実施に至るまでの政策判断の基準について伺いたいと思っております。

森井市長にあつては、さきに行われました統一地方選におきまして、中松前市長に大差をつけ、当選されました。この大差についてはさまざまな評価、分析はあるものの、市民が森井市長の政策や変革への期待を投票という形で示した結果であるということは事実であります。

しかし、その反面、市民の期待に応えられない場合、森井市長のみならず、市政に対する失望ははかり知れないものがあると思っておりますし、地方創生という意味では、今後5年間が重要な期間であり、この

ことからその責任は重大であります。

市長就任以来、報道や記者会見を見て、市民の中には、「なぜ森井市長はいまだに具体的な政策の話をしていないのか」「いつ具体的な公約実現に向けた話があるのか、本当に大丈夫か」などの不安の声も聞きます。今定例会では、森井市長色を前面に出し、具体的な政策議論になると考えておりましたが、今定例会に上程された議案にはまだ森井色を感じることができません。

また、報道されていた、政策を懇切丁寧に市議の皆様へ伝え、理解と賛同を得られるよう努力したいとの話とは裏腹に、就任後1か月半を過ぎても、そのような機会は一度もないですし、所信表明では議員に対して御理解と御協力をお願いいたしますと話されていますが、現在まで真摯に議会と向き合う姿勢すらありません。逆に、大変重要な案件であっても、議会に対し、事前の説明がないまま進めていることは大変残念ですし、不可解な人事を進めるなど、議会軽視ととられても仕方がないことが多々あります。市議会議員を4年間務めた森井市長と5月31日まで議会事務局長を務めた現総務部長が、なぜこのような強硬姿勢なのか、理解に苦しみます。なぜみずから話されたとおり、議会との懇切丁寧な話が現在までできなかったのか、市長がその気ならいくらでもその時間はあったと思うのは私だけではないはずです。その理由をお聞かせください。

今回の市長所信表明では、検討を進めるという言葉が多数使われていますが、既に市民から選ばれ、市長に当選、就任されているわけですから、そろそろ全ての市長公約の腹案を開陳し、本格的な議論を始めるべきと考えます。市長のお考えを伺います。

また、市民の不安を払拭するためにも、市長が選挙戦で掲げられ、市民に支持された公約実現への決意と政策実現に向けた具体的な4年間のスケジュールについても、説明を求めるものです。

当然ではありますが、政策実現には多額の財源が必要となります。市長は当選後さまざまな機会に、財政状況について、思ったより財政が硬直化していると話されているのを耳にいたします。御承知のとおり、これまで本市では広報おたるやホームページで、財政状況について市民周知は行ってきていますし、市長を目指してこられたわけですから、8年間の中で市政全般を通し分析し、財政状況も把握された上で公約を掲げられてきたものと推察するところですが、どのような状況から、どの時点で財政が硬直化していると判断するに至ったのか、御自身が感じていた状況と現実とに乖離があると感じたのはいつなのか、また8年間の中では、どのような分析をされてきたのか、伺います。

選挙戦では、財政のオープン化も明言されておりました。財政をどのようにオープン化するおつもりなのか、これまでの広報おたるやホームページだけでは何が足りないとお考えなのか、お知らせください。

以前、市長にこのオープン化について伺った際には、オープン化には予算が伴うとの話もありました。今定例会での所信表明では、市政の現状をできる限りオープンにできるよう、その内容や手法の検討を進めていくとのことですが、そもそも財政のオープン化の内容、手法をこれから検討するののかとの疑問があります。そこで、財政のオープン化の方法、予算とその目的、スケジュールについて、具体的にお知らせください。

報道によれば、前市長の予算は検証した上で、継続するかやめるか示すべきだと語ったとのことですが、そこで伺いますが、継続かやめるのかをどう判断するのかについてです。

これまで本市では、市が行う事業について、事業の必要性や優先順位を判断するため、中松前市長の肝いりで行政評価の試行を行い、昨年度より本格実施となったことは御承知のとおりであります。行政評価の目的は、市ホームページではこのように説明されています。「人口減少や少子高齢化の進行などにより歳入の増加が見込めない一方で、行政ニーズは一層多様化しており、「選択と集中」の観点から、

限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことが求められています。このことから、行政評価をツールとして活用し、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図るとともに、必要な点検や見直しと効果を把握する中で今後の方向性を整理し、継続して業務の改善と改革を図ること（P D C Aサイクルの確立）により、持続可能な自治体経営につながることを目的にし実施しました」とのことです。私も行政評価については、試行段階から本格実施に至るまで、何度も議会で議論させていただきましたし、公明党議員団としても、他市への視察を重ね、本市の試行段階から本格実施に向け提案をしまいいりました。市長も御承知だと思いますが、現在、多くの自治体で行政評価の手法が用いられていますし、今後の本市の市政運営には欠かせない制度であると考えます。市長の行政評価の認識と、今後継続して行うお考えはあるのか、また市長公約で掲げられた政策を進めるために、これまでの評価結果を参考に判断することもあり得るのか、さらには新しい制度導入などにより判断することも考えているのか、御所見をお聞かせください。

次に、経済施策に関連し、伺います。

昨年、日本を訪れた外国人の数は年間1,341万人に達し、過去最多を更新しました。訪日外国人の消費額も過去最高の2兆278億円とのこと。外国人観光客増加の背景には、現政権による、2020年までに外国人訪日客2,000万人の達成を目指して実施した消費税免税対象品目の拡充のほか、ビザの発給要件緩和などの政策や円安による後押しも効果につながっているものと認識しているところであります。

今年に入り、3月には単月で初めて150万人を突破し、外国人の訪日は好調な状況のようではありますが、その多くは、いわゆるゴールデンルートと呼ばれる東京、大阪、京都が中心です。政府もこの集中しがちな状況を打開するために、さまざまな政策的な取組を始めており、本年4月12日には、太田国土交通大臣が中国、韓国両国の観光担当大臣と4年ぶりに会談を行い、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを視野に、3国間の人的交流を3,000万人まで拡大することや、東アジアをパッケージ化し、欧米諸国などへのPRをすることで合意されました。今まで以上に中国、韓国や東アジア圏からの観光客が増えることが予想されますし、特に東アジアからの観光客が増えている本市にあっては、さらに定住自立圏構想で協定を結んでいる後志各町村などとの連携強化や、あるいはもう少し広い範囲での連携など、具体的な観光戦略を練る必要があると思います。

地域連携の一例としては、石川県金沢市と長野県松本市、岐阜県白川村の広域連携による「サムライルート」がありますが、ヨーロッパで紹介され、人気があるそうです。今後、広域観光周遊ルート形成促進事業など、国のメニューを活用していく必要があると感じますが、この点でのお考えをお聞かせください。

国が観光客の一極集中化から地方へ誘客する政策である手続委託型輸出物品販売場制度、外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度が、今年4月1日から始まったとのことあります。

説明によれば、手続委託型輸出物品販売場制度では、商店街やショッピングセンターが代理委託し、免税販売手続を免税手続カウンターで一括してできるようになり、大型ショッピングセンターなどの各テナントショップは、個別に書類作成を行う必要がなくなる上に、各ショップの買物額も合算でき、これまで百貨店のみで実施されていた買い回り後の一括還付型の対応が可能となります。

また、外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度では、これまで免税店は常設の販売場が必要だったため、大型クルーズ船寄港時であっても、臨時の免税店を設置することができませんでした。しかし、今回の改正により、免税店は港湾エリアに臨時店舗を出店することが可能となりました。

今紹介した二つの制度は、外国人観光客が多く、増加傾向にある本市では有効な制度であると思いますが、まず、これまでの外国人の購買状況について、特徴的なことがあればお知らせください。

よくテレビなどで紹介されていた中国人の「爆買い」は、市内の一部の店舗でも見かけられたようですが、各商店街等に外国人の購買状況の調査などを行ったことはありますか。あれば購買状況についてお知らせください。

また、この制度の認識と本市での有効性と今後の利用促進について、お考えを伺います。

次に、観光庁の調査によれば、訪日外国人観光客へのアンケートで、「旅行中困ったこと」「旅行中最も困ったこと」として最も多かった回答は無料公衆無線LAN環境が整備されていないことであります。私も、観光、防災の観点から、本市でも必要であるとして、公衆無線LANの整備について提案してまいりました。

今年の第1回定例会で、移動式Wi-Fi環境整備事業費として75万円が予算計上され、可決されましたが、その後の事業進捗状況をお知らせください。

公衆無線LANは多くの観光地でも整備が進む一方、自治体間での接続環境の安全性に格差が生じているとの指摘があります。利便性を優先したセキュリティの甘さがあり、国では、安全性をおろそかにすると犯罪インフラになりかねないと懸念している状況です。

京都市では、2012年から整備を進め、現在、約1,500か所に無料スポットが設置され、今年3月の利用件数は延べ62万件だったといます。しかし、セキュリティ環境があまりにも脆弱なために、京都府警よりセキュリティの向上を求められたそうです。

そこで、本市の移動式Wi-Fi環境のセキュリティ対策と今後の課題があれば、お知らせください。

次に、国の2014年度補正予算に盛り込まれた地域住民生活等緊急支援のための交付金では、プレミアム付商品券発行支援策が盛り込まれました。各自治体・地域の実情を踏まえ、工夫することにより、消費喚起につながり、地域経済の活性化に結びつくことは言うまでもありません。全国の自治体の97パーセントが発行を予定しているなど、森井市長が提案説明で述べられた経済波及効果を高める政策とも合致するわけですが、本市では総額12億円で10万冊を発行し、消費喚起、経済の活性化を図るために実施されております。他市ではさまざまな工夫がされ、窓口で購入希望者が殺到する自治体や発行冊数16万冊を2日間で完売するといった自治体がある一方で、本市では購入の予約が伸び悩んでいるとのことです。

そこで、現在の購入予約数の状況をお知らせください。

今回の申込みについては、往復はがきによるものであり、特に高齢者にとっては、大変面倒な手続だとの声がある一方、並ばずに申込みができてよかったなど、さまざまな意見が寄せられます。

今後についてですが、申込期間は一度5月31日終了予定を6月7日まで延長し、終了しましたが、今回販売できなかった分の追加販売についてどのようにお考えなのか、伺います。

次に、取扱店についてです。取扱店の申込みは当初5月31日までとなっており、商工会議所のホームページを見ると、6月15日現在、登録店舗は1,100店でありました。その後、登録は随時受付に変更されております。市民からはどの店で使えるのかわからず、購入しようにも二の足を踏んでいる、近所で使えるのか知りたいとの声もあります。商工会議所のホームページで公開はされているものの、インターネット環境がなく、見ることができる人も限られており、不便であります。登録店舗への早い段階でのポスター、ステッカーの配付と、掲示のお願いも進めるべきだったと考えますが、現在までの周知の状況とこれからの対応策について伺います。

次に、この項の冒頭で述べたとおり、市長も経済波及効果を高める政策を展開するとのことです。市

長就任以来、さまざまな会合や懇談会等に出席されてきたことと思いますが、市内消費喚起の呼び水ともなり得るプレミアム商品券のPRはどのようにされてこられたのか、また今後、追加販売をするのであれば、市長はこれからどのようにPRするおつもりか、伺いたいと思います。

次に、若者支援と連絡会議の継続について市長に伺いたいと思います。

これまで私は何度となく本市の若者支援体制の確立を質問・提案してまいりました。特に平成25年第4回定例会では、18年度のこころの健康についての疫学調査に関する研究による、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は0.56パーセントであり、全国では約26万世帯であるとの推計を基に、22年国勢調査の小樽市の5万7,711世帯に当てはめると、小樽市のひきこもりの状態にある子供のいる世帯は323世帯程度と推定されることから、民生・児童委員協議会の方の協力を得て、実態調査をするべきだと提案させていただきました。その後、市からの要請に、民生・児童委員協議会の方々の協力が得られ、調査を行い、一定程度のひきこもり状態の方がいることが判明し、昨年12月、庁内連絡会議が発足したわけがあります。私は、当初は若者支援との考えからこの問題に取り組み、市内の当事者、家族で結成されている不登校・ひきこもり家族交流会などへ参加し、勉強してまいりましたが、実は対象とされる方は若年層のみならず、高年齢化しつつあることも感じられます。一刻も早い市としての体制の強化が求められていますが、関係者や家族、保護者からも、市長が替わったことによって、せっかく一歩進んだ取組が後退しないか、心配する声も聞きます。

そこで、市長にお聞きいたしますが、私がこれまで求めてきた市としての相談体制について説明していただき、この連絡会議を引き続き行う考えはあるのか、お考えを伺います。

昨年12月にできた庁内連絡会議では、既に総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長、産業港湾部商業労政課長、生活環境部青少年課長、福祉部生活困窮者自立支援担当主幹、福祉部地域福祉課長、福祉部子育て支援課長、保健所健康増進課長、教育委員会指導室長などが出席され、会議が行われたと認識していますが、中心となっていた総務部長、総務部総務課長、総務部職員課長が交代し、今後、事務局はどの課で行い、どのように議論が進められていくのか心配です。これまでの会議の進捗状況と議題、内容と今後の議論の進め方について説明をお願いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

○20番（小貫 元議員） 秋元議員の冒頭の発言なのですけれども、議長の見解を伺いたいのですが、市長の発言については、議会運営委員会で確認をしまして、秋元議員はその委員でありました。そして、そういうことでまとめるということで話がまとまったわけなのですけれども、そして市長の発言の後、議長が議会の総意として発言を行ったわけです。

今後、似たようなことがあって、秋元議員の冒頭の発言になるというのだったら理解はできるわけなのですけれども、これからお互い信頼関係を築いていきたいと思いますということであった中で、先ほどのような発言というのはいかがかと思いますので、議長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横田久俊） 議会運営委員会には私も出席しております、冒頭、市長が述べられた文言といましようか、これでよしとする、了とするといましようか、その合意は私も確認をしておりました。それについて、秋元議員の冒頭発言は、それではだめだという発言ではなかったのではないかと思います。

ただ、私から、質問の冒頭について、それは言うてはだめだよ、あるいはこうしたほうがいいのかというのは、これはなかなか言いづらいことでもあります。秋元議員が議員としてそうおっしゃったということ

は、今日の流れを見ると若干の違和感がないわけでもありませんけれども、それを私が制することはできませんし、それから繰り返しになります。議会運営委員会での合意について異議を唱えたことではないというふうには判断いたしますので、このまま議事を進めさせていただきます。

理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

○市長(森井秀明) 議長、答弁の前に一つだけ確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長(横田久俊) よろしいですよ。

○市長(森井秀明) 秋元議員の質問の前の一言につきましては、事前に発言の申出又は通告がありましたでしょうか、そのことだけ確認をさせていただきたいのですが。

○議長(横田久俊) 質問ではないので、通告はございません。

○市長(森井秀明) わかりました。

それでは、答弁に入らせていただきます。

(森井秀明市長登壇)

秋元議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、今後の市政運営について御質問がありました。

まず、議会への説明についてですが、重要案件や人事などについて、事前の説明が不足をしているのではないかと御指摘がございましたが、例えばおたるドリームビーチの問題につきましては、産業港湾部より5月29日に、議長、副議長、各会派の代表者、経済常任委員会の委員長、副委員長に、市の考え方として、今年の夏については市営で海水浴場を開設する方向で第2回定例会に補正予算を提出していきたいということをお伝えし、その後、6月8日、9日の各会派への議案説明の際、その経過や必要性などのほか、今定例会で先議をお願いしている予算について説明をさせていただきました。

また、参与につきましては、任用前の6月8日、9日にかけて、各会派の代表者の皆様方に説明をさせていただきましたが、議決事項ではないとはいえ、多少性急な面もあったと感じておりますので、今後はできるだけ早い段階での丁寧でわかりやすい説明に心がけてまいりたいと考えております。

次に、公約実現への決意についてですが、まず、市長公約の腹案を開陳し、本格的な議論を始めるべきとのことにつきましては、所信表明では、公約に沿いながら、今後4年間の市政運営やまちづくりについて私の考えの一端を述べさせていただきましたが、お示した取組の中にはさらに検討を重ねていかなければならない事案もありますことから、スピード感を持ちながらも、一歩ずつ着実に取組を進め、議会や市民の皆様への説明をした上で、しっかりと議論をさせていただきたいと考えております。

次に、公約実現への決意と政策実現に向けたスケジュールにつきましては、このたびの選挙では、元気なまち小樽を取り戻すため、五つの柱を公約とし、多くの市民の皆様から御支援をいただき、市長に就任させていただきました。本市を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、多くの公共施設の老朽化や厳しい財政状況など、さまざまな課題に直面しておりますが、公約に掲げた小樽の再生へ向け、住みよいまち小樽、人に優しいまち小樽を目指し、力強いリーダーシップを発揮しながら全力を傾ける決意であります。

公約に掲げた取組のスケジュールにつきましては、できることから具体的に進めてまいりたいと考えており、除排雪の体制の充実や小学生までの医療費と第3子以降の保育料無料化など、市民の皆様身近な行政サービス向上のため、実現に向けた検討を指示しているところであります。現状の把握や財政状況の検証などを踏まえながら、議員の皆様や市民の皆様とともに、これからの4年間で公約を達成

できるよう、一つ一つの政策に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政の硬直化についての8年間の分析につきましては、私は、市長就任前から、本市の財政状況について、平成19年度に151億円あった市税収入が25年度決算では16億円減の135億円となっているのに対し、扶助費は約22億円増となっているほか、企業会計を含めた市債の借入額についても、60億円だったものが25年度には約2倍の124億円となっていることなど、厳しい財政状況にあることは認識をしておりました。就任後、懸案事項等のヒアリングなどを通じ、依存度の高い地方交付税の制度改革が懸念される中、本市の少子高齢化に対応した社会保障の充実や老朽化した公共施設の耐震化対策などが控えており、これまで以上に事業の取捨選択を行っていかねばならないと考えているところです。

次に、財政のオープン化についてですが、現在、広報おたるには、地方自治法に基づく小樽市財政事項説明書に関する条例の定めるところにより、予算、決算や執行状況等の単年度の財政事項を掲載しているほか、ホームページには、小樽市の財政についての統計を中心に掲載しております。これらに掲載されている内容については、財政用語が専門的で難解であることや経年の財政状況を示すものが少ないなど、わかりづらいと感じておりました。

また、財政のオープン化の方法、予算とその目的、スケジュールにつきましては、所信表明での繰り返しになりますが、多くの市民の皆様と話をする機会をつくりながら、財政の現状についてもできる限りわかりやすい内容でオープンにできるよう、手法の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、行政評価の認識につきましては、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用するため、行政みずからが事業の必要性や有効性などを点検し、何らかの見直しが必要なのか否かを判断するとともに、その判断内容を市民の皆様にお知らせしていくことは、今後の市政運営になくてはならないものであると私も認識しております。

このため、当面は現在行っている行政評価を引き続き行い、評価結果については、これまで行った評価の結果も含め、今後の事業の見直しなどの判断材料としていきたいと考えております。その上で、できるだけ早く外部評価の導入を含め、市民目線で取り組める市政の実現に向け、市民参加による、事業や施策の点検・評価を行うための仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、経済施策について御質問がありました。

初めに、観光客誘致の施策についてですが、広域観光の具体的な戦略につきましては、これまでも北後志5町村との小樽・北後志広域インバウンド推進協議会や、MICEに関して連携している札幌市、倶知安町、ニセコ町と一緒に誘致事業などを実施してきたところであります。周遊ルートの形成などの観光戦略の重要性は十分に認識しておりますので、今後も関係自治体などと協議を進め、国のメニュー等も検討しながら、広域的な観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、輸出品販売場制度についてですが、まず、本市における外国人の購買状況につきましては、これまで中国をはじめとする東アジアや東南アジアの観光客によるガラス製品、オルゴールなどの土産品の購入がほとんどを占めておりましたが、最近では大手チェーンのドラッグストアで化粧品や日用品を購入するケースも多く見受けられます。

また、平成26年10月1日から、日本の免税店制度が拡充されたことにより、店舗における免税店の表示が外国人観光客の購買意欲を高めていると聞いております。

次に、外国人観光客の購買調査につきましては、平成25年度に行った小樽市観光客動態調査では、小樽に宿泊した外国人1人当たりの市内での総消費額は約5万1,000円で、そのうち土産品購入費は約9,000円であり、この時点では日本人観光客との差はなく、いわゆる爆買いの状況は見受けられませんでした。

次に、輸出物品販売場制度の有効性と今後の利用につきましては、市といたしましても、この制度が外国人観光客の購買意欲や利便性を高め、購買増につながるものと認識しており、今後も観光協会や商店街振興組合連合会などを通じて、加盟各店舗等に周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、無料公衆無線LAN環境整備とセキュリティについてですが、まず、移動式Wi-Fi環境整備事業の進捗状況につきましては、既に移動式通信装置を購入し、4月27日寄港のクルーズ客船クリスタル・シンフォニーの入港時の運用を始めており、外国人観光客を中心にWi-Fi環境の利便性向上を図っているところであります。

今後も客船はもとより、潮まつりなどの市内イベントに活用してまいりたいと考えております。

次に、移動式Wi-Fi環境のセキュリティ対策と今後の課題につきましては、現状では利便性向上のため、セキュリティ対策としての暗号化は行っておりませんが、今後、移動式Wi-Fi環境の提供の際には、情報漏えい対策として、暗号化によるセキュリティ強化を検討する必要があるものと考えております。

次に、プレミアム商品券についてですが、まず、現在の購入予約数につきましては、6万7,203冊とお聞きしております。

次に、追加販売につきましては、発行する10万冊を売り切ることを目標に、業務の委託先である小樽商工会議所及び販売を行う小樽信用金庫の担当者と、販売方法や販売時期、販売場所などについて、早急に検討を進めているところであります。

次に、取扱店に係る周知の状況につきましては、インターネット環境のない方への対応として、取扱店リストを商業労政課や各サービスセンターで配布するとともに、販売所となる小樽信用金庫の市内9店舗に掲示していただきました。

また、今月開催した取扱店説明会において、ポスター、ステッカー等を配付し、店頭での掲示をお願いしたところであります。

今後の対応策につきましては、販売時に購入者へ取扱店一覧の冊子を配付するほか、市の施設などにも配置いたします。このほかにも追加販売に備え、広報おたるなどによる事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、就任以来、出席した会合、懇談会等におけるプレミアム商品券のPRにつきましては、会合等の趣旨を踏まえて対応いたしました。このたびのプレミアム商品券事業は、地元消費の拡大や地域経済活性化に効果があることから、今後、追加販売の概要が決まり次第、より多くの方々へ事業の周知を図るため、さまざまな機会において情報提供とPRを心がけてまいります。

次に、若者支援と連絡会議の継続について御質問がありました。

まず、庁内の関係部局で設置した子ども・若者育成支援庁内連絡会議につきましては、昨年12月の設置以降、これまで3回開催し、ひきこもりに関する各課の所管事務、連絡会議の事務局の選定などについて協議を行ってまいりました。

この中で、若年層のひきこもりについて、精神疾患の場合は保健所となりますが、それ以外のすき間となっていた相談窓口について協議し、生活困窮者自立支援法に基づき、本年4月1日に開設された小樽市生活サポートセンター、いわゆるたるさぼをその相談窓口として整理したところです。

また、連絡会議の事務局につきましては、生活環境部青少年課が担い、各部にまたがる事案が生じた場合の会議の招集と各部間の調整を行うことと決定いたしました。

ひきこもりや不登校などにより、社会生活を円滑に営むことが困難な子供と若者の自立や社会参加に向けた取組については、重要なものと認識しておりますし、支援については対象者や対応分野が多岐にわたりますので、横断的な仕組みとして連絡会議を引き続き開催し、さらに連携を強化するとともに、

今後とも包括的な支援ができるよう情報共有に努めてまいりたいと考えております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 再質問を何点かさせていただきたいのですが、市長自身にかかわること以外は非常に丁寧に説明していただきました。ありがとうございます。

初めに、議会への、私たち議員への懇切丁寧な話ということでは、おたるドリームビーチ、また参与の話を挙げて話していただきました。

予算特別委員会で詳しくやらせていただきますけれども、ドリームビーチにつきましては、市長から懇切丁寧な説明をいただいたという認識はありません。原部、原課からの説明はありましたが、市長からの丁寧な説明はなかったものというふうに思っております。通常の議案説明の中で、通常の説明があったというふうに思いますし、市長が言われているような、本来急ぐのであれば、市長の思い入れがあるのであれば、懇切丁寧な説明という部分では非常に全く話の違うことだなというふうに思います。

また、参与の話も、その資料は持ってきていませんけれども、確かに私たちの会派の説明のときに、議案の説明が終わった段階で、私たちの会派の中の者からの、実はちまたで参与という人を雇うという話を聞いているが、どうなのだという質問に対しまして、市長は終わった後に各会派の代表者に話すつもりだったけれども、聞かれたので話しますということでいろいろと説明していただきました。ただ、副市長との違いですとか、顧問との違いですとかという部分では、明確にその場での説明はありませんでしたし、アドバイザーとして市長が言うように重要な人物であれば、本来であれば副市長なのではないかというような話をさせていただいたときに、実はそこまでのことでもないというお話をされていたのです。その話を聞いて、本来、市政のアドバイスをする人ですから、非常に重要な人物であるわけです。しかし、その方に対して、副市長ほどではないけれども重要であるというお話があったのです。その次の日に、会派の控室に来ましたら、A4の紙が1枚置かれていまして、いた議員に聞きましたら、市長と秘書課長が一緒に来て置いていったという話でした。その後もその件について説明はありませんでしたし、8日の議案説明で伺ったときには、今週中に任用はしたいけれども、まだ決定はしていないというお話でありました。ただ、すぐ10日には任用されたということで、非常に伝えられていたことと市長が行われたことが違うなという不信感があります。

先ほど市長が言われたとおり、懇切丁寧な説明を求めている中で、参与の話を出したのは違うのかなというふうに感じております。それは改めて予算特別委員会で質問させていただきますけれども、市長はその参与のお話をされたことも、ドリームビーチの話が議案説明の中で出たことも、議員に対して市長が言う懇切丁寧な説明というのは、ああいうことだったのかということで、もう一度お答えいただきたいと思っております。あれが懇切丁寧な説明であると言うのであれば、私はそのように理解しますが、もう一度お聞かせください。

それと、市長の公約について伺いました。腹案の話も伺いました。具体的に、先日来、代表質問や一般質問の中で出ていますけれども、市長の公約につきまして、各課に実現に向けて指示されているというお話でしたが、私は具体的なスケジュールをお聞きしているわけで、市民の中には、非常にやはり森井市長の政策、変わるということに投票されたということは、私もそのように理解しておりますけれども、これまで語った公約の中で、4年間の中でやるべき公約の中で、記者会見等で、実は財政の状況を見ると全てできないかもしれないという話をされていました。これは当然のことだというふうに思うのです。そういう部分も踏まえて、市長が財政状況も分析しながらつくってきた公約ですから、ただ、まさか原課に除雪を15センチメートルから10センチメートルにするということだけで投げていることはな

いと思うのです。まちの中に立っている中で要望があったり、いろいろな話を受ける中で、もっと細かい指示があるのかなというふうに思うのですけれども、その辺を踏まえた上でのスケジュールをいつまでに実施できるのか、そういうスケジュールのことを話しているのです。なかなか具体的に話がないので、議論する形にはなりませんけれども、そういう意味では非常に市長の言われている話が、何か雲をつかむような話で、つかみどころがないといいますか、全てこれから検討するという言葉で終わらせていますので、もう少し原課についてはこういう指示をしているのだという話をぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、財政のオープン化であります。これも議案説明で市長に伺ったときに、他市、他町村の、ほかの自治体の例も挙げながら、実は予算が伴うという話もされておりました。その辺をもう少し聞きたいのです。どこの自治体を参考にして、その自治体というのはどのぐらいの予算がかかっているのか、どのような効果があるのかということをお伺いしたいのですけれども、なかなかオープン化についての中身も、実は市長の中ではいろいろと考えはあるのに語っていただけないということが、非常に心配するところなのです。ぜひ市長が考えているオープン化の中身について、お話しいただければというふうに思います。

それと、行政評価にかかわって、たしか先日、ほかの議員の質問の中でも、外部評価のお話がされていましたが、市長も御存じのとおり、行政評価をされると、いろいろな全ての事業が評価されるわけで、福祉部門の事業も実はほかの市を見ますとどんどん減額されているなど、そのような判定を、縮小、廃止されているような事業もあるのです。そういうことを考えると、それは拘束される部分ではありませんが、市長が実は自分がやりたいと思っている公約も、評価されると縮小、廃止という判断をされることもあるかもしれないのですけれども、そういう判定をされたときに、市長は自分の公約に掲げた事業であっても、その判断に従うような、参考にするような考えはあるのか、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁した以外のことは担当部長から答弁させていただきます。

私自身、先ほどの答弁でも話をさせていただいたように、おたるドリームビーチは大変短い期間で早急に判断しなければならない状態で、またドリームビーチ海水浴場協同組合がどのように判断されるのかということも、5月下旬ごろまで悩み悩まれていたようでございます。その情報が入ってくるぎりぎりの時期はその5月の下旬で、それに伴い、市営でいこうという話が、ここで答弁させていただいたように5月29日だったということでございます。私もその日に、本来であれば一緒に行くべきであったと思いますが、大変重要な案件ですけれども、その日はどうしても私自身、身動きがとれず、大変恐縮だったのですが、原部の担当部長をはじめとした担当職員に、各会派の皆様にご案内をさせていただいたということでございます。それにより懇切丁寧さが無いと言われれば、そうなのかもしれません。今後においてそれが改善できるように、私なりにしっかり対応してまいりたいと思っております。

それから、参与の件については、任用前の6月8日、9日にかけて、各会派の代表者の皆様方に説明をさせていただいております。本来、議決案件ではない嘱託員の採用について、恐縮ですが、今までの市長の方々がそれについて皆様にご案内をされたかどうか、私は存じてはおりませんけれども、私としてはやはり参与という特別な職だということもあって、任用前に皆様にお知らせをすべきだという判断

の下で伺わせていただいております。

それから、政策スケジュールについてですけれども、さまざまな政策があり、また私自身も就任前に、私なりに財政を分析していたとはいえ、内情を知り、職員からのヒアリングを聞き、レクチャーなどをされて、現状を把握したところでございますから、現在は、それにのっとって指示をし、これからスケジュールが明確になってくるだろうというふうに思っておりますので、ただ、その中でも第3回定例会で除排雪の件については予算化させていただきたいという話をさせていただいております。また、はっきりとした日が明言できているわけではありませんけれども、早ければ来年の春に予算化させていただきたいというも幾つか、この議会でも説明させていただいておりますが、公約の実現に向けて、今ある政策を一つ一つ、できる得る限り皆様に説明させていただいて、実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、行政評価について、御質問の中で、二つで受け止めているのですけれども、まず一つ、現在の行政評価は、職員の方々とも、物も全部見させていただき、また担当職員も含めて行政評価の件を聞いてきておりますが、やはりみずから手がけてきている政策をみずから判断するのはかなり難しい作業でしたという話を聞いております。また、職員にとっては必要だと思って取り組んでいる政策ですから、なかなかそれに対していわゆるメスというか、縮小とかやめるとかという判断は難しいというふうに聞いております。ですので、私としては、市民の皆様も交えて、客観的な目も交え、その行政評価をよりブラッシュアップというか、より効果ある流れにしていきたいと思いますというふうに思っておりますし、また今後において、私自身も政策、さまざまなことに取り組めるように思っておりますけれども、その政策に対し、その行政評価の中でさまざまな評価、外部評価も含めて判断されたときには、それはやはり私としても参考にならなければならないというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 財政のオープン化についての件でございますけれども、先ほど市長の答弁にございましたとおり、市長から、今後、いろいろな市民の皆様、例えば町会の代表の方ですとか、そういった方々と話をする機会をつくってまいりたいという意向を聞いてございます。そういった中で、いろいろ財政の現状についてわからないこと等を探りながら、例えばわかりやすいパンフレットを作成するとか、そういったようなことを心がけていくということで、まず、現在の時点ではそういった市民の声を聞きながら、スケジュール的な部分と申しますか、そういった部分については検討してまいりたいと思っております。

○議長(横田久俊) 予算がかかるというのは、どこか例示があるのかなという。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) まだ具体的に予算とかというのではなく、例えばそういったパンフレットをつくるだとかとなったときには、当然予算等も伴ってくるかというふうに思いますけれども、現時点では明確な予算等についての答えについては持ち合わせてございません。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 私が聞いた懇切丁寧な説明ですかという問いに、そうですというのであれば、それだけでいいのですよ。長々と説明していただかなくても、懇切丁寧な説明だと思っているのかどうなのかということを知ることができなかったのですけれども、あまりかみ合っていないですし、市長が言われた他

自治体の状況も、私たちと話したときには話されていまして、そのときのことを、その自治体のことも話させていただいたのですが、そのこともお話しただけなので、ここでいくら聞いても出てこないというふうに思いますので、また予算特別委員会でやらせていただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号ないし第3号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたします。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、安斎哲也議員、斉藤陽一良議員、鈴木喜明議員、酒井隆行議員、林下孤芳議員、小貫元議員、川畑正美議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第5号及び第11号ないし第15号につきましては総務常任委員会に、議案第6号及び第7号は経済常任委員会に、議案第8号及び第9号は厚生常任委員会に、議案第4号及び第10号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「請願及び陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月26日から6月28日まで3日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 7時28分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 林下孤芳

議員 小貫元

平成27年
第2回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成27年6月29日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛													
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉									
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦				
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭					
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子								
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生										
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉
総	務	部	長	日	栄	聡		総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄						
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公															

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、面野大輔議員、川畑正美議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号」を議題といたします。

これより、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑の概要は、次のとおりであります。

おたるドリームビーチを訪れる海水浴客のほとんどは札幌市民と聞くと、小樽市民の利用が極めて少ないことについて、市長はどのように認識しているのか。

違法建築物の撤去について、北海道は、海岸法違反のため、ドリームビーチ協同組合に対して早期に是正するよう指導しており、それに対し組合も是正する旨の文書を提出しているという。

現在までのところ、37棟中7棟しか撤去されておらず、いまだに管理されない多くの違法建築物が残っている現状について、市は、どのように受け止めているのか。

このような危険な浜の現状で海水浴客を迎え入れることや、利用する小樽市民が極めて少ないことから、1,290万円の経費をかけてまで市営で海水浴場を開設することについては、全く根拠に乏しいと思うがどうか。

ドリームビーチ協同組合の海の家については、「市営で開設できなければ、組合側の除却意欲が薄れ、今後、違法建築物が相当数残ることになる」というが、市が非開設と決定した場合には、なぜ組合側の除却意欲が薄れることになるのか、全く理解できないがどうか。

現状、撤去作業はほとんど進んでおらず、組合側から今後の計画等も示されないままでは、本当に組合側が言う12月末までの撤去が終了するかどうか大いに懸念される場所である。

市が開設しないときには、訪れた海水浴客に対し、監視員がいない危険な浜であることや、近隣にもすばらしい海水浴場があることを周知するとともに、いずれにしても、早急に海の家を撤去を進めてもらうことが、次年度以降のおたるドリームビーチにおける安全・安心を守るべき最良の手段であると思うがどうか。

来年度以降、ドリームビーチ協同組合が海水浴場を開設するに当たっては、違法建築物を除却することが絶対条件となるが、組合側が除却しない場合には、市が行政代執行により建物を除却することになるのか。

このたびの行政代執行については、海岸法においては海岸管理者である北海道が、建築基準法においては仮設建築物の許可を下す小樽市が、それぞれ権限を有するとの考えであるというが、最終的には北海道と小樽市とのどちらが代執行の責任を負うことになるのか。

また、一義的には、海岸管理者である北海道に対し、海岸環境の整備と保全、公衆の海岸の適正な利用に係る措置を求めていく中で、道とも十分に対応を協議し、必要な協力を行っていくことが本市の責務であると思うがどうか。

5月下旬に、北海道がドリームビーチ協同組合からの海水浴場開設の届出を受理しなかったことを受けて、市営による開設を考えたとのことだが、撤去期限の3月末を過ぎても海の家が手つかずに残っている段階で、市は、早急に今年の組合による開設を不可能と判断しさえすれば、先月開催の第1回臨時

会において、市営開催の可否についての議論は十分に間に合ったと思うがどうか。

行政代執行の実施となれば、市費を要するとの答弁が行われてきたが、最終的に撤去費用は、市が海の家所有者に対して請求することになるのではないかと。

海水浴場関係者が支払う見込みがないからといって、はなから市が費用負担するといった考えで代執行を行うというのは不適切な発言と言わざるを得ない。

また、海岸法に基づき北海道が定めた海岸保全基本計画において石狩湾沿岸が位置づけられていることから、道には、この地域の海岸線について管理責任を十分に発揮してもらわなければならないと思うがどうか。

今年は市営での海水浴場の開設を行い、来年以降はドリームビーチ協同組合に開設を求めるといって、それはあくまで違法建築物が完全撤去されなければ不可能なことである。

組合による違法建築物の除却が来年の海水浴シーズン前までに完了しない場合には、今後も、今年と同様に市が海水浴場を開設することまで考えた上での補正予算の提案なのかどうか。

今夏、緊急避難的な措置として、市営で海水浴場が開設できないとなれば、市長は、来年以降、ドリームビーチの知名度が下がるとか、浜の風紀が一層乱れるなどと発言するが、そのような単純なことだけではなく、市には、今後、市営、民営を問わず、ドリームビーチ海水浴場が健全に開設できるよう、根本的な問題解決に向けた具体的な対策を提案してほしいと思うがどうか。

ドリームビーチを市営海水浴場として開設するに当たっては、補正予算のみを提案するのではなく、あわせて地方自治法第244条の2第1項に規定する公の施設の設置条例を提案すべきではなかったのか。

道の海水浴場の管理運営に関する指導要綱を見る限りでは、開設者が市町村の場合には、あくまで自治体に対して条例制定を促しているという読み取れるがどうか。

全国の多くの自治体では、海水浴場の抱える諸問題や地域特性を十分に考慮した上で条例制定を行い海水浴場を開設しているようだが、ドリームビーチの市営開設における市民の願いも同様と言えるのではないのか。

いずれにしても、ドリームビーチ海水浴場における夜間・深夜営業の禁止や、飲酒等によるさまざまな事件や事故などの風紀の乱れを防止するためにも、安全で安心な海水浴場の開設に向け、明確な根拠となる条例を制定すべきであろうと思うがどうか。

海岸法によれば、何人も海岸への立入りや遊泳は自由であり、基本的には、それらを禁止することはできない。

海水浴場が開設できない場合には、従来の遊泳区域へのプレジャーボートや水上バイクの侵入が可能となり、水際で遊ぶ子供たちとの接触、衝突などが危惧され、非常に危険な状況が想定される。

たとえ海水浴場が非開設となっても、浜を訪れる方々の安全を確保する観点から、これまで同様にプレジャーボート等の航行を制限するための水域利用調整区域の指定だけは、市が申し出ることにより、ぜひとも道に実現してもらいたいと思うがどうか。

また、水域利用調整区域の指定がなされとなれば、積算するところでは、市が予定する海水浴場開設経費の半分程度の費用によって必要最低限のライフセーバーによる監視活動など、緊急避難的な安全対策や環境保全を行うことができると思うがどうか。などあります。

また、安齋委員から提出された修正案については、道が指定する水域利用調整区域設定について、市から道へ申出はできるが、海水浴場を開設しない場合は、その効果が半減すると思われるという市長答弁があったことについて、どのように考えているのか。

修正案では、原案に比べてライフセーバーの配置数を減らすというが、市長からは、管理者がいないとライフセーバーの責任が大きくなることから、ライフセーバーだけの配置は難しいとの答弁があったことに對しどう考えているのか。などの質疑がありました。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第1号につきましては、安齋委員から修正案が提出されましたが、採決の結果、修正案は賛成少数により否決、原案は賛成者がなく、否決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第1号に対して、高橋龍議員外2名から修正案が提出されておりますので、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、高橋龍議員。

（3番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○3番（高橋 龍議員） 議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算について、修正案を提出したことへの趣旨説明をさせていただきます。

今定例会におきまして、大きな争点となっているおたるドリームビーチの市営開設に関する補正予算につきまして、我々新風小樽は修正を求めます。

市長のおっしゃる今夏に限り緊急避難的に市営海水浴場を開設し1,290万円の予算を投じるとの案は、経費の内訳を拝見する限り、緊急避難的措置とは言いがたい内容に思えます。

また、再三にわたり質問、議論を重ねてまいりましたが、市営開設をしなければならぬ理由が明確ではありません。

まず、市営開設を行ったとしても、違法とされる建築物が必ず除却される、このように確約できるものではありません。

次に、除却期限は12月であり、今夏の除却は完了しない、また、事故等を行った際の責任については不明確です。

加えて、監視は24時間ではなく、夜間の秩序が保たれるとも言いがたいものであります。

さらに、道路の封鎖はできないものであり、市営であるなしにかかわらず、来場者は見込まれます。緊急避難的措置というのであれば、来場者の安全確保が必要であるということは第一条件であり、それ以上でもそれ以下でもないと考えます。小樽市として行うべきは事故を未然に防ぐための予算措置であり、市営開設とは直接結びつくものではございません。

いまだ違法建築物の除去は遅々として進まず、市長のおっしゃる秩序を保つということとは矛盾が生じているようにも思えます。つまり、市営開設に当たっては、公に来場を促すこととなり、違法建築物が残ったままで市として多くの人を迎えるということと秩序とは相入れない理論であるとも考えます。

したがって、今夏につきましては、市営開設を行わないことで例年よりは来場者が少なくなる可能性はございますが、来年度以降の運営を見据えて、今夏のみ最低限の措置を行う、つまり安全面の確保のため、監視等に必要予算措置は行うことで、ただ無法地帯にしておくということではなく、北海道や警察との連携を行い、事故等を未然に防いでいくことが必要であると考えます。来年度以降の組合のあり方も含め、健全な海水浴場の運営のため、より丁寧な議論を行うべきであることとはいえ、とめることができない来場者の最低限の安全確保を行うべきであります。

以上の理由により、我々といたしましては、予算を原案のまま通すことも、また、否決することもできかねるものであり、規模の縮小をした上で、あくまで安全面の確保に予算を投じるための修正案を提

出させていただきますと思います。

なお、修正案の内訳に関しましては、市営開設を行わないため、管理費としては予算計上を行わず、ゼロとなります。ライフセーバー配置規模の縮小や救護艇のリースを2隻から1隻とし、それに伴い燃料費も当初32万4,000円からの減額で半額の16万2,000円、ブイに関しても規模縮小を行い20万円から10万円、施設設置費も救護詰所を減らし、トイレの規模も20基から7基に減らすなど、原案では1,290万円であった予算を約半分の630万円とする修正案を提案するものでございます。

各会派の議員の皆様におかれましても御賛同をいただき、本修正案を御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、議案第1号及び議案第1号修正案に対し、否決の討論をいたします。

今回の議案については、一つには、市長就任当初は是正が第一と述べられていたやさきに突然の市営開設に向けた先議は、緊急避難的措置とはしているが、誰のための海水浴場なのか、いまだに疑問であります。

先議に向け、開設の手引で準備を行ったが、開設しない場合、道や近隣自治体の関係団体や他地域の海水浴場と対応や協議など行っておらず、初めから閉鎖の考えがないことは、あらゆる事態を想定した選択肢を示すことができず、市民と議会に開設の正当性を示すことができませんでした。

市長は、市営による海水浴場開設の理由について、「仮に開設されなくても相当数の海水浴客が訪れ、無秩序な状態となることが想定される。来場者の安全確保や環境保全の対策等を目的とし」と語っていますが、市民は、危険な海水浴場や開設しないとした場合、安全で楽しく、きれいなおたるドリームビーチ以外の海水浴場へ向かうのが常識であります。

次に、ドリームビーチ協同組合の責任について、組合長みずから11年間、現状を容認していたことは重大な責任があり、組合員をまとめ本年3月末までに撤去ができなかったことを考えると、12月までに30棟の海の家を撤去できる根拠はないと考えます。

さらに、違法な建物がある以上、撤去されるまで建物の管理責任があり、無法地帯になること自体、建物の管理責任を放棄していることとなります。建物を建てた時点から撤去するまでの管理責任を遂行させ、来シーズンに向け、健全な海水浴場にすることが市長の責務であると考えます。

さらに、予算の面から、小樽市民の多額の税金を投入して市営で海水浴場を開設する理由について、市内にある他の6箇所の海水浴場に支出される総予算を上回る1,290万円の補正予算の根拠に真実性がない点や、他海水浴場関係団体との整合性や、今後、補正予算を上回る可能性があることなど、市民合意を取りつけることができるのでしょうか。小樽全体の海水浴場の健全化への第一歩を踏み出すためにも、市として開設するのではなく、問題を一つ一つ解決することが大切だと考えます。

また、海水浴場として開設しなくても、多くの海水浴客がドリームビーチを訪れると予想されていますが、現在、小樽を含む札幌、道央圏の方々がボランティア団体を設立し、ビーチの安全を見守ると聞いております。

ドリームビーチ協同組合は、全ての建物が撤去されるまでの管理責任を遂行し、先ほどお話ししたボランティア団体や市と連携を図りながら、来年度は、安心・安全、さらには健全なおたるドリームビーチ

子開設に道筋をつけてはいかがでしょうか。

以上、本議案については、開設に向けた予算措置の必要性はなく、趣旨に対して市民合意は難しいと結論づけ、討論いたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安斎哲也議員。

(5番 安斎哲也議員登壇) (拍手)

○5番(安斎哲也議員) 新風小樽を代表し、議案第1号修正案に賛成、原案に反対の討論をします。

まず、原案ですが、原案は違法建築物が除却されない中での市営開設となっており、市営開設したとしても、本年12月までに除却できる担保がなく、監視は24時間ではなく夜間の秩序が保たれるとは言えません。

原案が否決された場合、道路の封鎖はできず、来場を確実に防げることもありません。

したがって、今夏は、最低限の措置をすとし、ただ無法地帯にすることなく、道や警察との連携もできるよう対策し、来夏に向けて組合の組織はじめ、同ビーチのあり方、また、条例による飲酒運転対策などをすべきと思います。

また、質疑の中で、市営開設せずともプレジャーボートの区域設定も可能であるとの答弁があり、修正案でも、必要最低限のライフセーバーによる監視活動などで、市長のおっしゃる緊急避難的な安全対策や環境保全を行うことができます。

なお、委員長報告にありましたが、市営開設しない場合、プレジャーボートの区域設定の効果が半減するとの質疑がありましたが、市営開設ではないので、半減しても一定の抑止力になればよく、管理者がいなくライフセーバーへの責任が大きくなるとの市長答弁がありましたが、原案だと、市営だから管理者が必要ですが、これについても、そもそも市営海水浴場ではないので、管理の責任所在もなく、もしも海水浴客が来てしまったときに何かあったときの対応であります。

また、小樽ライフセービングクラブに確認しましたところ、来場者の自己責任であるということ市としてしっかり周知徹底し、ライフセービングクラブに責任が行かないことを担保していただいた上で海上で何かあったときの対策をとるということであれば、現場に配置することは可能ということも言われています。

さらに、先ほど山田議員からお話がありましたが、地域住民たちがボランティアで動き出そうというふうになっております。

原案も修正案も否決で終わりではなく、私は議員としてではなく、一市民として、このビーチの安全対策、環境保全に全力で取り組んでいきたいと思っております。

よって、今夏に対する緊急避難的措置とする原案は否決、来年に向けてしっかり協議、検討する中で、市営開設しない中でも最低限の安全対策で今夏を乗り切るための修正案を可決とする討論を終わります。

各会派の皆様におかれましては、御賛同いただけることを再度お願いいたしまして、討論を終わります。(拍手)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案について否決の討論を行います。

議案第1号は、これまでの北海道の責任とこれからの責任を曖昧にしてしまうものです。

第1に、これまでの北海道の責任についてです。今年の夏に、おたるドリームビーチが開設できない原因はどこにあるかといえば、長い間、北海道と小樽市が、ドリームビーチにおける違法状態をほったらかしにして、海の家が不法に設置されたまま現在も残されてきていることにあります。もちろん、是正に応じてこなかったドリームビーチ協同組合にも責任があることは言うまでもありません。ですから、市営で海水浴場を開くということは、この北海道の責任と組合の責任を曖昧にし、小樽市が責任を全て負うことにつながります。

第2に、これからの北海道の責任についてです。この違法状態にある土地の所有者は国であり、管理は北海道が行うことは、海岸法で定められているとおりです。この海岸法では、ドリームビーチの区域は、海岸保全区域として北海道が海岸保全基本計画を定めて管理するとされています。

川畑議員の代表質問への答弁では、「海岸管理者の北海道が行う管理とは、基本的に台風や地震による高潮や津波などから海岸背後地の住民の生命や資産を守るもの」としていますが、これは海岸法第1条の前段部分のみを述べたにすぎません。

海岸法の第1条には、津波や高潮からの防護とともに「海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り」とあります。そして、これが海岸法の目的として定められています。

同じく、海岸法第8条では、海岸保全区域における制限として第3号に「土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為」とあります。

この「その他政令で定める行為」とは何か。海岸法施行令第3条に「木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するものとする」とあります。つまり、今ドリームビーチで起きている不法投棄、木材やその他の物件を投棄することについては、砂浜を壊すおそれがあるので、制限する行為として管理者である北海道が指定するのでとされているのが、この海岸法施行令なわけです。

同様に、海岸法第8条の2では「みだりに次に掲げる行為をしてはならない」として、第3号に「自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。」とあります。このように、法律的に見れば、ドリームビーチで想定されている秩序を壊す行為は、北海道が管理しなければならないことです。

加えて、予算特別委員会の質議で、海の家に対して小樽市は、建築基準法に基づき、建物の撤去について行政指導を行っていること、同時に北海道も海岸法に基づき、占有について行政指導を行っていることが明らかになったように、実際の北海道の動きを見ても、北海道に海岸管理の責任があることは明白です。

ところが、毎年、海水浴場が開かれるものだから、事実上の管理は小樽市と海水浴場組合が担ってきた経緯があります。海水浴場がない下では、通常の海岸と何ら変わりはありません。それならば、法律に基づき北海道が管理するように是正をかけなければ、法律では北海道の管理なのに、実際の管理は小樽市が行うということになってしまい、大変問題になります。

日本共産党としても、あの海岸をそのまま放置しておくべきという考えには立っていません。必要な安全対策と環境対策を行う必要がありますが、それは市営による海水浴場の開設ではありません。先ほど述べた、北海道の責任を明確にしてドリームビーチの問題は向き合わなければなりません。

新聞報道によれば、北海道は小樽市の動きを見守るなど、人ごとのような態度です。許されません。

日本共産党は、土地の所有者が国であることから、国と北海道、小樽市の間で対策を協議する場を設けるよう提案をいたします。

次に、議案第1号修正案です。

修正案は、市営開設による海水浴場ではなく、安全対策と清掃に絞って予算を縮減したものとなっております。趣旨は理解できます。

しかし、修正案で示されているライフセーバーの配置については、委員会審議で、海水浴場開設にならなければ管理者不在となるので、ライフセーバーとしては対応できないと市長から答弁がありました。先ほどの趣旨説明では、市長の案について理由が明確でないと述べていました。

しかし、修正案についても、既に根拠が破綻している非現実的な予算案を提案されても賛成できるものではありません。

以上、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 第2回定例会議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案について、討論をさせていただきます。

私は、議案第1号については賛成、議案第1号修正案については反対でございます。

先日の予算特別委員会におきまして、この議案第1号に対して、全会派が否決という意思表示がありましたので、一般市民からのたくさんの不満と向き合いながら、否決に対する反論をさせていただきます。

まず、本年第1回定例会におきまして既に可決されております、平成27年度一般会計予算における銭函3丁目交通安全事業についてであります。

これは、昨年事故現場にガードレールを設置するというものでございます。建設部より議員メモが届いておりますので、これを読み上げながら、内容を簡単に説明させていただきます。

設置の目的としては、交通安全施設の整備により危険運転車両に対する歩行者の安全確保が図られ、おたるドリームビーチ利用者の安全・安心確保につながっております。ちなみに事業費は、総額で1,500万円となっております。内訳は、工事費が578万916円、原材料費278万6,400円、用地測量費234万3,600円でございます。総額1,091万916円、1,500万円に対してまだ400万円程度余裕がございますが、これは今後、いろいろ看板を立てたり、その他の費用で、まだかかる予定であると報告を受けております。それで、いわゆる前段の部分で明らかにおたるドリームビーチの利用客に対する安全確保が最重要課題であると読み取れますし、その予算は1,500万円となっております。この金額は、3月10日火曜日、予算特別委員会、続いて3月16日月曜日、本会議にて、ともに可決されております。

さて、ここで一つ疑問が残ります。

おたるドリームビーチの違法建築物の除却期限は、3月31日でした。私は、どう考えても、この本会議の時点で1棟残らずの完全除却は不可能であると判断することが適当であり、組合側による海水浴場の開設は事実上不可能であると皆さんはそのときには既にお気づきだったのではないですか。そうであれば、このガードレールも急いで工事する必要が本当にあったのでしょうか。現実にはこれだけ急いだということは、どのような形であれ、もともと海水浴場を開設する予定であったと考えざるを得ません。

また、平成27年度小樽市各会計予算説明書の141ページに、銭函3丁目駐車場管理経費として860万円が計上されていることから、海水浴場は開設予定であったということが読み取れます。

仮に、はなから開設予定などなかったとしても、これだけ急いだということは、非開設でも相当数の利用客がここを訪れることが予想されるため、中松前市長は、安全確保のための措置としてこの議案を

提出されたのではないのでしょうか。この安全確保について見れば、今回の森井市長の提案と根本的に何ら変わらない発想であります。中松前市長なら可決で、森井市長なら否決では、あまりにフェアでなく、市民感情を逆なでする出来事ではないのでしょうか。

繰り返しますが、このガードレール工事の最大の意義は、おたるドリームビーチの利用者の安全確保がメインテーマですから、道路だけやって海水浴場の安全確保はどうでもいいということでは、本末転倒も甚だしい限りと私は考えるところであります。

そこで、平成27年第1回定例会予算特別委員会の会議の記録を調べました。3月9日月曜日、自民党上野議員の質問があり、建築指導課長、建設事業課長、建設部長などが答弁をしております。上野議員は、最初に子育て支援の質問を行いまして、次にこの問題を取り上げております。海開きを行うことを前提にガードレールを整備しているのか、それとも海開きが、要するに海水浴場として認められなくてもガードレールはつくるのか、そこのところは一体どのようになっているのでしょうか、お聞かせください。建設事業課長がお答えになっております。ガードレールの件でございますけれども、ガードレールにつきましては、今回の違法建築物のお話とは別にといいますか、開設うんぬんの話もございませけれども、不確定な部分も多々ございます。市道ではなかったにしろ、そうなのです、ここは小樽市の道路ではございません。市道ではなかったにしろ、市が管理する道路において大変悲惨な事故が発生しまして、とうとい命が失われたわけでございますので、それらの問題とは別に、この道路の安全対策は実施してまいりたいというふうに考えてございます。このように答弁されております。続いて上野議員は、実際その道路は海に行くだけの道路ですよ、そのほかの用途がないわけでありまして、私が言いたいのは、そもそも海開きができないかもしれない、しなかったとすれば海水浴場として認められないわけですから、そんなところにガードレールをきちんと設置して、海水浴場として認められなければ、ドリームビーチの駐車場もたぶん開設されないのであろう。そうしたら、道路だけきれいにして、肝心の海については、今のように開設できない状況もあるとなると、懸念されることが、違法駐車は増えるということでもあります。海の家をどのようにしていくかというところがまず先にあるべきではないかと思うので、もう一度お尋ねいたします。海が開かれるように御努力をされる、そういう心構えがあるのか、それとも今おっしゃったような形以外はとられないのか、道路だけはきれいにしていくのか、どういう考えをお持ちなのかお聞かせください。このように質問されております。それに対して、建設部西島次長がお答えになっております。今、浜小屋につきましては、先ほど建築指導課長が申し上げたとおり、現在、3月31日までに撤去しなければならないという条件を付しておりますので、その履行に向けて組合と協議を進めております。4月以降その浜小屋が残っていた場合どうするのかということですが、基本的には是正勧告をして、とにかく除去をしていただくということをこれからも引き続きお願いしていきたいと。その先のことにつきましては、極端に言いますと、強制的にどうするかということにつきましては、小樽建設管理部が土地を管理しておりますので、そちらと協議をしながら、どういった対応がいいのかというのは今後詰めていきたいなというふうに思っております。それとは別に先ほど、道路の話なのですけれども、あくまで歩行者の安全を確保するという意味から、ガードレールについては設置をするということと考えているということでございますとお答えになっております。最後の質問で、実際に海水浴場と言うならば、蘭島海水浴場においても決して歩道がきちんと完備されている道路かといったら、そうではないわけで、要するにきちんとした形で、ほかの海水浴場と同等に運営ができるようにまず取り組んでいかなければならないと思うわけでありまして。最後に、建設部長から一言だけ、どのように違法建築物の撤去を考えているのか、ドリームビーチのことをどうされていくのか、お聞かせください。建設部長の答弁。ドリームビーチにつきましては、ずっと説明しておりますけ

れども、許可条件が履行されない限り新たな許可は出せない、これはずっとその考えでいきたいと思っております。そして、その上で除却されなければ、それなりに我々もいろいろ案を考えながらしっかり対応していきたいと思っております。それとは別に、歩行者の安全というのは、やはりあれだけの重大事故がありましたので、市長もぜひ確保したいということでございますので、これは切り離してやっていきたいと、そのように考えております。こうお答えになっております。上野議員、最後にこのように締めて次に質問に移っておりますが、最後の締めは、ぜひともほかの海水浴場と同等にきちんと運営がされるように、この十何年間、市が黙認してきたという事実があるわけですから、それはやはり改めていただいて、しっかりときちんとした形で運営できるようよろしくお願いをいたしますということで上野議員は締めております。

このように、自民党の上野議員は、道路だけやってもだめです。おたるドリームビーチもほかの海水浴場と同様に、そのような運営が望ましいと発言されております。それなのに、たった3か月ほどの間で、同じ自民党の方々は全く反対のことを言っておられるではありませんか。非常に理解に苦しむところであります。

大変長くなりましたので、まとめに入ります。

私は、もとより地方議会には政党は要らないと思っております。それぞれの会派の皆さんがそれぞれの市民の目線で自由に決断していただく、そのことが重要と考えます。そのための25名です。

結論です。命というものは、大変とうといものでございます。この命と議案第1号の1,290万円をてんびんにかけることなど、もはやナンセンスであるということは議員の皆さんも異論のないところであります。私は確信いたしております。

観光都市宣言をしているこの小樽市でありますから、ほかの地域から海水浴客がたくさん来ていただけるよう予算をつけるのが本来の姿で、小樽市民があまり行かないから安全対策もしませんというのは、他の地域の方に大変失礼な物言いだと思えます。よくそんなことを言えたものだと思っております。だから、昨日の北海道新聞、ここにございます。しかもこれ全道版でございます。あれだけたたかれたのだと思えます。

政治家の本懐は、人類愛ですと私の尊敬する先生はおっしゃっておりました。

今回の森井市長の緊急避難的措置も、最低限の対応ということで、完璧ではありませんが、このドリームビーチの現状を誰よりも熟知し、一人でも犠牲者を減らすという意味においても、また、未然に事故を防ぐという意味においても、必要最小限、不可欠な予算措置であることを明言いたします。

なお、議案第1号修正案につきましては、最低限以下の対応では全く機能しない可能性があり、反対いたします。

以上で、討論を終了いたします。御清聴ありがとうございました。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案について否決の立場で討論を行います。

議案第1号は、おたるドリームビーチを市営で開設するため、現場運営費、救護監視業務管理費、施設設置費など1,290万円の補正予算を組むものです。

おたるドリームビーチの海の家が建築基準法に反して、2004年から撤去されない状態が続いていたことが明らかになり、違法建築物を全面撤去できないため、ドリームビーチ協同組合は、今年の海水浴場

開設を断念いたしました。

市長は、多数の海水浴客が訪れることが想定され、安全対策などを講じる必要があることから、緊急避難的な措置として市営で海水浴場を開設することにしました。

万が一、市営で開設した場合、組合側が海の家を撤去する期間を逆に狭め、結果的に市がそのことを黙認することになります。海の家が撤去されないままのドリームビーチの現況は、建物のガラスが割られ、木片が散乱し、海水浴を楽しむ環境になっておりません。

また、強風などにより、それらが飛散した場合は大きな事故につながりかねないと考えます。ビーチの清掃は、市営での開設が決定し、予算が通れば、砂浜での安全は一定程度担保できるとしても、海の家が違法建築物であることに変わりはありません。

26日の予算特別委員会でも明らかになりましたが、組合側が示した12月までの期限に、違法建築物の海の家が全面撤去できる確約がないのは問題であります。これでは、開設期間中においても十分な安全が確保されないばかりか、開設期間以外や夜間には無秩序で、危険な状況が常態化されるのではないのでしょうか。

また、開設期間は1か月と限られ、海の家の開設もしないわけですから、訪れる利用客も限定されることが予想され、市民利用の少ないビーチへ緊急避難的な措置だとはいえ、1,290万円もの補正予算を可決することはできないと考えます。

また、先ほど命と予算をてんびんをかけるのはいかがという討論がございましたけれども、むしろ市民の税金を、大切な税金をどのように使っていくか、真剣に考えていかなければならないと思っております。

議案第1号修正案については、市営開設をせずに規模を縮小した安全面の確保に予算を投じるというものです。これは市長からの答弁で、監視救護業務を担うライフセーバーから管理責任者を配置した上でなければ業務を担うことは難しいという趣旨のお話があったことや監視救護業務を行うライフセーバーが配置されることがおたるドリームビーチに来場を促す要因となることが懸念され、賛成できません。

むしろ、市の責務として、おたるドリームビーチは、十分な安全が確保できないため、大変危険な状態にあるということを利用者に徹底して周知すべきであると考えます。

また、違法建築物の撤去について、組合側としっかり話し合い、明日からにでも撤去作業を進めるべきです。

我が党は、危険な状態に化している違法建築物の撤去を早急に進めることこそが安心して安全な海水浴場を来年以降開設することにつながると考えます。

以上、否決の討論といたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 民主党を代表して、議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案について、委員長報告に賛成し、原案に反対の討論を行います。

おたるドリームビーチの運営を小樽市海水浴場として開設するに当たり、1,290万円を計上する議案に対して、私どもは一貫して、長年にわたり、小樽市が協同組合と大変困難な課題やトラブルを抱えてきた現状を踏まえて、この機会に全ての問題を解決するためには、違法状態の解消と海水浴場としての適正な秩序が保たれるような対策として、違法建物の完全除去・除却と条例の整備を求めて本会議や予算特別委員会で訴えてまいりました。

市長も理事者も私どものこの意見には理解を示しながら、残念ながら問題を根本的に解決するための条例の整備など、具体策は示されず、このままの状態では小樽市営の海水浴場を開設しても、安全対策や秩序の維持は大変困難であるとの判断に至りました。

また、議案第1号修正案は、本会議あるいは予算特別委員会で、安全対策として議論されてきたものであると理解をしますところでありますけれども、市長及び理事者からは一度も前向きな回答が示されておらず、唐突に提案しても、この提案が実現される見込みは全くないものであると判断に至りました。

以上、議案第1号小樽市一般会計補正予算及び議案第1号修正案について否決の討論といたします。

(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、議案第1号の原案について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） ただいま、議案第1号が否決されましたので、議案第2号平成27年度小樽市一般会計補正予算の第1項の文言及び別表の補正前の額と補正後の金額である計の金額が変わることとなり、計数の整理が必要ですので、明日、該当部分を見え消しとした議案第2号及び予算説明資料等を配付させていただきます。

○議長（横田久俊） 日程第2「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月30日から7月5日まで6日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 2時05分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 面 野 大 輔

議 員 川 畑 正 美

平成27年
第2回定例会会議録 第7日目
小樽市議会

平成27年7月6日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛													
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉									
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦				
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭					
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子								
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生										
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉
総	務	部	長	日	栄	聡		総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄						
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公															

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠 一
庶務係 長 伝里 純 也
調査係 長 大崎 公 義
書 記 佐々木 昌 之
書 記 眞屋 文 枝

事務局 次長 林 昭 雄
議事係 長 柳谷 昌 和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友 和
書 記 伊沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、石田博一議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日7月6日までと議決されておりますが、議事の都合により、明、7月7日まで、1日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 石 田 博 一

議 員 酒 井 隆 裕

平成27年
第2回定例会会議録 第8日目
小樽市議会

平成27年7月7日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	高	橋		龍	4番	中	村	岩	雄
5番	安	斎	哲	也	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	上	林	猛															
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	飯	田	俊	哉											
総	務	部	長	小	鷹	孝	一	財	政	部	長	前	田	孝	一											
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	田	中	泰	彦						
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭							
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	惠	美	子										
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生												
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	迫	俊	哉		
総	務	部	長	日	栄	聡	企	画	政	策	室	長	志	賀	公	総	務	部	総	務	課	長	石	坂	康	雄
財	政	部	財	政	課	長																				

議事参与事務局職員

事務局 長 佐藤 誠一
庶務係 長 伝里 純也
調査係 長 大崎 公義
書 記 佐々木 昌之
書 記 眞屋 文枝

事務局 次長 林 昭雄
議事係 長 柳谷 昌和
書 記 石澤 麻由美
書 記 深田 友和
書 記 伊沢 有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、濱本進議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第15号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

桜ヶ丘球場整備事業費については、国の社会資本整備総合交付金の対象となる事業であるものの、交付申請が間に合わず、起債で対応せざるを得なかったという。

過疎債の枠が既に決まっていることから、このような措置を行うことは、過疎債を財源とする他の事業への影響はないといえるのかどうか。

国の交付金等の対象となる事業であれば、優先して財源の組入れを検討すべきであり、もう少し計画性を持っていさえすれば、有利な別メニューを選択できたかと思われる。

今後は、しっかりとした計画を立て、交付金を活用できるようにしてほしいと思うがどうか。

いわゆるマイナンバー法に基づく社会保障・税番号制度の導入については、平成27年10月からマイナンバーの通知が始まり、個人番号カードの交付申請も可能となる。

市民からは、個人番号カードの交付を望まない声も上がっているが、個人番号カードを持たないことでの不利益は何か生じるのか。

また、さきに発生した日本年金機構による個人情報の流出問題のような事態が、この制度の実施により発生しないとは限らない。

このようなことから、市は、個人情報管理に係るガイドラインの作成やシステム上のセキュリティの強化を検討し、同様な事故が発生することのないよう、万全な対策を講じる必要があると思うがどうか。

市長が記者会見において、職員による業務妨害や職務怠慢などと発言したことを受け、市民の間からは、本当にそのような事実があるのかどうかを、懸念する声が聞かれるが、実際は、市長と職員との意思の疎通が不足していただけのことであり、そのような事実はなかったという。

市ホームページには、当該記者会見の内容がアップされており、市職員の信用を失墜しかねない状況を呈していることから、市長の勘違いによる発言であるならば、職員の名誉を守るべき観点から、早急に記録から削除すべきと思うがどうか。

また、市長からは、本会議で職員の恥部などといった不適切な表現も聞かれたが、市長は、みずから発言した言葉の重みをしっかりと受け止め、今後、発言には十分に注意してほしいと思うがどうか。

去る6月26日の当委員会で、市営海水浴場設置に係る補正予算が否決された直後のメディアに向けた市長の発言が、議会を痛烈に批判したとしてテレビや新聞などで取り上げられているが、その発言の真意は何なのか。

このことを受けて、市民からは、議会は市長に脅されているのかとか、市長の脅しに屈するのかといった声が寄せられるなど、市長の発言が非常に誤ったメッセージとして伝わっているように感じている。

市長と議会とは車の両輪のような関係と考えているが、これから互いの信頼関係を深めていくためにも、市長は、議会の意見に耳を傾ける姿勢や取り入れていく態度が必要と思うがどうか。

今定例会では、市長と議会との間で認識の違いからか、議会での議論がかみ合わず、議会が円滑に進まないといったことが時折あったと感じている。

今後は、議会運営に支障を来さぬよう、市長には、事前に議会と話し合う機会を十分に増やしてもらいたいがどうか。

また、議会答弁において、市長と理事者との連携に問題があったとの見方もできるが、理事者には、市長を支えるという役割をしっかりと果たすべきであり、今後は、市と議会とが、活発な議論を行えるよう丁寧な答弁に努めてほしいと思うがどうか。

市長の市政運営に対する考え方については、市民との協働が基本であるとのことだが、市長が公約の実現を目指していく上においては、市の経営者としての姿勢が問われることになる。市長は、自治体経営について、どのように考えているのか。

また、市長の経歴を見ると、ライフセーバーとしての活動や、さまざまな民間会社での就労経験などがあり、市政を担う上での大きな財産になっていると思うがどうか。

これらの実績については、市長が胸を張って話をされたことがないのは、非常に残念なことと感じているがどうか。

去る6月1日付けの人事異動において、市長は適材適所を考えて配置したというが、管理職のほぼ半数が、全く配属経験のない職場への異動となっている。

このような職場に異動となった管理職が、専門性を発揮していくには時間を要するものと思うが、市長は、どのような面に考慮して今回の人事異動を行ったのか。

異動の基準等について明確な考え方を示してほしいと思うがどうか。

職員の任用に当たっては、地方公務員法では、「勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」と規定されており、これまでも、本市の昇任においては、各部局から提出される内申書に基づき行われてきたところである。

市長は、人事異動の記者会見において、内申書も精査し、昇任させたというが、実際には、従来からの手続とは異なり、内申が提出されていないかなりの数の職員を地公法に規定する勤務成績等の実証を行わずに昇任させているのではないのか。

市長は、退職した市の幹部職員など、外部からの意見も聞いて評価したとしているが、人事異動は、客観的かつ公平・公正に行わなければならないものであり、勤務成績等の実証の根拠は書面により行われるべきが当然ではないか。

このたびの市長が行った人事異動については、同法第15条の勤務成績等の実証に抵触していると思うがどうか。

6月1日付けの人事異動で就任した現総務部長は、4年前の政治資金規正法違反事件でパーティー券の販売を行った人物の一人である。

4年前の事件を非常に問題視している市長が、そのような人物を重用するのはどのような理由からか。

また、現在、明言されていない副市長の候補者の中に、総務部長が入っていることはないのか。

総務部長は、人事異動後にパーティー券事件の関与について市長に話したというが、本来は、内示が出た時点で話すべきが、当然であったと思うがどうか。

このたびの参与の報酬については、臨床心理士の日額報酬や2人いるALT（外国語指導助手）の高いほうの月額報酬を参考にしてしているというが、政策アドバイザーの参与とは、全く業務内容が異なる職

種の嘱託員の報酬に基づき算定した根拠は一体何か。

また、月額報酬30万円については、日額1万5,000円掛ける20日という、初めから額ありきの考え方も同時に示されているが、全くもって根拠に乏しく、説明自体が破綻しているものと言わざるを得ない。

今後、参与の報酬に関連した補正予算が議会に提案されることになるが、この程度の根拠では、到底、市民の理解は得られないと思うが、このことについて市長はどう認識しているのか。

本市と同様に、市長自身の後援会幹部を参与として任用している金沢市では、議会にも説明ができるよう、参与の設置規則を制定していると聞くと、本市にとって参与の任用は初めてのことである。

金沢市を参考にして、まずもって条例改正や規則制定、補正予算の提案を行うなどし、改めて参与の任用を議会に問い直すことが筋だと思うがどうか。

参与は、あくまで何の責任も権限もない嘱託員の身分でありながら、市長の政策アドバイザーに位置づけられて月額30万円もの高額な報酬を支払うことについては、市民感覚からすれば到底理解を得られるものではないと思うがどうか。

また、市長が自身の後援会幹部を任用したことについては、市長が常々公言するところのしがらみのない市政の実現に反するものと言わざるを得ないがどうか。

一方、市に勤務する嘱託員の多くは、10万円台の報酬で働いており、今回、高額な報酬で参与が任用されたことで、嘱託員間の賃金格差が一層顕著になったところである。

市長の一存で、これほどの報酬が支給できるのであれば、他の嘱託員の待遇改善にも積極的に努めていくべきと思うがどうか。

これまでの市長答弁では、参与の報酬を説明するに当たり、株式会社小樽水族館公社の参与の事例を引き合いに出していたが、今回の地方公共団体における嘱託員たる参与と、第三セクターとはいえ、株式会社における参与とでは、名称が同じ以外に共通点はなく、性格が全く異なるものと思うがどうか。

なぜ、本市の参与報酬の説明において小樽水族館公社の参与報酬に言及したかの意図がよく理解できないが、市長としては、どのような認識からそういう答弁になったのか。

参与報酬に関する答弁において、公社の参与を例として挙げるのは誤りであり、必要性がないことを引用するのは事実誤認と考える。

市長において、発言が不適切であったとの認識があるのであれば、この際、発言を削除するなどしたほうが賢明と思うがどうか。

泊原発の再稼働に当たって政府が同意を求める地元の範囲は、泊村、神恵内村、共和町、岩内町の4町村である。

市はこれまで、再稼働は国の判断に任せるという態度であったが、仮に泊原発で事故が起きた場合には、その影響が本市にまで及ぶことは十分に想定される。

再稼働に反対を唱える市長であれば、同意を求める自治体の範囲を泊原発の半径30キロメートル以上に拡大するなど、本市もその範囲に含めるよう要望してほしいと思うがどうか。

一方で、泊原発の再稼働に向けた動きが着々と進められていることから、自治体として、万が一に備えた安全対策は必要である。

現在、本市でも原子力防災計画を策定中とのことだが、その内容は屋内退避などにとどまり、国や道の方針を超えるものではない。

市においては、泊原発で事故が発生した場合に備え、市民の屋外避難も想定した原子力防災計画の策定を行ってほしいと思うがどうか。

市の人口減少対策について、中松前市長の下では、産業振興による働く場の創出などを基にして、効果的な事業の検討を進めるとのことであったが、森井市長にあっては、出生数の増加や高齢者の死亡数減少に向けた自然減対策に重きを置くとのことであり、従前とは方向性が変化したものと考えている。

しかしながら、子育て世代である生産年齢人口の方々が、なぜ小樽から出ていくのかを考えると、雇用の場が少ないことが最大の要因であることから、現市長が考える施策を進める上でも、やはり雇用対策などの経済面に力を入れて取り組んでいく必要があると思うがどうか。

本市を訪れる外国人観光客は、東アジア、東南アジアからの方々が増加しているとのことだが、言語や文化的な背景に違いがあるため、さまざまな配慮を行う必要があると考えている。

旅先での観光客の思いを充足していくことが集客を図る上での増加につながる最良の方策と思うが、現在、市としてはどのように対応しているのか。

また、来年の北海道新幹線の開業により、関東・東北方面を中心に、道外観光客の増加が予想される場所であるが、これらの方々を本市へ誘導する取組については、何か具体的な検討を行っているのか。

観光産業の振興は、本市経済の活性化や雇用の創出などにつながることから、市長には、若さと行動力を生かしたトップセールスなどを通じて、今後は、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

市は、周産期医療が子育て支援に大きくかかわるものであるとの理由から、6月1日付けの人事異動に伴い、周産期医療に関する所管を保健所から福祉部へと移管している。

この7月にも、地域周産期母子医療センターの指定を受けている小樽協会病院が分娩を休止しようとする中で、保健所から福祉部には、どのような引継ぎが行われているのか。

市は、周産期医療体制の確保に向けて、北海道にも支援要請を行っているとのことだが、現在のところ、目に見えた動きはない。

この問題については、市民団体の実施した署名活動により、1か月で5万筆もの署名が集まったことからしても、市民の間には、本市の周産期医療体制についての強い危機感があると思われる。

市は、これらの思いを重く受け止め、道への要請活動などの取組をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。

本年4月に施行された住宅エコリフォームの促進に関する条例については、いまだ制度設計が整っておらず、制度の実施を待ち望んでいた多くの市民や市内事業者からは、現状、困惑の声が聞かれる。

市長は、今年度中の実施の可能性も視野に検討するというが、現時点で実施のめどが立っていないのは、どのような理由からなのか。

市としては、早急に具体的な実施時期を提示できるよう、積極的に検討すべきと思うがどうか。

また、条例の第8条によると、市においては、市民等への必要な情報提供を行うとの義務づけがされているが、条例施行の段階で、当然に周知方法が確立されていなければならなかったはずであり、現段階で、条例に関する周知が一切行われていないのは、問題ではないのか。

市としては、条例に関する道との協議状況や制度設計の現在における進捗状況などの情報について市ホームページの活用はもとより、市民に向けて周知する方法の検討を行うべきではないのか。

また、来年3月31日までに、市民が条例に基づくエコリフォームを着工した場合には、国土交通省から省エネ住宅ポイントが付与されるという利点がある上、秋から冬にかけて工事の受注が著しく減少する市内建設業者にとっては仕事の確保につながるものであり、市内経済の活性化に資するものといえる。

今定例会の最終日において、補正予算を提案するなどし、実現に向けて前向きに取り組んでほしいと思うがどうか。

おたるドリームビーチに続いて、サンセットビーチ銭函でも違法建築物の問題が発覚したことを受け、

今後、市は、具体的な調査を行っていく予定という。

本市には、ドリームビーチやサンセットビーチのほかにも5か所の海水浴場があるが、これらの海水浴場にあつては、違法建築物は存在しないと考えてよいのか。

また、現在、保健所は、食品衛生法に基づく調査のために海水浴場をパトロールしているというが、これら問題の解決に向けては、その際に、建築基準法や都市計画法等の届出を確認するなど、縦割り行政の根本的な改善が必要であると思うがどうか。

本市には、児童遊園地が53か所あり、遊具の点検や管理は、ほとんどが設置者である地元町会が行っているというが、町会の方々の高齢化が目立つ現状からも、市が管理等の支援を行うべきと思うがどうか。

また、公園は公共施設であり、地域コミュニティを担う場として重要であろうと考えるが、中でも室内公園については雨の日でも利用でき、さらに自治体設置ともなれば、管理人がいるので安心との声も聞かれることから、本市においても、幼い子供も安心して遊べる場所として、また、大人がゆっくりと時間を過ごせるスペースとして整備してほしいと思うがどうか。

JR駅のバリアフリー化についてだが、市は、今年度のなるべく早い時期に、北海道運輸局とJR北海道との3者による協議会を設立し、具体的なバリアフリー化の進め方を議論していきたいとの考えである。

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱によれば、協議会の構成は、関係する都道府県又は市区町村などで組織されるとのことだが、市は、北海道が協議会に入ることを検討しているのか。

また、協議会が作成する生活交通改善事業計画については、バリアフリー法に基づく基本構想策定後に計画づくりを行うとのことだが、市は、基本構想策定の必要性については、どのように認識しているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、議案第3号は可決と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第2号平成27年度小樽市一般会計補正予算について、否決を主張し討論を行います。

今回の予算特別委員会は、今、委員長報告にあったように、市長の発言、政治姿勢についてさまざまな議論が行われ、休憩も何度かあったほどいろいろとありました。しかし、結局討論が共産党だけというふうになることは大変残念な限りです。

さて、否決を主張する理由は、個人番号カード交付事業費です。

今年の10月から全世帯に付番された番号の通知カードが届きます。来年1月からは個人番号カードの交付が始まります。しかし、この制度は、年金機構の情報流出に見られるように、個人情報漏えいの危険性を持つものです。運営経費については、地方交付税措置と番号交付に係る補助金による財源措置があるといいますが、交付税全体が減らされている中で、確かな財源措置とは言えません。しかも、まだ制度が始まっていないのに、政府は預金口座や健康診断、予防接種、中所得者向け公営住宅の管理にも

適用拡大するとしています。今やるべきは対象の拡大ではなく、施行を中止することです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第3号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第5号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案については、平成28年3月31日をもって塩谷中学校を廃止する内容であるが、地域住民からは、塩谷中学校の廃校は仕方ないとしても、せめて塩谷小学校は残してほしいとの思いから、積極的に賛成しているわけではないとの声が多く聞かれるところである。

こうした地元の意思について、市教委としては、どのように考えるのか。

本市では、小樽ファンが支えるふるさとまちづくり資金基金の寄附者に対して、総合博物館などの市の社会教育施設の入館料が最長2年間無料となる小樽ファン認定証や、無期限で無料となる名誉小樽ファン認定証を贈呈しているが、これは、寄附者の本市への来訪を図るための素晴らしい誘導手段だと考える。

今後、市は、ふるさと納税者へのお礼として、小樽産品の贈呈などを考えているようだが、他都市で見受けられる豪華景品の提供競争に巻き込まれることがないように、小樽らしい、地味であってもきらっと光るアイデアに基づくバランスのとれた特典を考えてほしいと思うがどうか。

（仮称）小樽市人口ビジョン、（仮称）小樽市総合戦略の検討状況についての資料においては、小樽市人口対策会議の各委員から出された人口対策等地方創生に向けて取り組むべきと考える事業に対して、全体で60以上の意見が記載されているが、それぞれは大事なことと思われるものの、見る限りでは、項目の羅列としか受け取れない。

総合戦略というからには、市としても、各項目の関連づけやストーリー性を持たせた組立てが必要になってくると思うが、その点については、どのように詰めていく考えなのか。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画策定会議の設置及び運営に関する要綱は、平成27年2月に制定されているが、組織が立ち上がっていない6月に、新たにアドバイザーを置くことができる条項が追加されている。

要綱の制定当初は、策定会議には、商工会議所が委員として出席するよう考えていたが、要綱の改正

後は、アドバイザーとしての参加を求めていることについては、釈然としないし、何か意図的なものを感じている。

アドバイザー出席としたのは、誰の指示が働き、何の理由で行われたのか。

現在、商工会議所からは委員就任の申入れがあるようだが、今後、どういった対応を考えているのか。

市長の選挙後援会で幹事長代行を務めた経歴を持つ参与は、去る6月10日に、市長公約の実現に向けた政策アドバイザーとして任用されたが、現在のところ、市長公約に対する具体的な方向性やプランは示すことはできないという。

市長は、市や民間での勤務経歴があることに加え、市政全般にわたりアドバイスをできるとして任用しているが、参与は、自身が最も適任者であると考えているのか。

今後とも、政策に対する具体的な方向性などを示すことができなければ、第3回定例会に提出予定の報酬に関する議論はできない。

参与の任用条件には、日曜日の出勤は定められておらず、今回の休日出勤は、あくまで秘書課長の了解を得たものというが、労働基準法に抵触するのではないかとの疑念を感じざるを得ない。

参与は、元市職員でありながら、そのような認識は持ち合わせていなかったのか。

先般、発表された道教委の公立高等学校配置計画案では、平成30年度の後志学区高校配置計画案として、小樽商業高校と小樽工業高校との統合が提示されているが、そもそも市教委は、この統合を認める考えなのか。

市教委は、市内職業高校の再編については、昨年実施した保護者や市民へのアンケート調査や、関係団体との意見交換を通じて、市民の意見をしっかりと聞き取ったということだが、両校の統合の考え方は、このたびの配置計画案で初めて明確に示されたことである。

アンケート調査を実施した際には統合の前提は全くないことから、改めて市民に広く意見を聞く必要があると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第15号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、採決の結果、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において否決と裁決いたしました。

次に、議案第5号につきましては、採決の結果、賛成多数により、可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第5号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第5号小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案については反対の立場で、第15号小樽市非核港湾条例案については賛成の立場で討論を行います。

議案第5号についてです。

地域としても率先して塩谷中学校廃止に賛成しているわけではありません。現状から仕方がないというもので、せめて小学校は残してほしい、これが地域の意思です。しかし、現在の議論の中では、塩谷小学校を存続させる担保が全くありません。

また、これまでも日本共産党は小規模特認校などの活用を提案してまいりました。しかし、活用の動きはありません。既に、塩谷C団地の取壊しが始まっております。その上、学校がなくなるということでは、地域の人口流出に拍車をかけかねない問題です。以上から賛成できません。

議案第15号についてです。

今年には第2次世界大戦終結と日本のアジア太平洋戦争敗戦から70年の節目の年です。また、アメリカが広島と長崎に原爆を投下した被爆70年でもあります。原爆は多くの命を奪い、放射線による被害は戦後も長く被爆者を苦しめてきました。被爆者の平均年齢は80歳に達するとされています。何としても今年を核兵器のない世界への転機としなければなりません。

世界には依然として核弾頭が存在し、人類の生存を脅かしています。核保有国が持つ核弾頭1万5,850発のうち、4,300発が作戦中の戦力の下に配備されているという報告があります。核兵器は放射線の被害に加え、爆発による気候変動が世界の農業に大きな影響を与え、20億人が飢餓に瀕するとの研究報告もあります。

こうした中、核兵器不拡散条約、NPT再検討会議で圧倒的多数の国が核兵器の非人道性を追及し、核保有国を追い詰めたことは重要でした。最終文書という成果を残すことはできませんでしたが、その議論は前回会議から大きく発展し、情勢を切り開く流れを強めました。

しかし、日本政府は、世界で被爆国にふさわしい役割を果たせておりません。それは、政権がアメリカの核の傘に依存しているからです。核兵器の使用さえ容認するこの政権が、戦争法案成立を狙うことがいかに危険であるかは明白です。

日米両政府が、1960年の安保条約改定に際して、核兵器を搭載した米艦船の一時寄港は核の持込みに当たらないので、事前協議の対象にはしないとされた密約が見つけれ、それが討論記録として存在していることが明らかになっています。この条約は残念ながらいまだに存在しています。また、1991年以降、米国は戦術核兵器を水上艦艇からおろしたので現在は積んでいないという点でも、2010年に当時のキャンベル米国国務次官補が米航空機及び艦船が核兵器の搭載について肯定も否定もする必要なしに日本に寄港、着陸できると発言しており、核兵器の有無について肯定も否定もしない政策が維持されていることも明らかです。

小樽市は、1982年、全道に先駆け、核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。しかし、小樽港には、核兵器搭載可能な巡洋艦、ミサイル駆逐艦などの米軍の艦船がこれまで75隻入港しています。戦後70年、被爆70年を転機に、核兵器廃絶平和都市宣言を実効あるものとするためにも、神戸方式の非核港湾条例を制定することが必要です。

議員各位の御賛同をお願いするものです。

以上申し上げ、討論といたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇) (拍手)

○18番(佐々木 秩議員) 民主党を代表し、委員長報告に反対、議案第15号小樽市非核港湾条例案に賛成の立場で討論をいたします。

森井市長は、これまで小樽港に米艦寄港の申入れがあった際、それを市が認めるかどうかについては、①入出港時や接岸時の安全性、②商業港の機能への影響、③核兵器搭載の有無、以上3点を引き続き判断基準とすることを表明されました。これにより、これからも小樽港への核の持込みに最低限の歯止めをかけていることにはなりますが、まだまだ不十分を言わざるを得ません。

そもそもアメリカ政府は、持込みとは核兵器の配置や貯蔵を指すのであり、それ以外の寄港などは事前協議の対象外であると主張しているのです。寄港の際は、たとえ搭載していても言う必要がないということです。今年も2月5日から9日まで、アメリカ海軍第7艦隊誘導ミサイル駆逐艦マスティンが小樽港港町ふ頭に寄港しました。艦長は、報道関係者のインタビューで核兵器搭載の有無を問われ、あるかないを明確に答えることは軍務上できないと答えています。

一方、外務省は、核持込み密約発覚以来、米艦船が寄港する自治体に対して、当該艦船は核搭載能力がないという理由を挙げ、核を積んでいないことを説明していますし、マスティン寄港の際の本市からの問合せにそのように回答をしてくれています。

しかし、核兵器は小型化が進み、どの艦にでも搭載は可能です。また、報道によるとアメリカでは空母艦載機に新タイプの核兵器を搭載できるよう仕様変更について話し合われているそうです。有事が発生した際に、アメリカは核兵器を使用する用意があるということを示すことにより、同盟国への核の傘を強化することになるというのが理由です。

よって、現在もこれからも米艦寄港の際の核兵器搭載の疑いは晴れず、根拠もない楽観の中で核兵器を積んだ船は小樽には来ないでしょうとは、決して言えないのです。だからこそ、本条例は、この平和な商業港に核の持込みはないという証明のために必要です。

この条例案に反対される方は、外交や防衛は国の専管事項、自治体が口を挟む問題ではないということを利用してありますが、外交や防衛の全てを私たち市民、自治体は白紙委任しているわけではありません。市民一人一人や自治体が自分たちの安全・安心・平和についてしっかりと議論をし、その思いを形にして地方から発信していくのは当然の権利ではないでしょうか。

現に、安倍政権が憲法に違反してでも強引に進めようとしている集団的自衛権行使、それを実施するための安全保障法制改正などは外交防衛の主要なテーマです。今、日本という国のあり方を大きく変えようとする動きの中で、長らく否決されてきたこの小樽市非核港湾条例案をこのタイミングで可決することには大きな意義があります。

どうか議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたしまして、討論を終えます。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 無所属議員として討論させていただきます。

陳情第5号新小樽市室内水泳プールの早期建設方について、私は継続審査という判断をいたしました。

長年、市民の方々に御迷惑をかけているこの件でございますが、早期建設、早期建設と言う割に、現在、建設予定地も決まっておらず、一番大変な予算づけもこれからということでございますから、これが本当に早期早期ということになるのかなと単純に私は思いまして、継続審査ということにいたしました。委員会の結果で全ての皆さんに前向きに取り組んでいただけたということを確認できましたので、私のこの継続審査、皆様方によって否決された後は、最終的には私は賛成のほうに回りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 議案第15号小樽市非核港湾条例案の継続審査を求めて、討論いたします。

同条例案は、非核港湾行政の推進をすることを目的とされています。小樽市では、昭和57年6月の市議会での核兵器廃絶平和都市宣言をきっかけに毎年度平和事業を行ってきており、さらに米艦船入港の際には港湾管理者として三つの判断基準を設け、対応してきています。

今定例会においては、おたるドリームビーチ問題、参与の任用手続、また、人事異動にかかわる地公法との問題など、議論すべき事項が多く、この非核港湾条例案については審議できずにおりました。

よって、同条例案については継続審査を求めます。

なお、継続審査が否決された場合、自席にて棄権いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第15号について採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、議案5号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第5号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○4番(中村岩雄議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

請願第1号小樽市への賭博場・カジノ誘致反対方について、森井市長は、市長選の公約や今定例会の本会議での答弁の中で、カジノ誘致反対を明言しているが、これは今後、本市の置かれる状況が、いかに変化しようとも、市長の在任期間中、カジノ誘致に向けた取組は、一切行わないということで確認してもよいか。

市長は選挙前から一貫してカジノ誘致に反対の立場であることから、誘致に前向きな小樽国際観光リゾート推進協議会からの顧問就任依頼も断っており、本協議会のオブザーバーとして出席していた産業港湾部も、現在は参加していないと聞く。

しかしながら、いわゆるIR推進協議会は、いまだ、カジノの誘致をもくろんでいることから、このような推進団体に対して、市は、きっぱりと誘致の反対を表明すべきである。

カジノが、本市の将来に重大な影響を及ぼすおそれがあることを広く周知していくなど、誘致活動の根絶に向けて取り組んでいく必要があると思うがどうか。

市は、市内消費の喚起により地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券の販売を商工会議所に委託したものの、作成した10万冊のうち、現在、3万3,600冊が売れ残っている状況であるという。市は今後、売れ残った商品券の完売を目指し、商工会議所や小樽信用金庫と協議しながら2次販売を検討しているというが、市民の中には、いまだ購入を希望する者もあることから、早期に販売が再開できるよう、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

また、商品券の販売については、市内経済の活性化につながるよう、購入者がしっかりと使い切ることが重要である。

市としては、消費喚起を図るために、有効な方策を検討の上、広報おたるや各メディアを通じて、確実に周知の徹底を行ってほしいと思うがどうか。

小樽港へのクルーズ客船の寄港は、市の港湾施設使用料をはじめ、乗船客などの市内観光における買物などの大きな経済効果が見込まれることから、市民や市内観光事業者などからの期待は非常に大きいものという。

現在、小樽港には、クルーズ客船が道内で一番多く寄港しているが、このことは、本港が他港に比べてCIQなどの施設が充実していることや観光拠点の多くが港からの徒歩圏内にあること、さらには、札幌市や新千歳空港へのアクセスが極めてよいことなど、利便性の高さが考えられる。

市は、小樽港が持つこれらの優位性を国内外に積極的にアピールするなど、引き続き多くのクルーズ客船が寄港してもらえるよう、今後とも、誘致に向けた取組を積極的に行ってほしいと思うがどうか。

小樽・北後志広域インバウンド推進協議会においては、小樽、余市、仁木、古平、積丹、赤井川の各市町村が連携し、外国人観光客の誘致に向けて、タイプロモーション事業の推進や海外のテレビ番組とのタイアップ、タイ語のパンフレット作成などを行ってきており、これまでも、北海道に求められる観光ニーズについての把握を行ってきたという。

市内への経済効果としては、タイ観光客の宿泊数の増加が挙げられており、5町村への波及効果もあるようだが、やはり本州のサムライルートなどのように、広域連携事業にあっては、他の地域に経済効果が現れなければ意味がない。

市内への経済効果の調査はもちろんのことだが、他市町村の経済効果についても、詳細な把握を行う必要があるのではないかと。

また、後志管内や近隣市町村だけの範囲ではなく、道北、道南などを含めたより広域の連携も視野に入れ、東アジア以外の外国人観光客にも来訪してもらえるようなルートづくりの検討が必要であると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第1号につきましては、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、請願第1号小樽市への賭博場・カジノ誘致反対方についての採択を求めて討論をいたします。

カジノは、人からお金を巻き上げて成り立つ商売です。経済効果を上げるには、多くの人からお金を巻き上げなければなりません。そして、その背景で多くの人が生活を破綻させることにつながります。観光客相手に限定するともいわれていますが、観光客からだったらお金を巻き上げようとする魂胆も浅ましいものです。

カジノ誘致反対は市長の公約の一つであり、当選を果たしました。このことが市民世論でも反対が多数という現れであり、請願者たちが署名活動を通じて世論を広げてきた成果です。

その一方で、委員会の審議でもありましたように、IR推進協議会は商工会議所を中心に誘致活動を断念したわけではなく、活動を継続してこの小樽にカジノを持ち込もうとしています。そういう情勢の下、この請願は広げてきた署名を添えて改めて市民の意思を、憲法第16条に基づく請願権を行使し、カジノ反対を市長に揺るぎない気持ちで貫いてほしいという願いを込めて提出されたものと理解しています。この市民の声を生かすならば、カジノというばくち場を小樽に持ち込むことは許されません。

自民党の経済常任委員会での討論では、市長がカジノをやらないと言っているのだから議会で議論する必要がない、だから不採択だという趣旨でした。それだけの理由なら、採択の態度をとる理由にもなりません。この請願で議論すべきは請願者の希望についての是非です。すなわち、カジノ誘致反対の議員は採択、カジノ誘致賛成は不採択ということです。

憲法第16条では、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」とあります。また、請願法第5条では、「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」とあります。

請願を出すか出さないかという入り口の段階では、願意が満たされているから出す必要はないのではないかと、こういう議論は成り立ちます。しかし、請願が議会に提出された以上は憲法に基づき、平穩に

請願する権利を有するのですから、請願法にあるように、受理し、誠実に処理しなければならない、これが議会の役割です。

先ほどの総務常任委員会では、市長公約でプール建設とあり、それでも陳情は採択されました。公約に書かれていることについて、一方の委員会では採択の態度をとり、もう一方の委員会では公約に掲げられていることを理由に不採択に回る。この後の討論で明確に説明責任を果たされる討論をすべきと考えます。

さて、市議会議員選挙の前に請願者が行ったアンケートには、新風小樽代表の安斎議員はカジノ誘致についてバツと回答しました。この回答は新聞報道され、有権者へと広く明らかになり、選挙を迎えました。

ところが、本日の議会運営委員会では、継続の態度だと伺いました。今回、継続の後、棄権の態度でしたら、それは不採択へ手をかすこととなります。有権者へ発表された態度と異なる重大な事態です。

このような有権者への約束違反を行わないようにするにはどうすればいいか。答えは簡単です。先ほどの石田議員の態度のように、継続を主張した後でも採択の態度をとることは可能であり、休憩して今すぐ検討し、再度討論し、採択の態度をとることを提案いたします。

冒頭に述べましたように、市長がカジノ誘致に反対でも、推進勢力は諦めていません。この請願を採択することで、これらの推進勢力へも民意を示すことができます。

各議員の賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、請願第1号に対し、不採択の立場で討論を行います。

森井市長は、カジノを含む統合型リゾート施設、IRの誘致に対して一貫して反対の立場をとられております。また、経済常任委員会においても市長は、カジノを含むIR誘致を行わない旨の答弁をされました。

そのような状況の中で、小樽市がカジノ誘致を積極的に行うことなど今後も到底考えられません。

会派において検討した結果、小樽市に賭博場をカジノを誘致しない旨の本請願は、以上のことにより既に願意は満たされているものと判断できることから、係争すべき対象となる問題が存在せず、採択する必要がないとの結論に至りました。

よって、請願第1号は不採択にすべきと考えます。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔議員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民主党を代表して、請願第1号小樽市への賭博場・カジノ誘致反対方について採択を求めて討論いたします。

6月18日に行われました今定例会の市長提案説明の中で、「カジノについては、小樽が持つ環境や風土に適さない施設であると考えておりますので、その誘致に向けた取組などは考えておりません」と述べられておりましたとおり、本請願の願意は既に満たされていると私たちは考えています。

しかし、請願の内容については、カジノに対する思いとして同意ができますし、これまで私たちが主張してきた内容に合致するので、不採択とはできません。

また、この件についてはこれ以上議論をする必要性もないと考えますので、継続審査にもいたしません。よって、採択といたします。

本請願について議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、請願第1号、小樽市にカジノを誘致しないように求める請願については、不採択の討論を行います。

カジノについては、現森井市長みずから所信表明でも明らかにしたとおり、カジノの誘致は行わないとのことであり、既に願意は満たされているものと考えます。また、請願文書中にあるように、市民的討論と合意のないまま誘致が強行されることは決して許されることではありませんが、現時点で将来市民が討論、議論される場やその可能性までを否定する考えには至らないことから、不採択といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）（拍手）

○6番（石田博一議員） 平成27年第2回定例会、請願第1号小樽市への賭博場・カジノ誘致反対方についてに対して、無所属の立場で採択の討論をいたします。

この件は、既に白紙になっておりますし、カジノ反対の森井市長が市民の圧倒的支持を得てお役目についておられますので、何をか言わんやというところでございますが、お互いの最終確認ということで、お願いをいたします。

三つの観点から、お話しいたします。

まず第1に、過去の小樽市の箱物行政はことごとく失敗していること、ウイングベイ小樽及び中心部サンモール一番街の衰退など、あげくの果てには固定資産税の回収すらできない最悪の状況を生み出してしまっていること、特にウイングベイ小樽については、当時各商店街からの猛烈な反対があったにもかかわらず、新谷市政は強行をいたしました。オール与党が生んだ汚点は、大きな借金だけを残しました。

第2に、先人たちが築き上げてきた歴史、文化、そして魅力ある自然環境にあるこの小樽に、カジノは全く異質なものであると考えます。むしろ、小樽のイメージを落とすものと思われれます。もしも、そこに収益、雇用、それに期待をして企画されるのであれば、まだまだほかの手段があつてしかるべきと考えます。例えば、滞在型の観光にもっと視線を向ければ、疲弊している商店、飲食店、——など活気づくでしょうし、大学の誘致を目指せば、若者たちの集えるまちとなるでしょう。カジノができて本当に海外からも年間200万人ものギャンブラーたちが集まるのでしょうか。しっかりと先見の明の裏づけがないまま、カジノありきで邁進してきた中松市政は浅はかと言わざるを得ません。

第3に、ギャンブル依存性は全国的にも社会問題となっております。—————

—————。

（「証拠はあるのか」と呼ぶ者あり）

（「そんなこと言っていないのか」と呼ぶ者あり）

これ以上、射幸心をあおるようなことを小樽市挙げて推進するなんていうことはあつてはならないこ

とだと断言いたします。

以上、三つの観点から、この請願第1号については採択に賛成いたします。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) ただいまの石田議員の発言に本議会の審議にそぐわない部分があるというふうに思います。先ほどの生活保護を受けている方への発言について削除を求めたいというふうに思います。議長の判断を伺います。

○議長(横田久俊) ただいまの石田議員の発言中、生活保護者がうんぬんの件は私も聞きました。議事録を精査するため、休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 4時30分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、議長から石田議員に申し上げます。

本日の本会議における休憩前の石田議員の経済常任委員長報告に対する討論において、不穏当な発言があり、秋元議員から議事録精査を求める議事進行がありました。議長としても看過できない発言であったことから、暫時休憩の上、この間、議会運営委員会を通じて各会派の皆さんの御意見を伺ってまいりました。

石田議員から「——」及び「—————」。

「——」という発言がありましたが、地方自治法第132条において、「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定され、議員は議会の品位を保持しなければならないものとされておりますことは、言うまでもありません。

また、本会議や委員会の場合は公の問題を審議する場所であり、この規定は無礼の言葉により議場の平静さが失われ、議論が阻害されることを防止するための規定であります。

私が冒頭に指摘いたしました石田議員の発言は、この規定に抵触し、議会の品位を汚す不穏当な発言であり、到底看過できるものではなく、大変遺憾に思っているところであります。

よって、石田議員におかれましては、この点を踏まえ、今後、議会の場における発言については、節度ある言葉遣いに努め、議会の品位を汚すような発言を繰り返すことのないよう、議長として厳重に注意をさせていただきます。

なお、冒頭に申し上げました不穏当な発言につきましては、私が引用した部分も含めて、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、議長の職権により発言の取消しを命じるものであります。

この際、石田議員から発言の申出がありますので、これを許します。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

○1番(石田博一議員) 先ほどの私の発言において、議会事務局に議事録を精査していただいたところ、不適切な文言があり、議会の品位にも悪影響があると判断し、問題箇所の削除をお願いしたところでございます。

今後このようなことが起こらないよう、注意してまいります。

最後に、議員、理事者並びに傍聴の方々に対しまして、長時間議会をとめてしまったことにつきまして、重ねておわび申し上げます。

○議長（横田久俊） 討論を再開いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 5番、安斎哲也議員。

（5番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○5番（安斎哲也議員） 経済常任委員会に付託されていましたが請願第1号小樽市への賭博場・カジノ誘致反対方について継続審査を求める討論を行います。

まず、そもそもですが、カジノ反対を公約に掲げた森井候補が市長に当選し就任した時点で、この請願の願意は既に満たされています。言うなれば、既に実現した事項であります。

新風小樽としてもカジノは小樽になじまないものとして、カジノの誘致には反対をしておりますが、これまで市議会で議論されたものはカジノを含むIRの誘致でございまして、カジノ単独のものではございませんでした。しかし、今回の選挙戦においてカジノ反対と主張した候補者が市長になったことで、願意が満たされており、改めて市長、行政機関に提出する必要があるのか疑問があります。

今回の第2回定例会の予算特別委員会で、私がこのカジノ問題について質問したところ、産業港湾部から北海道へ誘致しない旨を伝えており、北海道もそれを了承していることが明らかになりました。

請願については議長は受理を拒否することができませんが、地方議会研究会による議会運営の手引が書かれた著書には、既に願意が満たされているものは紹介議員が請願者に説明し、提出しないようにすることが適当であると書かれています。例えて言うのであれば、来年度の当初予算で森井市長が小学生の医療費の無料化の予算を提出し、我々議会が可決した後に、第2回定例会で医療費の無料化を求める請願を出すことと同じで、そのときも紹介議員になるのか疑問です。

（発言する者あり）

例えばの話でございます。

（「例えになっていないでしょう」と呼ぶ者あり）

請願者の気持ちを酌むのであれば、別の方法で議会判断すべきであり、その署名の気持ちを議会の意思に反映させられない結果になることは請願者、請願紹介議員の責任もあると思っております。

先ほど小貫議員から私の個人名をいただき、私の態度とともにお話をいただきましたが、そっくりそのままお返しします。休憩をして継続審査と態度を変えてこの議会判断について改めて考える時間を設けてはいかがでしょうか。

新風小樽としては、既に市長選挙の結果と市長が議会答弁したことからカジノを誘致しないことが明らかとなっており、さらに誘致しないことの行政対応もなされていることから、請願の願意は満たされていると判断しております。

小貫議員の討論の中で、私の名前とともに新聞での態度もお話しされておりましたが、会派所属議員も選挙戦において小樽でのカジノ誘致は必要ないと断言をしております。

現在、IR法案が廃案となっており、2020年の東京オリンピックに向けた法案整備ができるかも不透明な状況であります。この状況下で誘致するしないの議論もできませんし、したとしても小樽は一度断っております。森井市長が方針を変えてカジノ誘致に動き出した場合、これは公約と違いますから、そのときに議会意思を示すこともできます。

よって、現在はその行方を見守る上で、採択不採択の判断をせず、現段階では継続審査が妥当と判断します。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、請願第1号について採決いたします。

委員長報告は不採択であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、請願は不採択と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1号市道「幸2丁目12番付近」の横断歩道設置方における横断歩道や、陳情第3号赤岩1丁目道路の安全対策方における信号機の設置については、市から小樽警察署に対して設置要望がなされた場合には、小樽署が独自に現地を調査し、必要性があると判断したときは、北海道公安委員会へ上申される流れというが、その手続にはどれくらいの期間を要するのか。

また、道内では、昨年1年間での信号機の新設が3機しか認められないなど、競争率が非常に高く、本市においても、以前要望のあった場所については、いまだに設置には至っていない。

実現は簡単ではないとしても、まずは、要望しなければ設置されることにならないことから、今後も継続して要望していくことが肝要と思うがどうか。

また、陳情第3号については、坂道の途中に信号機の設置を要望しているものであり、設置に当たっては、積雪期に車両が安全に停止・発車できるよう、横断歩道前後に必ずロードヒーティングを敷設しなければならないものなのかどうか。

陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方については、朝里地区にまちづくりセンターの建設を求めるものだが、その建設場所については、2年前の当委員会で、朝里十字街の市有地にしたいとの答弁があったが、現在もその考えに変わりはないのか。

また、第6次小樽市総合計画の中には、参加・協働のまちづくりの推進として、地域コミュニティの強化が掲げられており、平成26年度から5か年の後期実施計画では、周辺市街地の整備として、「地域

コミュニティの強化を図ることを目的に、活動や交流の拠点となる施設整備に向けた調査・研究」となっているが、具体的には、どのようなことが行われているのか。

小樽・北しりべし消費者センターに寄せられる相談はその4割以上が60歳以上の方々からのものであるが、中には、認知症患者が被害に遭ったため、その家族や福祉施設の職員が相談に訪れるケースもあるという。

相談内容は多重債務やワンクリック詐欺などのほか、訪問販売などの悪質商法についてのものも数多く寄せられているが、こういった被害から市民の生活や財産を守るために、市としては、どのような啓発活動を行っているのか。

後志圏唯一の地域周産期母子医療センターである小樽協会病院については、産科医師の退職を受け、7月1日から分娩の受付を休止したことにより、市民の間には不安が広がっている。

これは、命にかかわる切実な問題であり、今後、周産期医療体制を維持するためには、市としても、早急に医師確保に向けた対応を行うべきと思うがどうか。

医師が不足している現状にあっても、市内の中で産婦人科を診療科に持つ病院などが連携することにより、協会病院での分娩を継続できる体制を整備していくことはできないものなのか。

平成28年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されることに伴い、国の行政機関や地方公共団体においては、障害者への合理的配慮を行うべき義務が生じることとなる。

合理的配慮とは、障害を持つ人々が、地域で生活する中で障壁となるものを取り払い、障害のない人と同様に生活ができるよう気配りを行うことをいう。

今後、建物だけではなく、情報のバリアフリー化も必要となるが、視覚障害・聴覚障害・知的障害のように、情報を得ることが困難な方への情報のバリアフリー化について、市としてはどのように行うつもりなのか。

また、合理的配慮が努力義務となる民間企業についても、積極的に取り組んでいただけるための啓発活動等が必要になると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第6号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも採択と所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第6号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表し、委員長報告に反対し、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について採択を主張し、討論いたします。

東小樽地区の人口は2万7,000人余りにもなり、小樽市の中でも有数の住宅地で小樽市統計書の町丁別世帯数と人口の推移を見ますと、桜1丁目から5丁目が一番世帯数が多く5,282世帯、2番目に多いのは新光1丁目から5丁目の4,142世帯です。世帯数から見ても、小樽市の中で人口が多いことがわか

ります。

小樽・朝里のまちづくりの会が中心に行っています企画の中に、リバーサイドフェスティバルや朝里十字街雪まつりがあります。リバーサイドフェスティバルは、毎年のように数千人の近隣住民が参加され、にぎわうイベントになり、また、朝里十字街雪まつりでは、地域の町会とも協力しながら行い、雪のオブジェをつくったりしております。そのほか、災害時炊き出し訓練や地域イベントを毎月のように開催されているわけです。

このような住民諸団体の活発な活動がある中で、これらのニーズを受け入れられる公共施設はありません。2002年第1回定例会には8,489筆の住民の署名が提出され、今回5回目の陳情になりますが、それほど朝里十字街共同住宅跡地にコミュニティセンターを建てたいという住民の要望が強いということがわかります。

また、2007年8月に小樽市主催の新しい総合計画策定のための地域懇談会にて山田勝磨元市長より、朝里十字街共同住宅跡地にコミュニティセンターを建てたいと回答がされています。私も十数年間、朝里地域に住んでおりました。実際に地域の多くの方から小樽駅まで行かなければ集会、講習会にも体育館にも行けず、朝里十字街にコミュニティセンターがあれば、子供から大人まで利用でき、地域の人とのネットワークができる。なぜこれだけ人口が多い場所にコミュニティセンターがないのかが不思議だという話を聞いております。

先月6月13日の北海道新聞折り込みの地域新聞、朝里川プレスに、小樽市議のインタビューシリーズとして地元のある議員がインタビューを受け、コミュニティセンターの早期建設の実現に向けての発言が記事として掲載されました。その記事を見ますと、集会所として使用や運動ができる体育館、児童館のような地域の方が集まって1日遊べるスペース、外には遊具を置き、楽しめる空間をつくり、市立小樽図書館まで足を運ばなくてもネット検索をし、本の予約ができ、貸出しや返却ができるような場所もつくりたいと記載されておりました。コミュニティセンターが建設され、このように利用できれば、地域住民も大変喜び、子供も本を読む機会がずっと増え、勉強をするきっかけにもつながるかと思います。

ぜひとも、全議員の賛同をいただきますよう、お願い申し上げまして、討論を終わらせていただきます。（拍手）

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

（12番 鈴木喜明議員登壇）（拍手）

○12番（鈴木喜明議員） 自民党を代表し、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方については、継続審査の立場で討論いたします。

今から15年前、平成13年、朝里地区の共同住宅解体を機に、翌年当地に朝里、新光及びその周辺地区住民が交流を深め、地区住民の生活、文化、教養向上に資するために、また、福祉健康増進を目指す活動拠点としての多目的コミュニティセンター建設を要望するとして本陳情願意は理解するところもあります。

また、前市長及び前々市長も朝里地区のこのコミュニティセンターの必要性を認識し、当地を適地としていたことも認識しています。

しかしながら、本市における当地の資産価値及び地理的優位性を鑑み、その用途については所論があり、また建設主体や予算についても現状未確定な部分も多く、具体的な施設像も見えていない状況であります。

よって、現時点では本陳情の採択は難しいものと考え、継続審査を主張するものであります。

各会派の御賛同を求め、以上、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民主党を代表して、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について、採択を求めて討論いたします。

この間、民主党としても、本陳情をされている皆さんから御意見をいただいていたものであります。その中で、必要性として朝里・新光地区全体のまちづくり活動の拠点、地域興しの核のために、市民の日常交流、生涯学習スペースのために、市民生活を支える公的役割を担うためにとしてお話を伺ってきたものであります。

また、どのようなセンターにしたいのかという基本となるコンセプトについてもお聞きしてきました。皆さんからは、行政に頼るばかりでなく、地域の自立した活動の拠点となる施設、ランニングコスト、維持・管理、運営方法について見通しを持つ、一つのスペースを多機能化しコンパクトな施設に、自然エネルギー、太陽光発電等を利用した施設、バリアフリー化で誰もが利用できる施設、町内会館との機能の重複を避け、共存を図るといった意見があり、大変にしっかりとした考えの下に要望されているということが理解できるものであります。

さらに、地域の皆さんはこれまで建設予定地において、花壇の育成、地域における雪あかり会場としての取組、その他子供たちも含めた地域のイベント交流、触合いの場所として不断に活用されているという事実があります。

今日、市民ニーズが多様化する中、限られた財源を有効に活用するため、情報共有を基本にとも考え行動する協働を柱にしたまちづくりに関する基本的なルールを定めた自治基本条例が施行されて1年がたちましたが、民主党としては、本陳情はこの基本条例の考えにも理念が合致しており、また、行動が伴っているものと考えます。

また、現在の建設地は、前市長がセンター建設の予定地としても理解を示した経過があり、地域の皆さんもそのように認識してきたものであります。

しかし、今後、本市を取り巻く多くの不確定要因において、その用途、面積などの変更を余儀なくされ、この基本構想自体が担保できなくなってしまうのではないかと危惧をいたすものであります。

以上のような考えから、陳情第6号朝里におけるまちづくりセンターの建設方について議員各位の賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、昨年来、銭函2丁目の住民から同線の側溝の一部改修を要望する声が寄せられている。

市としては、当該市道については、改修の緊急性、路線の重要度、整備効果などを勘案した上で、優先度が低い路線の一つであるとして、今後の改修時期などの具体的見込みは立てづらい状況との説明である。

しかしながら、実際、住民生活に支障を来していることから、臨時市道整備事業としての位置づけを行い、計画的に改修を進めていくことが必要であると思うがどうか。

市長公約では、除雪の出動態勢を現在の15センチメートルから10センチメートルに見直しして、きめ細やかな除雪に取り組むことになっている。

現在、予算を検討中とのことだが、近年の決算状況からは、例年、除雪費の増加が見られることや、累積降雪量が6メートルを超えていない昨年度の決算見込みが17億円を上回ることなどから、新たな除雪体制での除雪費の増嵩は当然に予想される場所である。

例えば、単純に他の予算を削るとか、除雪費のみに偏った予算を計上するというのではなく、厳しい財政状況ではあるものの、創意工夫により予算を捻出するといった中で、市民から納得してもらえる除雪体制を構築してほしいと思うがどうか。

また、堆雪場の増設が必要とのことからも、新たに設定する場所を質問したところ、具体的内容は検討中とのことであり、また、除雪拠点を増やしたいとのことから、現在6か所ある除雪ステーションの今後の体制を質問したところ、同様の答弁であった。

さらに、除雪機械やオペレーターの確保についても、体制が決定していないため、試算できていないというが、第3回定例会に予算案を提案するためには、7月末までに固まった見積りを作成しないと間に合わないと考えられる。

現時点で内容を示すことができないのであれば、市長公約の全てを加味した除雪の予算を第3回定例会に提案することなど、難しいものとするがどうか。

除雪の出動態勢の見直しに伴う予算の試算や除雪ステーションを何か所増設するかなどの具体的な内容については、検討中とのことであるが、このままでは、本当に今年の冬から実施できるのか、大いに疑問であるがどうか。

公約である除雪体制の充実に対する市民の期待に応えるためにも、十分に検討の上、しっかりとした計画を立ててほしいと思うがどうか。

また、冬期間通行止めとなっている区間や非除雪区間の解消を何とか行ってほしいとの市民要望も多いが、市は、これら区間の解消に向けて、何らかの対策を検討しているのか。

市は、住宅エコリフォーム助成事業については、来年度からの実施を検討しているとのことであるが、その理由として、市民に恒常的に利用してもらうには、市の一般財源では負担が大きいため国の社会資本整備総合交付金の導入を検討していることや、既に住宅のリフォームをされている方との不公平感をなくすこと、そして冬期間の需要が実際の程度あるかの業者ヒアリングを行うことなどを挙げている。

しかしながら、この事業については、昨年の第4回定例会において、当委員会の提案により全会一致

で可決された条例に基づくものであり、市長も、今年度中に何らかの対応ができないか検討すると発言している。

どうすれば今年度中の事業実施ができるかを検討するのが市職員としての本来的なあり方と思うが、あくまで建設部長が実施時期を平成28年度と言っているのは問題ではないか。

住宅エコリフォーム助成事業については、本年4月1日から条例が施行されているが、市は、来年度からの本格実施を検討しているとのことである。いつの時点で、このような判断になったのか、極めて疑問である。

住宅エコリフォーム助成事業に関する中松前市長から森井市長への引継ぎは一切なかったとも聞くが、もともと来年度からの実施が決まっていたとしか受け取れないがどうか。

今定例会で予算が提案されなかった時点で、議員からも疑問の声が上がっていた。

市は、議会に対して、事前に何らかの説明は行っているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第4号につきましては、継続審査を主張する会派がありましたが、賛成少数により、継続審査は否決されました。

続いて、棄権した会派を除き採決を行った結果、全会一致により採択となりました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情は採択と、所管事務の調査は継続審査と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 自由民主党を代表して、陳情第4号御膳水仲通線の側溝一部改修方については継続審査を主張する討論を行います。

去る7月2日、常任委員会当日の午前中に、現地視察を行い、陳情箇所を十分に見てまいりました。

その結果といたしまして、この地域の抜本的な雨水処理については、市道と側溝の段差解消や新たな側溝の整備など、多額な費用を要することから、検討を要する部分も多々あり、軽々に判断するべきではないと考え、継続審査といたします。

議員各位の御賛同をお願いして、討論を終わります。（拍手）

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修についての採択を求める討論を行います。

陳情内容は、一部の側溝が道路より高くなり、雪解け水や雨水が側溝に流れず、居住敷地内に流れ込み、庭や道路が泥水状態になり、居住人や歩行者、通行者が非常に困っていますので、一部側溝を改修してほしいというものであります。

7月2日、建設常任委員会と建設部の皆さんとともに、現地視察を行い、陳情者をはじめ、地域の皆さんの話も伺ってきました。

この側溝は、平成3年から平成5年にかけて設置されたものです。改修が必要とされるところは、道

路の片側のみ側溝が施設されている約110メートルの区間で、現状は道路の舗装がやせ細り、側溝が高くなって、道路上の雪解け水や雨水が側溝に流れず、居住敷地内に流れ込む状態になっています。

この状況を打開するためには、建設事業課の見解では、道路の舗装を高くすることで現在設置されている側溝に流すことです。しかし、道路に傾斜をつけることによって、居住者側を高くしなければならず、その場合、新たに道路と私有地に段差が生じることになります。根本的に解決するためには、現在片側のみに設置されている側溝を居住者側にも設置する必要があるとのことです。

この陳情については、平成26年6月9日にも提出され、当時の常任委員会でも議論されてきました。その議事録の一部を紹介しますと、たぶん抜本的にやろうとしたら、真ん中を低くして側溝を真ん中に移して水を流すようにしない限り絶対無理だと思います。しかし、基本的には、そこまであの地域だけにお金をどんどん使えるのかということ、そういう状況にない。周りの家を見ますと、基礎を上げたり、周りに砂利を入れたり、アスファルトを敷かれているところもありました。周辺を高くするということです。側溝で解決できないような地形の条件ですとの議員発言がありました。この発言は住民みずからが対処すべきと言わんばかりで、市民要求に何ら応えようとした姿勢がうかがえないことです。

結果的に昨年の陳情は継続審査とされ、議員の任期満了時まで放置され、廃案とされてしまいました。議員の役割は住民の声を行政に届け、住民が困っている問題について解決するために力を尽くすことではないでしょうか。

このたびの陳情に当たっては、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実施することは困難であると御理解いただいているものと思われま。年次計画の中で、臨時市道整備事業に組み入れて、できるだけ早い時期に着工するよう対処すべきであります。

この陳情に当たって、平成26年6月9日の陳情時の署名数は69名でしたが、このたびは118名と大幅に増え、この地域の方々の切実な訴えとなっています。

地域住民によりよい環境で過ごしていただくことが議会として行うことだと思います。

今回は決して継続審査とせず、議会の役割を積極的に果たすべきだと思います。自民党、公明党、新風小樽の皆さんには陳情の趣旨を御理解いただいて、ぜひ採択していただけるようお願いいたします。討論といたします。（拍手）

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 公明党を代表し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について継続審査を求める討論を行います。

この陳情につきましては、建設常任委員会として7月2日当日視察をしてまいりました。これまでも現地では当面の措置として舗装の水たまり処理のため、一部の舗装面の補修や一部側溝脇のコンクリートの溝切りなどが行われてまいりました。委員会質疑においても要望いたしましたが、引き続き陳情者と協議をしながら、当面の措置は必要と考えているところであります。

しかし、この狭い道路の中で側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が画定されておらず、測量の費用はじめ、事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めてもう少し時間をかけて審議すべきと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下弧芳議員。

(19番 林下弧芳議員登壇) (拍手)

○19番(林下弧芳議員) 民主党を代表して、ただいまの委員長報告に賛成し、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、採択を求めて討論を行います。

7月2日に建設常任委員会のメンバーで陳情に対する現地視察を行い、陳情者や建設部の担当者から説明を受けました。現地では、地盤の関係で側溝の一部が道路より高く、住宅の敷地内に水が流れ込む状況がしばしば生じていることを確認することができました。また、抜本的な解決には至らないまでも、問題の解決に向けたこの間の対応も理解することができました。

私どもは、この間、継続審査の態度をとってまいりましたが、それは陳情や請願などの判断に当たり、予算の規模と財政に与える影響、実現のための条件や環境が整備されているかなどを判断基準として、可能な限り党利党略は排除されるべきと思ってきたからであります。

しかし、陳情や請願の9割が継続審査によって実現せず、民意が踏みにじられているといった厳しい批判もありました。私どもの継続審査に対する真意が市民には伝わらず、選挙などのたびに市民に不信感が広がっていく結果となったと思われまます。

そうした反省を踏まえ、これまでの判断を踏襲しながらも、純粋に市民の要望に基づく陳情や請願は採択を基本とした上で、市長提案を受けた時点で予算や対策、条件に妥当性や整合性があるかを十分に検証し、判断をしていくことにしたいと考え、私どもは市民にも御理解をいただく努力をしていきたいと考えています。

以上の理由から、陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、委員長の報告どおり、多くの議員の御賛同と御理解をお願いして、討論といたします。(拍手)

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、安齋哲也議員。

(5番 安齋哲也議員登壇) (拍手)

○5番(安齋哲也議員) 陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、継続審査を求める討論を行います。

この陳情は、銭函2丁目の市道御膳水仲通線の一部の側溝を改修して、雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にすることを求めるものです。

私たち新風小樽の会派では建設常任委員がおりませんが、改選前に私が建設常任委員会の委員であったこと、そして昨年のこの第2回定例会の陳情を受け、現時視察を行い、そして、建設事業課と話を進める中でいろいろ考えた結果、継続審査を求めております。

建設事業課では、側溝、側壁、天端にスリットを設置し、部分的にパッチ舗装を実施し、水たまりの解消を進めているとの報告をいただいております。

今回の陳情では、側溝が片側にしかない区間の約110メートルについて側溝の新設が要望されているとのことですが、これには約1,000万円の工事費がかかると試算されていることが民主党の林下議員の質問に対して答弁されています。しかし、7月2日に実施された現地視察では、側溝整備に加えて、舗装の改修も要望事項であるとのことでした。その区間については、合計で約200メートルであるというところが確認されました。原課に実態を伺ったところ、この区間の舗装を改修するには、路盤の厚さ不足が想定されるため、舗装改良工事ではなく、道路改良工事が必要となるとのこととされています。また、この路線は道路認定幅が4メートルと狭く、道路境界ぎりぎりに側溝を設置する必要があります。林下議員への答弁で、用地測量も実施しなければならないということが明らかになっています。そして、緊急度、路線の重要度、整備効果の中で選定されている臨時市道整備事業の中でこの道路の舗装劣化状

態は、市内のほかの道路状況に比べてもまだ維持補修工事での対応でも通行には支障ない状態が保たれていると認識しています。しかし、部分的には浅い水たまりが生じていることも承知しておりますので、その部分的な舗装のオーバーレイで対応するなどの措置の検討は必要であると考えておりますし、市としてもその必要性は認めています。

よって、原課としては当面は舗装幅員が約3メートルと狭いことから、片勾配で表面水を処理することが十分に可能な道路と判断しており、この区間全てをオーバーレイする必要なく、水がたまる部分のみ実施すれば済むのではないかと考えております。

建設部には陳情代表者の方を通じて地元住民の方々と調整し、当面の措置として舗装オーバーレイによる対応を検討してもらうことをお願いしております。

なお、この対応案であれば来年度からの着工も可能と思われますので、住民の方々の御意見と技術的なこと、財政的な部分を考慮した中で、対応をお願いしているところでございます。

何でも陳情があつてあそこの道路を舗装してくれ、整備してくれという案件が来て、全てを可決する、そのことは逆に無責任な判断であると私は思っております。

よって、この陳情については継続審査を主張しますが、対応をしなくてもいいということではなく、できる範囲での改善策を講じていただけるよう求めておりますことを申し添え、討論を終わります。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告は採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第16号ないし第18号」を一括議題といたします。

議案第18号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第16号及び第17号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第16号固定資産評価員の選任につきましては、小山秀昭氏の後任に前田孝一氏を選任するものであります。

議案第17号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、鈴木美代子氏、島常雄氏の任期が平成27年9月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を、また欠員の補充として中川めぐみ氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 自由民主党を代表して、議案第17号人権擁護委員候補者の推薦について一部不同意の討論を行います。

最初に、島常雄氏、鈴木美代子氏の再任については同意といたします。

次に、中川めぐみ氏の新任については、銀行勤務後、小樽市室内水泳プール勤務を経て、色内小学校、西陵中学校のPTA会長を歴任、小樽子どもと本をつなぐ会や、たるBOOK代表とお聞きます。ですが、今回、市から提出された書類だけでは人権擁護委員にふさわしいのかよくわかりません。

よって、今回の人権擁護委員の是非を判断できる材料がないという結論に至りましたので、不同意とし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第17号について採決いたします。

本件につきましては、人権擁護委員候補者3名の推薦について同意を求める案件であります、中川めぐみ氏とそれ以外の方々を分離して採決いたします。

最初に、中川めぐみ氏について採決いたします。

同意と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、鈴木美代子氏、島常雄氏について、一括採決いたします。

両名とも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第16号は同意と、議案第18号は可決とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第11号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号、第2号、第3号の提案説明をいたします。

まず、意見書案第3号については、オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求めるものです。

MV-22オスプレイがハワイで訓練中に着陸に失敗し、1人が亡くなり、21人が病院に搬送されました。この事件に関して普天間基地のクリストファー・ディマース航空安全担当官は、残念ながら事故

は完全に避けることはできないとコメントをしております。いまだに事故の原因もわからず不透明なままです。オスプレイの飛行訓練に対し、沖縄の住民からは夜間の低空飛行訓練も急増し、低周波音が心臓に響いてつらいという声もあります。

そもそもオスプレイは開発段階から事故が相次いでおり、36の方が亡くなっております。開発当時は未亡人製造器と呼ばれていたほどです。住民の命を守る立場から、安全性にも懸念があるオスプレイの新たな配備計画を撤回することを求めます。

次に、意見書案第1号マイナンバー制度の施行中止を求める意見書案です。

今年10月から、住民票を持つ全員に国民共通番号マイナンバーを通知するカードが送られます。膨大な個人情報を行政が一元的に把握、活用するマイナンバー制度は、年金、労働、福祉、医療などの社会保障の分野でその個人情報が利用される予定です。つい先日には年金の個人情報を管理している日本年金機構のシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など約125万件に上る個人情報が流出していたことが明らかになりました。機構が問題を公表したのはウイルス感染の判明から20日以上もたってからで、国民の不信と批判が高まっているところです。

国民の理解を得ておらず、制度の弊害が明らかとなっているマイナンバー制度は実施を中止することを強く求めます。

次に、意見書案第2号介護報酬の再改定を求める意見書案です。

2015年4月より実施された介護報酬改定は、介護職員処遇改善加算のプラス1.65パーセント等を除くと、マイナス4.48パーセントの大幅なマイナス改定となりました。小規模デイサービスでは約10パーセント、予防通所リハビリに至っては20パーセントを超えるマイナス改定となっており、経営が困難になるほどの引下げとなっています。

私も4月の報酬改定前に市内の小規模デイサービス等を訪問し、現場の声を聞いてみました。そうしますと、利用している方が一度病気で入院になるとほとんどの方が戻ってくることはできず大変な状態、介護報酬の引下げをされたら、どこまで経営ができるかわからない、施設がなくなれば、ここを居場所としている利用者に申しわけない、また、子育て中の職員は介護の仕事では子供を育てながらの生活はできないとやめてしまい、長く働ける人が少ないとの声がありました。

厚生労働省は今回の大幅切下げの理由として、社会福祉法人の内部留保を挙げておりますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬の中でさえ、介護労働者の賃金確保で精いっぱいの状態です。誰もが安心して介護を利用でき、職員も働きやすいようにするためにも、介護報酬の見直しは行うべきです。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 自由民主党を代表し、意見書案第3号オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求める意見書案に否決の立場で討論を行います。

まず、海兵隊型機体MV-22の安全性と事故率について、2012年9月19日の防衛省の資料によると、10万飛行時間当たりの事故率は普天間基地に配備されている改良型のCH-53Eスーパースタリオンでも2.35と、オスプレイの1.93よりも高くなっており、CH-53の老朽化の現状を加味するとオスプレイの配備のほうが安全性が増すという意見もあります。また、空軍特殊作戦型のCV-22は

MV-22の基本構造と同一で、事故率の差異は運用の違いから来るものである以上、同じ運用条件ならば、安全性の違いはないとの意見もあります。

しかしながら、それでもオスプレイの垂直モードから水平モード移行時又はその逆の操作時に起こる事故比率は高く、特に市街地上空でのモード移行は日本政府が申し出たとおり、米軍は慎むべきであると考えます。

また、アジア情勢は不安定で、とりわけ朝鮮半島では北朝鮮の核ミサイル開発や南北関係の緊張が続き、中国の飛躍の台頭と軍事能力拡大もあり、将来の不透明さ、不確かさは増しております。特に、今の尖閣問題では、中国が強硬姿勢を緩めない中、オスプレイは従来ヘリコプターに比べ、速度、収容人数などが2倍、航続距離が8倍、作戦行動半径が4倍という性能であり、配備による中国への牽制効果はかなりのものであると述べる専門家もおります。

また、2013年11月フィリピンで台風のハイエンによる被害が発生した際、米海兵隊は被災地に最大14機の普天間飛行場所載のMV-22を派遣し、厳しい被災環境において、1日数百名の孤立被災者と約6トンの救援物資の輸送を行うなど、オスプレイの多様な能力を発揮いたしました。

訓練などの行動範囲を北海道を含む全国に拡散する動きについては、全国知事会でも沖縄県の米軍基地負担の軽減ということは他の自治体がしっかりと取り組んでいかなければいけないこと、沖縄県以外の都道府県知事が沖縄県の負担軽減をいかに実現していくかということについて議論している途中でもあります。

よって、我が党としては、従来のヘリを飛ばすということの危険性、あるいはオスプレイの持つ性能を考えると、オスプレイの新たな配備計画を全面的に否定する意見書案第3号には賛同できません。

以上、議員各位の否決についての賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号の可決を求めて討論をいたします。

初めに、意見書案第1号マイナンバー制度の施行中止を求める意見書案についてです。

先ほどの予算特別委員会の討論で述べたとおり、マイナンバー制度の導入が進められています。社会保障、税、災害対策の行政手続に導入され、民間事業者でも税や社会保障の手続でマイナンバーを取り扱うことになり、個人情報ファイルを目的外に不当に提供すれば、処罰の対象になります。

政府は行政の効率化、国民の利便性を高めるといいますが、税や健康保険、年金、介護や子育てなど、幅広い社会保障情報が国により一元管理されることになります。同様の制度を導入しているアメリカや韓国では、個人情報の大量流出、不正使用が大問題になり、制度見直し議論が起こっています。日本でも同じような被害を起ささないために、実施を撤回すべきです。

次に、意見書案第2号介護報酬の再改定を求める意見書案についてです。

「介護される人もする人もみんな笑顔に！北海道連絡会」が行った介護事業者へのアンケートでは、介護報酬改定で経営は後退せざるを得ないと答えた事業所が73.4パーセントとなり、この場合の対応として、可能な限り加算を取得するが51.8パーセント、労働条件の見直し・配置引下げ見直し、これを合わせると66.9パーセントとなります。

この介護報酬の引下げは、介護職員の処遇悪化、労働強化につながり、離職に拍車がかかることが懸念されます。それは結果的に介護を受ける人たちのサービス悪化につながります。介護報酬の引下げは、

国民、利用者にとっても重大な後退をもたらすものです。今必要なことは、適切な介護報酬に引き上げるとともに、現行25パーセントの介護保険財政に対する国庫負担割合の引上げを行って、利用者負担を軽減することです。

次に、意見書案第3号オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求める意見書案についてです。

先ほどの提案説明にあった事故が起きた時期は、日米両政府が普天間基地のMV-22に加え、アメリカ空軍横田基地にCV-22を2017年以降10機配備する計画を発表したばかりのときでした。さらに、2019年度以降、佐賀空港に陸上自衛隊オスプレイ17機を配備する計画です。在日米軍横田基地では、昨年7月19日の初飛来以降、8、9、10、今年の5月と頻繁にオスプレイが飛来しています。東富士、北富士演習場で離着陸訓練が実施されるなど、横田基地の訓練拠点化が進められています。

オスプレイの主要な任務は、国境も国際法も無視して、侵略を行うアメリカの特殊部隊の輸送であり、日本の防衛とは無縁なことは明らかです。ただでさえ、墜落の危険性がある欠陥機なのに、低空飛行もしている他国の特殊部隊の輸送機を首都に置く国はありません。沖縄に配備されている24機を即時運用停止し、新たな配備計画を全て中止するべきです。

以上、各議員の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、意見書案第1号マイナンバー制度の施行中止を求める意見書案、意見書案第2号介護報酬の再改定を求める意見書案について否決を求めて討論を行います。

まず、マイナンバー制度の施行中止を求める意見書案については、日本年金機構による個人情報流出による国民の不安などから中止を求めると主張されております。しかし、今回の流出は、基幹系システムからのものではなく、業務系の一時保存のデータが不正アクセスを受けてパスワードがかけられていなかったことなども手伝って流出したということであります。それを防ぐために必要なデータには必ずパスワードを設定するなど、業務上の情報管理を厳格に行うことは必要です。

しかし、それとは違って、マイナンバー制度自体はインターネットとは遮断されている基幹系システムで行われるため、流出の危険は少ないものと考えられます。また、本人確認は写真付個人番号カードなどによって厳格に行われ、悪用しようとしてもマイナンバーだけで各種手続ができるわけではなく、制度導入によって個人情報の漏えいリスクが増大するものでもありません。

したがって、制度の施行を中止する必要はなく、本意見書案は否決といたします。

次に、介護報酬の再改定を求める意見書案については、趣旨には理解できる点はあるものの、我が党としては、以前より主張してきたとおり、介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするためにも、負担と給付のバランスは極めて重要だと考えます。

本意見書案においては、利用者負担によらない介護報酬の大幅プラス改定を求めています。現状では国庫負担が大幅に拡大されない以上、現実的ではないため、否決といたします。

以上、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 民主党を代表して、意見書案第1号マイナンバー制度の施行中止を求める意見書案の否決の討論を行います。

提案者の懸念や指摘に対しては一定の理解はできますが、民主党政権時代から企業による年金の掛金の不正や給与所得者と企業や事業者などの税負担の公平性や透明性を求める国民の声に応えるべく、さまざまな角度から議論が積み上げられてきたと考えております。

確かに、事業者や自治体にとってもマイナンバー制度の施行に当たり、一時的には煩雑な作業も否定はできませんが、税負担の公平性や年金、社会保障の制度を将来的に維持していくための一元的な管理には必要なシステムであると判断されます。

また、個人情報管理の脆弱性は現代社会の弱点として克服すべき課題ではありますが、これをもって制度そのものを弊害とすることにはならず、国会における審議の経過や報道によって国民の理解は得られたものと判断されます。

よって、意見書案第1号マイナンバー制度の中止を求める意見書案について、否決の討論といたします。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時50分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 濱本進

議員 佐々木 秩

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成27年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日以降印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２７年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。（招集日印刷配布分）
- （２）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２７年５月分の各会計例月出納検査について報告があった。（最終日印刷配布分）

以 上

マイナンバー制度の施行中止を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 高野 さくら
同 酒井 隆裕
同 川畑 正美

今年10月から、全ての市区町村において、住民票を持つ全員にマイナンバーを通知するカードが郵送されます。事業所は、来年1月から、従業員の給与から税・社会保険料を天引きする手続などに番号を使うことが義務づけられているため、従業員の配偶者・扶養家族の番号も勤め先に申告することになります。事業者には、膨大な番号の管理が求められ、システムの更新、整備の費用や人的体制の確保が重い負担になっており、また、自治体職員の業務も過重になることが予想されます。

こうした最中に、日本年金機構による125万件にも及ぶ個人情報流出が明らかになり、国民の中に不安の声が高まっています。今のところ、社会保険給付などのシステムへの不正アクセスは確認されていないとのことですが、個人情報管理のせい弱性が浮き彫りになるなど、現時点では、完全に個人情報を守る効果的なシステムは確立されていません。

よって、政府においては、国民の理解が得られておらず、また、制度の弊害が明らかとなっているマイナンバーの実施を中止することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 7 月 7 日
小樽市議会

議決年月日	平成27年 7 月 7 日	議決結果	否 決
-------	---------------	------	-----

介護報酬の再改定を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

高野 さくら
中村 誠吾
新谷 とし

平成27年4月から実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56パーセント、処遇改善にプラス1.65パーセントを除くと、マイナス4.48パーセントの大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5パーセントを超える引下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10パーセント、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20パーセントを超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、既に採算の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まっており、地域によっては介護報酬の引下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実を理由に消費税8パーセント増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

厚生労働省は、今回の大幅切下げの理由として社会福祉法人の内部留保を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬の中でさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精一杯の状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護はもうかっている」との判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護など幾つかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネジャー・事務職・リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた処遇改善には、加算ではなく介護報酬自体の引上げが必要です。

国が医療介護総合法の中で、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとする中、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担によらない介護報酬の大幅プラス改定での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しが必要です。

よって、国においては、下記の事項について実現するよう要望します。

記

- 1 平成28年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年7月7日
小樽市議会

議決年月日	平成27年7月7日	議決結果	否	決
-------	-----------	------	---	---

オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	中 村 岩 雄
	同	高 野 さくら
	同	佐々木 秩

普天間基地に24機配備されている米海兵隊の垂直離着陸機MV-22オスプレイがハワイでの訓練中に着陸失敗・機体炎上、乗組員1人が死亡・21人が病院に搬送され、うち1人が死亡するという大惨事を起こしました。オスプレイは不安定な機体構造のため、開発段階から事故が相次ぎ、空軍所属のCV-22を含め、今回の事故で乗組員の死者は40人に達しました。

日米両政府は、2017年から横田基地にCV-22オスプレイを配備する計画を発表しました。CV-22は特殊作戦用のもので、横田基地が特殊作戦機部隊の新たな拠点として強化されることとなります。CV-22の事故率は、MV-22の7倍近くに達するという数字もあり、人口過密な首都・東京に配備する危険は明白です。さらには、2019年度以降、佐賀空港に陸上自衛隊がオスプレイ17機を配備する計画もあります。

また、札幌にも飛来したオスプレイは、日本上空での低空飛行訓練を始めています。これまでも米軍機の低空飛行訓練による騒音に加え、奈良県での「ケーブル切断」、高知県での「早明浦ダム墜落」、高知沖墜落などの事故が起きており、危険が増加するのではないかと自治体と住民が不安を募らせています。

よって、国及び政府においては、住民の生命、財産及び安心・安全な生活を守る立場から、オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年7月7日
小樽市議会

議決年月日	平成27年7月7日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-----------	------	-----	---------

小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	松田	優子
	同	鈴木	喜明
	同	中村	誠吾
	同	新谷	とし

北海道では、平成13年に低体重児の出生割合の増加などに伴い、特別な医療が必要なハイリスク児、ハイリスク分べんなどに対する医療を提供するため、「北海道周産期医療システム整備計画」を策定し、その後、国の周産期医療体制整備指針により平成23年に現在の「北海道周産期医療体制整備計画」が策定されています。

医師の地域偏在や診療科偏在などによる医師不足問題が深刻化している中、道内3医育大学との協議や北海道医療対策協議会、北海道総合保健医療協議会の意見も踏まえ、将来の産科医療体制の目指すべき姿を展望し、産婦人科医師の配置など、道民の大きな期待が寄せられたところであります。

後志地域におきましては、平成13年から後志第2次医療圏として社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院（以下「小樽協会病院」という。）が地域周産期母子医療センターとして圏域で唯一認定され、今日まで後志地域全体の周産期医療の中心となり重要な役割を担ってまいりました。

しかし、小樽協会病院には、昨年11月常勤産婦人科医師の減少により、平成27年7月から分べんは全て扱わないとし、後志地域の周産期医療に大きな不安と混乱を招いております。

「安心して子供を産み育てる環境」を維持していくことは、地域住民の強い願いであり、小樽協会病院における産科医療の継続を守ることは重要であります。

よって、北海道においては、地域周産期母子医療センターとしての小樽協会病院が、後志地域で引き続き分べん可能な診療体制を維持し、周産期医療の拠点病院として継続できるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年7月7日
小樽市議会

議決年月日	平成27年7月7日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	中	村	岩	雄
	同	中	村	吉	宏
	同	面	野	大	輔
	同	小	貫		元

地域最低賃金は、北海道の低賃金構造を改善し、「働く貧困層＝ワーキングプア」の解消のためのセイフティネットの一つとして最も重要なものです。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中で、平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」における、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意により、昨年、北海道地方最低賃金審議会が答申書に初めて、800円、1,000円への引上げに向けた道筋を付けるための表記がなされました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながり兼ねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 雇用戦略対話合意に基づき早期に時給800円を確保し、平成32年までに全国平均時給が1,000円に到達できるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 最低賃金引上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 7 月 7 日
小樽市議会

議決年月日	平成27年 7 月 7 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	---------------	------	-----	-----	-----

2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩

義務教育国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要不可欠です。

今年度の政府予算は、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業革新等による教育の質の向上などに900人と東日本大震災の被災地学習支援1,000人にとどまっています。2014年の厚生労働省「国民生活基礎調査」では、子供の貧困率は過去最高の16.3パーセントに達し、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」についても削減が進むなど、「就学援助」を受けている子供たちへの影響が懸念されます。

教育現場においては、地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費を始め、校舎等の修繕費がいまだにPTA会計より支出されています。また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどを始めとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても、都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子供たちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、国においては、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るため、下記の事項を実施するよう要望します。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。
また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消を始め、義務標準法改正を伴う教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 3 子供たちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。
- 4 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保及び拡充を行うこと。
- 5 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保及び拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 7 月 7 日
小樽市議会

議決年月日	平成27年 7 月 7 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	---------------	------	-----	-----	-----

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	佐々木 秩
	同	山 田 雅 敏

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年以降、全道では、現在までに20校が募集停止（又は募集停止予定）であり、19校が再編・統合によって削減（又は削減予定）とされています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じています。さらに、子供の進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力をそぐこととなっています。地元の高校を奪われた子供たちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては、通学断念にまで追い込まれ兼ねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98パーセントを超える状況にありながら、北海道の高校の約43パーセントがなくなることになります。これはそのまま「地方の切捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子供に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、下記の事項について要望します。

記

- 1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2 「公立高校配置計画」については、子供・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から他町村の高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。
- 4 障害のある・なしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 7 月 7 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成27年 7 月 7 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	---------------	------	-----	-----	-----

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 斎 哲 也
	同	酒 井 隆 裕
	同	斉 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	佐々木 秩

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員を始め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減に向けた議論が進められています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

よって、政府においては、2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たり、国民生活を犠牲にするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すよう、下記のとおり対策を求めます。

記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。特に、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定の在り方を検討すること。
- 4 税制改正に当たっては、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。また、償却資産に係る固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。
- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 7 月 7 日
小樽市議会

議決年月日	平成27年7月7日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-----------	------	-----	---------

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	松田	優子
	同	鈴木	喜明
	同	中村	誠吾
	同	新谷	とし

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところです。

国保改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところです。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られます。

さらに、平成26年度補正で予算措置された国の交付金を活用し、対象年齢の引上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところです。

よって、国においては、全ての自治体で取り組んでいる乳幼児医療の助成制度など地方単独事業の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請します。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子供等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、自治体の意見を反映させること。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子供等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年 7 月 7 日
小樽市議会

議決年月日	平成27年 7 月 7 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	---------------	------	-----	---------

認知症への取組の充実強化に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	鈴木喜明
	同	中村誠吾
	同	川畑正美

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認されました。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は、約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されています。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところでもあります。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取組について家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年7月7日
小樽市議会

議決年月日	平成27年7月7日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------	------	----	------

農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	中村吉宏
	同	面野大輔
	同	川畑正美

少子高齢化社会の到来により、農林水産物の国内マーケットは縮小する見込みにある一方、海外には、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加といった今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在します。

農林水産物・食品の輸出促進は、新たな販路拡大や所得の向上、国内価格下落に対するリスクの軽減、国内ブランド価値の向上や経営に対する意識改革などが図られ、国民全体にとっては、生産量増加による食料自給率の向上、輸出入バランスの改善、日本食文化の海外への普及など、幅広いメリットが考えられます。

政府は、昨年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020 年における輸出額の目標を 1 兆円と定めています。近年の輸出は、円高や原発事故の影響などにより、落込みが生じていましたが、2014 年の輸出額は過去最高の 6,117 億円となりました。

よって、政府においては、官民一体となった一層の促進策によって、国産農林水産物の輸出拡大につなげていくため、下記の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 原発事故に伴う輸入規制を行っている国々に対し、国境措置を科学的根拠に基づく判断とするよう多国間協議の場で提議・要請すること。
- 2 国や日本貿易振興機構（JETRO）等が一体となって支援し、ブランドの確立や産地間の連携を図るとともに、諸外国の輸入規制情報の提供や関連する相談窓口の設置、諸外国から要求される証明書の国による一元的な発行など、国内輸出事業者への支援策を行うこと。
- 3 輸出先となる国や事業者から求められる HACCP、ハラール、GLOBAL G. A. P. 等の認証取得を促進するとともに、国際的な取引にも通用する、HACCP をベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みや、GAP に関する規格・認証の仕組みの構築を推進すること。
- 4 国内・海外商談会の開催や輸出に必要な情報の提供、輸出相談窓口体制の充実、トップセールスによる支援など、日本食文化・産業の一体的な海外展開を一層推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 27 年 7 月 7 日
小樽市議会

議決年月日	平成 27 年 7 月 7 日	議決結果	可決	全会一致
-------	-----------------	------	----	------

平成27年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成27年6月18日～平成27年7月7日(20日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成27年度小樽市一般会計補正予算	H27.6.18	市長	H27.6.25	予算	H27.6.26	否決	H27.6.29	否決
第1号修正案	平成27年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案	H27.6.29	議員	—	(予算)	(H27.6.26)	(否決)	H27.6.29	否決
2	平成27年度小樽市一般会計補正予算	H27.6.18	市長	H27.6.25	予算	H27.7.1	可決	H27.7.7	可決
3	平成27年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H27.6.18	市長	H27.6.25	予算	H27.7.1	可決	H27.7.7	可決
4	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H27.6.18	市長	H27.6.25	建設	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
5	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案	H27.6.18	市長	H27.6.25	総務	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
6	新たに生じた土地の確認について	H27.6.18	市長	H27.6.25	経済	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
7	町の区域の変更について	H27.6.18	市長	H27.6.25	経済	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
8	動産の取得について〔小樽市指定ごみ袋その1〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	厚生	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
9	動産の取得について〔小樽市指定ごみ袋その2〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	厚生	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
10	動産の取得について〔ロータリ除雪車〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	建設	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
11	工事請負契約について〔手宮中央小学校屋内運動場新築工事〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	総務	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
12	工事請負契約について〔奥沢小学校校舎耐震補強ほか改修工事〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	総務	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
13	工事請負契約について〔山手地区統合小学校新築造成工事〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	総務	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
14	動産の取得について〔救助工作車〕	H27.6.18	市長	H27.6.25	総務	H27.7.2	可決	H27.7.7	可決
15	小樽市非核港湾条例案	H27.6.18	議員	H27.6.25	総務	H27.7.2	否決	H27.7.7	否決
16	小樽市固定資産評価員の選任について	H27.7.7	市長	—	—	—	—	H27.7.7	同意
17	人権擁護委員候補者の推薦について	H27.7.7	市長	—	—	—	—	H27.7.7	同意
18	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第1号	マイナンバー制度の施行中止を求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	否決
意見書案第2号	介護報酬の再改定を求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	否決
意見書案第3号	オスプレイの新たな配備計画を撤回することを求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第4号	小樽・後志地域における周産期医療体制を守る意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第5号	平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第6号	2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第7号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子供の実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第9号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第10号	認知症への取組の充実強化に関する意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
意見書案第11号	農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書(案)	H27.7.7	議員	—	—	—	—	H27.7.7	可決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総務	H27.7.2	継続審査	H27.7.7	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経済	H27.7.2	継続審査	H27.7.7	継続審査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚生	H27.7.2	継続審査	H27.7.7	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建設	H27.7.2	継続審査	H27.7.7	継続審査

※議案第1号修正案の()は、平成27年6月26日に予算特別委員会に提出され、否決されたものである。

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H27.6.22	H27.7.2	採択	H27.7.7	採択

経済常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	小樽市への賭博場・カジノ誘致反對方について	H27.6.19	H27.7.2	不採択	H27.7.7	不採択

厚生常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道「幸2丁目12番付近」の横断歩道設置方について	H27.6.2	H27.7.2	採択	H27.7.7	採択
3	赤岩1丁目道路の安全対策方について (信号機の設置)	H27.6.19	H27.7.2	採択	H27.7.7	採択
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27.6.23	H27.7.2	継続審査	H27.7.7	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	赤岩1丁目道路の安全対策方について (砂箱の設置)	H27.6.19	H27.7.2	採択	H27.7.7	採択
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27.6.19	H27.7.2	採択	H27.7.7	継続審査